

令和 3 年

第 1 回定例会  
予算審査特別委員会会議録

令和 3 年 3 月 16 日

）

令和 3 年 3 月 19 日

田 上 町 議 会

令和3年第1回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第1日)

---

---

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年3月16日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 8番  | 椿 一春君  |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
| 6番 | 中野 和美君  |     |        |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉 正治君
- 5 欠席委員
- 12番 関根 一義君
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 会計管理者  | 山口 浩一 |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 政策推進室長 | 堀内 誠  |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 財政係長   | 渡辺 聡  |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 政策推進係長 | 泉田 健一 |
| 町民課長   | 田中 國明 | 福祉係長   | 山本 泰史 |
| 保健福祉課長 | 渡邊 賢  |        |       |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
- 議案第 1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第 2号 田上町介護保険条例の一部改正について

議案第 14号 令和3年度田上町一般会計予算議定について中

歳 入

歳 出 1 款 議会費

2 款 総務費

---

午前9時00分 開 会

---

委員長（池井 豊君） 皆さん、おはようございます。今日から令和3年度の予算を審査する予算審査特別委員会を開催いたします。

世間は非常に春めいてきて、この土日にはもうノーマルタイヤに替える人がいたりとか、我が家の庭にある梅も5輪、6輪と開花して、本当に春に向かっていく勢いでございます。田上町にとっては、本当に道の駅、交流会館、地域学習センターができて、これからのいいまちづくりに向けて施設はそろったということで、これをいかに活用して、いいまちづくりにしていくかということが令和3年度の課題といたしましょうか、テーマだと思っております。皆さんもこういうコロナ禍の異常な状況ではございますけれども、慎重審査して、いい予算が組めるような審査にしていただければと思います。

座らせてもらって進行いたします。

本日の出席委員は12名であります。

関根委員より欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

三條新聞社から傍聴の申出があり、これを許可いたしましたので、報告いたします。

それでは、議長から挨拶をお願いします。

議長（熊倉正治君） それでは、皆さん、おはようございます。いよいよ3月定例会最後の山場ということでございますが、委員の皆さんにおかれては、一般質問の中でそれぞれ町長の考え方も質問をされていた方が大勢いらっしゃいますが、特別委員会は今度さらにそれを深めるという意味での質疑にはなろうかと思いますが、日程的には4日間もという言い方がいいのか、4日間しかないというふうに申し上げればいいのか、その辺は委員の皆さんのご判断でしようが、ぜひ、これからの令和3年度の町の方向を決める大事な予算でございますので、活発な議論の中で、それぞれ決定をいただければいいのかなと思っております。大変ご苦労さまでございますが、執行側の皆さんもひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますのは、特別委員会に付託された議案第1号、第2号、それから議案第14号から議案第21号までの10案件であります。日程につきましては、配付済みの日程表に従って進めてまいりたいと思います。

また、予算審査に当たりまして、私から皆様をお願いしたいと思います。質疑、意見は趣旨を明確にして、簡潔に発言をお願いいたします。資料の提出を求める場合や総括質疑として町長に答弁を求める場合は、その旨を明確にしていただきたいと思います。また、総括質疑をされる方は、質疑内容を所定の用紙にまとめ、執行への報告の都合がありますので、当日終了までに委員長に提出してくださるようお願いいたします。審査の日程は、翌日に繰り越さないことを基本として進めてまいりますので、ご協力をお願いいたしますというのが例年のところなのですが、私が予算審査に携わって毎年感じていたことがありまして、お願いしていたことなのですが、委員の皆さんも執行の皆さんも今年はとか、来年度はとか、言い方はやめて、令和2年度は、令和3年度はというふうな形で質疑をするようお願いいたします。新しい令和3年度のことを、今年というふうに表現する人がいたりとか、令和3年のことなのか、令和2年のことなのかさっぱり、ごちゃごちゃになる可能性がありますので、執行の説明も令和3年度は、令和2年度はというふうな形で説明してくださるようお願い申し上げます。

それでは、これより審査に入ります。順次説明をお願いいたします。

議案第1号の説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 改めましておはようございます。それでは、私のほうから田上町道路占用料徴収条例の一部改正についてということで、説明のほうをさせていただきます。

議案書35ページのほうをお開きください。議案第1号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正についてということでございます。道路占用料につきましては、国県の法律また条例に基づきまして町も準拠しており、おおむね大体3年ごとの改正を行ってきておりました。今回につきましては、令和2年4月1日から国のほうが道路法施行令のほうを改正しておりまして、それに準じて新潟県のほうが今般の12月議会において、徴収条例の一部改正を行い、それに倣って当町が条例改正を行いたいということで、今回議案に上げさせていただきました。

それでは、内容を説明させていただきますが、新旧対照表のほうで説明させていただきます。40ページの次の資料ナンバー3のほうを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、今回占用料の単価が変わるものですので、その新旧対照表

ということで、資料のほうをつけさせていただきました。まず、資料ナンバー3の冒頭、法32条第1項第1号に掲げる工作物ということで、こちらのほうにつきましては電柱、それから電線の関係の単価の改正の絡みになります。

はじめに言っておけばよかったのですが、町の道路占用料につきましては、ほぼほぼ大半を占めるものが電力の電柱、それからN T Tの電線、支線の関係、それと、北陸ガスの埋設管の占用料がほぼほぼ占めております。先ほど言いました法32条第1項第1号に掲げる工作物が電柱、それから電力関係の単価の改正になりますし、1ページはぐっていただきまして資料ナンバー4、中段のほうになりますが、法第32条第1項第2号に掲げる物件ということで、こちらがガス管の関係になります。あと、関係するものにつきましては、資料ナンバー5のほういっていただいて、上から3段目、その他のもの、こちら単価750円と書いてありますが、これがゴルフ場の上空の占用の単価になります。それと、その下に行きまして政令第7条第1号に掲げる物件、こちら看板の関係それぞれ単価のほうを変えさせていただいております。

ページはぐっていただきまして、資料ナンバー7になりますが、政令第7条第9号に掲げる施設以下ずっとになりますけれども、こちらのほう今まで町の条例に項目がなかったのですが、今回準拠するというので、不足の項目のほうを加えさせていただきました。内容につきましては、駐車場としての占有、それから自動車専用道路の敷地内における道路占有、こういったものが主なものでありまして、あまり当町にはなじみがないのですが、一応今後のことを考慮しまして、国県に準拠して、こちらのほうを上げさせていただきました。資料のほうを一部提出させていただいているのですが、今回の条例改正における影響額ということで、1枚物の資料になりますが。

(今日配付したの声あり)

地域整備課長（時田雅之君） はい。右上に令和3年3月16日、予算審査特別委員会資料、地域整備課という記述がある資料が皆さんのお手元にあるかと思いますが、その1番のほうにつきましては、改正の趣旨について書いてあるのですが、2番、改正による影響額ということで、令和2年度の徴収金額と改正後の金額ということで比較して、増減のほうを出してございます。電柱の関係につきましては、大体18万7,000円ほど増額の見込みでございますし、N T Tの関係につきましても16万円ほど増額の予定でおります。石油資源開発、パイプラインの関係になりますが、こちらが若干上積みで2万5,000円ほど。それと北陸ガスのほうが27万5,000円

ほどで、商店等の看板につきましては3万4,000円。あとトンネル上空地ということで、こちらはゴルフ場の関係になりますが、11万7,000円ほど増えまして、令和2年度と比較して約80万円ほど増収になる見込みでございます。

令和3年度の当初予算については、この影響額は見込まれて計上はされてございません。というのが、県が12月の議会に上程した関係がありまして、町の予算要求時期のタイミングに合わなかったことから、今回こちらの影響額につきましては収入額に上がっておりませんが、令和3年度に入って許可後の金額をもって、補正等に対応させていただきたいと思っております。

説明以上になります。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

議案第1号の質疑に入ります。質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） ただいまの課長の説明によれば、令和3年度の予算書には計上されていないということで、許可後に計上する旨の発言ありましたが、許可とは誰が許可するの。

地域整備課長（時田雅之君） 許可は町のほうで出します。道路占用の申請が上がってきますので、それに対して許可を出し、それから納付書の発行ということになります。

13番（高橋秀昌君） 占用者からの申請が上がる、その許可後にこれを執行するという、そういう許可ですね。了解しました。

委員長（池井 豊君） ほかにある方。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようですので、議案第1号については質疑を終了します。

次、議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正についてです。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、議案書の41ページになりますので、お開きいただきたいと思います。

議案書第41ページ、議案第2号 田上町介護保険条例の一部改正でございます。今回のこの条例の一部改正につきましては、3年ごとに見直すこととされております介護保険料につきまして、第8期介護保険事業計画期間におきまして、現行の介護保険料を据え置くということといたしまして、その対象年度を令和3年度から令和5年度に改めるという内容でございます。

それでは、1ページはぐっていただきまして、資料ナンバー9をお開きください。資料ナンバー9につきましては、新旧対照表ということで出ております。内容につ

いてご説明申し上げます。まず、一番上に保険料率というところがございます。第10条でございます。旧のほうで平成30年度から令和2年度とありますけれども、新のほうで令和3年度から令和5年度までと改めるものでありまして、以下2項、3項、4項につきましては、令和2年度という表記が旧でございますけれども、新のほうでは、令和3年度から令和5年度までの各年度ということで改めるというものでございます。

なお、介護保険料の据置きに至った経過や、あと内容の検討につきましては、議案書と一緒にお配りいたしております議案第2号参考資料というもの、A3のものになりますけれども、これでご説明をいたします。

なお、説明につきましては担当の山本係長から説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

福祉係長（山本泰史君） おはようございます。保健福祉課、山本と申します。議案第2号参考資料につきましては、私から説明させていただきます。

第8期計画の介護保険料御覧ください。第8期計画期間の保険料基準額は、準備基金を6,500万円取り崩すことで……

委員長（池井 豊君） ちょっと待って。資料が今委員皆さんが探しているようなので、どういう資料か説明してあげてください。

福祉係長（山本泰史君） こういった。

委員長（池井 豊君） 最初のやつ。議案書についているものだそうです。説明お願いします。

福祉係長（山本泰史君） すみません。それでは、最初から説明させていただきます。左上のほうです。第8期計画期間の介護保険料、その欄を御覧ください。第8期計画期間の保険料基準額は、準備基金を6,500万円取り崩すことで、第7期計画期間と同額の年額7万2,000円、月額6,000円といたしました。これにつきましては、先ほど課長が……

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 再開。説明お願いします。

福祉係長（山本泰史君） よろしいですか。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） 暫時休憩いたします。

午前9時18分 休 憩



午前9時20分 再開

委員長（池井 豊君） それでは、休憩を解いて再開します。

説明をお願いします。

福祉係長（山本泰史君） それでは、改めて説明させていただきます。

左上のほう、第8期計画期間の介護保険料御覧ください。第8期計画期間の保険料基準額は、準備基金を6,500万円取り崩すことで、第7期計画期間と同額の年額7万2,000円、月額6,000円といたしました。これについては先ほど課長のほうからお話があったとおりです。

続いて、介護保険料の推計の欄御覧ください。1つ目の白丸のところです。第1号被保険者の介護保険料負担率は、第7期計画と変わらず23%です。この割合につきましては、国が政令で定めることとされていまして、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人数によって決定されるものです。これまでは、計画期間ごとに第1号被保険者の人数が増えるに従いまして1%ずつ上がっていたのですが、第8期計画につきましては、第7期と変わらず23%となっております。

続いて、2つ目の白丸です。各種サービスの見込み量、この各種サービスの見込み量なのですが、どれくらい介護サービスに費用がかかることについての見込みという意味になります。各種サービスの見込み量値については、地域包括ケア「見える化」システムを用い、平成30年度、令和元年の実績及び令和2年度の見込みを基に認定者数、各種サービスの利用率などを考慮し、推計しています。この「見える化」システムですが、厚生労働省から提供されているシステムで、実績などから介護サービスの将来推計や計画の実行管理などが行えるシステムとなっております。

続いて、3つ目の白丸です。こちらにつきましては、第8期計画期間中の第1号被保険者が負担する金額についての説明となっております。右の表と併せて御覧いただければと思います。令和3年度から令和5年度の第8期合計で標準給付費は、41億8,487万1,096円です。この標準給付費につきましては、ヘルパーやデイサービス、ショートステイなどの各種介護サービス、高額介護サービスなどの保険給付費の合計のことになっていきます。この標準給付費が41億8,487万1,096円、地域支援事業費は1億5,172万9,000円、合計しますと43億3,660万96円。第7期と比べますと3億2,010万1,413円、8.0%の増となっております。この金額の23%が第1号被保険者負担相当額、右の表でいいますと③番、9億9,741万8,022円となります。この③の金額に調整交付金相当額④、2億1,506万2,355円と調整交付金見込額⑤、2億688万3,000円の差額をプラスします。この調整交付金につきましては、5%を基準に交付

されるものなのですが、75歳以上の高齢者の割合ですとか、所得段階別の被保険者数の割合に応じて割増しで交付されたり、逆に割落としで交付されたりするものです。田上町につきましては、多少割り落とされて交付される見込みとなっております。右の表の調整交付金見込み交付割合の欄、上から5行目になるのですけれども、令和3年度は4.71%、令和4年度は4.77%、令和5年度は4.94%、こういった形で5%から割り落とされますので、その割り落とされた分は第1号被保険者が負担することになりますので、その分プラスされます。そして、そこから準備基金の取崩し額⑥、6,500万円と、保険者機能強化推進交付金等の交付見込額⑦、1,200万円をマイナスした保険料収納必要額⑧、9億2,859万7,377円を第1号被保険者の本保険料で負担することになります。

続いて、4つ目の白丸です。予定保険料収納率は、第5期計画から第7期計画までは98.5%を設定しておりましたが、近年の収納率の状況が改善しております、平成30年度99.29%、令和元年度99.46%となっておりますので、第8期計画では99.0%に設定しております。収納率を5%上げることで、保険料基準額は年額で360円、月額で30円引き下げることができます。逆に言うと、98.5%にした場合には、保険料基準額を年額7万2,000円に360円、月額6,000円に月額すると30円をプラスするということになります。

続いて、5つ目の白丸です。令和2年度末の準備基金の残高の見込みは、1億6,976万1,719円です。そのうちの38%である6,500万円を取り崩します。6,500万円取り崩すことで、第7期計画と同額の年額7万2,000円、月額6,000円とすることができます。準備基金を取り崩さない場合は、保険料基準額が年額5,040円、月額にすると420円プラスされ、年額7万7,040円、月額6,420円となります。

続いて、最後の6つ目の白丸です。準備基金の取崩し額については、第8期計画で6,500万円取り崩しても約1億円残るのですけれども、要支援、要介護認定者数のピークが20年後である令和22年、西暦で2040年度頃と見込まれておりますので、長期的に保険料を平準化するという観点から、第7期計画と同額になるまで取り崩すこととしております。

私からの説明は以上です。

委員長（池井 豊君） 議案第2号の説明が終わりました。質疑のある方、発言を願います。

1番（小野澤健一君） あまり詳しくないので、とんちんかなこと聞くかもしれないのですけれども、今の白丸の5番目のところ、準備基金を取り崩して行って、6,500万

円取り崩してもあと1億円ありますよというご説明なのですが、この準備基金というのは、毎年必ず積み上がるシステムになっているのかどうか、それをお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 介護給付費の準備基金につきましてでございます。この基金につきましては、給付費の不足が生じた場合に取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するというふうに努めているという基金でございます。この保険財政の安定を図るということで大切な役割を果たしているのですが、正直なところ必要以上の基金残高を保有するということは、あまり好ましくないという部分がございます。ただし、ここにもありますけれども、長期的に保険料を平準化するという観点から1億円は残りますが、長期的に保険料を安定して平準化するという観点から、1億円を残したと見込んでおります。ただし、今後保険給付費の急激な増ということも当然あり得ますので、それに対応していければというふうに思っております。

（何事か声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 申し訳ありません。決算が終わりますと、歳計剰余金処分ということで積み上げを行います。だんだん剰余金があれば積まれていきます。ただし、この期間が3年間になりますので、今回でいえば6,500万円を取り崩すという流れになってきております。

1番（小野澤健一君） 私の聞き方が悪かったのかなという、もう一度お聞きします。準備基金ですから、今回1億7,000万円ぐらいあるうちの6,500万円、これ取り崩すというご説明ありました。そもそもこの準備基金というのは、毎年例えば必ず積み上がっていくものなのかということをお聞きをしたので、例えば使うのはいいのだけれども、では本当に全部使い切ったら積み上がる要素は何もないので、もう基金残高は枯渇をしますという性格のものなのか。いや、毎年こつこつ、こつこつためて、ある程度、しかるべき残高になったらまた取り崩す、そういう性格のものなのか、それが分からないものですから、お聞きをしたのです。

保健福祉課長（渡邊 賢君） そのときの決算状況によります。積み上が……

（何事か声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） この介護保険、この基金の条例がございまして、剰余金処分では2分の1を積むというような条例の中でうたっています。例えば剰余金が出なかった場合というのは、当然ながら基金には積み上がることはできません。剰余金が出た場合というのは、基金に積み上がっていくということになりますので、

毎年、毎年、どんどん、どんどん増えていくというような状況ではない場合もござい  
ますということもございます。

1 番（小野澤健一君） そうすると、今危惧されている2040年度、ここが認定者数のピークを迎えるということであるわけですが、ここに向けて例えば基金の残高を幾らまで持っていかなければ駄目だとか、こういう計画というのはあるのでしょうか。もしあるのであれば、例えば今回当然保険料を下げるために使うのを、それ私駄目と言っているわけではないのですけれども、20年後にそういった財政的に窮屈になるというのが分かっているのであれば、それに向けて基金の残高というのは、ある程度積んでいかなければ駄目だというふうに私思うので、それが大体今の1億7,000万円のレベルから比べると、例えば2倍以上必要なのだとか、3倍必要なのだとか、こういうのがもし分かればお聞かせをいただきたいし、分からなければ別に結構です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この基金につきましては、幾らまで積み立てていかなければいけないというものはございません。基本的に3年間で基金を取り崩していくというものですので、幾らまで積み上げなければいけないということは全くございませんし、それを取り崩して保険料の軽減に充てるというものでございますので、目標とかそういうものはございません。

7 番（今井幸代君） 小野澤委員の質疑と関連するのですけれども、単純に令和22年度が要介護者の認定数がピークを迎えるだろうという中で、本当に保険料というものが我々現役世代、これから20年、30年この保険料を支払っていこうという世代から見ると、本当に保険料の大幅な引上げというものがやってこないのだろうかというような不安感がまずあるのです。そういう中で、そもそもの介護保険の計画期間3年間の計画になるというのは十分分かってはいるのだけれども、今後将来的な見通しが本当に大丈夫なのだろうか、保険料8期は据置きだけれども、将来的に見て8期だけではなく、将来的に本当に大丈夫なのかなというような不安感があるのです。そういったところの推計であったりとか、今回基金6,500万円取崩しされますけれども、毎年度、毎年度の決算状況によっては、積み上がらないことも、準備基金を増やすことができないかもしれないわけですよ。その状況が起こらないように介護予防のいろんな事業等をされているわけですが、近年の状況を踏まえて、例えば令和元年度とか、平成30年度とかの決算状況でこれは積み上がって、例年の状況、実績を見ていると、おおよそ積み上げられてきているというふうに理解していいのか。それとも全く積み上がってきていないものなのか。その辺の最近の

推移といいたいでしょうか、そういったものを含めて、ご説明をもう少しいただくとありがたいなと思うのですが。

福祉係長（山本泰史君） 近年の状況をご説明させていただきます。近年基金につきましては、積み上がっている状況でして、その要因としましては収納率の改善ですとか、調整交付金交付の見込みの割合、第7期計画での予定していた交付見込み割合よりも多く交付されたこと。そして保険者機能強化推進交付金、第7期では計算に考慮されていなかったものなのですが、実際に第7期のときに創設されまして、合わせて900万円ほど収入がありました。また、歳出につきましては、おおむね計画値の近い数値となっております。介護全体で言いますと、平成30年度は99.2%の進捗で、令和元年度は96.2%、令和2年度見込みですけれども、98%ということで、歳出につきましては、おおむね計画と近い実績で推移しておりますので、その収入面の改善で基金に積み上がっているという状況かと考えています。

以上です。

7番（今井幸代君） 収納率のアップや交付金のアップによって、収入面のほうで見込んでいるものよりも増えてきている、結果として基金を積み上げていることができてきたというのが7期のことですね。それが今後も同じような状況が続けていけるのでしょうかというところ、8期のこれは保険料になってくるのだけれども、8期だけではなくて、9期、10期、11期と続いていくわけですね。我々からすると、そういった例えば9期、10期、11期になっても大幅な保険料引上げというところにつなげずに、保険料というものが一定に推移できるのか、そういったところを含めて8期のこの値段設定といいたいでしょうか、保険料設定というふうに捉えていて大丈夫でしょうかということ再度聞きたいのですが。

委員長（池井 豊君） 少なくともこの第8期のことについては明確に教えてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今第8期ということでお話をさせていただきました。8期は月額でいうと6,000円ということでありまして。今の状況でいえば8期のこの月額6,000円というふうにはいきますが、この後9、10、11とこの先進んでいくわけがございます。その先の状況については、2040年頃要介護認定者がピークを迎えるという部分がございます。そういう意味で、この先今はっきり断言はできませんけれども、この保険料を上げずにいければいいなという考え方はあります。そのために今、介護保険でも介護予防事業等を進めていった中で、そういう介護給付がかからないような仕組みづくりということで、今行っておりますので、この先この月額でいきたいという気持ちはありますけれども、今後の状況で変わってくるということも十

分考えられますので、その辺は9、10、11とこの後というのは、今はっきり申し上げられません。8期が6,000円ということで据置きでいくという考え方でございます。

13番（高橋秀昌君） 答弁のほうあまりすっきりしない答弁いただいたのですが、こういうふうに見るのは間違っているのでしょうか。まず、町当局はできるだけ介護保険料を上げたくない、住民の負担を強くさせたくないというものが一つある。一方需要、それから対象人数、対象人数というのは納付する対象人数、こういうものを勘案すると、どうも7期と同じように上げなくても済みそうでないかと、こういうことが数字的に明らかになったので、この8期計画については、引上げをしないという捉え方なのだというふうに理解していいのでしょうか。それが第1点。

第2点は、介護の現場は大変な状況が進んでいると。今国のほうがさらに介護の現場の人員が少なくてもやっていけるような法律改定しようとしているが、一方で、大変な労働強化の中で高齢者を見るというのは非常に、施設の中ですけれども、大変な状況が生まれているということを報道されています。もちろんこれについては、町政自体は責任を負う立場ではないのですよね。ですから、介護保険料を一月6,000円ですよね。年間7万2,000円支払うこと自体が、年金の少ない人たちにとっては大きな負担にはなるのだが、この根本的な原因は町ではなくて、国が制度発生時代から、国自体の負担率を上げようとしていないというところに、大きな原因があるように私は見えるのです。国が僅かここでいうと保険給付の財源を見ると、基本的には20%、調整基金も含めて25%しか出さないと。あとは全部県や町に負担させ、半分は利用者負担にさせているというところに、構造的な大きな問題を抱えざるを得ないと。そういう中で町は、担当者はできるだけ税負担を、保険料負担を上げないように努力しているのだというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。いかがですか。

それから、答弁はまず課長が立って係長に答弁させますと言う。そうしないと、係長の責任になってしまうから。頼みます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高橋委員今おっしゃるとおり、1点目、私たちとしては負担、要は今基準額で月額6,000円でございますけれども、上げたくないというのが本心であります。そういう中で検討したサービス料、また、それらを勘案してみた中で、保険料を上げずに済んだというような形のものでございますし、国の負担割合というのがこのような形で決まっております。半分は公費、半分は保険料ということで、当初からこのまま進んでいるところでございますので、この辺が例えば国の負担が増えてくれば、当然保険料ももうちょっと少なくて済むとは思いますが、これは制度上のものではありますので、これらを勘案していろいろ検討した

中で、保険料を上げなくても済むという形で、検討した結果でございますので、よろしくお願いいたします。

委員長（池井 豊君） 今審査している議案は、介護保険条例の改正に対するものでございます。介護保険特別会計に対してのものであれば、19日のところでまた深く質疑していただければと思っております。

よろしいでしょうか。条例についてありますか。いいですね。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、以上で議案第2号の質疑を終了したいと思います。

保健福祉課の皆さんありがとうございました。

それでは、切れはいいのですが、時間で切っていきたいと思っておりますので、一般会計予算の全体についての説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。これから一般会計予算の参考資料に沿いまして説明をさせていただきます。あと、例年総務課の当初予算の参考資料ということで、併せて予算の編成方針もお配りしているかと思っておりますので、そちらのほうも一緒に開きながら見ていただければと思っております。資料よろしいでしょうか。

委員長（池井 豊君） 予算書と一緒に入っていた資料ですね。

（はいの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） よろしいでしょうか。

（一般会計予算の参考資料。違うの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） それと総務課のほうで12日に追加でお配りしました総務課の追加資料の中に1ページ目のところ、資料ナンバー1のところ例年のように当初予算の編成方針ということで、お配りをさせていただいておりますので、その辺を一緒に見ていただいた中で、説明をさせていただければと思っております。

それではまず、一般会計予算の参考資料でございます。令和3年度の当初予算のあらましということでございます。

まず、予算編成の背景ということで、これはまず国の状況がどうかということで、こちらのほうに記載をさせていただいております。国につきましての令和3年度の予算の基本的な考え方につきましては、骨太方針2020に基づきまして、引き続き歳出改革の取り組みを継続する。あせまして、新型コロナウイルスの感染症の状況を踏まえながら、めり張りをつけて予算編成に当たっているという中で、骨太方針2020を踏まえまして、一般財源の総額の確保をしつつ、国の取り組みと基調を合わ

せた、徹底した見直しを進めるということが国の基本的な考え方でございます。

この考え方に沿いまして、まず地方財政計画。これが一番我々にとって非常に重要、国がどういう形で地方に支援してくれるかというこの地方財政対策の中におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響に地方税、これから説明をさせていただきますけれども、大幅な減少が見込まれている中におきましても、国のほうでは地方のデジタル化や、防災、減災、国土強靱化、そういった部分を取り組みながら、安定的な財政運営を行うために、一般財源総額につきましては、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないように、実質的な同水準を確保するということが、地方財政対策が取られてきたところでございます。このような方針に基づいて、令和3年度の地方財政規模、地方財政計画につきましては、89兆8,400億円、対前年度比1.0%の減額でございますけれども、地方交付税につきましては、17兆4,385億円と対前年度比で5.1%の増額という形で、国のほうの予算づけがされたところでございます。

一方町はどうかというと、そこに書かれている財政状況につきましては、引き続き財政健全化策の継続、それから公債費が年々減少してきて、令和3年度におきましては庁舎の建設、それから湯っ多里館、そういった部分の借入れの公債費が減少してきたことによりまして、歳出はそういう部分が非常に大きく減少はしているのですけれども、新たな取り組みといたしまして公共交通、それからごみの焼却場の建設といった、こういう需要が増えてきている。それから、先ほど委員長からお話がありました道の駅、交流会館、地域学習センターの施設がオープンをいたしましたけれども、これら本格的に稼働することに伴いまして、経常経費が増加をしていくということになります。それから、歳入ににおきましても国同様、国が見込んでおるとおり、地方におきましても町税の減収が見込まれております。それをカバーする上で交付税、交付税は5.1%ということで、単純に町がそれ置き換えて5.1%になるかということではございませんので、町の需要に合わせて、需要収入に合わせた交付税が交付されるといった中で、非常に厳しい財政運営の中での予算組みに努力をしてきているところでございます。

めくっていただきまして2ページ、予算編成方針ということで、次の方針に基づいてということで、町長の施策ということで新しい田上町をつくる3本柱、それから第5次総合計画の効率的な推進、それから行財政の効率化の推進ということで、これらを引き続きまして実施をしてまいりました。あせまして予算編成方針、参考資料のところがございますが、そちらのほうも予算を編成する時期でございますので、10月頃にこれを作った中で、それぞれの課にこういう方針で予算をとということ



で、それぞれ指示をしているところでございます。予算編成方針のところの2ページにあります。ここ何年か経常経費、事業費の5%削減ということで取り組みをそれぞれの課に依頼をしておるところでございますが、事業単位であると削減がなかなか厳しい部分もございますので、今回につきましては、それぞれの課において予算を持っている、例えば目単位でも含めた中で、10%を一つの目標にして削減をしていただきたいと。それから引き続き事業の見直し、そういうのをスクラップ・アンド・ビルドではないですが、そういうふうな取り組みをしてほしいということで、令和2年度においては、令和3年度以降非常に厳しくなるという中で、課長会議等、その中でもかなりそういう部分を徹底して、それぞれ課のほうの課長、局長に責任をしっかりとって、予算編成をするようにということの方針で取り組んできたところでございます。

すみません、参考資料のほうに戻りまして、2ページ目、本年度の予算の特徴ということでございます。既に一般会計の予算総額、予算の概要で説明をさせていただいたとおり、令和3年度の一般会計の予算総額は43億5,600万円の予算でございます。令和2年度と比較をいたしますと、4億4,400万円の減額。主な要因につきましては、まちづくり拠点整備、それから防災行政無線、それぞれ事業が完了いたしましたので、それらが大きく減額というふうになっております。それから、後ほどまた説明いたします町税につきましては、予算総額の23.8%を占める町税は、10億3,544万9,000円で見込んでございます。それから、今回町税の中での固定資産税、これコロナの絡みでございますが、国のほうから償却資産、それから事業用家屋につきまして軽減。これは令和3年度のみでございますが、この部分の減額。これにつきましては国のほうの制度ということもありまして、地方特例交付金ということで、そちらは全額補填措置されております。それから、歳出につきましては、先ほども説明させていただきましたそれぞれの施設、道の駅、地域学習センター、交流会館等によりまして、事業が完了したということで減額。それから防災行政無線では消防費で減額、一方ではそれぞれの施設の運営費の関係で経費が増えているもの、それから新たに公共交通の運行経費を計上させていただいたところでございます。

それから、3ページ目でございますが、重点施策の展開ということで、こちらが総合計画の5本の柱ということでございます。その中に令和3年度に取り組むということで、新規ということで表記をさせていただいております。それから、それぞれの項目のところの星印、米印ですか、書いてあります。町長の新しい田上町をつくる3本柱に掲げる事業に該当する部分を、こちらのほうに表記をさせていただ

いているところがございます。あわせまして昨年の予算の説明のほうにも、委員のほうからも何度か予算が分かるようにということで、そういう部分でそこに、右のほうになりますけれども、それぞれの該当する事業の予算額ということで、表記のほうをさせていただいているところがございますので、そちらもこれからの予算の歳出の説明に併せて、これらも一緒に御覧になっていただければと思っております。

それでは、めくっていただきまして4ページ、予算の規模ですが、改めて説明はいたしませんけれども、一般会計以下特別会計のそれぞれの令和3年度予算計上額と、令和2年度の予算額の比較ということで載せてございます。一般会計以外につきまして、大きく減額している部分は事業が終了した部分、あるいは国保や介護については、給付費等の見込みにより減額というような状況になってございます。それから、4ページ目の下のところがございますが、予算規模の推移ということで、ここ数年大型事業があったということで、予算が非常に大きくなってきているという状況も踏まえまして、過去どんな状況かということで、こちらのほう参考に、予算でございますが、載せさせていただいたところがございます。

それから、5ページ目、当初予算のあらましということで、歳入の区分、自主財源、依存財源、一般財源と特定財源ということで、町が自主的に確保し得る財源と、国、県から定められた、割り当てられる収入の依存財源。それから一般財源、特定財源ということで、令和2年度、令和3年度との割合をそちらのほうに載せさせていただいておるところでございます。具体的にはめくっていただいた6ページのところに、令和3年度、令和2年度のそれぞれ自主財源、依存財源、一般財源、特定財源ということでそれぞれ載せてございます。その下のところに自主財源、依存財源ということでございますけれども、基本的には大きな事業をした場合につきましては、国県あるいは起債、そういう部分が増えますけれども、それらによって自主財源、依存財源、一般財源、特定財源のほうに増減の大きな要因がございますので、令和3年度は大きな事業が終了したということで、この辺大きく増減をしているといった内容でございます。

それでは、7ページからそれぞれの歳入、それから歳出の説明をさせていただきます。予算書とまた重複するかもしれませんが、ポイントだけ説明をさせていただきたいと思えます。

まず、7ページ、町税でございますが、町税の予算額は10億3,544万9,000円ということで、先ほど申し上げた歳入総額の23.8%を占めております。令和2年度と比較をいたしますと、6,038万9,000円、5.5%の減額ということで見込んでございます。

個人町民税は課税所得の減。それから固定資産税については、先ほど申し上げました新型コロナの関係によりまして減額。入湯税につきましても新型コロナウイルスの関係、そういう影響で入り込み客数が減となるということで、減少のほうを見込んで計上しております。そちらの下にあります①、②ということで、町民税率の特例ということで、これは防災、減災のために住民税の均等割を増額している部分、それから②番、入湯税の用途ということで、これらにつきましては、国等のほうからそれらのものについては、用途を明確に表記をするようにということがございまして、こちらについても例年のとおり町民税の税率の特例と、入湯税の用途ということで、こちらのほう作成させていただいておりますので、参考にしていただければと思います。

それから、めくっていただきまして8ページでございますが、同じく(3)の地方消費税の交付金につきましては、2億2,400万円ということで、総額の5.1%を占めております。令和2年度と比較をいたすと、300万円の減ということで、こちらについては国の地方財政計画を参考にして、交付見込額のほう算出をさせていただいているところでございます。同じく地方消費税交付金、この社会保障財源化分についても、用途の内訳を明確にするようにということでございますので、この部分、社会保障費関係から保健衛生総務費ということで、それぞれ用途を、そちらのほうを充当しているというようなイメージになります。

それから、(4)、地方特例交付金につきましては、令和3年度は3,080万円。こちらについては、令和2年度と比較すると2,530万円増額を計上しております。こちらにつきましては、先ほど来言っております町税のほうの固定資産税の減収分を補填するということで、全額新たに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を交付をするということで、大幅な増額になっているところでございます。

それから、地方交付税でございますが、17億5,500万円。歳入予算総額の40.4%ということで、令和2年度と比較をいたしますと5,000万円の増額ということで、2.9%で計上をさせていただいているところでございます。冒頭申し上げました国のほうは5.1%ということでございますが、それぞれの市町村の状況によって、この交付税の金額は変わってまいりますので、田上町としては今回この2.9%ということで、3月補正でもかなり補正をさせていただいたのですが、なかなかこれは積算が非常に難しい部分で、国のほうから細かな資料が来ませんので、最終的には例年7月頃には交付税の金額が決定してまいりますけれども、今分かる範囲で計算した部分ということで、ご理解いただければと思います。

それから、9ページ目でございますが、主な部分でいたしますと（7）番、国庫支出金、県支出金。国庫支出金につきましては、3億45万5,000円。こちらにつきましては、先ほど来申し上げております道の駅関連の事業と、それから社会保障・税番号システムの関係での大きな減額でございます。県支出金の予算額につきましては2億8,060万3,000円。こちらは215万5,000円の増額ということで計上をさせていただいております。障害者自立支援等の諸費、あるいは令和3年度に衆議院議員の総選挙が予定されておりますので、そちらの経費が増額になってございます。

それから、（8）番、繰入金でございますが、1億5,626万8,000円。令和2年度と比較いたしますと、1億8,126万9,000円の53.7%の減額ということで、こちらは生涯学習センター、道の駅あるいは地域学習センター関係での基金からの繰入れ、それから財政調整基金からの繰入れが減になっている部分が大きな要因でございます。

それから、（10）番でございます。町債でございますが、町債につきましては2億730万円。こちらにつきましては令和2年度比較をいたしますと、2億1,110万円、50.5%の減額でございます。こちらは道の駅の関係、それから防災行政無線に関する起債の関係が減少という形になっておりますし、河川整備のほうで、こちらもこの前の3月議会の補正でも対応させていただきました緊急浚渫推進事業債、こちらにつきましては、令和2年度と比較をいたしますと、新規という形になっておりますので、そちらのほうが大きく増額をしているといった内容でございます。それから、町債の現在高、令和元年度で44億3,324万2,000円。令和2年度末では46億4,267万円。令和3年度末では44億9,033万6,000円ということで見込んでおります。

めくっていただきまして、10ページ、11ページ、歳入の目的別の増減ということで、今ほども説明をさせていただいた内容でございます。左のほう10ページは、1款町税から22款町債、それぞれ令和3年度の予算額、構成比、令和2年度との増減額、増減率ということが記載させていただいておりますし、11ページにはそれぞれの款ごとの内容、増減理由を明記をさせていただいているところではございますが、これから歳入の説明するとき、こちらも参考に見ていただければと思います。

それから、12ページお願いいたします。今度歳出予算の関係になります。こちらについては先ほど来言っているとおり、特に大きい部分、道の駅関連、それから防災無線の関係等の経費、それから公債費が非常に大きく減少しております。一方では、公共交通等で増額になっているといった部分でございます。12ページの総務費においては4億6,776万円。令和2年度と比較をいたしますと、1億4,351万2,000円の減額でございます。それから、衛生費でございますが、4億2,849万6,000円。令

和2年度と比較をいたしますと955万6,000円、2.3%の増ということでございますが、加茂市・田上町消防衛生保育組合、焼却場の関係の経費の増という内容でございます。労働費につきましては2,603万8,000円。令和2年度と比較をいたしますと、1,544万5,000円の増ということで、令和3年度から公共交通実証運行業務ということでスタートいたしますので、それらの経費が増額になっているところでございます。それから、商工費におきましては2億9,678万7,000円。令和2年度と比較をいたしますと、5,610万6,000円の減ということで、道の駅関連の事業費の減というような内容でございます。それから、13ページに移りまして、消防費につきましては2億2,534万4,000円。令和2年度と比較をいたしますと、2億155万8,000円の減ということで、防災行政無線の事業等の終了に伴い、大幅な減という形になっております。それから、公債費につきましては3億8,301万4,000円。令和2年度と比較をいたしますと、4,634万2,000円の減ということでございます。そういう歳出の状況でございます。それから、下のところには参考までに、町民1人当たりに使われる目的別の経費ということで、そちらのほうを参考に載せていただいているところでございます。

それから、めくっていただきまして、14ページ、15ページでございますが、こちらにつきましても歳出の1款議会費から12款の予備費までの令和3年度の予算の額、それから構成比、令和2年度との増減額、増減率、15ページにはそれぞれの増減理由を記載させていただいておりますので、こちらのほうも歳出の際に併せて見ていただければと思っております。

それから、16ページ、17ページをお願いいたします。こちらにつきましても、今回新たに資料ということでつけさせていただいているところでございます。16ページについては、町債の残高と公債費の状況ということことで載せてございます。平成25年度から載せてございます。令和3年度までになっております。令和元年度までについては決算、令和2年度については決算見込みで、令和3年度については当初予算ベースということで御覧いただければと思っております。先ほどお話をさせていただいた町債の残高、それから公債費の推移ということで載せてございます。特に一般質問でもございましたように、臨時財政対策債が町債の中の半分を占めるというような状況でございます。16ページの下のところにはそれら残高と公債費の推移ということで、グラフ化をさせていただいたところでございます。

17ページには、基金の推移でございます。こちらも例年載せさせていただいているところでございますが、特に財政調整基金、令和2年度末残高見込みということ

で6億9,026万6,000円。令和3年度の増減を整理すると、令和3年度末は5億3,827万9,000円ということで、まちづくり財政計画にほぼ……

(何事か声あり)

総務課長(鈴木和弘君) 違うね。まちづくり財政計画上は6億6,700万円ということで、この辺かなり金額は違っておりますけれども、まちづくり財政計画自身は、決算をベースにして作っておりますので、令和3年度は予算ベースということで、今後状況によって変更するかもしれませんが、今の財政調整基金の状況としては、そういう状況になってございます。

それから、17ページの下に併せまして、特に基金の残高の推移ということで、財政調整基金、減債基金につきまして、平成28年度から令和3年度までの基金残高の推移ということで、資料のほうをグラフ化させていただいております。

私のほうから、まず一般会計の予算全体ということで説明のほうさせていただきました。

以上でございます。

委員長(池井 豊君) 次は、もう歳入の審査になってくるのだけ。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) ここで休憩するかね。

(何事か声あり)

委員長(池井 豊君) では、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時30分 再開

委員長(池井 豊君) では、皆さんおそろいですので、再開いたします。

ただいまは、一般会計予算の全体について総務課から説明がありました。この件について質疑のある方の質疑をお願いします。

5番(小嶋謙一君) 私は、総括質疑としまして、予算の編成方針と施策の展望について、町長に総括質疑として質疑いたします。

まず、予算の目的は住民に1年間の歳入歳出のありようを説明するものであり、財政計画のためというのは二次的な目的であるとの観点から、予算の編成が行財政の効率化が優先していることが、あからさまに見て取れることから、以下の3点について町長に質疑します。

1つ目、町長政策の推進は、第5次総合計画重点プロジェクトを積極的に実施す

る中で、整合性を図るにとどまっている感が否めません。町長は、この点どう捉えているのか伺います。

2点目、町の産業振興に関わる予算が減らされていることに、町長はどのような考えを持っているのか。また、産業の面から見た拠点整備後の投資効果を上げるための施策と予算が、産業活性化ブランド戦略協議会補助金100万円だけでよかったのか町長の考えを伺います。

3点目、節減に努めた行財政がもたらすものは何か。財政健全化のためには住民に無理や我慢を強いることが続くのか。住民にはもっと分かりやすい説明が必要ではないかと思われませんが、この点町長の考えを伺います。

以上、3点です。

委員長（池井 豊君） 小嶋委員、後で総括質疑の書類を提出してください。

では、あえてここは答弁要りませんね、小嶋委員。

5番（小嶋謙一君） はい。

委員長（池井 豊君） では、総括質疑で取り上げたいと思っています。

1番（小野澤健一君） 大所高所からの質疑になりますので、分かる範囲でお聞かせいただければというふうに思います。先ほど説明ありましたこの一般会計予算参考資料の中にも書いてありますし、追加資料の中にも書いてあるのですけれども、行財政の効率化の推進ということで、既存の事業については前例を踏襲することなく事業の効果を検証し、事業の廃止、縮小、統合も含め、抜本的な見直しを図る。これは、今年度予算に限ったことではないとは思うのですけれども、先ほど来からご説明あるように、なかなか厳しい予算であるわけでありまして、そういった予算の中で、これの見直しを図ることということになっていきますけれども、実際図ったのかどうなのか、この辺を具体的にお聞かせをいただきたいのが1つ。

それから、今申し上げたのに関連するのですけれども、新型コロナウイルス感染拡大の関係で、あらゆる行事が中止あるいは延期になったのが令和2年度であったわけですから、ところが令和3年度の予算を見ますと、ほぼ全部のこういった行事であるとかイベントが復活をしている。したがって、本当にこういった前例にとらわれない事業効率化とか、そういったものがされたのかどうなのか、非常に私疑問に思うわけでございます。

それからもう一つ、これ当初予算の追加資料のほうの2ページに書いてあります。予算編成の留意点の中の（2）、歳入に関する事項の中で①番、全般的な事項とあります。この中で先ほども説明あったように、町税等を毎年低減をしていくと。そう

いう構造的な問題を抱えているわけですが、今後やはり新たな財源を確保するため、いろんな角度から研究すること、非常に大切なことをここで述べられておるわけでありますけれども、研究をしたということでありますから、その研究の結果、あるいは途中で構いませんけれども、その辺どのような研究をされてきたのか。あるいは検討をされてきたのか。そこをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

繰り返しますと、質問は2点になります。行財政改革の効率化の推進の具体的な内容。それから新たな財源確保のためにやってこられた研究の途中経過。この2つについてお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

総務課長（鈴木和弘君） まず、抜本的な見直しを、熊倉議員の一般質問のときに町長も答弁させていただきましたが、確かに予算の中では思ったものはありませんでしたけれども、全庁的に話をした中では、保健福祉課で一部事業の見直しをしております。それについては、保健福祉課のほうで資料を出して、当日説明をする予定にしております。現実的にいうと、それほど大きな成果はありませんでしたが、細かな分でこういうものができるのではないかとはいえます。事業を見直ししたというのは、正直保健福祉課のみでした。

それから、歳入の確保についても同様です。個人負担を含めた、受益者負担を含めた中で、県央、近隣の市町村の状況を含めた中で、調査をしてほしいという話をしておりますが、現状今すぐということではありませんので、そういう調査は引き続き実施していこうというふうには考えています。

それから、コロナの関係の部分です。確かに言われるとおり、令和3年度については今のところ、全てのイベントを実施するという予定になっておりますので、一部その中で今後どうしていこうかという話はありませんでしたが、まだ令和2年度、コロナだけで中止になったという部分がありますので、今すぐそれを課によって収拾するかというところまではいっておりませんので、令和3年度についてはそのまま実施をするという予定です。

1番（小野澤健一君） ありがとうございます。あえて総括質疑にはしません。ただ、掛け声だけで、実際残念ながらあまり成果が上がっていないということであると、これ疑問ですね。保健福祉課だけがやって、ほかの課がやっていないということであれば、これは全庁的に課題になっている部分でありますから、徹底的に見直しをやらなければ。普通は、新しい施策をやったときに、一つその分を減らしていかなければ駄目だというのが、施策の本来基本であるはず。ところが、田上の場合は



どんどん、どんどん新しい施策が山のようにたまっていき、古いものも旧態依然たる状況の中で残っているというふうに私は思っております。今後、効率的な行政運営をやる中において、必ず避けては通れない部分だろうというふうに思いますので、もう一段のギアを入れて、徹底的に見直しをやっていく必要があるだろうというふうに思います。

それに関連して、一般会計予算参考資料の13ページにあります、参考って書いてある町民1人当たりに使われる目的別経費と、こういうのがあります。これ行政水準のバロメーターというふうに私は捉えています。金額が多ければいい、あるいは少なければ駄目という意味ではなくて、町民の納税額に対してリターン、行政から恩恵を受けるその内容がどうなのか、これは行政水準の非常に大きな部分だろうというふうに思います。なかなかほかの団体と比較はしづらいのかもしれませんが、田上町が例えば、類似団体あるいは県内の同規模の市町村と比べてみて、行政水準がこの金額的に上回っているのか、下回っているのか、あるいは同じなのか、これはやはり町民に示す中において、行政水準を金銭的に町民に対して説明をしていくという意味で必要だろうというふうに思いますので、今後そういった分析もしていただきたいというふうに思いますが、これについてはいかがお思いですか。

総務課長（鈴木和弘君） まず1点目、ほかの課にも同じような形をしましたがけれども、保健福祉課が出てきて、ほかの課もそれなりに考えてきてはいるのですけれども、事業の配置ができなければ、予算をどうするかという部分は出てきていると思います。

それから、先ほど小野澤委員がおっしゃるように、正直言うとかなり課によってはきつい要求も正直はしました。新しい事業をするのだから、その分を落とせというふうな話もあったのですけれども、なかなかそこまでいかないというのが正直ありましたので、そういう部分では10%というのは、非常に大きいハードルだったと思うのですけれども、そういう部分をもう少し、毎年予算編成方針では示してはいるのですけれども、確かに最終的には財政が何とかするというふうな部分がずっとここまであったと思うのです。そういう部分を逆にもう少し主幹課、それぞれ課長、局長級がしっかりと自分たちの予算は、当たり前のことなのですけれども、そういう意識を持って、徹底した見直しをしてほしいということを、特に今年は意識づけをしてきたつもりではおりますので、これは引き続きやっていこうと。ただ残念ながらすぐそれなりの効果が出るとは、なかなか難しい部分もありますので、そういう形でお願いしたいと思えますし、今ほど言われました13ページの資料、この辺に

ついても今委員からいただいた部分については、取り組みをさせていただければと思っております。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は当初予算の編成方針、これ説明したっけ。していないよね、したのだけ。当初予算の追加資料で出されたもの。率直に言うと、一般会計の参考資料を数字をばあっと並べたというだけの話なので、一体佐野町長はどういう方針に基づいて、何をしようとしているのかを今度の予算で知りたかった、第一の関心事だったのです。そこで予算編成の基本的な考え方ということで、新しい田上町をつくる3本柱を実現するためという表記がありましたので、おっと思ってぺらぺらとその中身を読んでみた、これ読んだのだけれども、どうもこの3本柱の中身が見えないというのが率直な感想です。そこで、3本柱というのは恐らく町長が選挙のときに住民に訴えた、新しい田上町をつくる3本柱の1、2、3をいうのかなというふうに思って見てみるのだけれども、率直に言うと見えないというのが率直な感想なのだ。そこで、私は今予算編成に関わる全体像ですので、気持ちの上で、精神の上で3本柱だと言っているのなら、それはそれでいいのだけれども、具体的に予算書のどこに反映しているのかということ、予算を編成した事務方に説明をしてもらいたい、これが第1点。

第2点は、大体決算のときに性質別が出るのですが、「性質別出ていないけど、どうなの」と言ったら、「いや、大体決算のときに出すんで、予算のとき出しません」と言ったので、では予算書の範囲内で結構なのだが、実際に経常経費がどのくらいあるのかということを知りたい。今日言って今日なので、出せなければそれでいいです。なぜ知りたいかということ、財政が厳しい、厳しいと言って、それを非常に叫び、しかも受益者負担を適正にするという表現を使っているのです。つまり受益者負担を適正にするということは、一般論で言えば住民の負担を強めますよということにほかならないのです。今消費税が8%に引き上がり、長い不況が続いていて、そこに10%に上がって、既存の中小零細企業の人たちが大打撃を受けているところに、さらにコロナでもしかすると潰れるという大変な状況が起こっています。こういうときというのは、もちろん国が本質的にやらなければ駄目なことなのですが、末端の自治体である田上町が地域経済循環を進めていく上で、何が必要かというのを、本気になって研究する必要があると思うのです。そういう点で、住民負担を強めますなどという宣言をすること自体、私は本末転倒だと思っているのですが、私の捉え方が間違っているとすれば、いや、建前上言っているだけだよというのな

ら、それなりの説明をしてもらいたい。この第2点お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 1点目の町長の新しい3本柱の関係について、事務方としてどうかという部分ですので、予算の参考資料の3ページ目のところに、重点施策の展開ということで、今回総合計画の5本の柱、例年ですとこれと、これだけで表記をして、その中に新規とかいう形になっているのですけれども、今回その部分を町長の言われる部分の3本柱に当たる部分については、米印ということで表記をさせていただき、金額も表記をさせていただきましたので、これが町長が言われている部分の3本柱の事業に該当する項目でございます。

（新しい事業かいの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 新しい事業は公共交通、あと産業活性化ブランド。

（公共交通、それからどこの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） （4）の産業活性化ブランド戦略。その2つになります。令和3年度の新規という部分でいくとこの2つになります。

それから、経常経費、高橋委員から朝一番で電話もらいまして、「出さんねろっか」という話もして、正直な話を言うと、今まで決算で出しているというのは、決算統計という国に報告するときに、より細かく歳出を分類して、歳入に合わせてやる部分があるので、なかなか予算ではそういう処理はしていません。ですので、高橋委員が言うようにコンピューターとか、電算化しているからすぐ出るだろうということになるのですけれども、出せないことはないですけれども、あまり数字が正直言うと正しくないです。ですから……

（何事か声あり）

総務課長（鈴木和弘君） いや、そういう部分で全然数字が変わってくる可能性があるもので、その辺は申し訳ないですけれども、決算のときには必ず報告をさせていただきますので、少しご勘弁をいただければなというふうに思っています。

13番（高橋秀昌君） 経常経費について、今出せないと言ったのですが、目的は何だかという、その数字を単に知りたいという目的ではないのです。今の予算編成が大変厳しいというところから入っていったのだが、では実際に住民の要望については、もう応えられないのかということを見たかったのです。基金のところで見ると、最終年度末の基金残高が、財調基金残高が5億円。それから公債費返済の基金残高が5億円ぐらいあるということなので、これは公債費を別としても財調を5億円ぐらいを見込んでいるということなのだが、大体財務当局のほうは最低でも3億円欲しいと言っているわけですから、2億円の幅があると。こういうところから補正予算

も含めて、当初予算はともかくとして、補正予算でもっと住民の声を反映させる可能性があるのではないかとということを書いたかったのです。

特に町長の政策の中で行われた、例えば学校給食の多子世帯の軽減事業、これはやるときに議論になりました。学校内で2子、3子について町長は、そこにこだわって実施されましたよね。でも、それを学校の施設内ではなくて、これをもう一つ広げて、家庭での2子、3子以上の世帯については支援するとか、こういうふうに300万円か400万円プラスすればできることなのです。こういう前進が今度の予算の中にあるのかなという期待を持って見ているのだけれども、数字だけでは分からなかったのです。恐らくそういうところは増えていないのではないかと。そうすると、せっかくの長がそういう学校の給食費を軽減する、これは町長恐らく調べた結果だと思うのですが、全国でそれが起こっているのです、給食無料にすると。そうやって皆さんのこの大変な状況の中で無料にすることによって、小さい単位に言えば年間6万円程度でしかないのだけれども、そうやって支援をして、地域経済に貢献しようと、これは恐らく町長がそういうことを念願した政策ではないかと私思うのです。だから、当初予算で変わらないにしても、年度途中でもいいですから広げて、住民の福利厚生に寄与すると。そのことが地域経済の循環に一定の役割を果たすという、そういう総合的な捉え方をぜひ長が事務方に指示すれば事務方もプロなのだから、やりくりしてくれるのですから。これは一つの例ですけれども、そういうことでぜひ進めてもらいたいということを強く求めておきたいのですが、ここで長の見解伺うべきなのかどうか分からないのだけれども、そこだけ要求しておきますので、終わり。

町長（佐野恒雄君） 高橋委員のというよりも、そうした町民の期待に応えられない予算といいますか、大変申し訳ないなとは思ってはいるのです。先ほども総務課長からいろいろ説明というかありましたけれども、非常に確かに今財調で5億円何がしかですし、基本的にやはり3億円は残したいと。こういうふうな話の中で、しかしながら本当にこれからかかってくる経常経費、はっきりとしたもちろん数字は今言えませんが、大変な経常経費がかかってくるということは、ご理解いただくことなのだろうと思います。そういうことを考えると、なかなか踏み切れないといいますか、そういうこともありますので、確かに高橋委員の言われるそういう期待というのですか、もちろん分からないわけではありませんけれども、そういうところの難しさもあるというか、これからの展望を考えたときに、非常に厳しいところがあるのだということをおひとつご理解いただきたいと思います、こう思っております。

13番（高橋秀昌君） 町長は優し過ぎるのです。これは、事務方が金がないというと、あっ、そうかと受け止めてしまう。それでは駄目なのだと私は思うのです。政治方ですから、町長は。確かに経常経費は上がっていくけれども、そういう中で地域の経済をどうやって回転させていくか、あなた自身だって過去にはそういう社長を経験しているわけですよ。いかに中小零細企業の人たちが、田上は特に個人事業も含めて本当に零細企業がたくさんありますよね。こういう人たちにどうやったら地域循環が起こっていくか、ここをもっと、もっと、私は率直に総務課にもっと研究せよと町長は指示を出すべきです。

それで、私がなぜここを強調するかというと、国は率直に言うと、こんな小さな自治体残そうなんて思っていないということが分かりました。つまり、自治体と自治体を連合させて、大きな自治体にしていくこと、そういうことで経済効率だけを進めていこうというのは、もう半ば公然と国が言っているのです。では、そういう中で、そこに住む人たちが本当に安心して住めるかということ、そうならないのです。大きくすることによって、大企業が、大資本家が入って、仕事ができる状態をつくらうというのが、残念ながら今の国の流れです。ですから、こういう1万1,000人ぐらいの小さな町が、ちゃんと存続していることに大きな意味があるのです。その先頭に立っているのは町長です。その町長が小さな町でも頑張っていくと、小さな予算の中でも地域経済をどう循環させるか、このために力を尽くしたいという、その点では後ろにおられる方たちはプロですから、長が、おい、そういう点で研究して出してくれないかと言えば、必ず出せるメンバーだと私は思っているのです。ぜひそういう点で住民の暮らしを守る、もちろん田上町が国に代わって暮らしを守る予算を全部出すことはできないです。しかし、地域の循環を少しでも回せるようにするということは、私自身が勉強不足で、具体的なことを長に言えないのが残念なのですけれども、できるのだと私は確信しているのです。ぜひ、そういう視点から努力を重ねてもらいたいということを強く求めて質疑を終わります。

7番（今井幸代君） まず、業務効率化、行財政の効率化の推進ということで、先ほど小野澤委員からも質疑ありましたけれども、事業の廃止は保健福祉課で1つあったということなのですからけれども、ただ単純に実績ですとか、そういった部分を捉まえて事業だけを廃止していくということではなくて、一つ考え方だと思うのですけれども、やはり職員の皆さん方の生産性の向上というのも、非常に大きな視点になってくるのではなかろうかというふうに思っています。実際に自治体でのRPA、ロボティック・プロセス・オートメーション。具体的にいえば自動化できる部分、機

械化できる部分を機械化していくということも一つの考え方ですし、広がりつつあるというふうに思います。実際にそういった部分の捉え方であったりとか、進め方という部分に関しては、町当局のほうで何か考えがあるのかないのか、その辺り、行財政の効率化という部分は、私は非常に重要な視点だろうというふうに思っていますが、その辺りはどのようになっておられるのか、まずは聞かせていただきたいなと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今副参事が検討したというので、してもらいますけれども、保健福祉課1つではなくて幾つかの事業、それで統合してほかの課でもやっている部分、本当に毎年書いてあったのでしょうけれども、新たにまたそういう取り組み、考え方の中で事業の見直しをしているということで、ほかの課がしていないということではないのですけれども、特に保健福祉課ではいろいろ事業をやっていた中で、そういうものやっていきたいということで提案がありましたので、その辺はまた、資料を用意してあるということで私は聞いてありますので、その辺また言っただけならばと思いますが、先ほど機械化していけばいいかといっても、なかなか電算化してもまだ人の仕事は変わらないというのが現状なのですけれども、確かにそういった部分もそれぞれの課でも、いろいろな部分ができるものは検討はしているかと思うのですけれども、なかなかそこですぐいくか、経費的な部分も出てくるかと思うのですが、その辺検討したいということなので、もし副参事のほうから説明して。

財政係長（渡辺 聡君） 総務課の渡辺です。よろしくお願いいたします。

今ご質問のRPAの関係ですが、一、二年ほど前に情報政策の関係の集まりの中で、全町村集まった中でRPAの講習ですとか、そういったものが県で行われました。その中で県内ですと、長岡市がかなり積極的にやられているということで、講師になってお話もお伺いしたのですが、率直な感じからしますと、業務の効率化で長岡市、何十時間削減できたというようなこととお話がありましたが、田上町が今入れております電算システムにつきましては、非常に精度の高いものを入れておまして、RPAを駆使して業務の効率化を上げるというよりも、その時点にいてるシステムがほぼ導入されているという状況だったものですから、田上町がRPAを導入して、コストを削減できるかという視点でいいますと、今のところ考えられる業務がないという状況でありますので、よろしくお願いいたします。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。そういった長岡市、他市に比べると当町の電算システムは高かったけれども、性能がいいというところで、高いけれども、

そのおかげで業務の効率化にそもそもつながっているのだ、新たにこういったパイも小さいですから、導入してどれだけその削減効果として見れるのかという、また長岡市みたいに規模の大きいところと、規模の小さい当町ではまた違うのだろうというふうにも思いました。そういった検討がなされているということであれば、ありがとうございます。承知いたしました。効率化に関してはありがとうございました。

別な質疑をさせていただきたいと思うのですが、今回、去年も町長からの新しい田上町をつくる3本柱というような文言はあったけれども、今年からもう少し具体的にそれらが説明をいただくようになってきたような気がいたします。そこで、非常に町の財政状況も厳しいという中で、しかしながら町の活力を高めていく、町長の3本柱でいえば、自然豊かな活力あふれる田上町というところにはなってくるのかなというふうに思うのですが、実際に例えば政策立案等において、データを用いる、エビデンスを用いたというところは、非常に重要な部分だというふうにも思います。一度こういった部分に関しても一般質問をさせていただきましたが、私自身ももっと自戒を込めてなのですが、例えばリーサス等の活用ももっとされるべきだろうというふうに思います。

例えばリーサスって経済産業省が出しているビッグデータなのですから、例えば田上町の産業構造がどのようになっているのかとか。実際に企業の労働生産性が全国と比較してどの程度のものなのかとか。そういったものが非常に細かく見れます。私自身もリーサスを改めて見ていくと、田上町の例えば稼ぐ力というのが潜在的にどこにあるのかとか。そこに持っていくためにはどのような打ち手ができるのかというのが、データを見ることによって、少しずつひもといていけるような手応えを感じています。実際町当局のほうで、そういったビッグデータを活用した政策立案ですとか、エビデンスに基づいた政策立案というのは、具体的にどのようにされているのか。今回の予算編成においてどのように活用されたのか伺いたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。私今、今井委員が言ったビッグデータは聞いたことはありますけれども、リーサスというのは初めて聞きました。特に予算のときにこれを、ほかの課ではそういうのを利用しているかどうかは分かりませんが、査定の段階で特にそこまでは把握はしておりませんでした。確かに言われるようにそういうビッグデータ、いろんなデータがあることで、今後そういうふうな施策を打つ上で非常に重要になるようであれば、今後参考にしたいと思っておりますけれど

も、令和3年度については特に私が感じている部分では、そういう部分をしたかどうかというのは、確認は取れませんでした。

7番（今井幸代君） 令和3年度事業を今後実施していく、また今後第6次総合計画を策定していくというふうに思います。ですので、例えばデータの活用、リーサスもそうですし、Vリーサス、これはコロナにおける経済動向を可視化したものです。そういったものもしっかりと活用して、リーサスであれば田上町のまずは実態がどのようなになっているのかというものを分析をして、その上でしっかりと政策立案、事業の具体化というところを、図っていただきたいなというふうに思います。今そういったものは、初めて聞いたということなのですが、リーサス出始めてもう5年ぐらいたっていると思うのですが、私自身もしっかりと見始めたのがつい最近なので、ぜひ皆さんもこれを機にリーサスの活用、Vリーサスの活用、ビッグデータの活用、データの活用をしっかりと皆さん方も根づいてほしいなというふうに思います。その辺りはいかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 私だけ知らなかったのかもしれないので、ほかは分かるかもしれませんが、データは活用はしているのかもしれませんが、そういう部分、当然総合計画をつくっていく上では、町の人口がどういうふうになっていくかと、いろいろなデータを当然見た中で、今後どういうふうにしていこうかとなっていくかと思しますので、今ほど言われたのは、当然今後参考にさせていただければと思います。

委員長（池井 豊君） では、委員長から質問させていただきます。

さっきも冗談で言ったのですけれども、全体の中で交流会館、道の駅、地域学習センターができて経常経費が増えると。あたかも経常経費が増えて困るみたいな、そんな表現が多々聞かれるような雰囲気があるのですけれども、逆に町長、総括質疑にします、これ。今答えられないと思うので、町長はこの3つの施設ができたことによって、私は町民に希望だと思っているのです。例えば道の駅の来場者数、交流会館の利用者数、地域学習センターの入場者数をどのように見込んでいるか。この3つの施設ができたことによって、田上町の交流人口がどの程度増えるのかというような予測です。

それからもう一つは、この道の駅が中心になると思うのですけれども、道の駅ができたことによる経済波及効果。道の駅直売所やコンビニだけではなく、田上町の商店、湯田上温泉に対する波及効果をどれだけ予測しているのか、金額が示せたら金額、多分に日曜日ごとに1,000人ぐらいの人間が来ているわけです。これを利用し



ない手はないので、さっきも冗談でガラポン抽せん会で藤次郎の10%までいっているのか、そんなのやれとか、そんな話もしていましたが、経済波及効果をどのように捉えるのか。

それからもう一つ、表現は分からないのですけれども、実質効果。交流会館ができたことによって、田上町民の文化度が上がったとか、サークルができたとか、芸術性がアップしたとか、そういうこと。地域学習センターができて子どもたちの学びの場ができたことによって、学力がどのくらい上がったとか、上がる見込みだとか、ここでは教育委員会からぜひ話をしてもらいたいのですけれども、文化度が上がるとか、学力が上がるとか、せっかくできたのが、そういう効果を生むというところを、しっかり町民に知らせていただきたいと思うのです。そして、佐野町長からは経常経費がかかるこの3施設ができたけれども、その分町民が幸せになるのですよということを、こんなに経費がかかっても幸せになるのですよということを、町民に表明していただきたいと思うのです。単なる経常経費を食う金食い虫ができたのではなくて、町民がどういうふうになっ幸せになる施設ができたのかというところを聞かせていただきたいと思います。これ後で結構です。数字含めてお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 令和3年度の当初予算の追加資料の中の3ページのことについて気になったものですから、その他のところで業者から見積りを徴する場合ということで書いてあって、土木工事については、町内建設業協会の業者から見積りを取る場合は、次の業者から全て徴することということで、堀内組、中越大栄、武田、ヤマキ建設の4社を入れているのだけれども、これって以前ある業者から聞いたのだけれども、見積書を自分のところに作ってくれと言って出すと、もう自分のところは入札に参加できないのだよという話を聞いたのですが、これはこの4社の全部に見積書を取って、そしたらこの人たちは入札に参加できないのですか。それとも参加できるとしたら、自ら見積書を出しているわけなので、実際そのとおりに落札しないというのは、それは落札しないというのは分かるわけだけれども、こういう方々に入札をさせるということが、どうなのかなという疑問があったのです。その点ではいかがですか。

総務課長（鈴木和弘君） 入札に参加しないということはないです。あくまでも予算を作成する上で見積りを取って、それはあくまでも予算計上用の参考見積りにさせてもらうということで、ここの複数業者のほうから見積りをもらうという流れになっています。

13番（高橋秀昌君）そこは分かるのだけれども、入札するときそれぞれの業者が、大体予算上このくらい出しておけばいいと。入札するときは大体このくらいで落札できるということが、明確に分かってしまうのではないかなという不安があるのだけれども、そういう点ではどうなのですか。

総務課長（鈴木和弘君）まず、どこを採用するかも分かりませんし、予算に結局は計上はしてあっても実際それをするかどうか分かりませんから、最終的にあくまでもそれぞれの担当課は、これをしたよということで参考にもらうときは1社だけでなく、複数というふうな話は基本的にあるのですけれども、土木については一応4社からもらって、それを見た上で参考にして見積りを取ると、上げると。最終的にそれは予算をするときは、どの見積りを使うかは分かりませんし、実際にその工事が本当にやるかどうかというのは、最終的にならなければ分かりませんので、そういうふうなことで、高橋委員が言っている部分は、あまり心配しなくてもいいかなと思います。

13番（高橋秀昌君）そこで予定価格が察知されるという危険性はないのだ。私すごくええっと思った。だったら……

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君）いや、入っているけれども、私そういうふうに出ているから、だから大体そこから予定価格が読めるのではないかと。何でそういうこと言うかと、私こういう話聞いたの、業者から。大体あなたたち入札するとき、予算書に予定価格の99.8%で入札しているけれども、どういうことだねと聞いたら、今はそんなのみんなパソコンで、何だっけ。

（見積ソフトの声あり）

13番（高橋秀昌君）見積単価があってソフトで見れば、そんなのは大体分かるのだよという話を聞いているのだけれども、そうするとあまり意味がないのではないかなと私受け取った記憶あるのよ、プロではないので、申し訳ないけれども。そういう点では全く心配することはない。分かりました。ただし、私が言いたいのは、談合は駄目だけれども、私談合って何だかという、今回私取るから、取ったらお礼を回すというやつ。これ談合と私は規定している。協議をして、今回うち取るよと。みんなが分かったよと言ったら、その会社が落札成功する、そして落札成功したらほかの業者にお礼を出すと、礼というか、金を出すと、そういうのを私は談合と呼んでいる。でも、もう一つの方法、需給調整というのがありますよね。ご存じですか、需給調整。なぜかという、言わば自由に誰も入れるような競争をすると、資本力

の大きい人が仕入れが安くなるので、必ず勝つのです。地元の小さな零細の業者の人たちは、それではとてもではないけれども、太刀打ちできないのだと。だから地域内での一定の循環ができるような、そういう仕組みにしてほしいのだと。そうしないと零細の建設業は太刀打ちできないのだからということから、これを需給調整という表現を業者の人から聞いたことがあるのだけれども、そういった努力はあってもいいのではないかと思ったのだけれども、この点では、何かあらかじめ予定価格が分かってしまうのではないかというふうに思ったけれども、全くそういう心配ないのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） そういう心配はございません。

13番（高橋秀昌君） このことに関しては、入札参加者は資格申請書を出さなければならぬということなのですが、今日ネットで見ただけでも、分からなかったけれども、このときに2万円ぐらいのお金を出さなければ駄目だというのは、今も残っているのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 金額は、具体的に業者がどういうふうなお金を払っているかわかりませんが、それなりの書類の手続きをしなければいけませんけれども、町がお金をもらうなんていう話はないです。書類を出していただく。必要な書類は、こういう添付資料というのはありますけれども、町はお金を受け取っていないです。

13番（高橋秀昌君） 了解しました。何でこんな質問をするかということ、できるだけ零細の業者にも、仕事を回すように段取ってもらいたいということがあったものだから、そういう質問をしました。終わり。

8番（椿 一春君） 参考資料についてなのですが、私も新しい町をつくる3本柱というものがなかなか見えなかったのですが、3ページ目のところに星印のついているものが、町長の新しいまちづくりに掲げる事業ということで説明があったので、見直していたのですが、確認したいところあるのですけれども。1個目の自然と調和した安全で快適な暮らしの創造というところなのですが、星マークのついているものが、下から3番目の地方バス路線対策補助金のところに星マークがついていて、町長のごみの減量化・リサイクル推進というのが令和2年度、生ごみ乾燥機ですとか、そういったもので、これ星のつく場所が違うのではないかというふうに疑問に思ったので、これ間違いないのか、間違っていたのか、それ聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 私もさっき自分で説明していて、たしかこれ令和3年度の中で少し、令和3年度予算でつけた部分もあったので、今椿委員がおっしゃるようにごみの減量化もそうだと思いますし、あと一部そういう部分で足りない部分がある

かもしれないです。ごみの減量化はそうです。すみませんでした。

委員長（池井 豊君） ごみの減量化にも星マークつければ良いということですね。

総務課長（鈴木和弘君） 大変申し訳ございませんでした。

委員長（池井 豊君） 椿委員、いいですか。そのとおりだそうです。

8番（椿 一春君） そのとおりは分かったのですが、この地方バス対策というのも新しい町をつくる3本柱の事業と含めて、星印がついているのですが、これ昔からの事業だし、あえて要るのかなというふうに私思うのですけれども、これ間違い、その辺どうなのかお聞かせください。

委員長（池井 豊君） 地方バスの件はどうなるのか。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。この辺も、今私も見たのですけれども、町長のほうは町内の公共交通を取り上げたいというふうな話の中で、この辺についてはバスということですが、これは逆に削除していただきたいと思います。大変申し訳ございません。

（星印の削除、それとも項目自体の削除の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） いや、違います。地方バス路線の対策補助は実施しておりますので、町長の施策の星印を削除してください。大変申し訳ございませんでした。

7番（今井幸代君） 行財政の効率化のところでもう一点だけお願いします。

RPAのことは検討したけれども、あまり導入するメリットが今のところはないということだったのですが、実際に各課の事業や話を聞いていたりすると、ICT化できる部分の作業を、まだまだアナログな形でやっているがゆえに業務時間がなかなか縮減できない、効率化できないというような部分があるのではないかとこのふうにも感じています。実際に例えば総務課であればアンケートなんかもそうでしょうし、小学校の就学のときの補助が何がいいかみたいなアンケート等をグループフォーム等を使って回収をしていたり、実際にそういったICT化することによって、集計業務の効率化等が図れていくということがあると思います。それが、そのスキルを持っている課、職員はできるけれども、そのスキルがあるというか、スキルが全庁的に共有をされていないというのは、大きな課題だなというふうに見ています。

行財政の効率化、業務の効率化という部分に関しては、やはり総務課、政策推進室なのか、どこになってくるのか分かりませんが、総務課がやはりきちんと中心となって、効率化できるためのアイテムはこういったものがあります、こういったものを活用していくと、こういった作業は楽になっていきますというような横

断的にしていくということは、非常に重要ではないかというふうに思うのですが。今だとその課、その職員のスキルに任されているという部分は、もったいないなと思うので、ぜひそういった職員のスキルアップ、ボトムアップを横展開していくというふうな、仕組みをしっかりとつくっていく必要があるのではないかと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） スキルがある、スキルがないというのは、それはあるのかもしれませんけれども、確かに総務課のほうでそういうふうなグーグルフォームを使ってという部分、そういう部分は、それぞれほかの課に提供していこうかと思えます。そういう部分で、今総合計画をする上で当然各課の係長級でも話をしたり、そういう機会もありますから、そういう部分で、総務課が持っていないのもあるかと思うのです、ほかの課でも。そういう部分というのはそういう部分で、全庁的にも共有できるものについては、そういう会議の場を設けるとか、そういう部分で少しやっていけるものは、取り組んでいければなと思っています。

7番（今井幸代君） ぜひやっていただきたい、やるべきだと思います。ただ、こういったアイテムを使うと、こういった活用を、効率化ができますよという知識を伝えるだけだとやったことがない、触れたことがない、今まで取り組んだことがない人からすると、何か面倒くさそうだな、よく分からないなという拒否感のほうに先に来てしまう部分があるのだろうというふうに思います。だからこそ、例えば総務課が中心になって業務効率化、ICT化会議みたいな、研修会とかいうふうなものを設定して一度やらせる、体験させるということをやると。1回やると、何だ、こんな簡単だったのか、案外できるではないかという気づきになると思うのです。知識を伝えたということだけではなくて、その活用がしっかりとできるようになるまで総務課のほうで、職員のスキルアップというところをつなげていっていただきたいなというふうに思うのですけれども、会議はしていこうかなというふうに課長おっしゃられていたので、もう少し踏み込んで実際に体験してみないと、言われただけで何かよく分からないし、やったことないから勉強するかぐらいで終わってしまうのです。でも、実際体験すると本当に簡単だということに気づくはずなので、ぜひ一度体験をさせる研修会という形でお願いしたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） それは、確かにそうかと思いますが、総務課も、よく総務課、政策推進室、一生懸命やれと言われるのですけれども、なかなか職員も少ない中ですけれども、ぜひそういうことはしていきたいと思います。

委員長（池井 豊君） 一生懸命勉強してください。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、あとは具体的な款項目でやっていきたいと思います。

それでは、歳入についてお願いします。

町民課長(田中國明君) それでは、予算書の14ページからになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、町税の関係になりますけれども、平常時であれば令和2年度中の様々な収入の状況ですとか、あるいは下落修正率がどうだとかというようなことで、予算のほうは積算をしていくのでありますけれども、令和3年度の予算につきましては、今回新型コロナウイルス感染症の影響がどれだけ果たして町税に影響するのだろうかという部分の推計といいますか、予測がなかなか難しい部分がありました。そういう中において、私どもとしましては令和3年度の地方財政の課題というようなことで、国のほうが発出しております国の仮試算、それらの基づいて予算のほうを算定させていただいたということが大前提として、いつもの年と違うということをもまずご理解をいただければと思っております。そういう中で、何とかそれなりの形になるように、できるだけ組めるような形で作らせていただいたというのが、まず実情であるということをご承知おきいただければと思います。

それでは、内容のほう、最初の総体説明の中で総務課長は町税の関係に触れましたので、私のほうはそれでは個別に触れていきますので、よろしくお願ひします。まず、1款1項町民税、1目個人の関係になりますが、令和3年度予算額としましては4億643万9,000円ということで、令和2年度と比較いたしますと、1,952万3,000円の減額ということになっております。1節の現年度課税分でありますけれども、4億436万8,000円ということであります。対前年で比較いたしますと、4.6%の減という状況であります。まず、この減額の要因でありますけれども、基本的には納税義務者数の自然減ということで、令和3年度におきましては5,900人を下回るような状況になってくるのではないかとまず予測があります。それから、総所得金額の減ということで、3億4,300万円ほど下がるだろうということで率にしまして、2.5%、国のほうは市町村民税のこの部分については、1.9%程度の減額を見込んでおりますが、田上町としてはそれ以上の減収があるのではないかとというようなことで、2.5%という減額を見込ませていただいております。その内訳といたしましては、先ほど言いました納税義務者数の減、それからコロナの影響分ということで、総所得金額といたしましては、2億7,400万円ほど減額になる。それから、それ以外

のその他の事業所得分ということで、約6,900万円ほどが減額になるのではないかと  
というような想定で、今回この分については予算を計上させていただいているとい  
うことであります。なお、見込み収納率としましては99.4%ということで見込ませ  
ていただいております。

次に、2目法人の関係でありますけれども、これにつきましては制限税率が8.4%  
ということで、下がってきておる影響等がまず1点あります。そういうことで、令  
和3年度予算額、3,462万1,000円ということで、令和2年度予算と比較いたします  
と、223万3,000円の減額という状況であります。ここにつきましては、見込み収納  
率99.9%を見込ませていただいております。法人の状況がなかなか見  
通せないというような状況でありまして、そういう中でここは国が言っております  
7%程度は下がるだろうという見込みを立てまして、コロナの影響分としては130万  
円ほど減額になるのではないかとというようなことで、予算計上させていただいてい  
るということであります。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税の関係でありますけれども、令和3年度  
は評価替の年であります。そういうこともありまして、令和3年度予算額といたし  
ましては4億6,272万1,000円、令和2年度と比較いたしますと3,327万9,000円の減  
額ということで、ここ非常に減額が大きいということでありまして、対前年で見ま  
すと、6.7%の減という状況でございます。1節現年度課税分でありますけれども、  
4億6,046万8,000円ということで、ここにつきましては3,286万7,000円の減額とな  
っております。その内訳といたしましては、土地につきましては評価替及び下落  
修正に伴う減ということで、まだ田上町下落が止まらない状況であります。ただ、  
大分緩やかになってきておりまして、令和3年度でいいますと1%程度の減額で済  
んだということでありまして、この影響額が約200万円、それから家屋についてで  
ありますが、評価替及び先ほど来総務課長が説明しておりますが、新型コロナウイルス  
に係る軽減措置がありますので、ここについて約2,130万円ほど減額になってい  
るということであります。内訳でいいますと、評価替が500万円、それからコロナの  
影響での軽減措置が1,630万円ほど見越しておるのですが、それで償却の関係がもう  
一つありまして、これについては新型コロナウイルスの軽減措置によりまして、約  
960万円ほど減額になるという見込みでありまして、コロナの影響で合わせて2,600万  
円ほど減額になりますが、ここは特例交付金で補填されるわけでありまして、  
今まだ先ほど言いましたように評価替を今しております。まだ新しい年度、令和3  
年度のものに置き換わっていないので、なかなか正確な数字がはじき出せないの

すが、若干ここがもう900万円ほど増えてくる可能性が今ございます。まだ正確な数字が出ていないので、申し上げられませんが、一応予算の段階では2,600万円ほど見たのですが、それよりももう少し増えそうな状況であるということだけ、ご承知おきいただければと思います。

それから、15ページのほう、3項軽自動車税、1目軽自動車税の関係であります。令和3年度予算額4,155万5,000円ということで比較いたしますと、65万5,000円の減額ということになります。軽自動車税につきましては、減額の要因としましては軽四乗用車の旧税率分の7,200円の税額なのですが、ここの車が92台減ると、それから軽四乗用車重課税分の減ということで、これ13年以上載っている車ですけれども、皆さん入れ替えることで、ここが税率が1万9,200円の部分になりますが、ここが168台減るというようなことです。それで、そういう関係でここについては減額が大きい、65万5,000円あるということになります。ちなみに、見込み収納率としましては98.5%ということで見込みをつけているところでもあります。

それから、2目環境性能割という部分ですけれども、これにつきましては100万円の増額を見越しておったのですけれども、令和3年4月から臨時的軽減税率の措置が廃止されて、本則課税に戻る予定でありましたが、今般のコロナの影響で令和3年12月まで軽減税率が継続されるというようなことになりまして、200万円まで伸びないかなとは思いますが、これについてはそういう形で若干ここは増になるという見込みであります。

それから、4項町たばこ税、1目町たばこ税の関係になりますが、令和3年度予算額5,827万1,000円、比較いたしますと、155万円の減ということになります。ここにつきましては、税率改正に伴う売上本数の減ということで約80万円分ほど減額を見込んでいたということでありまして、現在の税率といたしましては、1,000本当たり6,122円になっておるところであります。ただ、令和3年10月1日から最後の税率改正がございまして、430円増えて6,552円になるというようなことから、さほど大幅な減にはならないかなという見込みを立てているところでもあります。

それから、5項入湯税、1目入湯税の関係であります。令和3年度予算額2,955万1,000円ということで、比較いたしますと414万6,000円というようになります。入湯税につきましては、3月の補正予算でも1,800万円ほどの減額をさせていただいた状況であります。そういう中で、ここについてはどの程度見込めるかというようなことで、非常に考えたのですけれども、結果的に最終的なものとしてはホテル、旅館で約8万2,000人、それから湯っ多里館で11万5,000人程度の見込みを立てさせ



ていただきました。それらについては、今後また再度様々な対策も、コロナ感染症の町の対策の中でも打たれていくのだろうというようなことも込めまして、そのような形で予算の計上をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

説明代わります。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、予算書16ページからになります。あと、先ほど歳入の関係で参考資料のところで説明をさせていただきましたけれども、参考資料の8ページ、9ページ、10ページ、11ページにそれぞれ主な部分、表記もさせていただいて、11ページは増減理由等も載せてございますので、そちらのほうも、併せて見ていただければと思います。そういうふうな話の部分で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、16ページ、2款地方譲与税になります。1項地方揮発油譲与税、それから2項自動車重量譲与税でございますが、こちらにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、国が示す地方財政計画をベースに参考にいたしまして、それぞれ減額、減ということで揮発油税は4.1%、重量譲与税は1.4%の減ということで見込んでございます。

3項森林環境譲与税は、令和元年度、令和2年度の実績に基づきまして、今回40万円の減額という形になっております。

それから、17ページ、7款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金300万円。これも地方財政計画上98.8%という1.2%の減ということで見込んでございますので、町も同様にそれに合わせて300万円の減という形で、計上をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、18ページ、9款環境性能割交付金、1項1目環境性能割交付金。これは軽自動車以外の環境性能割交付金ですが、こちらについても地財計画に基づいて23.2%の減になるだろうということで、減額をさせていただいているところでございます。

10款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金。こちらが先ほど町民課長が話をいたしました、町民税の固定資産税の関係につきまして減収する分2,580万円。これを国のほうが全額補填するというところでございますので、これは令和3年度のみになっておりますが、こちらを計上しているところでございます。

それから、19ページ、11款地方交付税、1項1目地方交付税17億5,500万円、5,000万

円の増ということでございます。普通交付税については、令和2年度と比較して4,000万円の増。それから特別交付税は1,000万円の増という形で、公共交通等の関係の経費等で増額をしております。先ほど委員長から交付税もっと見れるのではないのというふうな話があって、私正直言うと交付税は地方財政計画、国の措置上は5.1%の増という形になりましたので、かなり増えるのだらうということでこちらも考えておりました、当初。それに合わせて地方財政対策のポイントのところに、地方譲与税が29.2%減になるというふうに出ていたのです。譲与税が減ったから交付税が来るのかなというふうに見ていたのですけれども、その後詳細が来たのですけれども、先ほど町のほうの譲与税そんなに落ちていないのです。

一番大きい部分は、譲与税の中に特別法人事業譲与税というのがあるのです。これは、県に入る譲与税なのですが、これが令和2年度と比較すると62.8%ということですから、約38%減になるのです。そういう部分の資料がようやく来ましたので、読み解いていった中で、そうしていくとあまり、今回どちらかというところ交付税は都道府県のほうに行くのだというような形で、この辺も副参事は直接県の担当にも確認して、その辺は間違いはないということですので。交付税を算定するのに、確かに毎回言われて、結果が出ればまた増えるかもしれませんけれども、今の状態ではなかなかそういう状況がありまして、国が5.1%だから、町も5.1%かというところ、そういう状況ではないということで、ご理解をいただければと思います。

予算書戻ります。19ページ、引き続き13款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金につきましては、令和2年度と比較をいたすと、221万7,000円の増になってございます。こちらにつきましては、説明欄の老人ホーム入所者等負担金で105万2,000円、これ1名増だということでございます。保育料につきましても、今の実績等に基づいて積算した結果、126万1,000円増になるという見込みということで、増額をさせていただいているところでございます。

それでは、めくっていただいて、主な部分だけ説明のほうさせていただきます。21ページです。14款使用料及び手数料、1項3目教育使用料、金額的に36万円ということで大きくございませんけれども、社会教育使用料ということで交流会館、それから地域学習センターは新規ということで12万円、交流会館も1年間ということで、令和2年度と比較すると24万円の増ということで、計上をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、22ページになります。15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、令和2年度と比較をいたしますと、1,147万4,000円の増になってご

ざいます。1節社会福祉費負担金、こちらの節全体で1,993万2,000円の増という形になっております。障害者自立支援等諸費ということで、障害者の自立支援の給付の関係で令和2年度と比較すると、歳出のほうでも出てくるのですが、これに伴う国の負担分2分の1ということで1,500万円の増。それから障がい児の入所給付の関係で700万円の増と。それから、その下、低所得者保険料軽減負担金、これ介護保険料の1から3段階の保険料を軽減するという内容でございまして、これが令和2年度と比較すると、280万5,000円の増という内容になってございます。

それから、2節児童福祉費負担金、こちらは令和2年度と比較すると227万5,000円でございますが、内容は幼稚園、認定こども園の施設型給付の関係。それから地域型保育給付、これは未満児の関係になります。それぞれ施設の公定価格が増になったことに伴う増額になってございます。

一方3節の児童手当負担金、これにつきましては人数等の減少もございまして、令和2年度と比較をいたしまして、1,073万3,000円の減という形になってございます。

23ページ、15款2項1目総務費国庫補助金、令和2年度と比較をいたしますと、3,494万円の減でございます。こちらにつきましては、令和2年度で社会資本整備総合交付金、道の駅の関連の経費の関係で2,980万円、令和2年度で計上させていただきましたので、これが大きな要因になっております。

それから、4目農林水産業費国庫補助金151万3,000円につきましては、1節林業費補助金ということで、こちらにつきましては、林道護摩堂線の橋梁修繕の工事ということで歳出にも出てきますが、これの2分の1の受入れを行うものでございます。

それから、5目土木費国庫補助金28万2,000円ということで、対前年度で金額が大きくございませんけれども、説明欄の道路メンテナンス事業補助金というのが、これが新たな名称になります。今まで社会資本整備交付金ということで、1本で事業費が入っていたのですが、国のほうで一部見直しをし道路メンテナンスということで、これ橋梁の関係の定期点検、修繕の関係を道路メンテナンス事業補助金と名称を変えたということで、新規として出てきている内容でございまして。

めくっていただきまして、24ページ、16款県支出金、1項1目民生費県負担金、令和2年度と比較をいたしますと、913万3,000円の増でございます。1節社会福祉費負担金につきましては、先ほどの国庫負担金で説明をさせていただきましたものと同様でございます。障害者自立支援等諸費、低所得者保険料軽減負担金、これらは先ほど国が2分の1、県が4分の1という形になっておりますので、令和2年度

と比較しますと、この節で1,041万6,000円の増でございます。2節の児童福祉費負担金も先ほどの国費と同様、令和2年度と比較をいたしますと、113万7,000円の増。3節の児童手当負担金は、242万円の減という形になってございます。

25ページ、16款1項3目農林水産業費県負担金、令和2年度と比較をいたしますと、525万円の減になってございますけれども、地籍事業の関係で減額というふうな形になってございます。

16款2項県補助金、2目民生費県補助金、令和2年度比較いたしますと、101万2,000円の減という形になってございます。こちらにつきまして、1節社会福祉費補助金1,986万2,000円、令和2年度と比較をいたしますと、138万7,000円の減という形になっておりますけれども、説明欄の4つ目、重度心身障害者医療費助成事業、これが令和2年度と比較をいたしますと、医療費関係の減少、これ基準額の2分の1ということですが、ここが117万7,000円の減という形になってございます。

それから、めくっていただきまして26ページ。16款2項5目農林水産業費県補助金でございますが、節全体では19万6,000円の減ということになってございますが、6節の林業費補助金、これは新規です。69万7,000円で県単林道事業ということで、護摩堂線の路肩の復旧工事、これを県単の事業で実施をするということで、受入れをしているものでございます。

それから、27ページ、16款2項8目教育費県補助金でございます。2節の教育総務費補助金ということで51万1,000円。スクールサポートスタッフ配置事業ということで、令和2年度については県のほうからの予算措置で、それぞれ小中学校にスクールサポートスタッフということで配置をしておったのですが、令和3年度はこの補助金を受け入れて、スタッフ1名を受け入れるという内容でございます。

16款3項委託金、1目総務費委託金、令和2年度と比較をいたしますと、346万6,000円の増でございます。3節選挙費委託金732万6,000円です。衆議院議員の総選挙ということで今回委託費を計上しております。4節の統計調査費委託金は、令和2年度と比較すると、355万9,000円の減でございますが、令和2年度は国勢調査が実施されましたので、その関係の経費がなくなったということで、令和2年度394万8,000円をこちらのほうで見込んでおりましたので、その部分が減少してございます。

2目衛生費委託金70万5,000円。1節保健衛生費委託金、地域人権啓発活動活性化事業70万5,000円でございます。これは、県からの委託事業で七、八年ごとに実施をするということで、前回は平成26年度ということで、順番ということで今回経費を受け入れて、歳出で人権に伴ういろいろ講演会等を実施する予定にしております。

めくっていただきまして、28ページ。16款4項1目地方産業育成資金貸付金500万円の減ということでございます。貸付金の元利収入というところでも同じく出てきますけれども、今回新型コロナに関わります国の制度が始まったことに伴いまして、今まで町の借入れをしていた部分を繰上償還をしたというようなことで、それらの関係から今回減額をしているところでございます。

29ページ、18款寄附金、1項2目指定寄附金1,200万円ということで、ふるさと納税ということで、1,200万円の計上をさせていただいているところでございます。

30ページお願いいたします。19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金につきましては1億5,200万円ということで、令和2年度と比較をいたしますと、1億5,200万円の減。令和3年度の基金残高見込みは5億3,827万9,000円ということで、先ほどの予算の参考資料のほうでも説明させていただいたとおりでございます。

バツ目ですが、一番下、生涯学習センター設立基金繰入金。これ令和2年度末で、この3月議会で廃止をさせていただきましたが、令和2年度に取崩しをしました。今回ゼロということで丸々減額でございます。

31ページ、21款諸収入、3項2目商工費貸付金元利収入、令和2年度と比較をいたしますと、2,500万円の減になってございます。先ほどの県のところでも説明させていただきまして、地方産業育成資金で1,000万円の減でございます。めくっていただきまして、32ページの中小企業不況対策等緊急特別資金につきましても、令和2年度と比較をいたしますと、1,500万円の減ということで見込んでございます。

21款4項受託事業収入のバツ目です。総務費受託事業収入、これ道の駅関連の工事費の請負、県からの受入れということで、令和3年度ゼロということですので、959万4,000円の減でございます。

それから、21款諸収入、5項雑入、2目雑入の中で、特に説明をする部分は、33ページ4節の雑入ですが、ここの中で令和2年度と比較しますと、全体で122万8,000円の増という形になってございます。一番下の保育所の広域入所負担金は、令和2年度と比較しますと子どもの関係、人数等の影響で137万5,000円の減という形になっておりますが、めくっていただきまして34ページ一番下、道の駅電気自動車充電設備使用料、これが新規になります。これと35ページの一番上、道の駅の物販スペースの光熱水費、こちらについてはコンビニの分の光熱水費です。これ3月議会で補正もさせていただきましたが、この2つが令和3年度の新規という形になってございます。

それから、35ページ、22款町債、1項町債でございます。それぞれの事業に基づ

いて起債の借入れをしていくわけですが、まず、1目の衛生債については三条水道供給企業団ということで、これ数字が来ておりますので、その部分の借入れをするという内容でございます。

2目の農林水産業債1,080万円。こちらにつきましては、県営事業の負担金等に伴う起債の借入れでございます。

3目の土木債6,430万円ということで、道路の関係、河川の関係ということで起債の借入れをいたすものでございますが、特に2節の河川整備事業債730万円ですが、緊急浚渫推進事業債ということで新規。こちらについては、3月議会でも計上させていただいているところでございまして、当初予算と比較をいたしますと、皆増という形になっております。

それから、4目臨時財政対策債につきましても1億2,700万円。令和2年度と比較をいたしますと、300万円の増でございますが、地方財政計画等を加味した上で、計上をさせていただいております。

令和2年度につきましては、総務債3,850万円、道の駅関連での起債を予定しておりました。それから、消防債ということで2億240万円。これについては防災行政無線の関係、それから防火水槽の移設の関係等の部分の起債をしておりました。令和3年度はそういう部分の事業はございませんので、これそれぞれ減になっております。

あわせて、それぞれ起債の関係ですが、すみません、口頭ですが、1目の衛生債につきましては、充当率100%で交付税算入は50%という形になっております。2目の農林水産業債は、充当率が90%で交付税は22%程度です。それから、3目の土木債、道路の関係です。順番にいきますが、地方道路について、一番上充当率90%ですが、交付税算入はございません。公共事業等債は充当率が90%、交付税が22.2%。それから公共施設等適正管理推進事業債、充当率90%、交付税は約48%でございます。緊急浚渫は充当率が100%、交付税算入は70%、臨財債は100%という形になっております。この地方債の関係につきましては、これに合わせまして予算書の10ページのところに第2表、地方債ということでそれぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法ということで、今ほど申し上げた起債に計上させていただいたものを、こちらのほうに明示させていただいておりますので、お願いいたします。

説明以上です。

委員長（池井 豊君） お昼のため休憩いたします。

午前 11時54分 休憩

---

午後 1時15分 再開

委員長（池井 豊君） 1分早いですが、始めたいと思います。

それでは、歳入についての質疑をある方、ご発言願います。

1番（小野澤健一君） 総括質疑ということでやらせていただきたいと思います。実際複数の部署にまたがる形になるものですから、どの場所で質疑をしたらいいのかというのはあるのですが、取りあえず町税に関わるものということで、この場で質疑をさせていただきます。

町税の安定確保というのは、行政運営をやる上で資金的裏づけであるということで、非常に重要であります。したがって、先ほど課長より説明がありましたように、町税の構造的な特徴をしっかりと把握をし、安定確保に向けた施策を講じる必要があるというふうに思っております。私が調べた限りにおいて、田上町の町税の大半を占める町民税、それから固定資産税の構造的な特徴としては、町民税に関しては個人の占める割合が9割と。すなわち人口減少と相まって、毎年定年退職等により税収は低減、徐々に減っていくと、こういう構造的な問題を抱えているというふうに思っております。一方固定資産税については、土地の占める割合が約3割、建物と償却資産で約7割という形になっているかと思えます。地方であるがために地価の影響は都心部ほどないものでありまして、限定的という言い方ができるかもしれませんが、減価償却を伴うものが7割とかなり高くなっております。これも当然のことながら減価償却ですので、毎年低減をする構造になっていると。以前私の一般質問で、これらの税収の落ち込みをどうやってカバーするのかということで質問をさせていただいた中で、町長の答弁で本田上の工業団地の誘致に尽きる旨の回答を得た経緯があります。ところが、今現在企業誘致の進捗状況は、決して芳しいとは言えない状況であります。こういった認識の中で総括質疑をさせていただきたいと思えます。

1番目、本田上の工業団地に誘致済みの企業の町民税と固定資産税の年間の税収額は幾らか。

それから、従業員に関して田上町民の雇用人数は何人なのか。

それから次、県内の工業団地というのは、いろいろ長期にわたって売れ残りが発生をして、非常に厳しい財政を余儀なくされているという状況であります。田上も同様かと思えますけれども、田上町では具体的にどのような企業誘致活動を行って

いるのか。これは産業振興課とか、その辺と絡まる部分なので、この段階での質疑になりますが、あとは現時点で空いている面積の割合、実数を含めてどのくらいあるのか。

それから、以前町長からもお話ありました、数社の見込みがあるということですが、契約締結に至る見込み度、これは大体どの程度なのか。

以上総括質疑ということで、町民課だけではなくて、先ほど申し上げたように産業振興課とも関わる部分でもあります、質問するタイミングとして、このタイミングで総括質疑ということをお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） では、総括質疑として取り扱います。

議長（熊倉正治君） あまり質疑がないと悪いので、あえて質疑をします。

臨時財政対策債は議論しましたので、特にはありませんが、固定資産税の関係を少しお聞きをしておきたいと思いますが、先ほど地価の下落がずっと何十年も続いていて、土地は上がる要素ない、下がる一方ということは私も認識はしていましたが、たまたま課長の皆さんのところへみんな行っているのかどうか分かりませんが、私がライフワークとしていた地籍調査の関係、これを地域整備課の資料を見ると、令和3年度で国の制度が変わるから終わりみたいなことにはなっているのですが、これ税のほうの関係とは地籍調査事業の関係は、また地域整備課のほうで私がお聞きをしますが、この中で平成25年、曾根から現在上吉田の一部まで、川通りからずっと地籍調査をしてきているわけですが、結局この調査は5%ぐらい町の持ち出しがあれば事業はやっていけるということで、大変いい制度だからということで私は提案もして、町も受け入れて事業をやってきたと思うのですが、結局地価が上がっていけば、当然地籍調査が終われば、面積も確定をして地価が上がっていけば、土地の税も上がっていくということで、大変いい事業だということで取り組んできたはずなのですが、なかなか地価が上がっていないということで、難儀をしてやっている割には、あまり実績が出ないという事業のようであります。それは、確かなのでしょうけれども、実際のところ曾根から上吉田まで事業をやってきて、多分面積も確定をして、町民課のほうは固定資産税の課税台帳を全部修正もするというので、なかなかそれも大変な仕事のようなのですが、その割にはさっぱり評価が上がっていないから、税も上がらないということなのでしょうけれども、実際問題この曾根から上吉田まで事業が終わって、まだ全部は確定はしていないと思いますけれども、固定資産税そのものが上がったのかどうかという辺りが、大体でいいと思うのです



が、分かれば聞かせてほしいなというのが1点と。

あと歳出のほうというか、決算のほうに関係するかもしれませんが、今年たまたま固定資産税の評価替が3年に1度の年になっていて、この評価替のときには多分不動産鑑定士を入れて基準地、標準地の再評価をして、上がることはなかったのでしょうけれども、下がってきたということがあるのですが、この不動産鑑定士を入れて事業をやっているということで、ネットを見ると大分不動産鑑定士協会に、多分新潟もそうなのでしょうけれども、丸投げをしていて、大分業界の中で問題になっているという、料金そのものも統一価格で全部押しなべて同じみたいなやり方で、評価替のときの不動産鑑定士の報酬が決まったりもしているらしくて、その辺が大分問題になっているところもあるやに出ていました。新潟県そのものはどんなのかなというのは、全県統一で多分しているだろうなと思いますが、そういったもので問題があったのかどうなのか、その辺2点だけお聞きをしておきたいなと思いますが。

町民課長（田中國明君） 1点目の地籍調査が終わって、それがどれだけ税収に影響しているかという部分につきましては、今ほど議長のほうからは、上吉田の一部というふうなことでお話がありましたが、今現在課税に反映されているものは、令和3年度課税までで、曾根から川坂田地区の一部までというような状況に今のところなっております。それで、そこに対して歩伸びもあれば、実際の課税面積よりも減っているという状況もあります。それから、議長もおっしゃいましたが、当然下落もしているというような状況の中で、様々な要因が入り組んでいるのは事実であります。また、その間3年に1回評価替というのがまたございます。そういうのをいろいろ加味して、なかなか正確な数字はお示しできませんが、実際に曾根の一部が確定して課税を始めたのが、平成29年からになります。そういう中で見ますと、隔年50万円程度は地籍調査に基づいて、税収としては影響があったのだろうというようなことで、町民課としては今のところ見ているところであります。50万円の税収で上がるのですが、先ほど来議長も言ってくれましたが、なかなかそれを処理する職員のほうが、結構な事務も確かにあるのもまた事実でありまして、一応は今のところそういうふうな形になってございます。

それから、2点目の不動産鑑定士協会の関係ですが、今のところ一括そこと随意契約して、鑑定評価をしていただいているということでありまして、そこにつきましては昨年、令和元年実施をさせていただいております、たしかうちの町で83地点だったと思いますが、それで640万円ほどの支出をさせていただいております。田

上町には2名の鑑定士の方から入っていただきまして、それぞれの基準地を鑑定していただいたというような状況でございます。新潟県内どこの市町村もそのような形で、不動産鑑定士協会と契約を結び、鑑定、評価をしていただいているという状況でありまして、今ほど議長のほうでご心配なされた、そのような状況は今のところ田上町といいますか、県内特にそういう問題になっているようなことは聞いておられないという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（熊倉正治君） 地籍調査事業の関係は、また地域整備課からのほうで聞いておきたいと思ひますが、今までやった曾根から上吉田の一部までの間で、平成29年から実際に課税が始まって、50万円ぐらひは増えているという。そういう意味でいえば、そればかりではないと思ひますが、この仕事、これを見ると令和4年からは廃止、中止というようなことになっていますが、このことはまた後でお聞きはしたいと思ひますが、かなり課税台帳を直すというのは、実際のところ、コンピューター処理をしているわけですから、相当大変だったのかどうかという辺り、もう少し言ってみてくれませんか。

町民課長（田中國明君） 基本的に相当数の筆数の登記簿が上がってきます。その内容を各土地担当が中身を見て、なおかつまたそこで現地をまた確認をし、なかなか実際にここで割られたというような部分とか、ここから畑になっているとか、様々そういういったような形で相当数の登記簿が上がってくるものですから、それを一筆一筆今言われるように、うちで今使っています基幹系のシステムの中に入力をしていくという作業は、非常に難儀でもありますし、またある程度専門的な部分の視点も必要になってくるというようなことから、最近はやっぼど、平成29年から始めていますから、丸4年たつわけです。そういう中で少し慣れてきて、その辺の事務も円滑には進んでいるのかなというふうに私は見ておりますが、そういう部分で相当数の筆数が上がってくるということで、書類の処理、それからパソコンの入力なんていうのはかなり時間もかかっていますし、またそれ終わった後入力したものが正しいかどうかという確認まで含めると、それなりの時間を要しているのかなというふうな部分で、少し事務的には大変だというふうなことで申し上げたところでありますので、一応今のところそのような形であります。

議長（熊倉正治君） 50万円ぐらひ上がっても大した実績がない仕事だったかなというふうには受け止めますが、それにしてもこの事業そのものを今後どうしていくかというのは、また事業課のほうとの議論になろうかと思ひますが、一応町民課のほうの見解というか、動きというのは今の答弁で了解をしておきたいと思ひます。

以上です。

6番（中野和美君） 私も地籍調査のことを今までもテーマに取り上げさせてもらって、今回もそうなのですけれども、25ページの農林水産業費県負担金のところの、これも地籍調査に関わるのかなと思って見ていたのですが、この半減している理由をいま一度教えていただきたいのと。歳出につきましてはまた一般質問の担当課のところ質問しますけれども、今回この半減になった理由と。あとこれ国からほとんど出るというふうに聞いていたのですが、その項目がどれになるのか、その辺を教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） 今言われました25ページ、これ間接補助といいまして、国から直接ではなく、国から県に行って、県から町に来るという部分があるので、県の支出金ということで、こちらは減額になっているのは事業に、歳出に応じてということですので、もしであれば歳出のときにその説明を聞いていただければと思います。

6番（中野和美君） ありがとうございます。ハードルが高くなったという話なので、歳出のときに伺います。

13番（高橋秀昌君） 質疑しないと言ったのだけれども、気になったところありました。34ページの駐車場の利用料が100万8,000円載っているのだけれども、これは職員の駐車料金を指すことなのでしょうか、確認したいのですが。だとしたら、どういうふうな割当てなのか示してください。

総務課長（鈴木和弘君） これは駐車場ですから、役場の駐車場料金を月800円。職員、それからあとは商工会と社協からもいただいています。

13番（高橋秀昌君） これいつからなのでしょうか。私、多分去年もあったのだけれども、気がつかなかったのだけれども、いつからこういう制度になったのですか。

それから、もう一つ聞きたいのは、その制度をこういうふうに有料化するきっかけは何だったのかということを示してください。

総務課長（鈴木和弘君） 財政健全化をしたときにですから、平成16年頃に役場の職員の駐車場、職員から一律駐車場の料金ということで徴収をするということで……

（平成16年ということの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 平成16年頃だったと思います。きちんと正確に調べます。

13番（高橋秀昌君） 私、率直に言ってもうやめていいのではないかとこのことを提案したいの。なぜかというと、恐らくこの土地を町が購入したとき、この支払いは既に終わっているのではないかと思うけれども、どうですか。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど言った財政健全化の中で、たしか合併を離脱したときに交付税が減るという流れの中で、町民に負担を強いていかなければいけないといった中で、まずは身内というか、自分たちの中からという、それも負担をしていこうという中で、こういう話が出てきました。当初幾らとかいろいろ協議していった中で、800円という金額に落ち着いたというのが経過です。やめるという議論はあったかな。当然町民の負担下げていませんから、そういった中で町民負担をした上で、なおかつ職員からも負担だということなので、これは継続して、今のところやめる予定はございません。

13番（高橋秀昌君） 私は前町長、佐野町長の時代ではないわけだよね。つまり合併をしないと行った途端金がないと言って、そしてあらゆるものに住民負担を増やしていったと。その過程の中で、今の説明によれば職員も800円の負担を求めているということだと思うのです。今の理屈だと、町民負担を減らしていないのだから、職員の負担も当然にそのままだという一つの理屈だと思うのです、それは。だけれども、私思うのは、こういう農村地帯で駐車料金を取るというのは、そぐわないのではないかとというのが一つ。それから職員に関していえば、公務でここに来ているのに、この職員の皆さんに駐車料金を払いたくなければ歩いてこい、電車で来い、バスで来いということになりかねないわけでしょう。でも実際には職員の皆さんが仮に公共交通を利用して、バスで来たとしても、それは皆さんの仕事が全部終わっても運ぶようなことはあり得ないわけで、結果としてはどんなに公共交通が発達しようが、田上町の職員は自家用車で通わざるを得ないというわけだね、業務上。そういうものもこれまで住民の負担を減らしていないのだから、職員の負担も減らす必要ないと見るのは、考え直していく必要あるのではないかというふうに思うのです。もちろんあのときに窓口負担も増やしたし、それから記憶にはっきりしないのだけれども、水道料金も上げたような気がするし、いろんなところで値上げをしていったことがあります。だから、財政的に一定のゆとりがあれば、元に戻すべきだというふうに思うのだけれども、それはそれとしてまた議論すべきことであって、今の職員駐車場の料金を800円のままいくのが普通なのだという捉え方は、見直す必要があるのではないかとこのことを提起しておきたいと思います。

委員長（池井 豊君） 提起だそうです。

13番（高橋秀昌君） 提起したのだから、教えてください。質疑なのだから。

総務課長（鈴木和弘君） 平行線になると思いますが、基本的な考え方は先ほど申し上げたように、今のところ見直しをする予定はございません。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。総務課長、ついでにこのページの道の駅の電気自動車充電設備使用料というのは、これ個人が充電するときお金払うのか、機械設置者が使用料払っているのか、私、電気自動車乗っていないので、よく分からないので、説明してください。

総務課長（鈴木和弘君） では、室長から説明させます。

政策推進室長（堀内 誠君） この電気自動車の充電設備の使用料というふうな形ですが、使用者のほうから設置、管理している業者のほうに一旦入ります。その部分が年度末だと思うのですけれども、時期に応じてその分が使用料として手数料を引かれて入ってくるというふうなシステムでございます。

委員長（池井 豊君） 道の駅で充電する人は、幾らか入れているわけだな、あそこに。何百円か、何十円か、分かったら聞かせてください。

政策推進室長（堀内 誠君） 設備のところで利用している方々は、現金ではありません。専用のカードです。メーカーのほうから出ているカードを利用して、そこから引かれているというふうな形で聞いておるところでございます。そこで、年1回町のほうにまとめて入ってくるというふうな形です。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

ほかに歳入についてありますか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようなので、歳出のほうに移っていきたいと思います。歳出、まず議会費からお願いします。

議会事務局長（渡辺 明君） それでは、歳出になりますが、予算書の36ページをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費であります。令和3年度予算額で7,830万1,000円をお願いするものでございます。内容につきましては、ほぼ経常経費でございます。令和2年度と比較しまして87万5,000円、1.1%の減となっております。

それでは、主なものについて説明したいと思いますので、説明欄のほうを御覧いただきたいと思います。まず、3節職員手当等1,573万6,000円、令和2年度と比較しまして18万3,000円の減となっております。これにつきましては、昨年11月の臨時会における議員報酬及び費用弁償等の改定によるものとなっております。続きまして、4節共済費1,341万4,000円、令和2年度と比較しまして56万1,000円の減となっております。主なものとしましては、議員共済掛金の率改定によるものとなっております。8節旅費、続いて37ページに移りますが、18節負担金補助及び交付金は、

例年と同様の経常経費を計上しております。ただ、12節の委託料、会議録作成委託料につきましては、交流会館等建設調査特別委員会の調査が終了する関係で15万円ほど減額してございます。続いて、その他事業になりますが、令和2年度より3万3,000円の減となっております。令和2年度につきましては、議員控室にあります冷蔵庫を購入させていただいたものが、全てその経費がなくなったということでございます。

議会費については以上であります。

委員長（池井 豊君） 議会費の説明が終わりました。

議会費について質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようなので、進めたいと思います。

2款総務費の説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 予算書38ページになりますし、先ほどの参考資料の15ページのところもそれぞれ増減理由を載せてありますので、そちらも参考にさせていただければと思います。

2款総務費、1項1目一般管理費、令和3年度2億2,278万2,000円。令和2年度と比較をいたしまして、495万6,000円の増でございます。こちらについては、総務課の関連経費、あと電算関係の経費が主な内容でございます。特に電算関係が令和2年度、令和3年度で増減等大きい部分がございますので、まず40ページお願いしたいと思いますが、一番下のところに13節使用料及び賃借料ということで、3,591万5,000円という予算がありまして、一番下のところに事務機借上料ということで3,521万円ということで、予算を計上させていただいておるところでございますが、この中に細かく電子計算機ということで35万1,000円の増になっています。こちらについては、保健福祉課の予防接種の、この前の新型コロナウイルスワクチンの関係で健康カルテということで、令和3年度からは使用料ということで、一括こちらのほうで計上するというところで増額している部分でございます。そのほか、例規集のデータベースということで、こちら例規集をパソコンで見るとはすけれども、この中で使用料ということで、令和3年度258万5,000円ということで、令和2年度と比較すると85万2,000円ということで、この辺も一部機能等の見直しを行いまして、減額をさせていただいているところでございます。

（減額の声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 減額です。

それから、ここの予算書で事務機借上料の中になっていますので、表に出てこないのですが、申し訳ないのですが、そのほかに社会保障の税番号システムの関係で、令和3年度、令和2年度と比較しますと、52万8,000円ということで、こちらにつきましては、中間サーバーということで、町の住基システムと結局マイナンバー関係ですと、国が用意した中間サーバーに変換するようなのがあるのです。その間にまた独自のサーバーを設けなければいけないのですけれども、その関係の経費が、昨年必要だった経費が今年なくなったということで、52万8,000円減額になっているところでございます。これが事務機借上料の関係の内容になりますし、次に41ページのその他事業のところに入りますが、めくっていただいて42ページ。委託料の関係で総合行政システム改修委託料ということで13万2,000円。これ住基の関係で改修が必要になりますし、番号制度の中間サーバー、ブリッジシステムというのですけれども、これを更新する必要があるということで、先ほど申し上げましたように、町の住基関係のシステム、マイナンバーの関係で国とやり取りするサーバーがあるのですけれども、町のシステムに直接行くのではなくて、もう一個ワンクッション置くような、そこが中間サーバーというのが町にあるのですけれども、その関係のブリッジシステム、BSという、ブリッジシステムというのですけれども、そのOSのサポートが終了するというのでこの関係、更新にかかる経費が110万円かかるというようなものが、令和3年度に上がっている部分であります。

それから、42ページの17節備品購入費ですが、職員用の端末ということで、220万円の予算を計上させていただいております。こちらは、平成23年度に購入したパソコンが10年を経過するというので、今回新たに購入をしたいということで20台を予定しております。ちなみに、平成23年度に購入したのは17台ということですので、それ予備機として3台分ということで20台お願いした部分であります。

あと、42ページ、同じく下のところの社会保障・税番号制度システム整備事業というところの43ページのところにまた中間サーバー負担金。これは今度国が用意した中間サーバーというのがございまして、これが令和元年度から令和3年度にかけて次期システムの更新のために整備をしております、3か年かけて。その最終年度ということがありまして、令和2年度と比較しますと、こちらが202万6,000円減額になります。これ一部国のほうから歳入ということで、106万4,000円の歳入を受け、残りは交付税を措置をされるというような内容です。

それから、もう一つ下、県の情報セキュリティクラウド。この関係が令和2年度と比較をいたしますと、204万3,000円です。これは、今度はインターネットを今町

のほうで見るとは県を、セキュリティクラウド、そういうところを通しての  
のですが、その更新に伴う負担金ということで、今回その部分が増額になって  
いるということで、一般管理費はどちらかということ、今ほど申し上げた電算関係の経  
費が大きく増減している理由でございます。

予算書43ページです。3目財産管理費4,147万3,000円、令和2年度と比較をいた  
しますと、125万2,000円の増額でございます。まず、庁舎管理費の庁舎管理員の報  
酬ということで、これ令和2年度と比較しますと、129万6,000円減になっています。  
令和2年度まで交流会館の管理人の報酬ということで、こちらのほうで予算を計上  
しておりましたけれども、令和3年度からは交流会館のほうに組替えのほうをさせ  
ていただいております。

それから、44ページ。庁舎管理その他事業ということで、工事請負費で302万  
2,000円。高圧ケーブル・開閉器取替工事ということで予算を計上しております、  
令和2年度の点検で指摘を受けて、この交換が必要だということで、工事請負費の  
ほうを計上させていただいているところでございます。

それから、45ページ。4目交通安全対策費184万4,000円、令和2年度と比較をい  
たしまして、42万9,000円の減ということで、これは工事、修繕の関係等ございま  
して、修繕料につきましては、46ページの10節需用費の修繕料80万円ということで、  
こちらは12万円の減額になっておりますけれども、歳出のところでも今までカーブミ  
ラーの修繕料のみでしたけれども、今後交通安全施設での修繕ということで、予算  
をそれぞれ40万円ということで、新たに計上させていただいているところでござい  
ます。

それから、46ページの自治振興費につきましては、2,221万2,000円ということで、  
令和2年度と比較しますと、193万9,000円減額になっておりますが、まず総務課の  
関係ですと表彰式典事業、それから防犯推進事業、これらにつきましては、令和2  
年度と同程度の予算の計上をさせていただいているところでございます。

説明代わります。

町民課長（田中國明君） それでは、今ほどの引き続きになりますが、説明欄の自治振  
興費のほうを御覧いただきたいと思っております。ここにつきましては、区長関係に関す  
る経費ということで、町民課のほうで執行をさせていただいている部分になります。  
令和3年度の予算額といたしましては、1,554万2,000円ということでございまして、  
令和2年度と比較いたしますと191万4,000円の減額ということになっております。  
その減額の要因であります、各地区からの要望によります集落集会場の整備費補



助金が今回一件もなかったと、地区公民館の修繕料、それが今回一件もなかったということで、それら減額になっているということでもあります。その代わりとってはなんですが、1ページおはぐりいただきますと、48ページの5目の一番下のところに掲示板設置事業補助金ということで20万円の予算が載ってございます。これを新規に今回上げさせていただいたということで、3月12日でしょうか、皆様のお手元のほうに令和3年度当初予算追加資料、町民課という資料がお手元に行っているかと思いますが、それをお出しいただけますでしょうか。ありますでしょうか。この資料です。みんな同じような表紙つけているので、分かりづらいかもしれませんが、ありますか。

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） いいですか。それでは、そこ1ページおはぐりいただきますと、令和3年3月16日、予算審査特別委員会、町民課資料ということで、ナンバー1で掲示板補助要綱の関係についての説明資料になります。まず、この補助要綱を新設した経過であります。以前より複数の行政区のほうから区内の掲示板の設置、修繕に係る費用に対する補助の要望が少なからず度々寄せられていたという状況であります。そういう状況ではあったのですが、今まで町としては地区集会場の修繕補助に含める形で対応してきておりました。ただ、補助金の目的から集会場と同一となっている場合、その同一敷地内にある場合のみ、そういうふうな形で従来対応してきておったのですけれども、近年集会場のそばにない掲示板も幾つか出てまいりまして、それらの対応をどうしていこうかという話の中で、次の対応という部分でありますけれども、基本的に地区の掲示板につきましては、ほとんど町もしくは関係機関、消防ですとか、学校とかというようなことになりますので、それらの依頼によるポスターの掲示が主であるということで、町民課としては地区任せにしておくのも好ましくないのではないかというふうなことで、令和3年度より財政当局と折衝しまして、お願いを申し上げてきたところであります。

それで、制度の概要としてはそこに書いてありますとおり、各地区内に設置される掲示板の新設あるいは修繕費に対して、1件当たり上限5万円を補助していきたいということでありまして、5万円という考え方ですが、カタログ等でいろいろ調査しましたら、10万円程度の掲示板が主でありまして、それらであれば必要満足度を十分満たせるというようなことから、区長会役員会のほうにでも若干聞いてみたところ、十分なのではないだろうかというようなこともありまして、10万円の2分の1を上限に補助していきたいということでもあります。それで、今回5万円の4件

分の20万円を、新たに計上させていただいたということであり、今後につきましては、今回20万円分予算計上してありますけれども、また、来年以降は各地区の要望等を聞くなりして対応していきたいと思っておりますが、基本的に43行政区あります。1回設置すると10年以上はもつものだと思いますので、その間で十分これだけあれば対応可能ではないかというようなことで、20万円の計上をさせていきたいというところであり、よろしくお願いいたします。

説明代わります。

会計管理者（山口浩一君） 続きまして、予算書48ページ中段からになります、2款1項6目会計管理費でございます。令和3年度予算額447万6,000円、令和2年度予算と比較しますと2万8,000円の減となっております。内容につきましては、右の説明欄を御覧いただきたいと思っております。会計管理費につきましては、ほぼ例年どおりの経常経費でございます。今回額は6,000円と僅かでございますが、旅費をお願いしたいと思っております。令和4年2月で指定金融機関との契約が切れる予定になっております。他の市町村の状況を視察した上で、また指定金との交渉に当たっていききたいと思っておりますし、状況に変化があった場合は全員協議会にご報告申し上げ、協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会計課は以上でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） それでは、予算書の49ページになります。2款1項7目企画費でございます。1,232万1,000円の予算計上をお願いするものでございます。令和2年度と比較しまして、506万4,000円の減額でございます。説明欄のほうで企画事業で、1,225万7,000円を計上しているところでございます。この内容につきましては、総合計画、総合戦略の策定関連の経費、またはふるさと応援寄附金の関連経費を計上しているところでございます。

12節の委託料でございますが、総合計画策定業務委託料として、308万円を計上しております。こちらのほう、総合計画、総合戦略の策定の関係でございますと、令和2年度、令和3年度と継続費を計上いたしまして、入札のほうを行いまして、その入札結果に基づきます、令和3年度分の負担として、計上をさせていただいているところでございます。令和3年度の予定といたしましては、第5次総合計画の評価または基本構想の策定、基本計画の策定または総合計画の審議会の運営支援、打合せ等の業務委託をする形でございます。

もう一点、ふるさと応援寄附金事業支援業務委託料です。479万6,000円でございます。こちらのほう、ふるさと応援寄附金に係ります委託で、こちらのほうを計上

させていただいております。おおむねポータルサイト等を利用して、これを皆さん今寄附金額等の部分で業務を委託しているところでございます。

続きまして、50ページになります。8目の地域づくり推進事業費でございます。128万9,000円を計上しているところでございます。令和2年度と比較しまして、28万8,000円の減額でございます。こちらのほう、説明欄のほうを御覧いただきたいと思いますが、成増地区児童交流事業で83万8,000円を計上をしているところでございます。こちらのほうは児童交流、令和2年度に関しましては、田上町で実施する予定でございましたが、新型コロナウイルスの関係で中止となりました。令和3年度につきましては、成増地区を会場に行う予定で、若干減額となっているところでございます。

続きまして、51ページになります。ふるさと田上会交流事業でございます。ふるさと田上会との交流事業ということで、21万1,000円を計上しているところでございます。ふるさと田上会の新年総会に職員と町長、副町長も含めまして参加しているところでございます。令和2年度に関しましては、新型コロナウイルスの関係で中止となりましたが、令和3年度も実施することで、こちらのほうを計上させていただいているところでございます。

続きまして、成増地区の交流事業ということで、24万円を計上させていただいております。成増地区との農業まつり、または梅まつり等に参加するというところで、予算を計上させていただいております。令和2年度に関しましては、新型コロナウイルスの関係で中止となりましたが、令和3年度の予算分ということで、引き続き計上をさせていただいております。

続きまして、52ページになります。2款1項9目広報費でございます。261万7,000円を計上しているところでございますが、令和2年度と比較して、増減なしでございます。こちらのほう、「きずな」の印刷関係の、広報紙の「きずな」の印刷代等の経費の関連でございます。

続きまして10目でございます。少子化・定住対策費ということで、538万6,000円を計上しているところでございます。令和2年度と比較いたしまして、151万5,000円の減額でございます。7節の入学祝い品ということで、子育て応援米、または体操着の購入補助で選択をしてもらうような予定でございまして、令和4年度に入学する小学1年生、中学1年生の分に関しまして、お祝い品ということで、費用を計上しているところでございます。

また、18節負担金補助及び交付金でございます。移住支援金を160万円計上をさせ

ていただいているところでございます。この移住支援金に関しましては、東京23区または東京圏のうちの条件不利地域以外に在住している、または東京23区内へ通勤している者ですが、そこが通算5年以上そこに居住する、または通勤している方が移住してくるといった場合に、県の就業のマッチングサイトを利用して就業した場合、単身の方で60万円、世帯の方で100万円を支援金として支給するものでございます。こちらのほうを計上させていただいているところでございます。また、新婚世帯家賃支援事業ということで、4万円を計上させていただいているところでございます。こちらの事業に関しましては、平成30年度で終了しているのですが、最長で3年間という形になりますので、最終年度となりますが、こちらのほう人数の減少による減額をしているところでございます。

続きまして、新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金で、290万円を計上しているところでございます。住宅取得の利子補給で申請件数といたしまして、5年間ですが、年間10万円を支給しているものでございます。こちら平成29年度分が最終年度となりますので、そちらのほうの件数として23件、平成30年度分ということで6件の合計290万円で、平成31年度からは制度内容を変更いたしまして、新築住宅の固定資産税の軽減期間、3年間終了した後に15万円を上限に補助をするという制度に変えているところでございます。

戻りますけれども、企画事業のところでは総合計画の関係で、総務課の追加資料でお配りをさせていただいております。こちらの資料ナンバー2でございます。4ページ目になりますけれども、資料ナンバー2と掲載をさせていただいておりますが、こちらのほう総合計画、総合戦略の策定スケジュールを記載をさせて、資料提供をさせていただいたところでございます。まず、上の段でございますが、変更前とさせていただいております。こちらのほう11月19日に全員協議会でスケジュール等を皆様にお示しをしたところでございますが、そのときは様式が変わっておりますけれども、棒グラフのような形で、再度記載をした形でございます。この下の部分に変更後となっておりますところでございます。変更後の下の部分のほうでご説明をいたしますが、まず町民アンケートの結果に関しまして、この3月までに期間を、分析、集計等を延長をさせていただいております。また、ワークショップにつきましても、当初1月30日にも開催する予定でございましたが、そちらのほう新型コロナウイルス感染症の影響により、1回延期ということで3回目のほうを今月の末、3月27日に開催をするという予定になっておるところでございます。

その下、第5次総合計画の総括評価ということで時期、3月から4月であったものを4月から5月ということで、若干来年度のほうに作業を移したところでございます。

こちらの次に、基本構想の作業に関しましては、基本構想の策定に関しまして3月で終了する予定でございましたが、1か月、4月まで延長したということです。その後基本計画の策定に取りかかるという予定になっております。

そこでその下、町民懇談会でございますが、こちらのほうは変更は今ございません。

その下、中学生のアンケート、ワークショップということで、前回11月にもご説明をさせていただきましたが、そのときにも中学生のアンケート、ワークショップを実施していきたいと、お話をさせていただいたところでございます。この4月の末から6月の中旬にかけて、予定をしているところでございます。

続きまして、人口ビジョンの関係でございます。この策定作業、2月末までということで予定をしておりましたが、現在作成中ということで3月まで変更をさせていただいているところでございます。

続きまして、総合戦略でございます。総合戦略の関係につきましては、当初は8月頃からということで策定を考えていたところでございます。来年度4月、令和3年4月から、まず総合戦略の総括評価を行いまして、引き続き総合戦略の策定に取りかかっていきたいという予定になっておるところでございます。

あと、下のほうは各庁内での検討委員会等の予定、または、総合計画の審議会の予定等を記載をさせていただいたところでございます。総合計画の審議会につきましては、4月の末頃、20日過ぎになるかと思いますが、その頃を今現在予定して計画をしているところでございます。

資料につきましては、私のほうからは説明のほうは以上となります。予算書のほうも今一通り10目まで説明しました。あと、53ページでございますが、バツ目ということでまちづくり拠点整備事業費ということで、今年度0円で、令和2年度から比較しまして、1億3,595万3,000円の減額をしているところでございます。

私のほうからは以上です。

町民課長（田中國明君） それでは、引き続きまして、2項徴税费、1目税務総務費の関係でございます。ここににつきましては、税務係7名分の人件費の関係が主なものでございまして、そのほとんどが経常経費になります。令和3年度の予算額といたしましては、4,607万8,000円ということで、令和2年度と比較いたしますと232万

3,000円の増額となっておりますということでありまして、その要因であります、人事異動に伴う職員の入替えによる、職員人件費の増額によるものでございます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、54ページの最下段のほうからになります。2目賦課徴収費の関係になります。予算額1,631万8,000円、令和2年度と比較いたしますと、158万1,000円の減額となっておりますところであります。その内容といたしましては、各種税の徴収に必要となる電算関係業務委託料でありますとか、納税通知書の印刷代のほか、それら納付書を郵送する郵送料ということで経常経費が主なものでございます。減額の要因といたしましては、固定資産税業務におきます3年に1回の評価替に係る、基幹系の電算システムの評価替委託料132万円が減額になったことに伴う減額ということでございます。

それではまた、1ページおはぐりいただきまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の関係になります。予算額といたしましては7,465万8,000円。

令和2年度と比較いたしますと、917万6,000円の大きな減額となっておりますところであります。その内容といたしましては、住民係、それから保険係の人件費のほか、窓口業務で使用いたします戸籍関係の電算業務委託料あるいはシステム使用料、それから住民基本台帳システムの運用に係る電算業務委託料、それから個人番号カードの交付に係る関連経費が主なものとなっております。それで、減額となりました主な要因といたしましては、右側の説明欄のほうでいきますと、戸籍住民基本台帳費の関係では、戸籍の電算システムの改修委託料、これ今回令和2年度で間に合わないということで、繰り越しさせていただきましたが、その関係の経費が642万4,000円減額になっているということで、それで新たにそのシステムが終わりますと、57ページの説明欄の右側のところに、上から4番目と5番目に2つ戸籍システム副本全件送信作業委託料26万4,000円と、戸籍システム符号取得関連作業委託料ということで、今回の繰り越したものができると。今度これらの業務にまた入っていくという内容でありまして、ここについては若干内容のほう説明させていただきますと、まず戸籍システム副本全件送信委託料については、町の戸籍システムで保有している戸籍情報の複製データを作成しまして、全国サーバーへ送信するためのデータ作成と、副本システムとの連携作業に係る委託料ということでございますし、その下の戸籍システム符号取得関連作業委託料という内容につきましては、簡単に言いますと、送信された戸籍情報とマイナンバーを連携させるための符号を作成するための作業委託料ということで、これが新たにまた必要になってくるということでございます。

それから、917万6,000円減額になった要因としましては、個人番号カード事業のほうで、J-L I Sのほうから今回田上町これだけの負担金が必要だよということと通知が来るのですが、そこが負担金の通知が412万6,000円ほど減額になってきたというようなことであります。それから、1ページはぐっていただきまして、個人番号カード事業の中で新たに報酬、事務補助員報酬ということで、これ新規で盛りせていただいております。

それで、また町民課の追加資料のほうを御覧いただいて、1ページ資料をはぐっていただきますと、個人番号カード交付等に係る窓口事務補助員募集要項というものが出てくるかと思いますが、御覧いただけますでしょうか。先ほどのこの資料の続きです。よろしいですか。これ予算執行の原則からいけば、予算通ってから職員募集を始めるということが鉄則ではあるかと思いますが、過日社会文教常任委員会が開催されたときに、4月1日から臨時補助員、事務補助員を採用したいということで、町民課のほうでお願いをさせていただいて、2月26日に全戸配布をし、3月12日の「きずな」で再度また募集のほうをさせていただいている内容であります。内容としましては、昨年、令和2年12月にJ-L I Sのほうでマイナンバーカードを取得していない方に、全員にマイナンバーカードの交付の案内を送付してあるというような状況から、マイナンバーカードの交付がこれから増えてくるだろうということで、国のほうでそれら事務補助員に係る賃金的なものも100%補助してくれるというようなことになっております。そういう形で4月1日からその対応をしたいということで、募集をさせていただきたいという内容がこれでございます。それで、今のところ募集始まっているところではありますが、3月18日まで募集の期限があるのですけれども、今のところ約6名ほどの方が申込みが来ているというような状況でございます。

それで、マイナンバーの関係の状況になりますが、1ページおはぐりいただきますと、令和2年度から夜間窓口を30分延長し、なおかつ第2土曜日の午前中、8時半から12時まで窓口を開けて、マイナンバーカードの交付等に努めておるところであります。その結果が、1ページはぐっていただきますと、2月末現在ということで載っているかと思いますが、そうしますと、向かって一番右側のほうになりますが、来庁者としてしましては総体で219名いらっしゃっています。土曜日だけで言いますと、マイナンバーカードの関係で夜間とあれ含めると、147名の方がいるという状況でもありますし、あとマイナポイントをもらいにマイナンバーカード持っていれば、2万円分買物すれば、5,000円分キャッシュバックがあるという制度になり

ますが、そのポイントについても60名の方が手続に来られているということであり  
ますし、あと一番右側、保険証支援というところで……

(何事か声あり)

町民課長（田中國明君） すみません。保険証支援というところで、3月からでしょう  
か、マイナンバーカードに保険証機能を持たせることができるということで、そう  
いう手続をされた方も、もう既に2名いらっしゃるというような状況であります。

それから、もう一枚、最後になりますが、マイナンバーカード申請交付状況とい  
うことで、これ今新潟県内における12月末現在のマイナンバーカードの交付状況で  
あります。田上町、下のほうにあります。残念ながら30市町村中30番目という状  
況であります。交付率としては11.7%ということで、町民課としてはそれなりに頑  
張らせてはいただいているのですが、なかなか伸びてこないという現状もありまし  
て、そこら辺の対応も含めて、臨時の方を雇用してお願いしながら、少しでもまた、  
この辺の交付状況を改善していきたいというふうに考えているところであります。

説明代わります。

総務課長（鈴木和弘君） 続きまして、予算書59ページお願いいたします。2款4項選  
挙費になります。1目は選挙管理委員会費、令和3年度60万5,000円ということでご  
ざいます。こちらにつきましては、選挙管理委員会に係る経費でございますので、お願いいたします。

続きまして、2目衆議院議員総選挙費ということで、令和3年度に10月に任期を  
迎えるということでございますので、その衆議院議員の関係の選挙に係る経費とい  
うことで734万円。説明欄にありますとおり、投票等に係る経費を、報酬からめくっ  
ていただきまして60ページ、備品購入費まで必要になる経費を計上させていただ  
いているところでございます。

統計のほうは、室長のほうから説明させます。

政策推進室長（堀内 誠君） 予算書61ページになります。2款5項1目統計調査総務  
費でございます。488万7,000円でございます。令和2年度と比較しまして16万9,000円  
でございます。右のほうの説明欄のほうでございますが、統計調査事業で、こちら  
統計職員の人件費、旅費等に関する経費でございます。経常経費でございます。

続きまして、2目の経済統計調査費でございます。令和3年度60万5,000円、令和  
2年度と比較いたしまして、357万8,000円の減額でございます。こちらのほう経済  
統計調査その他事業ということで、60万5,000円を計上しているところでございま  
すが、こちら前年度から令和2年度に関しましては国勢調査があり、その調査員、指



導員等の報酬、関連経費を計上していましたが、その分が令和3年度で減額となっているというものでございます。こちらのほう令和3年度に関しましては、経済センサス活動調査を実施していくということでございます。こちら5年ごとに行われまして、事業所、企業を対象に従業員数、事業内容、売上金額、費用などを調査をしていくというものでございます。

続きまして、62ページでございます。2款5項3目教育統計調査費でございます。令和3年度1万4,000円、令和2年度と比較しまして、1,000円の増でございます。こちら教育統計調査事業ということで、例年実施しております学校基本調査を行う経費でございます。

以上でございます。

議会事務局長（渡辺 明君） 続きまして、62ページ中段以降になります。6項監査委員費、1目監査委員費でございます。141万8,000円をお願いするものでございます。こちらにつきましては、経常経費となっております、監査委員に関する報酬、旅費、県町村監査委員会負担金が主なものとなっております。

以上、2款総務費の説明を終わります。

委員長（池井 豊君） 総務費の説明が終わりましたが、鈴木課長、1点だけ説明で分からなかったのが、46ページの交通安全対策費のところの修繕料を40万円と40万円に分けて、カーブミラーの修繕と何の修繕に充てる言った。修繕、説明が。

総務課長（鈴木和弘君） 申し訳ありません。46ページの4目の交通安全対策費の予算がありますけれども、めくっていただきまして、46ページのところに10節の需用費というところで109万2,000円ということの中に、修繕料ということで80万円ということで、予算を令和3年度は計上させていただいたということでございますが、こちらにつきましては、令和2年度までは修繕料というと、カーブミラーの修繕ということで、1本で予算計上をしておりました。なのですが、最近カーブミラー以外にも交通安全施設的な部分の修繕も必要になってくるだろうということから、予算は80万円なのですが、40万円、40万円でカーブミラーの修繕と交通安全施設の修繕ということで、40万円ずつ今回予算を計上させていただいたということで、すみません、内容ここ修繕料しか出てきませんが、申し訳ございませんでした。

委員長（池井 豊君） 鈴木課長、町で扱う交通安全施設というのは何、どういうのが該当するのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 看板とか、そういう部分のイメージです。

（止まれとか、一時停止とかのかの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 標識ではないです。

（標識じゃねえのの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） 標識ではないです。

（速度落とせとかの声あり）

総務課長（鈴木和弘君） そう。まあまあ。

委員長（池井 豊君） 分かりました、そこら辺。暫時休憩いたします。

午後2時22分 休憩

---

午後2時40分 再開

委員長（池井 豊君） 休憩前に引き続いて始めます。

質疑のある方。

1番（小野澤健一君） 2つ質疑させていただきます。

まず、42ページです。説明がありました備品の購入費220万円ということで、職員用端末等ということです。20台パソコンを購入されると、こういうことなのですが、通常という言い方は非常に語弊あるかもしれませんが、これなぞリースを使わないのか私理解ができない。パソコンというのは非常に償却が早くて、資産性に欠けると言われている備品なのです。それをあえて資産として購入をするというあなたたちの考え方、それから20台で役場内のパソコンが全てなわけではないはずなのですが、ほかのパソコンも全てリースではなくて、資産として購入して設置されているものなのかどうなのか、これひとつお聞かせをいただきたいことが1つ。

それから、58ページの個人番号カード事業。この件なのですが、先ほど説明あった30市町村の中で最下位ということで、事務補助員も雇って受付を強化すると、こういうことなのですが、具体的に推進方法というのでしょうか、あるいは例えばどのくらいの割合まで持っていきたいとか、そういうもしお考えがあればお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。

以上、2点お願いします。

総務課長（鈴木和弘君） 業務的なもので使っている例えば1階の窓口、住民課とか、町民課とか、ああいう部分はリースをしている部分がありますけれども、職員が使っているパソコンについては以前、相当昔、私がここにいた頃だから、パソコンが非常に高いときは当初リースをずっとやっていました。でも、結局5年間のリースを換算するよりも購入したほうが安くなってきて、機能もよくなってパソコン自身

の本体価格も安くなってきたものですから、ある時期から職員が使うのは購入する形に切替えはしました。あと、令和3年度は20台を購入するということになっていますが、定期的に入替えをしています、それも全て購入でやっております。

町民課長（田中國明君） マイナンバーカードの推進方法ということでのご質問でありますけれども、基本的に先ほど言いましたように12月の暮れにJ-LIS、地方公共団体情報システム機構というところが、交付を受けていない方に封書で交付のお願いをしていたかと思えます。その関係がありまして、町におきましてこの間、補正の委員会のときだったでしょうか、交付の枚数とかいろいろお話しさせていただきましたが、2月に入って申請数が240件ぐらいでしょうか、非常にそれが届いた関係だと思っておりますけれども、そういう形で増えております。ですので、国のほうは2022年までに95%程度の取得率を目指すというふうなことでお話ししておりますので、一旦はやはり町もそういうふうな目標を持たざるを得ないのかなというふうなことで考えています。

それで、町としてどういうふうに、そういうふうに推進していくのかということになれば、定期的に広報あるいはホームページ等で、周知していくというようなことで今のところ考えているところであります。

1番（小野澤健一君） ありがとうございます。パソコンなのですけれども、これ趣味の問題なのだろうと思うのですけれども、今後はそういう意味ではリースは今なくて、全部買取りで配備していくと、こういう形ですよね。メンテってどうしているのですか。専門の業者が来て、定期的にメンテは受けている。リースだと、普通そういうのが全部1つのパックになっているというのを私は理解しているのだけれども、例えばちょっと壊れました、何しましたというときの修理というか、それというのは専門の業者と契約を組んである。あるいはパソコン買ったところと契約組んであるとか、その辺。私何が言いたいかというと、さっき言ったようにパソコンなんていうのは本当に償却が早くて、資産性に欠けているのに、何であえて買うのかなと、そこだけなのです。要は資産の価値がないという言い方は非常に語弊があるのだけれども、普通私が今までいろんな財務を見てきた、一般企業であればほとんどリースというのが、私はそうだよなというふうに思っている。機種もある意味では陳腐化された機種ではなくて最新鋭のものと、例えば5年契約であれば取っ替え引っ替えというような形でできていますし、あと特に総務課辺りが使っているパソコンで見ていると、かなりレトロ感も非常にありありで、本来であればデスクトップのものすごく画面の広くて、画面が2つに割れて対比ができるとか、そのぐら

いの私はパソコンを持っていないと、要は竹やりで戦車と戦うような私はものだろうと思うのです。だから、さっきの今井委員も言ったリースを例えば見るにしても、非常に陳腐化され、古いパソコンだと多分開けないぐらいの量なのです。だから、今もまさしくビッグデータあるいは情報を瞬時に取って、加工していかないと駄目の状況であれば、本来最新鋭のパソコンを配備をして、それをリースか何かで対応しておやりになればいいのになというふうに思って私は質疑しただけ。ただ、リースということになると簿外債務というか、私が主張している隠れ負債の一つにはなるので、その辺は一長一短あると思うのだけれども、竹やりで戦車とは戦えないだろうと私はそう思っています。したがって、いいパソコンは持つべきではないかなというふうに思って、それで質疑した次第です。

以上です。

委員長（池井 豊君） 総務課長、レトロ感があるパソコンはどうか。

総務課長（鈴木和弘君） それなりにデータ見るのに必要なパソコンではないかという部分であれば、今後そういうのが必要であれば、購入するのが高ければリースも必要かと思うのですが、当初何十年も前は高価なパソコンだったものですから、業務的な部分はそれなりに保守とか、そういうものをしっかりしたものを、住民に関係する部分というのは、まずはそれは必要な部分は、割高ですけれども、保守をかけてまでやっていこうということになりました。当時職員ここまで、今は1人1台となっていますけれども、業務的な部分であればそこまでのスペックの必要ないものだろうから、わざわざリースもしなくて、保守もかけ、当初は本当に保守もかけたときもありましたけれども、結局は経費もかなりかかって、そういうのに限って壊れなかったりすると。保守料がそのまま捨てるというと失礼ですけれども、経費もかかってきますので、そういった中で先ほど言ったように一時期、前よりはパソコンが相当機能もよくなって、値段も安くなりましたから、どちらかというところ購入のほうに実際切り替えてきたという部分が、財政的な部分も含めてそういう切り替えをしてきているのが現実ですので、今後先ほど言ったように必要な、先ほど今井委員から言われた部分、そうやって分析とか必要なものが出て、どうしてもそういうパソコンが相当高価なものになってくれば、それは当然リースなり、そういうのを考えていこうかなと思っています。

1番（小野澤健一君） 購入されるということであれば、大手の家電メーカーではなくて、地元でも電化製品売っているところもあるわけですから、そういったところも一つ購入先の選定の1つとして考えて、でき得る限り地元で金を落とすというスタ

ンスでやっていただければというふうに思います。これは私の希望です。

6 番（中野和美君） 49ページのふるさと応援寄附金についてなのですけれども、報償費というのが、ふるさと寄附金の返礼品というか、記念品だとかが195万9,000円。そのほかに委託料、これふる何とかというサイトの委託料、これがこの前6件というふうにお話ししていたと思うのですが、6件分で479万円、そうするとこの2つだけでも最初のほうにあったふるさと納税の予想ですけれども、1,200万円の56%を占めてしまうのですが、この内訳についてもうちょっと詳しく教えていただきたいのと。せっかくいただいても経費が56%もかかってしまうのは、どうなのだろうというところで教えていただきたいのですが。

政策推進室長（堀内 誠君） まず、ふるさと応援寄附金記念品でございます。こちらのほうは、湯田上温泉またはゴルフ場等の補助券としてこちらを利用された場合、そちらのほうにお支払いをする部分になります。

また、12節のふるさと応援寄附金事業支援業務委託料で、こちらのほう顧客管理だとか、領収書の発行、お礼の品の配送とか、お問合せ業務等を行ってもらうために、そういった支援業務を委託しているという状況でございます。金額に関しましては、今予算の関係で479万6,000円になっておるところでございます。こちらのほう、寄附件数等が今、寄附金額1,200万円を想定しているということでございます。それに係る各ポータルサイトの件数等をはじきまして、おおむねの金額等で、委託料のパーセンテージも決まっているところでございますので、それを委託料として上げているという状況でございます。補足がありましたら。

委員長（池井 豊君） 室長、1つ確認したいのですけれども、中野委員はポータルサイトを6つに増やした分の経費が入っているかということなのですけれども、あれは一般質問の答弁の中に出てきたもので、ここではポータルサイト2つ分の経費というふうに考えたほうがいいのでしょうか、どうなのでしょう。

政策推進室長（堀内 誠君） 増やした6社分ですかね、その分という形になります。

6 番（中野和美君） 去年も教えていただいたような気がするのですが、それぞれ手数料が違ったりして何%、何%というのが違ったりして、高いところを1件やめたと思ったのですけれども、その辺本当は教えていただきたいのですが、それはこの議会では資料としては提出は無理でしょうか。

委員長（池井 豊君） 答えられるでしょうか。

政策推進室長（堀内 誠君） 高い部分を中止したという形ですが、令和元年度に楽天のポータルサイトを中止をさせていただいたところで、令和2年度は4社とやって

おったところでございますが、令和3年度からは、もう2つプラスして6社分という形になっているところです。

6番（中野和美君） その手数料等の割合とか、その辺は今ではなくてもいいのですけれども、後日どんな割合で、どここのサイトを使ってというのが分かりましたら教えていただきたいと思います。今はいいです。

委員長（池井 豊君） 室長、それ出せますか。6つのポータルサイトの手数料とかの比較表みたいな資料は。後日でいいそうですけれども。

政策推進室長（堀内 誠君） 今契約の関係もあるので、今の状況では出せないような状況でございます。大変申し訳ございません。

13番（高橋秀昌君） デジタルの関係で伺っておきたいのですが、これは皆さんのところに届いていると思いますが、先ほど課長が言ったように地方公共団体情報システム機構から私宛てに、マイナンバーカードを申請しましょうという封書が来まして、ちゃんと返送する東京に出すのもあったのです。それで、私は言わば一生懸命やましよう的な通知が来たものだと思って、開けてみて驚いたのです。別に私は隠す必要がないのだけれども、自分の個人情報全て載っていると。全てと云って、名前と住所と生年月日です。つまり生年月日というのは個人情報だよ。つまり何人も本人の許可なくして開示してはならないと、法律はそうなっているはず。田上町の個人情報保護条例でも同じようなことがあるのに、一方で役場が知らないうちに私のところの情報が向こうに流れていると。私、抗議したのです、ここへ電話入れて、どういふのだと。役場があなたたちにそれを提供したのかと聞いたら、いえ、そうではないのです。住基ネットとつながっているのですと、そういうことだよ。役場が言ったら田中課長にがんがんと云わねば駄目だと思ったけれども、住基ネットにつながっている。つまり、一番住民の直接の場所である役場で、田上町住民の全ての情報が住基ネットなるもので中央とつながり、そこで情報が全てつかむことができるという、私正直言って恐ろしいと思ったのです。

もちろん私の生年月日をつけてあるのがけしからぬと言っている意味ではないのです。これは、私の年齢が知られるから嫌だということではなくて、こうした個人情報がいとも簡単に住基ネットを通じて、ここの担当セクションは総務省なのです。総務省の中の団体なのかと言ったらそうではないと。総務省がつくった外郭団体でやられていると。民間なのかという、そうではないと答えたのですが、いろいろ20分程度やり取りしながら、担当者では駄目なので、上司呼んでくれと言って、上司とも議論しておいたのですけれども、私はここにすごく恐ろしさを感じたのです。今、

国会でデジタル関係の法案6つが審議されています。つまりデジタル庁ができると、ここに民間から約3分の1の職員が入ってくる。そして、ここの司令塔になって、全国の市町村の様々なシステムが、全部中央に統一されるということです。これは、法律ができた以上やむを得ないわけだよね。役場の職員が1人で拒否したり、私が嫌だと言ったってこれ無理なわけ。でも、そういうことが、つまり1億数千人の情報が全て一手に寄せられるということが、いかに危険な状態だかということ、私は知る必要があるのではないかと思ったのです。それで、私は率直に言うと、そんなに一生懸命マイナンバーカードを促進する必要はないのではないのかと、そうは言ってももう住基ネットにつながっていますから、個人情報全部行ってしまっているという、そういう危機感を私は持つ必要があるのではないかということ、指摘をしておきたいのですが、担当課長の答弁をお願いします。

町民課長（田中國明君） なかなか難しい問題なのかなんていうふうには、今聞いていて思ったのですけれども、そもそもその団体自体は、市町村がそれぞれ出資をしてできた団体というようなことでありまして、その辺の仕組みについては、仮にそれが一定のところ、特定のところに集まったとしても、そこから広がっていくとか、漏れるとかというようなことがないような形での対応というのも十分されるべきことだとも思いますし、必ずそうあるのだろうというふうに考えているところでもあります。国のほうで確かに言われているのは、デジタル庁というのはあくまでも、先ほど来パソコンの議論とか、様々基幹系のシステムの議論とかありますけれども、地方公共団体あるいは国において、相当な電算経費がかかっているというようなことの部分の経費の削減とか、様々な部分で恐らく言われている一面もあるのだろうと思いますので、高橋委員が今おっしゃられることも十分承知しながら、少し町としてはそういうマイナンバーカードの交付とかについても、国が95%目指すと言っていますから、町としてもそこにはある程度追随をしていくような形というのは、やむを得ないのではないかなというふうなことで、私個人的には考えているところでもあります。

13番（高橋秀昌君） 町のスタンスは、そう言わざるを得ないというのが現状ですよ。ましてや今度法律が可決されれば、もっと強化されるわけで、私ここに率直に言えば、生年月日が空欄になっていたら、ここには文句言わなかったの。それは、別に個人情報云々、相手の答弁の仕方は、名前と住所と生年月日を含めて個人情報ですというような言い方で返してきたのだけれども、そういう生年月日が入っていなければ別に、あっ、いつものパターンだぐらいにしか思っていなかったのだけれど

も、個人情報であると言われている。しかも私たちが、例えば私が総務課長に役場の職員の全ての名簿を出しなさいと、今出していますけれども、正規職員しか出されない、では何でパートや臨時出せないのって、その理由は個人情報だからです。役場の職員の全ての情報を出すのに1年かかっているのです。しかし、住基ネットでつながっていれば、そんなこと聞かなくたって、全部の情報が一手に握られると。もちろん漏えいすることはありませんと言いたいところが、現実には漏えいしているということもどこかで聞いたことがあるのです。そういう点で、経費が削減されるからいいのだとかいうことではなくて、人権というものがしっかり守られるかどうかというのは、これは役場としても見る必要があると思うのです。そういうことを、実際には人権がどうかというのは、役場が追跡することはできないということも承知の上で、そういう警戒感というのは持つ必要があるのではないかということ指摘しておきたいと思います。

以上。

委員長（池井 豊君） 答弁ありますか。いいですか、答弁要らない。

13番（高橋秀昌君） 答弁あるだろう。

町民課長（田中國明君） 今ご指摘されたことにつきましては、十分注意を払いながら、いろいろな制度の運営に努めていきたいというふうに考えております。

3番（藤田直一君） 52ページの18節です。ここに補助金の交付金以下の移住支援金、新婚世帯云々、子育て云々もここに予算を計上されていますが、令和2年度にも同じ項目ありました。私間違ったらすみません、恐らく利用度はなかったのではないかというふうに思っています。まず、利用率がないのであれば、もう少しこの条件を緩和すること、そして、令和3年度は緩和した条件で運用はできないのかなと、可能であれば。その辺はどうなのでしょう。非常にこの移住支援金の条件というのは、ある程度固まった条件ですよね。例えば東京都内に5年住んで、それでかつこちらのほうに移住をしてくるとかという本当に限られた枠の中での助成金なので、それが1年やってみて結果がないということは、何かしら条件が厳し過ぎるのではないか。だから、一つの例ですが、隣接する町からこの田上町に高齢者の人でも移住したいという人はいるわけです。だから、そういう人たちの支援は今のところ何もなし。その辺も加味した中での条件の緩和で、もう少し広く活用ができるような制度にならないのかな、そう思って質疑をさせていただきました。

政策推進室長（堀内 誠君） 移住支援金の関係でございまして。こちら国のほうの条件があって、国からも実際に歳入のほうで受けるという形もあります。そういった条



件でやらせていただいている部分ですので、国等から示されている条件の下で適用になるという形ですので、今のところそれを、以前からは若干緩和された部分は、国のほうも緩和して、利用が少ないという形でそういうのもあったのですけれども、今のところ東京に、過去には住民票移す10年間で通算5年以上という、今までは通算ではなくて、ずっと継続して5年という形ではあったのですけれども、そういった部分を一応緩和はされているのですが、実際にまだハードルが高い部分があるのかなと感じているところがございます。ですので、この160万円計上していますけれども、その部分に関しては、今の国の制度に基づいてやっている部分という形になりますので、今ここで緩和という形では、対応はできないという形でございます。

3番（藤田直一君） 国の指導でやるということですから、それを緩和するとすると、国からの補助金なり、何かしらが来なくなるということなのではないでしょうか。そうであれば、それはしょうがないとして、でも町長がいつも言われる人口の減少化対策は急務で進めなければならない。だから、国からの指導は、それはそれでいいとして、町としてこの町に移住してくる人には、町特有の身近な制度を私は設けてもいいのではないかなというふうに感じています。国がやるから町はやる、それではあまりにも国頼り過ぎ。しかしながら、国だってどうにもならないわけですから、町として160万円の予算は、皆さんがちょっと考えればどこかから出てくるのではないですか、200万円ぐらいはくるくるくる。そういうことを考えて、ぜひ、この人口減少化対策、それでも成果は出る、出ないかは分かりませんが、やってみなければ。でも、やる価値は私はあると思うのです。そうやって少しでも人口減少化に歯止めをかける努力は、私はさいころを振った中で、ころころと少しでも予算を出してもらって、進めてもらいたいなというふうには思います。

政策推進室長（堀内 誠君） ありがとうございます。少子化、定住対策につきましては、町の総合戦略の中でも幾つか取り組んできているところがございます。その中でも、今回総務課の10目のところに計上させていただいているのが、その移住支援金または新婚世帯家賃支援事業補助金。こちらのほうも総合戦略の中で、またほかにも新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金という形で、少子化対策という形でも取り組んできたところがございます。また、制度も変えながら取り組んで来ているという状況もあります。また、新たに総合戦略の見直しの時期等もありますので、その辺をまた評価しながら、次期の改定に向けて取り組んでいきたいと考えているところがございます。

7番（今井幸代君） いろいろ何点かあるのですが、1つずついきたいと思います。

まず、予算書52ページ、広報事業というふうなところなのですけれども、これは基本的には「きずな」の制作費等になってくると思います。広報紙の作成費用だというふうに思うのですけれども、実際広報の在り方は本当に、言い始めて10年たって、SNS等を活用した自治体広報もやっていくべきだと言い始めて10年間たちました。毎年、毎年研究をしますということで、相当な研究量になったのだろうというふうに思いますけれども、令和3年度、そういったSNSを活用した自治体広報というのは、どのように考えておられるのか、まず考え方聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） たしか去年かな、私が総務課長になってからですけれども、隣副参事いますけれども、SNSの実態がどうかということを確認して、たしか五泉市の職員に確認したら、朝から24時間態勢でそれしかできないと。そういうことで、とてもそれ専門でできるような状況ではないという中で、今の職員体制ではとても厳しいということで私は回答したつもりです。ですから、ずっと研究していたかというよりも、そういう回答を私はさせていただいていたと思います。今後は、そのとき地域おこし協力隊の募集をしていた中で、場合によってはそういう人も含めた中で、もし募集ができればそういう人の活用もという形で、当時は回答させていただいておりますので、新たに何かをするということは今のところは予定はございません。

7番（今井幸代君） 新たにそういったものを活用する予定はないということなのですけれども、私そもそも24時間張りつくということ自体が、どういうふうな活用の仕方をするのかによって全く変わってくると思うのです。というのも、SNSもいろいろあります。実際にこの10年ぐらいでスマートフォンの普及率、そしてSNSの利用者の年齢構成であったりとか、利用率というのも相当変わってきています。実際問題町は、若い人たちに田上町をもっと知ってもらいたいし、選んでもらいたいという思いがあるわけですね。そういう若年層が今どういうふうな情報取得をしているのかといえば、まずメールや電話は使いません。基本的にはアプリケーションからのラインであったり、電話や連絡をするのだったらラインですとか、そういったSNSを使っただけのやり取り、コミュニケーションであったり。そもそもネックになっているのは、人が足りないからというふうに課長おっしゃっているのですけれども、例えばツイッター、公式アカウントを取って必要な情報、140文字しか入らないわけですから、例えば令和何年度職員募集開始しましたと言ってホームページのリンクをくっつける。皆さん方が行政メールでお知らせしている内容を、その頭だけくっつけてURLくっつけるだけ、それだけでいいわけです。写真を撮ってあ

れもやって、これもやってというようなことを考えるから、一人ひとりいるかもしれないというふうになるわけですね。

今SNSで一番利用されているのはツイッターです。やるとすればツイッターだと思います。そもそも皆さんがツイッターというものを利用しているかどうか、どういったものなのかというところの理解がされているかどうか少し不明なのですが、隣の広報紙、広報かもが半年遅れでやってくると言っていた加茂市ですら、今自治体の加茂市公式のアカウントを持って情報発信しています。たまたま五泉市のその担当の方、どういったものを発信しているのか分かりませんが、発信の仕方、発信する内容、それらの考え方で全く違うと思います。三条市は、そういったところをずっと早くから進んでいますから、三条市のほうに聞いてみましたけれども、うちSNSやるというと、人が1人いるというのですけれどもというふうに言ったら、それはあり得ないですねというふうに言われました。だから、結局何をやるのかなのだと思います。何をコンテンツとして発信していくのか、行政メールで発信していることを、公式のツイッターアカウントで発信していけばいいのではないのですか。140文字しかどうせ入れられませんから、いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今、今井委員そういうふうな話をされたのは、そんな定期的ではないよと、日々ではなくていいよというふうなお話でしたよね。当初は、たしかかなり毎日のように、発信しろということだったと私は記憶しているのです。当時私は、総務課長ではなかったですけども、そういう中でSNSということで、常に情報を新しいものを出していかなければいけないという中では、五泉市がそういう職員が毎日新しい情報を更新しなければ、全く意味がないという中で対応するには、相当大変ですよということで私はお答えをしたと思うのです。そうすると、朝から晩まで写真、状況が変わったから何からということの中での話だったと思うのです。今の話で行政メール、確かに定期的に月2回、そういった部分だけであれば、実際にどういうことが必要か私また詳しくないですけども、そのぐらいであれば、できるのかもしれないですけども、たしかそういうふうな話だと思って私は理解をして、そういうふうな答弁をしたかと思うのですけれども、もしそこまででないということなのであれば、できるようなものであれば、それは研究はさせていただければと思います。

7番（今井幸代君） SNSも本当に一年一年でさま変わりをしています。1年前、2年前、3年前、私は言い始めたのは10年前ですけども、10年前と今のSNSの利用している人たちの求めている情報であったりとか、更新であったりとか、そうい

ったものも大分変わってきています。まず、必要なのは町の伝えたい情報、お知らせをしなければならない情報を、しっかりと届けていくということが必要なのだと思います。それが若年層には、既存のやり方では届きませんよということです。実際に今進んでいるところだと、ラインを使った自治体の広報をしています。自治体の公式アカウントを取ってセグメント配信、利用している人が必要な情報を選んでその情報が来る。ごみ情報とかを選んでいる人だったら、例えばあしたは燃えるごみの日ですとか、あしたは古紙、瓶、燃えないごみの回収ですとかというようなものがお知らせで来たりとか、そういったやり方であったり、チャットボットと違って、必要な単語を入れるとそれに付随する説明が返ってきたりとか、自治体広報って地域によって非常に大きく変わってきているのです。それを田上町は、いまだに今までと同じやり方をやり続けていても届けたい層に、リーチしたい層に届かなくなっている現状があるということ踏まえて、これからの自治体広報をどうすべきかということは、しっかりと検討していただきたいなと思います。課長今、そういう毎日、毎日ということではなくて、必要な情報を発信していくというようなことであれば、改めてまた検討したい、研究をしたいということですので、それもぜひすぐに検討していただいて、まずは田上町のツイッターの公式アカウントを持って、行政メールでお知らせをしている内容をURLをつけて発信をしていく、まずそこからぜひ始めていただきたいなと思います。

委員長（池井 豊君） 時代に合わせたSNSの利用を研究してください。

総務課長（鈴木和弘君） 私も正直そこまで詳しくないですから、なるべくそういうふうな形でできるかどうかも含めて、早めに対応したいと思います。

副委員長（渡邊勝衛君） 私から2問お聞きします。

まず、掲示板補助についてでございますけれども、各地区から令和3年度の要望ということで出てきたわけでございますけれども、その中の要望の中に、この掲示板の要望があったか聞かせていただきたいと思います。

あともう一点、ここの道の駅の関係で、シートを昨年の12月に外しました。それで、そのときは20万円ほどかかったという話でございますけれども、これからまた取り付けるわけでございますけれども、その金額とその内容が、何ページに明記されているかお聞かせ願いたいと思います。

町民課長（田中國明君） 掲示板の関係につきましては、地区要望としてはありませんでした。ただ、ある地区からはもう駄目なので、直したいという相談は1件聞いておるとい、そういう状況でございます。

政策推進室長（堀内 誠君） 憩いの広場のテントの関係でございます。今年度に関しましては、12月に外しているという形です。今年度分の費用といたしまして、産業振興課の予算で計上して、当初から計上していなかったのですが、その分必要ということで流用し、今回契約をさせていただいているところです。契約金額なのですが、私のほうで詳細の金額まで押さえていなかったのですが、設置と撤去合わせて50万円ぐらいだったと思います。

（115ページに60万というふうに書いてあるの声あり）

政策推進室長（堀内 誠君） はい。

委員長（池井 豊君） 今の説明だと、令和2年の予算の中で流用をして、その予算で取付けをするということですよ、説明あったように。

政策推進室長（堀内 誠君） そうです。この3月の末頃にする予定です。

委員長（池井 豊君） 来年度が、来年度というか、令和3年度の取り外しと取付けの予算は、この予算書に載っているという意味のことだと認識してください、皆さん。お願いします。

副委員長（渡邊勝衛君） まず、掲示板の関係でございますけれども、当然これ4月1日からというような状態で実施されるわけでございますけれども、例えば4月1日に出した方がもう4人いれば、そこで終わりというような状態でいいわけですか。

町民課長（田中國明君） そのとおりでございます。予算としては、4件分で終わりということでございますので、よろしくをお願いします。

5番（小嶋謙一君） 私は、これからのまちづくりというのは、地域の協力と理解がなければならぬと思っているものですから、お聞きします。

47、48ページ、総務管理費、自治振興費です。区長の報酬ということでこれ、例年ずっと変わらずにいるのではないかなと思っているのですが、これまず区長、それからいろいろ補助員等の算出根拠とか、あと今後そういう区長の報酬についてこの在り方といいますか、ありようといいますか、何か考えていることがあればあれですけど、このままでいけるという何かそういう根拠というようなものはあるのでしょうか。見直すとかということもあるのか、それも併せてお聞きします。

町民課長（田中國明君） 同じような質問をたしか決算委員会のときだったでしょうか、高橋委員のほうからも少し上げるべきではないかというような提案もなされたかと思えます。それで算出根拠、これかなり10年くらい前から額は変えてございません。そういう中でその当時の算出根拠、私今存じ上げませんが、区長のほうからは、自分たちの報酬を上げていただくということになると、なかなか、そんなにいっぱい

もらっているのかというような議論も出てくるというようなことで、そこはいじらなくて据置き、このままの状態というような形で、いいですよというような声も実際にいただいているということでもありますので、区長報酬を上げるですとか、改定するというような議論には至っていないという現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（小嶋謙一君） ありがとうございます。恐らく上げなくていいですよって、これでいいですよという、申し訳ないです、ここだけだからあれだけれども、仕事している区長というのは、本当はもっとというふうに思っていると思うし、ただただ順番といいますか、年ごとに順番に回ってくるような区長であれば、何も現状のままという形になってくれれば、別に上げなくてもいいという形になると思うし、その辺区長個々、申し訳ないけれども、地区ごとの区長の仕事ぶりというか、そういうのもある程度見てやる、チェックするというのも今後必要ではないでしょうか。

町民課長（田中國明君） そういう部分につきましては、定期的に区長会の役員会等も開催しております、そういう中でもごく一定の役員の方ということになるかもしれませんが、それは町内各地区バランスを見て選出していただいて、出てきていただいている方々からのご意見等もお聞きした上で、このような対応を図っているということでございます。今小嶋委員が言われるような部分のことまでは聞いてはいないので、もしまた機会があれば今言われたような部分も含めて、一旦はそういう形には今のところなっておりますが、少しまたお時間をいただく中で検討なり、研究しないといけないかなというふうなことで今話を承って、考えているところがあります。

5番（小嶋謙一君） ぜひ研究お願ひします。

7番（今井幸代君） 次、予算書52ページお願ひします。少子化・定住対策事業で、人口ビジョンも令和、いただいているこの追加資料で資料ナンバー2では、人口ビジョンを作成の延長等も今ほど説明受けましたけれども、人口ビジョンや総合計画も策定していく中で、今回少子化での新規事業は不育症の補助が、この款ではないですけれども、町長の施政方針等では語られておりますが、そもそもの少子化のアプローチ、人口ビジョンもつくっておられるというところで、私自身も正直これまでといいましょうか、数年前までは内閣府、国のほうが行っていた希望する子どもの数を持たない意識調査みたいなのは、そういったところの大きな原因は、子育てにお金がかかり過ぎるからという経済的負担が主な理由だったというふうに、そこから経済的な負担軽減策をしっかりとっていくことが大事なのではないかということ、

私自身も思っていましたし、それを全く否定することではないのですけれども、そこだけにとらわれていくと、例えば所得層が高い夫婦が子どもが多いかといえば、決してそういった形ではないと思います。全国的に見ても沖縄の出生率があれだけ高い背景に、沖縄の県民の所得が高いかという、決してそういった状況ではないけれども、そういったふうな結果があるといったときに考えていくと、意識調査等の結果と現実の実態というのが、リンクしていないのではないかなというふうに思うのです。

そうなったときに、少子化のアプローチをどのように展開していくべきなのかということは、もう少し様々な統計であったりとか、データを見ていく必要があるだろうと思うのです。田上町の実態自体が、例えば完全出児数、夫婦が持つ子どもの数というのが本当に減ってきているのか。例えば15年前と比較をして、夫婦で持つ子どもの数自体が本当に減ってきているのかということも、あまりよく分からないのです。実際自分の周りを見ていてもお子さん3人、お二人という方が結構おられますし、どちらかという一人っ子という方のほうが少ないような気もするし、そうすると本当に夫婦で持つ子どもの数というものが、減っているのか否かということであったりとか、そもそも初婚年齢や第1子の出産年齢が高まっているというところから、年齢的なものになってきているのかとか、そういった少子化の本当の実態というのが、どういったところにあるのかというところは、もう少し多面的に見る必要があるだろうと思うのです。

人口ビジョンを作成、ほぼ作り終わっておられるのだらうと思うのですけれども、そういった今後の少子化のアプローチの仕方、経済的な支援をしていくことというのは、実際子育てをしている保護者の皆さんたちにとっては、大変ありがたい事業であることは間違いのないのだけれども、果たして少子化というふうなアプローチを考えたときにもう一人、例えばお子さん2人、1人の人がもう一人産む、2人目を産もうとする意識であったりとか、2人の人がもう一人産もうとするところの意識背景が実際どういったところなのか、本当に経済的な部分なのかというところは、もう少し考えていく必要があるのだらうと思うのです。そういった部分の捉え方やアプローチであったり、様々な少子化であったりとか、人口問題に関する調査というのは、機関や大学等がいろんな調査をやっておられるので、どういったものが相関が強いのか、関係性があるのか、優位性があるのかということも、もう少ししっかりと示していっていきべきだらうと思うのです。それが人口ビジョンと総合計画等で示されていきべきだと思っておりますが、その辺りの考え方というのはいかがでし

ようか。

政策推進室長（堀内 誠君） 今、人口ビジョンを作成をしている最中でございます。その中でも様々なデータを使いながら、今やっているところでございます。そのデータの内容とか、今の傾向につきまして、泉田係長からご説明をさせていただきます。

政策推進係長（泉田健一君） 総務課の政策推進室、泉田です。よろしく申し上げます。今ほど今井委員が言われているご質問にあった部分でございますが、人口ビジョン作るに当たりまして、我々も様々な統計データを見ながら、条件設定等も行っております。実際に言われるように私も調べて思いましたが、かなりのデータがあり、どれを信じていいのかというのは、非常に悩むところであります。なので、その辺はこれを作る過程の中、これから人口ビジョンのほうまだ完成したわけではありませんので、作業の中で庁内でも確認をしながら今進めているところであります。ただ、全国で見ましても出生率というのは2に届かない状況にありますので、果たしてその原因がどうなのかというのは、少子化対策としては町長これまでも申していたとおり、基本的に国が根本的な部分に対応すべきかと思っております。そういった部分を踏まえまして、人口ビジョンのほうの作成の過程でいろいろ研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

7番（今井幸代君） 少子化もそうですし、移住というか、定住化という部分に関して、居住地選択の決定要因がどういったところにあるのかということも、非常に重要な観点だというふうに思います。正直我々、私自身もいろんな、例えば子育て支援であったりとか、経済的な支援策をメニューがたくさんあれば、少しでも人が入ってくれるのではないのかというふうに思って期待をしているのだけれども、現実的に居住地選択の選択時において、行政の支援メニューをそこまで皆さんが本当に調べているかということ、実際にそうではなかったりという現実があったり、そうすると我々はどのように政策展開をして、またその発信をしていくべきなのかということは、もう少し戦略的に考えていかなければならないだろうと思うのです。実際にせっかくいろんなメニューを準備して、展開をしていても届いていない。もちろん住民の皆さんたちは恩恵を受けているので、知っています。そうなのだけれども、ほかのこの町以外に住んでいる若い人たちに届いているかということ、全くそれは届いていないわけで、下手すれば竹の友幼稚園、例えば親がもうこっち来て戻ってきたらいいのではないか、こっちで家建てればいいのではないかと声をかけて、竹の友幼稚園もあるし、竹の友幼稚園あるからと言って、竹の友幼稚園って検索してホ



ームページを見ると、年度の途中では入園が大変難しい状況にありますって書いてあるのです。それ見た瞬間に、いやいや、幼稚園入れないのだったら無理でしょうってお子さんいる家庭だったら思ってしまうと思います。

そういった全庁的な取り組みを、どのように発信していくのかということも、しっかりと検討する必要があると思います。発信は、今なかなかSNSとか難しいです。前進したいと思うような課長答弁もありましたけれども、入学時の体操着の補助とかありますよね。受け取る人たちに、例えばこれを受けた方、もしよかったらSNSとかやっていたら、ハッシュタグ田上町とか、ハッシュタグ田上で子育てとかつけて発信してください。もし発信してくださったら、例えば道の駅で使える利用券200円分プレゼントさせてもらっていますとかいうふうに伝えて、その恩恵を受けている人たちに発信者になってもらって協力してもらえば、その広がりというのは大きく広がっていくと思います。皆さんたち自身が発信者になるのではなくて、町の皆さんたちが発信していく仕掛けづくりや、発信したくなる後押しといいでしょうか、そういった施策をつくるだけで、町の発信力というのは非常に高まってくるのだらうと思います。基本的にそういった制度の恩恵を受けていても、発信してください、お願いしますという一声あれば、発信する人もいます。それで、何かご褒美もらえるのだったら、ああ、ラッキー、全然発信するというふうな方はおられると思います。そういった取り組みを少しずつ重ねていくことで、田上町のやっている事業の町外への発信というところは広がっていくかと思いますが、そういった部分に対する考え方等はいかがでしょうか。

政策推進室長（堀内 誠君） 今いただいたご意見等を、確かに少しずつでもできることという形では、取り組み等を検討して、可能なものであれば、少しずつでも改善をしていきたいと考えているところでございます。

7番（今井幸代君） ぜひまた各課内等でしっかりと検討していただいて、そういった発信の仕掛けづくりも進めていってくださいます。

以上です。

議長（熊倉正治君） 情報発信機器、戻りますが、議会のほうも本来であればパソコンとか、タブレットとか、スマホ、 아이폰、持込みは本会議を含めて委員会禁止になっているのです。それを今後持込み、要するに会議のために使うのであれば、持込みを認めようということで、今局長、一生懸命研究はしていますので、4月1日に運営はできるかどうか分かりませんが、そういう動きを今しています。そういう意味でいえば、タブレットの1台ぐらいは執行側も含めて、議員にも1台ずつ貸

与できればこれだけの、予算書や議案書をそこまで入れる必要はないかと思えますけれども、資料ぐらいはずっと縮小されて、ペーパーレスになっていくと思うのです。議員も含めてすごい量でしょう。そういうものも今後進めていくべきだなというふうに考えて、議会のほうでもそういう対応は今後考えていかなければならないし、やっていこうというふうには思いますけれども、そういった辺り、前からもそういう議論ありますけれども、今後そういうことが考えられるのか。

それと、手前みそになって大変恐縮なのですが、さっきも言っていました、議会側には今パソコン2台しかないのですね。おかげさまで私のところには1台あります。あと議員の資料室のところには1台と、レーザープリンターになっているようですが、相当な年代物で文化財になりそうではないかと私は思いますけれども、とにかく立ち上げも遅いし、シャットダウンしても、見ていてもいつ切れるのだろうみたいなパソコンなのです。職員の皆さんも古いものを使っているのもあるのかどうか、私は見ていませんから分かりませんが、もうちょっと新しいもので、資料室にあるのもせめて2台ぐらいは置いてほしいなど。決して新品を置けとは申しません。ぜひそういったものも検討してもらいたいと思いますけれども、これは議長としてのお願いにはなりますが、そういったものも検討してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（池井 豊君） それって総務費でしょうか、議会費のほうになるのかね。そっち。

政策推進室長（堀内 誠君） 先ほど電算業務のところでもパソコンを購入するという形で、平成23年度の部分のものを入れ替えていきたいというお話をさせていただいたところでございます。今の予定ですと、議会も一番古いタイプのものであるということですので、今回令和3年度の予定で入替えを行っていくというような予定になっているということですので、よろしく願いいたします。

議長（熊倉正治君） 皆さん、新年度予算でそうなる予定だそうでございますので、期待をしておきましょう。

以上です。

委員長（池井 豊君） 本日の審査はこれで終了いたしますが、まず執行の皆さんにお願いがあります。今回資料が多岐にわたって出てきているようなので、何課の資料かというのが分かりやすいように表題をつけていただきたいと思います。それから、今日の審査を見ていて思ったのですけれども、執行側が追加資料でと言われたときに、委員の側も資料をすぐ出せない状況にありましたので、あしたは町民課、産業

振興課、地域整備課なので、それを脇に置いて、すぐ出せるように準備をしていただくようお願いを申し上げます。

執行の皆さんも大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。委員の皆さんはもうしばらくお待ちください。

それでは、本日の審査報告ですが、質疑の数と総括質疑のお題目だけ副委員長のほうから報告願います。

副委員長（渡邊勝衛君） 今日、大変ご苦労さまでございました。

それで、質疑数は若干午前中少なかったのですけれども、41件、総括質疑は3件です。まず、最初が小嶋委員で、予算の編成方針と施策の展開について。

2番目が小野澤委員で、本田上工業団地の現状と今後の見込みについて。

3番目が池井委員長で、経常経費にかかる新施設の実質効果ということで総括質疑が3点でございます。また明日よろしく申し上げます。

以上です。

委員長（池井 豊君） 以上で初日終わります。

お疲れさまでした。

---

午後3時45分 散 会

令和3年第1回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第2日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年3月17日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 8番  | 椿 一春君  |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉 正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |               |        |
|--------|-------|---------------|--------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長<br>補佐  | 棚橋 康夫  |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 産業振興課長<br>補佐  | 近藤 拓哉  |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 農業委員会<br>局長補佐 | 宮嶋 敏明  |
| 町民課長   | 田中国 明 | 保健師長          | 長谷川 信子 |
| 保健福祉課長 | 渡邊 賢  |               |        |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件

議案第14号 令和3年度田上町一般会計予算議定について中

- 歳出
- 3款 民生費
  - 4款 衛生費
  - 5款 労働費
  - 6款 農林水産業費
  - 7款 商工費
  - 8款 土木費

委員長（池井 豊君） おはようございます。予算審査特別委員会2日目開催いたします。

昨日も闊達な質疑ありがとうございました。本日も闊達な質疑をしていただきたいと思いますが、スムーズな進行にお手伝いいただければと思います。

本日の出席委員は13人全員であります。

それから、三條新聞社より傍聴の申出がありましたので、これを許可してありますので、報告します。

それでは、これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めてまいります。

それでは、これより第3款民生費からお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 皆様、おはようございます。それでは、保健福祉課の3款、4款になりますけれども、3款の説明に入ります。

予算の説明に入る前に、保健福祉課の予算の作成についての考え方一言お話をさせていただきますと思います。令和3年度の保健福祉課の予算につきましては、予算編成方針を踏まえまして、既存事業の見直しや廃止、縮小、統合との指示の下、真剣に検討してまいりました。その中でもただ単に既存事業の見直しや廃止、縮小、統合をするのではなく、その後どうやって対応していけばよいか真剣に検討を重ねてまいりました。また、今まで委員の皆様からご意見、ご提案もいただいているところではありますが、限られた財源の中でどう実現できるかも検討いたしまして、全てではありませんけれども、取り入れた予算としているところでございます。なお、予算の中には、個人負担を今まで以上をお願いするものであったりとか、助成額の引下げを行うものもございますけれども、先ほどお話しいたしました、その後どうやって対応していけばよいか、サービスの切捨てではなくて、例えば助成の枠を広げるなどの工夫を行うことも検討した予算となっております。

なお、保健福祉課の説明につきましては、この一般会計当初予算追加資料、保健福祉課ということで資料をお配りしておりますので、予算書とこの資料に基づきまして説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

なお、この追加資料で、実は私見直したら一部訂正する箇所がございました。大

変申し訳ございませんでした。その箇所につきましては、資料の説明をしていくごとに訂正させていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の63ページをお開きください。3款民生費につきましては、高齢者等の生活支援を行います地域たすけあい事業につきましては、引き続き推進していくという部分。あと既存事業の対象者の拡大やサービス利用の拡大など、高齢の方や障がいのある方が安心して生活できるように取り組んでまいりたいというふうを考えております。

それでは、63ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。令和3年度1億6,050万3,000円でございます。令和2年度に比較いたしまして、138万3,000円の減額となっております。これにつきましては、右側の説明欄、社会福祉総務事業の給料というところがございまして、給料3,248万2,000円、123万9,000円の減になってございます。これにつきましては、資料ナンバー1御覧ください。保健福祉課資料の資料ナンバー1ということで行っているかと。頭が一般会計当初予算追加資料ですね。ここに1から8まで資料がついておりまして、資料ナンバー1ということ御覧いただきたいと思ひます。資料ナンバー1の1ページの一番上、ナンバー1というところ。2節一般職給料ということで、比較といたしまして123万9,000円の減。これは事務職員1名減ということで、10人から9人に減となっている部分でございます。

続きまして、しばらく飛びます。予算書でいきますと65ページをお開きください。2目老人福祉費でございます。令和3年度、3億8,348万3,000円の予算額でございます。令和2年度と比較いたしまして、276万9,000円の増となっております。説明欄の老人福祉事業のところ、下のほうに行きまして委託料というところがございまして。委託料2,275万9,000円となっておりますが、その2つ下、入所措置委託料1,429万4,000円がございましてけれども、これにつきましては、資料ナンバー1のナンバー2を御覧いただきたいと思ひます。入所措置委託料ということで、令和2年度と比較いたしまして、242万4,000円の増になってございます。これにつきましては、県央寮の入所者が5人から6人ということで、1名増ということで計上しているところでございます。

続きまして、66ページをお開きください。66ページの4段目、介護予防サービス計画委託料399万4,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1のナンバー3、3番目でございます。介護予防サービス計画委託料ということで、令和

2年度と比較しまして、57万5,000円の増ということになってございますが、これは要支援認定者のケアプラン作成件数の増ということで、69件から77件に増ということになってございますので、増額ということで計上しているところでございます。

続きまして、その下でございます。緊急通報装置委託料257万2,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1の4でございます。緊急通報装置委託料10万1,000円の減になってございます。これにつきましては、予算編成方針にある100分の90の範囲内での要求を踏まえまして、個人負担額の改正を行いたいというものでございまして、別紙資料2により説明いたします。

別紙資料2も一緒にお出しいただきたいと思っております。右上に保健福祉課資料ナンバー2ということで出ております。よろしいでしょうか。これにつきましては、緊急通報装置委託料ということで、各近隣の市町村の状況をまず調査をしてみました。その中で新潟市につきましては、費用負担ということで、課税、非課税ということでございますけれども、550円であったり、1,100円であったりと。三条につきましても階層ごとに段階的に違う、500円、1,000円、1,500円。燕も階層ごとに、違っております。加茂は特殊で、年額の半分という形で費用をいただいていると。弥彦は課税世帯、非課税世帯ということで500円、1,000円ということになっておりますし、田上町につきましては、今現在一律500円をいただいております。直接セコムに払う方式をしておりますけれども、これらを参考にさせていただいて、下にあります令和3年度からの方針ということで、近隣市町村と比較した結果、予算編成方針を踏まえまして、近隣市町村並みの利用者負担を求めることといたしまして、住民税非課税世帯は月額500円、住民税課税世帯は月額1,000円としたいと考えております。なお、対象者につきましては74名で見えておりまして、住民税の非課税世帯としては64名、課税世帯としては10名ということで、想定をしているところでございますので、住民税の課税世帯につきましては500円から月1,000円ということでしていきたいというふうに考えております。

続きまして、その下、19節扶助費でございます。その3つ下、紙おむつ支給事業380万7,000円でございます。これは、資料ナンバー1を見ていただきまして、資料ナンバー1の5ということになります。これも予算編成方針を踏まえまして制度の改正を行いたいと考えております。

これにつきましては、資料ナンバー3により説明いたしますので、申し訳ありません。資料ナンバー3ということでお出しいただきたいと思っております。右上に資料ナンバー3ということで何枚かとじている資料があると思っております。紙おむつ支給事業



と。よろしいですか。資料ナンバー3でございます。これも近隣の市町村を調べてみました。どのような状況かという部分です。新潟市につきましては、対象者が要介護1から5となっております。支給方法は現物給付ということで、紙おむつを現物で支給していると。三条市につきましては、介護1から5ということになっておりまして、4,000円やら2,000円ということでその世帯ごとによって変わっております。燕市も介護1から5を対象としていると。あと、身障の手帳1、2級等でございます。これも非課税、課税ということで住民税の部分がございまして、5,000円、3,000円ということになっております。加茂は寝たきり、認知症等の対象となっております。2,000円の年間12枚ということでなっておりますし、裏の2ページに行きますと、弥彦村につきましては要介護認定者、対象者ですね。要介護認定者、身体障害者手帳の1から3級、療育手帳Aということで、1か月3,500円以内ということになっております。田上町についての現状といたしましては、常時着用でいずれかに該当する方ということで、要介護の3から5の方。身障手帳の1、2級の方、療育手帳Aの方ということで、今生活保護法による被保護世帯6,000円。前年度所得税非課税世帯が月6,000円、前年度所得税課税世帯が月3,000円となっております。

これらを勘案いたしましていろいろと検討いたしました。その下の矢印の下でございまして。令和3年度からの方針といたしまして、近隣の市町村の状況を比較し、検討、すみません、「すた」というふうになっております。「した」です。申し訳ありません。検討した結果、予算編成方針を踏まえまして、令和3年7月から、所得の確定が7月ということになりますので、令和3年7月から対象者を要介護3から5の方から要介護1の方も対象にしていきたいと。それと、認定調査票における障がい高齢者の日常生活自立度の項目が、B以上または認知症高齢者の日常生活自立度の項目が3以上のいずれかに該当する方と。身障手帳の1、2級、療育手帳は変わりませんが、排せつに際して常時おむつを必要とされる方に変更したいと考えている部分でございます。

助成額につきましては、生活保護世帯、前年度の住民税の非課税世帯を月額4,000円。前年度住民税課税世帯を月額2,000円に変更したいということで、これは助成額の引下げになります。ただ、この下を見ていただきたいのですが、対象者数ということで、現行では要介護3から5の方につきましては、所得税の非課税世帯につきましては、53世帯、所得税の課税世帯については44世帯でございますけれども、今回見直しをするということで考えていきますと、前年度の住民税非課税世帯が57世帯、住民税課税世帯が96世帯ということで大きく増えてまいります。米印で

ございますが、助成額は減額となりますけれども、要介護1の方を対象にすることによりまして助成を受けられる方が増えると。多くの方がサービスを利用することができるようになるという部分でございます。

それから、認定調査票における障がい高齢者の日常生活自立度の項目が、B以上または認知症高齢者の日常生活自立度の項目が3の基準については、別添資料のとおりということで、参考に3ページからつけさせていただいております。3ページには高齢者日常生活自立度ということで、ランクB以上ということになりますので、この票の中から下、寝たきりのランクB、ランクCという方が判定の基準ということをしていきたいという部分でございます。

それから、ページめぐりまして、5ページには認知症高齢者の日常生活自立度ということで、3以上ということにしていきますので、そうしますと参考のランクという表がありますが、3、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難が見られ介護を必要とする。ここから下が一つの判断基準ということをしていきたいということで、より明確化をしていきたいということで考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、予算書の今の66ページの中ほどより下、繰出金ということでございます。介護保険特別会計繰出金1億9,560万2,000円でございます。これは、介護保険特別会計で説明をさせていただきます。

続きまして、次のページ、67ページに移ります。3目障害者福祉費でございます。令和3年度2億9,210万5,000円。令和2年度に比較いたしまして、3,032万9,000円の増というところでございます。これにつきましては、右側の説明欄、障害者福祉事業の18節負担金補助及び交付金、中越福祉事務組合負担金665万3,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1の7、資料ナンバー1の2ページ目になります。資料ナンバー1の2ページ目の一番上の7がございまして、ここにありますが、ここにありますけれども、中越福祉事務組合の負担金につきましては、令和2年度と比較いたしまして、138万9,000円の増となっております。これは、まごころ学園まごころ寮の改修によりまして、令和3年度から元金の償還が始まるということで、増になってございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、68ページをお開きください。68ページでございます。説明欄の上から4段目、重度心身障害者医療費助成3,157万4,000円で予算計上しております。これにつきましては、資料ナンバー1の8で説明いたします。資料ナンバー1の2ページ目になりますが、8番でございます。重度心身障

害者医療費助成ということで、令和2年度との比較ですけれども、233万7,000円の減額となっております。これは受診件数の減でございます、8,200円から8,000円ということで見込んで予算を計上したところでございます。

それから、2つ下がります、予算書でございます。68ページでございます。身障者等交通費助成84万7,000円でございます。これにつきましては、資料ナンバー1の2ページ目、9番でございます。身障者交通費助成ということで、21万3,000円の減になってございますけれども、これにつきましては、制度の改正を行っていきたいということで、福祉タクシー利用者につきまして、今現在1人につき1年で最大24枚配付をしているところでございますが、令和3年度から配付した24枚を全て使い切った場合、追加で12枚を配付したいということで、制度の改正を行ってまいりたいということで考えております。

それでは、予算書に戻ります。68ページの一番下、障害者自立支援事業という部分でございます。そこから69ページに行きまして、委託料というのが中ほどにございます。委託料811万4,000円でございますが、令和2年度と比較いたしまして、233万3,000円の減となっておりますけれども、これにつきましては、資料ナンバー1の2ページ目、10番でございます。資料ナンバー1の10番目、中ほどになりますけれども、これは令和2年度におきまして、障がい福祉計画策定事業の委託というものがございました。事業完了による減ということで、減額ということでなっております。

続きまして、69ページ、予算書に戻ります。一番下でございますが、扶助費でございます。扶助費のその下に障害介護給付費2億420万円ということで、予算を計上しているところでございますが、これにつきましては、資料ナンバー1の11番でございます。障害介護給付費、令和2年度と比較しまして、2,100万円の増となっております。これにつきましては、説明欄にございます各種サービス利用者の増ということでございます。生活介護につきましては27人から30人、施設入所は13人から15人、グループホームにつきましては11人から12人、自立訓練はゼロから1人、就労移行支援は1人から2人と。就労継続支援A型は1人から2人ということで、各種サービスにおきまして利用者が増えてきているということで、2,100万円増ということで予算を計上しているところでございます。

続きまして、予算書の70ページお聞きください。予算書の70ページでございます。説明欄の3目の一番下になります。障害児給付費2,500万円ということでございます。これにつきましては、資料ナンバー1の12番でございます。2ページの一番下にな

ります。障害児給付費ということで、令和2年度と比較して1,400万円の増ということになっております。これは、放課後等デイサービスの利用者の増ということで、13人から18人ということで、令和2年度の途中において補正もさせていただきましたが、利用者の増ということで、1,400万円を増額をさせていただいたというところでございます。

続きまして、予算書70ページに戻ります。5目老人福祉施設費でございます。令和3年度1,966万6,000円でございます。令和2年度と比較いたしまして、111万5,000円の減でございますけれども、これにつきましては予算書で、ちょっと飛びます。72ページお開きください。72ページの一番下でございますけれども、心起園管理その他事業というところで、10節需用費の修繕料で30万円を予算を計上しておりますが、これにつきましては、資料ナンバー1の今度は3ページになります。一番上でございますけれども、修繕料ということで44万3,000円の減。これにつきましては、令和2年度におきまして男子トイレの小便器の修繕ということで、地盤が沈下しておりまして、便器の下に隙間ができています。その配管がずれて水漏れしているという状況がございましたので、小便器の修繕ということを行いました。これが完了したことによる減ということで、減額になってございます。

私からは以上でございます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、6目平和祈願式典事業について説明をさせていただきます。

令和3年度の予算額としまして50万7,000円、比較プラス・マイナス・ゼロであります。平和祈願式典につきましては、令和2年度5年に1回の町主催によります平和祈願式典を計画しておりました。ところが、今般ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、中止とさせていただいたということでございまして、それを再度新たに町主催によります平和祈願式典事業を令和3年の10月、日までは決定はしておりませんが、開催させていただきたいということでありますので、またその際は議員の皆様方にもご案内さしあげたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、予算書、少し飛びますが、78ページをお開きください。よろしいですか。予算書の78ページになります。予算書の中ほどでございますが、2項児童福祉費、3目児童手当費、令和3年度につきましては、1億1,033万3,000円の予算計上でございます。令和2年度と比較いたしまして、1,557万8,000円

の減額にしております。この理由といたしましては、説明欄であります児童手当事業というところがございますけれども、これにつきまして、79ページになりますが、扶助費で減額がなっております。これにつきましては、資料ナンバー1の14、資料ナンバー1の3ページになりますが、14番で説明を申し上げます。それでは、14番ということで19節でございますが、児童生徒数の減ということでございます。各階層ごとに出ております。3歳未満の被用者分につきましては225万円の減、延べ人員としては150人の減でございますし、3歳未満の非被用者分、22万5,000円の減、延べ人員としては15人の減、実人員といたしましても、右側でございますが、13人の減でございます。それから、小学校修了前第1子、第2子分ということで、1,140万円の減でございます。延べ人員としては1,140人の減、実人員といたしましても95人の減ということでございます。小学校修了前第3子分につきましては105万円の減、延べといたしまして70人の減、実人員としても6人の減。中学校修了前につきましては35万円の減額、延べ人員としては35人の減で、実人員としても2人の減であります。特例給付ということで30万円の減額をしております。延べ人員としては60人の減、実人員としては6人の減になってございます。

なお、児童福祉法の一部を改正する法律案につきましては、別紙資料4により説明をさせていただきます。ですので、申し訳ありません。資料ナンバー4ということで、A4の横の右上に資料ナンバー4ということで、両面印刷されたものをお配りしておりますので、これを出して御覧いただきたいと思っております。表題といたしまして、子ども・子育て支援法及び今でいうと児童手当法の一部を改正する法律案の概要ということでございます。これはまだ成立しておりませんが、この概要の(2)ということで、児童手当法の一部改正というものがございます。特例給付の対象者のうち、その所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とするということでございます。これは、令和4年10月支給分から適用されるということでございますので、令和3年度につきましては、影響はございませんということでなっております。

内容につきましてはこの裏になります。趣旨、改正の内容ということでございますけれども、児童手当の特例給付につきましては、高所得者を対象外とするという内容でございます。2番目の丸ということで、年収1,200万円以上の者への特例給付を廃止をするということで、これにつきましてはその下、先ほども私お話ししましたが、令和4年10月分の支給分から適用ということになります。その下に表が出ておりますが、現行としては960万円を超えた方につきましては、特例給付という

ことで月5,000円を給付をしておりましたが、これが成立した後、令和4年10月支給からは960万円から1,200万円の方は特例給付ということになります。それを超える方につきましては、給付が廃止されるという内容となっております。

この財源については、その下にございますが、待機児童の解消ということで使われると国は言っておりますけれども、これは令和4年度に実施されるということでございますので、令和3年度につきましては影響はないということでございますので、よろしくお願いいたします。

3款の説明につきましては以上でございます。

委員長（池井 豊君） 3款民生費の説明が終わりました。

それでは、質疑を受け付けます。質疑のある方、ご発言願います。

12番（関根一義君） 課長、確認ですけれども、課長の冒頭発言よく聞かせていただきました。予算編成方針の（1）、（2）、（3）に関連するような事柄については、課内としてもいろいろ検討しましたということについては、課長見解を聞かせていただきました。その結果なのですが、特段事業の見直しといたしますか、縮小、廃止だとか、そういうものについては該当するものはないというふうに理解しましたけれども、そういう見解でよろしいですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 3款につきましては、先ほど私お話しいたしました紙おむつの部分、助成額は引下げということになりますけれども、ただ単にそれだけで行うのではなくて、対象者を広げていきたいと。その中で何とかできるものがあるかということで、それは検討した内容でございます。結果的に予算額は下がっておりますけれども、そういうただ単にやめるものではなくて、やめたとしても、変えたとしても、福祉の切捨てでなくて、できることであれば拡大をした中で、そういう予算の対応ができるかというのも検討してまいったところでございます。そういう意味で3款でいいますと、紙おむつの支給を検討したところでございます。

あともう一つ、緊急通報装置ということで、今まで一律月額500円だったものを、住民税の課税世帯の方については、大変申し訳ないとは思いますが、対象としては10人ぐらいの予定で今想定しておりますけれども、月額500円から1,000円に引き上げていきたいというものでございます。あと、一番最後に資料ナンバー8ということで説明をしようと思っております。これは4款に見直しをしたというものが出てきますので、一番最後に私どもでそのほか削減、検討、廃止ということで考えたもの、そしてその対応をどうするのだということも当然考えましたので、資料ナンバー8で、最後になりますけれども、説明をしていきたいと考えておりますので、よろし

くお願いいたします。

12番（関根一義君） よく理解できないところはあるのですが、差し当たりは課長の見解をお聞きいたしました。

それで、2点目ですが、総務課が示しました予算編成指針というのありますよね。指針とは書いていないのですが、私は指針というふうに理解していますけれども。1つは要するに一般会計予算の参考資料、これは予算編成方針だというふうに見れば、追加で出されたものですね。これは庁内の各課に財政担当として指針を示したという位置づけで出されていると思うのですが、そこで書かれています物件費について、第3款に関連したものについてお聞かせ願いたいと思います。3款にも業務委託料は何件かのっていますけれども、これはトータル的に議論すべきことだと思いますが、あえて保健福祉課長から見解を伺っておきたいと思いますけれども、予算編成指針について、委託に当たっては従来の延長で安易に行うなということですね。随契についても複数の見積りを取って慎重に対応しなさいというふうな指針が示されたと思いますけれども、こういう検討は課内でどのように行いましたか、お聞かせ願いたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今関根委員物件費ということでお話ございました。物件費でもいろいろと種類はございますが、まず1つ例を挙げていただいて、委託料ということでございます。委託料につきましては、例えば私どもの課といたしましては施設をいろいろ持っていますので、いろんな委託料ございます。当然ながら1者随契ではなく、物件によっては1者随契というのもあるのですが、基本的には予算の段階におきましても、見積りを複数業者から取った中でその安い業者でいく、そういう見直しも当然あります。それから、例えば1者随契でどうしてもいかなければいけないというものにつきましては、見積額が上がってきているというものの中にはございました。そういう中で、何でこれが上がるのだということでもよく状況を聞いた中で、そういう状況の中でも令和2年度と同じにできないかどうかということも当然ながら交渉、お話をしていきながら、少しではあるかもしれませんが、予算の圧縮、予算編成方針に沿った考え方で、相手業者とも話をしながら、予算をつくっていくという努力はさせていただいたところでございます。

12番（関根一義君） 主管課としての考え方あるいは努力については分かりました。過去に業務委託料の関係については議論した経緯があります。しかし、業務委託料の議論というのはなかなか深まった議論にはなっていません。トータルしますとかなりの額の業務委託が全庁的にはやられているというふうになってはいますけれども、

それがなかなか議論がうまくかみ合わないということだと思います。なぜかといえ  
ば、業務委託というのは、課長ご存じのとおりだと思いますけれども、専門的ある  
いは特殊的な、そういう業務が委託されているということで、編成指針で示されて  
いるような複数の見積りを取りなさいだとか、そういうことのきれいごとを言っ  
ても、それはなかなか実践できないわけです。私はそういうふうにあります。だから、  
難しいと。議論する側も難しい、議論を受ける側も難しい、こういう案件だと思  
いますけれども、トータル的にどのように努力をされたのか、これを聞きたいと思  
いますので、委員長、これは総括質疑をお願いしたいと思います。

委員長（池井 豊君） 総括質疑とさせていただきます。この段階での課長の答弁は要  
らないですね。

12番（関根一義君） いいです。

13番（高橋秀昌君） まず、不思議でしょうがないのだけれども、福祉の後退ではない  
というような言い方しているのですが、そしてその動機が町長の所信方針演説に基  
づく方針ということではありますが、まず第1点に伺いたいのは、緊急通報装置、こ  
れを500円から、これ非課税世帯ではなくて住民税課税世帯、10名としていますが、  
一挙に倍加すると。しかも、対象者はおおむね60歳以上の独り暮らしの高齢者、そ  
れから高齢者のみの世帯、独り暮らしで重度障がい者の世帯を対象にしている。こ  
ういう最も弱い世帯の負担を倍にするという、この発想が私は理解できないのだけ  
れども、ほかの市町村の例をずらずらと並べていますが、町としてこの負担は適切  
なのだという、どこにそういう判断をしたのですか。例えば住民税課税世帯の人で  
も相当の高額なので、一挙に倍というわけにいかないの、100円ずつ年々上げたい  
のだというものであればそれなりの理屈は通るが、一挙に倍ですよ。この発想が私  
は理解できないのです。いかがですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 確かに500円を取り始めたのが平成28年からだったと思  
います。今までは無料ということでしたおりましたが、平成28年から一律500円とい  
うことで個人からいただくことになったところがございます。今回人数は想定で10世  
帯ということではございますけれども、一気に倍という形で、数字上そうなってご  
ざいます。それにつきましては、保健福祉課の考え方として、ほかの市町村がこ  
うしているから、こうすればいいやということではなくて、ほかの市町村の状況を参  
考にしたということがございます。その中で住民税課税ということであれば、そ  
の中での月1,000円の負担ができるであろうという考え方の下、倍という形になっ  
てございますけれども、していきたいという考え方でございます。福祉の後退という



ことで言われますと、個人からお金を取るということは一つ福祉の後退にはつながる、思われるという考え方も私も十分理解はできます。ただ、そういう中で住民のことを当然考えていかなければならない立場が私たち保健福祉課でございますけれども、町の状況というのも考えていった中で住民のことも考えていく、そういう中でどういうことをしていけばいいかというので、非常にこの1,000円にしていこうというのは悩んだところであります。答弁長くなって申し訳ありませんけれども、非常に悩んだ中でこのような結論というか、考え方に至ったところでございます。福祉の後退にはなっていないということは、はっきりは言い切れないと思いますが、それは両面、本当に住民の立場になって考えたとき、町の立場になって考えたとき、非常に悩んだ中の考え方ということにいたしましたので、高橋委員の言うのも非常に分かりますけれども、よろしく申し上げます。

13番（高橋秀昌君） 次に、紙おむつの支給の件なのですが、町の説明は範囲を広げたのだと、そういう説明していますよね。いいですか。要介護度3から5までの方の現在のトータル負担、町の支出額45万円なのだよ、これ今計算すると。つまりここでしょう。このままで理解していいのでしょうか。月額6,000円を町が負担して支援しますよという理解の仕方でいいよね。月額45万円。今度は要介護1から5までの人に広げましたと。しかし、トータル的に見れば42万円でしかないのだ。3万円下がったのです。こういうのを福祉の後退というのです。よくそれで福祉後退でないのだという説明するのですね。

それで、さらに伺いたいものだけれども、対象者を広げたのだが、月額の支援額が2,000円あるいは1,000円下がったわけですよ。そこで、要介護度1の人で紙おむつが必要だという人というのはどのくらい想定するの、1、2の人で。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 紙おむつが必要とされる要介護1、2は今回拡大ということでありまして、1の方につきましては、8名ほどでございます。

13番（高橋秀昌君） 1が8名ね。2は。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 48人ほどでございます。

13番（高橋秀昌君） 48人ね。そうすると、56名が新たに恩恵というか、対象者になるという、そういう面での広がりがありますよと、これは評価できることですね。しかし、全体として支給額を大幅に減らしたことによって、月額3万円もの予算が減っていくということなのです。さらに聞きたいものだけれども、これは国は今まで何らかのバックアップしていたけれども、今度去年あたりから任意事業から外しますというような言い方をしているのだけれども、そういうバックアップがもともとな

かったの、それとも去年からバックアップなくなったのか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 相当昔につきましては、すみません、何年前かというのはちょっと分かりません。私に来る以前からですけれども、相当前は国のバックアップは補助金ということでありました。ただ、大分前からは全額町の単独費ということになっております。

13番（高橋秀昌君） そうすると、任意事業という言い方なのだな。分かった。それで、バックがないということが今明らかに、任意事業なので、国が一切バックアップしない。交付税でも見ないということと理解していいのかな。それはどうですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 私も大昔財政担当しておりましたけれども、交付税の中の高齢者福祉の中ではなかったと思います。すみません。十何年も前の話なので、申し訳ございませんけれども。

13番（高橋秀昌君） 過去の話ではなくて現在。現在も交付税では全く見ないということ。

保健福祉課長（渡邊 賢君） すみません。それは、今現在の状況は私としては分かりません。

13番（高橋秀昌君） 保健福祉課長、あなたの仕事はこの町の福祉に対する最高責任者なの。あなたは、そこは分かっているのだよね。ところが、町全体を考えていないと。町全体は総務課が考えればいいことなのです。あるいは、町長が考えればいいことなのだ。あなたは地域の福祉をどう前進させるか。そのためのお金をどうやってつくるかなんてというのは、総務課と町長に求めればいい話。過去の課長たちは、唾を出してでも町長を説得する、総務課長を説得する、そうやって福祉を守っていくというスタンスを取っていくというのが、保健福祉課の課長の責任なのです。町長や総務課が保健福祉の関係する地域福祉の全てを知っているなんてことはほとんどあり得ない。だからこそ課長が必死になって食い下がり、そんなこと下げないでくれと、財政が厳しいのだから、下げろと言われても、そんなことここだけは言わないでくださいというのが、あなたの仕事だと私は思うのです。

そういう面では今回の提案については、もう提案してしまったから、全協なら変えなさいと言うことはできるけれども、もう提案して予算化しているわけですから。でも、私は率直に言えば、この予算の内容では承知できない。予算は恐らく通ると思うけれども、補正予算を組んでこうした福祉は守っていくという、こういうスタンスに立つべきです。なぜそう言うか。国は、どんどん、どんどん自助と言うのです。菅さん言ったでしょう、自助。つまり自分のことは自分でしなさいと、これが

国の方針です。これに対して市町村もそうだよなと言って進めたら、市町村の意味がなくなるのです。最も身近に住んでいる人たちをどう守るか。国が本来であれば補填するのは当たり前のことなのだけれども、そういうことさえしない。そういう中で僅かな予算の中でも最も弱い、立場の苦しい人たちをどう守るかというのは、まさに市町村の仕事なのです。そのことを肝に銘じることを強く求めまして、質疑終わります。課長、コメントがあったら。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高橋委員のおっしゃるとおり、私が田上町の福祉の最高責任者であることは重々承知しております。その中で、実際福祉を後退させたくないというのは当然あります。そういう中で、いろんな事業もしていきたい部分もありますし、そういうものもありますけれども、今回のこの2点、高橋委員が言われました緊急通報装置、そしてまた紙おむつについては、金額的に言えば確かに落ちる部分でございます。そういう意味では、福祉の後退と言われてもしようがない部分だと私も思っておりますが、こちらとしても当然ながら住民の立場をいろいろ考えて事業を実施しているところでございますので、今回このような提案になりましたけれども、福祉の後退をしないためには、どういう形にしていけばいいかということもさらに考えていければと思っております。

13番（高橋秀昌君） 言い訳したので、一言。こういう考え方あるの。福祉分野なのだが、この部分は削ったけれども、この部分で増やしましたという、同じ福祉の予算の中でこっち削って、こっち増やして、だから充実したのですという論が中央ではあるのです。正しくないのです。やっぱり福祉分野というのは予算を全体として増やすしか方法はないのです。財政が厳しい中で、どう増やしていくかということしかなないのだと私は思っているのです。そういう面で課長、ぜひ言い訳しなくていいから、あなたの気持ちは分かるのだから、分かっているのだから、そこはしっかりと町長に食いついていく、総務課長に食いついて金よこせと迫っていくことが、あなたの仕事だと肝に銘じていただきたいということを述べて終わります。

8番（椿 一春君） お願いします。私も紙おむつのところなのですが、今対象者1、2が増えたのと、先ほど人数が8人と48人聞いたのですが、これはそのもう一個要件のある生活自立度がBを超えている方もしくは認知症が3を超えている方が対象となっているのですが、これを考慮されての対象人数なのか聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それも考慮してということでございます。

8番（椿 一春君） そうすると、今現状要介護3の方であってもBとか、Bというところとほぼ寝たきりという形ですけども、そういった方、あと認知症も3をといて、該

当しない、今現状要介護3であってもこの対象から外れる方もいらっしゃると思うのですが、そういったのは確認したのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 要介護3から5とかの中で障がい高齢者の日常生活自立度、寝たきり度とか、認知症高齢者の日常生活自立度ということでこれも入れているわけでございますけれども、それも考慮した中の想定の人数ということになります。

8番（樫 一春君） そうしますと、現状おむつの対象となっている方が外れるのは何名いらっしゃいますか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この基準を運用したとき、現状紙おむつの助成から外れる方というのはいないというふうに考えております。

8番（樫 一春君） いないということであれば分かりました。

それから、もう一個別の質問ですが、68ページの障がい者交通費助成なのですが、24枚使い切った方に再度12枚追加で配付いたしますということで、すごく前進したなと思いますが、しかし全体の予算が106万円から84万7,000円と下がっている、こういったどういう神業を使って下げられたのかお聞かせください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 神業というわけではないのですが、実際今までは最高でも24枚ということで交付をしていたわけです。最大で予算計上しておりました。ただし、樫委員から一般質問が2度ほど今までございましたけれども、使用率ということでは、50%前後ぐらいの率であります。その辺を見た中で12枚をプラスをする、減額とはなっておりますけれども、実績を見た中でプラスアルファで12枚使った方、要は令和元年度では23名24枚使い切った方いらっしゃったのです。それにプラスして行って、計算をかけていった結果が、減額にはなっておりますが、そういうようなやり方で、神業とかということではございませんので、よろしく願いいたします。

6番（中野和美君） 資料1のところの一番最初なのですが、一般職給料として10人から9人に1名減らされているのですが、保健福祉課全体でいくと、後で出てくる衛生費のほうで保健師を追加、1人増員ということになってはいるのですが、この時期コロナの相談窓口も保健福祉課、生活苦の窓口も保健福祉課、自殺防止も保健福祉課ということで、大変サポート、受付窓口が大変なのではないかなと心配しております。その辺は課長、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 令和3年度予算につきましては、今ほど中野委員言われましたとおりに、令和2年度の当初では10人を見ていたと。実際令和2年度で1人

減となっております。その流れで令和3年度も実際9人ということで、当初予算の比較といたしましては、1人減というふうになっております。ですので、現状今9人体制で3款民生費につきましては、行っているところでございます。正直申し上げまして、いろんな事業が今保健福祉課に集中しているという部分がございますので、その中でも保健福祉課職員一丸となってやっているとこの部分でございます。人数が増えればそれにこしたことはありませんけれども、今現在の状況からして課の人たち、職員一丸となって行っているというところでございます。

6番（中野和美君） では、今何とか職員一丸となってやっているとこのことですがけれども、無理などが無いように、来年の予算に関しましてはもうちょっと考慮していただく、またコロナもまだ続きそうですし、これから自殺や生活苦の心配も出てきますので、その辺増員のほうを考えていただきたいと思っております。

以上です。

7番（今井幸代君） まず、高橋委員からも紙おむつの件で質疑等あったのですが、基本的に要介護1、要介護2、先ほど8名、48名、合計56名の方、この方たちこれまで常時おむつ等を必要として利用していたのだけれども、紙おむつの助成を受けられなかった、もともとそういった要介護1、2の方たち、そのご家族の方からもそういった声がやはりあったということなのだと思うのですが、その辺りのここに至るまでの経過を、もう少し教えていただくとありがたいというのが1点と。今回の見直しによって対象者は格段に広がってはいるのですが、実際の助成の金額としては下がっている。非課税世帯のところで見ると月額2,000円というような金額差になっているのですが、月額2,000円の差というのが非課税世帯にとってどの程度のインパクトなのかというと、非常に厳しいものがあるのではないかなというのとも思います。金額設定の根拠として、恐らく他市の状況等を勘案したということなのかなというふうに思うのですが、町として価格設定、4,000円。また課税世帯だと2,000円にされたわけですが、その価格設定の在り方というか、設定の根拠というのは、どのように持っておられてこの金額設定にされたのか、教えていただくとありがたいと思っております。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今までの相談の中でも要介護1の方、対象外ということになっておりました。実際私どもの保健師、看護師が高齢者の訪問等に回った中で、やっぱりそういう1、2の方も何とかというような話もあったのは確かです。そういう中で、そういう声を拾い上げて今回の予算に反映したという部分につきましては、非常に福祉の前進につながっているのかなと私自身課長としては思っております。

す。

この見直しの月額助成額につきまして、非課税世帯につきましては6,000円から4,000円ということで2,000円の減にしております。これにつきましては、根拠といたしましては、当然ながら近隣の市町村を参考にした中で、幾らにしていけばいいかというような検討を重ねていったところであるのですが、こう言うとまたいろいろとお話が出るかと思っておりますけれども、当然ながら町民の立場に立った中の考えが第一優先ではありますけれども、非常に心苦しい部分もございました。私としても本当にそう思っておりましたけれども、限られた財源の中で、何とか広げていきたいという思いもございまして、そのような形で減額をさせていただいたという部分であります。ただ、この2,000円の減というのは、非課税世帯については大きいのではないかなという認識は私は思っているところでございます。

7番（今井幸代君） 近隣の状況も勘案してということもあるのですが、例えば燕市は非課税世帯月5,000円なのです。2,000円のインパクトが大きいというふうに、今そういうふうに捉えておられるというふうに言うならば、例えばこれを月額5,000円に非課税世帯はできなかったのかとか。なぜ4,000円に価格設定したのだろうか。非課税世帯は特に月額2,000円といたら金額も非常にインパクトが大きいだろうというふうに思うので、その辺りの価格設定の在り方といたしまししょうか、考え方というのが当町の非課税世帯にとって、月額2,000円上がったとしても他の福祉制度等、充実している部分等で十分耐え得る金額なのだというふうな背景があるとか。町としての価格設定の在り方の根拠とまでは言わないですけれども、もう少ししっかりしていただきたいというのは率直に感じました。というのは、非課税世帯の経済状況は非常に厳しいものがあります。課税世帯、所得がそれなりにある世帯にとっての2,000円と。非常に所得が少ない、年金収入、限られた収入しかない世帯にとっての2,000円というのは全くインパクトが違うわけですから、たかが2,000円、されど2,000円です。そういった部分課長は十分よく承知はされていると思うのですが、価格設定の在り方という部分に関しては、もう少しロジックがいただきたいかなというのが率直な感想であります。

これ感想なので、次の質問に移りたいと思います。障害者福祉事業に関して質問させていただきたいと思うのですが、令和3年度は保健福祉課、これから4款のほうで話になってくると思うのですが、コロナのワクチンが一番大きな、課にとって最大の事業になってくるのだろうというふうにも思っています。既存の平時の事業もちろん重要ではありますし、ただそういった中で、障がい者のご家族の皆さん

が非常に心配しておられる部分というのは、自分たちも高齢化してきていると。正直自分たちがいつどうなるか分からないと。そういった中で残されたこの子が万が一自分に何かあったときにどうしたらいいのかということに本当に大きな不安感を持っています。実際にコロナ等の罹患であったりとか、濃厚接触者に自分になってしまったときに、どのような対応をしていかなければならないのかとか。高齢者の皆さんたちの生活支援拠点整備ですとか、緊急受入れ、何かあったときの受入先というのがなかなかない、取れないという、これまでもずっと課題としては上がってきてはいるのですが、それらに関しての令和3年度の取り組みといたしまししょうか。なかなか正直コロナのワクチン等も大きな事業もある中で、検討を進めていくという時間が果たしてあるのかという部分は少し心配はするのですが、ただ障がい者を取り巻く環境というのは、親御さんたちどんどん年を重ねてきています。体力もどんどん落ちてきています。なかなか保護者だけでは見切れないような、身体的な体力の衰えから、見切れないというような現状が目の前にあるのを勘案すると、やはり緊急受入れのありよう等は前に進めていかなければならないと思います。その辺り令和3年度、どのように取り組んでいくのか聞かせていただきたいなと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 障がいのある方についてのことでお話しさせていただきます。町にグループホームができる際に、社会福祉協議会、障がい者支援センターがございますけれども、これは親がだんだん高齢になっていく、子どもはこれからどうしていくかという部分がございます。そういう中で、まず障がい者支援センターの保護者会に社会福祉協議会のほうで今のうちから、早いうちからやっぱりこの先のことを考えて、グループホームに入居ということも考えていかなければいけない時代に来ているというような説明を社協からしていただきました。何か急にあったときにすぐこうなるか、ああなるかといってもなかなか難しい部分がありますので、グループホームに入居をということでもいろいろとお話をした経過もございます、もう数年前になります。その際は、いろいろとお話をしていた中で、私たち、親御さんがまだ若いからと、大丈夫だということで、割とそういうような意見がございました。ただ、数年たって時代が変わってくる中で、自分のお子さんたちをどうしていけばいいかという機運が今高まってきているのかなというのは、非常に考えておるところでございます。そういう意味で、どういうふうな対応をしていけばいいかというのは、二、三年ほど前から障がいの関係の生活支援拠点整備事業ということで、これが今国が進めている事業でございます。何だかといいますと、要は緊急

時、今、今井委員がおっしゃいましたけれども、例えば親が緊急で入院したとか、倒れたとか、何かあったときに、残された障がい者の方をどうして対応していけばいいか。例えば障がいの施設のショートステイに一時的に預かっていただくとか。例えばの話なのですけれども、そういうような体制も整備していかなければいけないということもあります。そういうものについては、いろんな課題もございますが、相談支援事業所があります社会福祉協議会、私どもの保健福祉課、そして三条の県中央福祉会の方、障がいの専門医の方いらっしゃいますので、その方たち、またそのほか関係団体の方といろいろ協議をしているところでございます。今すぐ結論が出る問題では、なかなか難しくて出ないのですけれども、何とかして何かあったとき、そういう障がい者の方の対応ということで、私どもも真剣になって考えているところでございますので、そのような形で今進めているところであります。

7番（今井幸代君） 緊急受入れに関して、地域拠点整備に関して町内の事業所、また社協含めですけれども、町とで意見交換ですとか、少し協議をされているというのは承知はしております。しかしながら、事業所のほうからは町の方向性や、どのように結局町が考えているのかというところがまだ明確化されていなくて、事業所のほうもどのような対応を取っていくべきかというところがなかなか決め切れない。要は緊急受入れする、社協が仮に受入れをするとなれば、そのための施設整備も必要になってきますし、人の手配等も必要になってくる。他の事業所がそれをやるようになれば、それはそれでまた全く見ず知らずの補助員、介護員の方たちがサポートすることが、本当に可能なのかどうなのかというような課題も出てくる。ある程度課題等は事業所からヒアリングして聞いてはいるのですけれども、ではそういう中で町はどうするのかという、方向性がいまだ定まり切れていないというところに、大きな課題があるなというふうに私自身は感じています。その辺りの捉え方がどうなっているのか。この生活拠点整備、当初は令和2年度で拠点化していくような国の方針だったと思うのですが、それが期間も延長されたというふうに聞いています。結果的にいつまでに拠点整備というものが進んでいくのか、令和3年度はまず町の方針をどのように持っていくのかということのしっかり方向性を示していく、その期間ではないかなと思いますが、その辺りの考え方教えてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今の件につきまして、棚橋補佐から答弁いたしますので、お願いいたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） おはようございます。棚橋と申します。よろしくお願ひします。今ほどのご質問ですが、委員おっしゃったとおり、今社協といろいろ



協議を進めてきているところなのですけれども、町としましてもなかなか資源といえますか、そういったものがない中で、どういうふうに進めたらいいかというのは、正直まだ方向が出ていなくて迷っているところです。そういった中で、緊急という事態を起こさせないためにといいますか、平時から施設を利用して試しとといいますか、そういった体制をつくったりした中で、いざというとき困るのではなくて、困る前から常にいろんなところを利用された中で、いざというとき対応できるような形を何とかできないかなというのを、考えながら進めていければなと思っていますところです。町のほうでショートステイの施設とかができれば一番いいのですけれども、現実的にはなかなか難しいところがありますので、ふだんから近隣の市町村の施設を使わせていただきながら、急に困らないように、事前に利用の練習とといいますか、そういった体制を取った中で、緊急ということが起こらないような体制を、町全体でつくっていければいいかなと、漠然とですが、今のところは思っております。

(拠点整備はどういうふうにするのですかの声あり)

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 拠点整備が緊急時の受入れと、あと相談体制、町でいいますと社協がありますけれども、そういった何かいざというときが起こったときにどこかに相談して、そのときに対応できるというのが拠点整備ということになるかと思っておりますので、そういったある資源の中で、いざというとき困らないような体制をつくっていければと考えております。

7番（今井幸代君） 方向性としては、今利用者さん仮にデイサービスですとかショートで利用しているところというのは、おおよそ皆さん決まったところを利用されていると思います。というのも、変化に非常に弱い方たちだからです。毎日顔をよく知っている人が同じルーティンで同じように生活をするというのが、落ち着いた障がい者の方たちの安心した暮らしというところだからです。そういった中で、本当にいろいろなところを利用するということが、果たして対象者の人たちに可能なのかというと、その辺りも正直疑問が残る部分なのです。例えばほぼ緊急受入れが必要になってくるであろう、その可能性があるというような人たちは、おおよそ社協のデイサービス等を利用されている方が大半だと思います。そういった方たちが保護者の方に万が一何かありましたといったときに、その受入先は恐らく毎日来ている、そして職員のことよく知っているといったところに、社協が受皿としてなっていくのが必然的ではないかなというふうに思うのです。そうなったときに、例えば緊急受入れをするときに少しお風呂の整備が必要だとか、そういった法的な整備

も必要になってくると思うのです。そういったことは全くせずに、いろんなところを利用して、そのところでショートステイで利用してください、緊急受入れしてくださいというようなことが町の考え方ということなのではないでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 棚橋補佐から説明いたします。

保健福祉課長補佐（棚橋康夫君） 先ほどの質問で、私のほうでいろいろなところを使うと言ったので、混乱を招いてしまったかもしれないのですが、基本的にはショートステイをどこか、どこかというか、通常通っているところは安心する、それはもちろんなのですけれども、いざというときには、今社協では日中の受入れしかないので、そういうショートステイ、泊まれるところをどこか1つ、1か所でいいのですので、自分が使えるショートステイの先を平時から利用して慣らしておいて、いざというときにそこに泊まれるというような体制、要するにみんながいざというとき、こういうふうにすればいいというのをあらかじめ平時から準備しておいて、そういうときに使えるショートステイで受け入れてもらう、そういった体制のほうで現在の田上町では、今ほどおっしゃった、今社協が町のほうから指定管理を受けて、保健センターで事業所として営業していますが、そこを実際改修してショートステイの受入先の泊まれる施設に改修するというのは、なかなか現実的ではない部分があるかと思しますので、それよりはショートステイのこの方はここというような利用できる場所を、あらかじめ利用先を持った中で、困らないようにしていくというほうが、現実的というのは町のほうでは今考えているところです。

7番（今井幸代君） 基本的には、割と障がい者の保護者の今の特に高齢になっておられる方たちというのは、自分が見なければいけない、ずっとある意味本来であれば早い段階から自分がいなくなった亡き後を踏まえて、ショートステイとか様々なサービスを利用して、言わば自分も子離れをしていかなければいけないのを、自分がこの子を見ていかなければならないのだというような思いから、なかなか利用に至っていなかったという部分を、早期からそういった部分を捉まえていただいて、サービスを利用していただく、ひいてはそういった何かあったときに、きちんと対象者の障がい者の方も施設の方も耐え得るような信頼関係といたしましょうか、人間関係も含めて構築をする、そのサービスの斡旋をまずはしっかりしていくというような考え方なのではないでしょうか。町の考え方は分かりましたので、また事業所のほうともしっかりと協議を重ねていって、そうはいってももう実際、これからの人たちはいいのですけれども、既に高齢になってしまっているというまさに今の現実もあるので、その部分をどのように対応していくのかというのが喫緊の課題だ

ろうと思いますので、その辺りはしっかりと事業所とよく協議を重ねていただきたいなと思います。ありがとうございました。

10番（松原良彦君） 私は、一般会計関係の追加予算の2ページ目の一番上のまごころ学園まごころ寮改修による、令和3年度からの元金償還の始まるというこの欄についてお聞きいたします。

特に私も関係者の一人でありますので、あまり強いことは申しませんが、実は一番不明になっているのが、今植林をした金額が115万円あったのですけれども、いつの間にか、私ども保護者のほうから寄附ということで植林はできたのですけれども、その維持管理というのは、やはり皆さん5市町村一緒になるかと思うのですけれども、その一部の負担というのはどのくらいの金額が出ているのか。まだそういう話はないのどちらかなのですけれども、このまごころ学園ができる頃、また周りのほうの樹木も寄附がいっぱいありまして、山林を持っている方がうちのも寄附するからということで、大変土地が広がっております。その関係で樹木の維持管理というのは大変なことだと私は思っていますので、その点何かしらお話があったのであれば聞かせていただきたいし。もう一点は、ただいま今井委員もおっしゃいましたが、新型コロナウイルスの件についても、あの子たちは注射をものすごく嫌がる子もいるのですけれども、そういうことも考えますと、いつもインフルエンザと、それから国会議員の選挙のとき、地方議員のときどうしますかということで手紙が来ているのですけれども、そんなことで本人または保護者に任せるといような答えも出てくるのは、そうなるのではないかとは思っておりますけれども、そういう障がい者の対応について、もう少し詳しくお聞かせ願えればお願いいたします。

委員長（池井 豊君） 松原委員、今の質問はまごころ学園の運営に関わることなので、多分保健福祉課で答えられない部分もあると思いますけれども、保健福祉課が答えられることがあったら教えてください。

10番（松原良彦君） それで結構です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 植林の関係につきましては分かりません。この組合の負担金というのは、経常費割というものと組合債割というのがあります。その合計をしたものが負担金となっておりますので、植林の関係についてはどうなっているかというのは、説明もこちらにはございませんので、分かりません。

2点目のほうは分かりません。お答えできないというか、分からないところでございます。

10番（松原良彦君） それで、分からないということになれば致し方ありませんので、

私は引っ込めます。ありがとうございました。

委員長（池井 豊君） 以上で3款の質疑を終結します。

暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時45分 再開

委員長（池井 豊君） 再開いたします。

それでは、引き続き第4款衛生費の説明をお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、4款の説明に入ります。

予算書80ページお聞きください。資料がいっぱいあるということでお話ありましたけれども、私どもとしては誠心誠意説明をして、皆様に分かっていただきたいという意味で、いっぱいでございますが、資料を用意したわけでございますので、何とぞご理解いただきたいと思っております。

それでは、4款でございますけれども、4款衛生費につきましては、令和3年度から妊娠後流産、死産を繰り返してしまう不妊症に悩む方に対しまして、不妊症治療費助成に取り組むとともに、子育て包括支援センターを令和3年3月1日に立ち上げましたけれども、令和3年度から本格的な運用を開始して、妊娠初期から子育て期にわたる相談支援などを行うということで、子育て環境の整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、80ページ、説明に入ります。4款衛生費、1項1目保健衛生総務費でございますが、令和3年度につきましては1億3,231万8,000円。令和2年度と比較いたしまして、406万2,000円の増でございます。右側の保健衛生総務事業でございますけれども、この部分でございますが、資料ナンバー1の4ページ。一般職給料ということで令和2年度と比較いたしまして……4ページ、15番目です。申し訳ありません。一番上でございます。資料ナンバー1の4ページの一番上、15番目になります。左側のナンバー15でございます。令和2年度と比較いたしまして、239万9,000円の増であります。保健師1名増ということで、6人から7人ということで、総体の人数としては1名増となっております。これは、令和2年度にも1人増えてございます。当初では6人でしたが、令和2年4月1日から1名増となっております。この保健師の増につきましては、今ほどお話しいたしましたが、子育て世代包括支援センターを設置、運営するに当たりまして、その企画、立案等のために保健師を1名増としているところでございます。なお、新型コロナウイルスワ

クチンということで接種の準備をしているところでございますけれども、その接種につきましては保健福祉課の職員、またプラス人材派遣の方、また臨時職員を雇いまして、事務が遅くならないよう体制を整えて今準備をしている、またこれからしていくという部分でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、予算書、しばらく先に行きますけれども、82ページお開きください。82ページでございます。説明欄の一番下でございますが、乳幼児育児用品購入費助成事業ということでございます。83ページにいきまして、19節扶助費、乳幼児育児用品購入費助成ということで、186万円を予算計上しておりますけれども、これにつきましては、資料ナンバー1の4ページ、ナンバー16番目でございます。令和2年度と比較いたしまして、117万8,000円の減でございますけれども、これにつきましては対象者数の減ということで、157から126人ということで減となった内容でございます。

予算書に移ります。その下の子ども医療費助成事業の19節医療費助成ということでございますが、2,727万7,000円を予算計上してございますけれども、これにつきましては、資料ナンバー1の4ページの17番目でございます。医療費助成ということで、令和2年度に比較いたしまして47万1,000円の減。受診件数の減ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書に移ります。その下、子育て世代包括支援センター事業ということでございます。これは新規ということでございますけれども、資料ナンバー5ということでホチキス留めの資料、右側に資料ナンバー5ということで、子育て世代包括支援センターについてという資料を皆様にお配りしておりますので、それでご説明申し上げます。センターの概要ということで、内容についてお話をさせていただきます。まず、1ページ目でございますが、子育て世代包括支援センターの設置ということでありますけれども、母子保健法の改正がございまして、平成29年の4月からセンターを市区町村に設置することが努力義務化された。さらにニッポン一億総活躍プランにおきまして、令和2年度末までにセンターの全国展開を目指すと言われていたということでございます。

このセンターの役割といたしましては、1番目にいろいろ書いておりますけれども、役割として、中段でございますけれども、妊産婦、乳幼児等の状況を継続的、包括的に把握すると。妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門職が対応するという。ことで、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供するという。ことで、このような取り組みを行うことによりまして、育児不安、また虐待の予防に寄与する

ことができるというものでございます。

2番目といたしましては、関係機関が把握している情報をこのセンターに集約をさせまして、一元的に管理をするということでございます。この過程におきまして、各関係機関が把握した妊産婦や乳幼児等のニーズを踏まえた中で、適切な関係機関、支援を紹介するというところで、センターが調整役となることで妊産婦、乳幼児等に対しまして、包括的な支援を提供することが期待できるというものでございます。また、顔の見える関係づくりということで、より円滑な連携も可能となるということでございます。

3番目といたしまして、安心して妊娠、出産できる地域づくりもこのセンターの役割の一つでございます。地元の自治会、地域住民を含めまして、子育て資源の育成、地域課題の発見、共有等、資源開発に努めてまいります。町のセンターの開設ということで、令和3年3月1日、今月の1日にまず開設をしたというところでございます。

今度裏、2ページになりますけれども、これは3月12日に発行されました「きずな」の内容を載せております。子育て世代包括支援センターにつきましては、「すくさぽたがみっこ」ということで、保健福祉課内でいろいろと検討いたしまして、名前をつけさせていただきました。この「すくさぽたがみっこ」という名前につきましては、小さくあります右側、たけるんるんというところの右側にありますけれども、田上の子どもがすくすく育つように、子育てで丸ごとサポートという意味が込められているということで、つけさせていただいたところでございます。

続きまして、3ページ、これ一応イメージ図でございます。イメージ図になりますけれども、妊娠期からずっと来て、育児ということでございます。まず、①ということでその下にありますけれども、支援プランの作成、これは必須項目でございます。おおむね3歳までセルフプラン等を作成をするということでございます。中ほどの2番目、産前・産後サポート事業で、「たがみっこくらぶ」ということで、子育て世代間の交流、気軽にゆっくり情報交換できる場ということで設置をしていきたいという部分、3番目、その下でございます。産後ケア事業ということでございますが、通所型、4番目、訪問型ということで、助産師等による母親の身体的回復、心理的支援及び育児サポート支援を行うということで、これがイメージ図ということでございます。

4ページでございます。A3のところでございます。子育て世代包括支援センターの概要ということで、1番、2番というのは、今ほど私が最初にお話をさせてい

ただきました。3番目にその主な業務ということでございますが、母子保健施策と子育て施策の両面から、妊娠期から子育て期、特に3歳までの乳幼児期の子育て支援につきまして、支援が利用者の目線から見て切れ目なく、一貫性のあるものとして、提供されるようマネジメントを行うということでもあります。妊産婦、乳幼児、その家族の実情を継続的に把握しまして、対象者にとってサービス、支援を提供すると。関係機関との連絡調整を行うということで、フォローアップとして評価を行うという部分の業務でございます。このセンターの必須業務ということで、その下でございますが、妊産婦、乳幼児等の実情を把握する。2番目といたしまして、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じると。必要な情報提供、助言、保健指導を行うと。3番目、支援プランを策定すると。4番目は、関係機関との連絡調整を行うという部分が業務でございます。

右側に行きまして、支援対象者でございますけれども、原則全ての妊婦、産婦と、あと産後1年以内、あと乳幼児、就学前、その保護者を対象とすることを基本といたします。その中でも妊娠期から子育て期、特に3歳までの子育て期について、重点を置くということとしてございます。

5番、このセンターにおける支援ということでもありますけれども、妊娠、出産、子育て期に関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点も中心といたしまして、全ての妊産婦、乳幼児を対象とする、ポピュレーションアプローチを基本とするということでございます。このポピュレーションアプローチというのは、下に米印であります、対象を一部に限定しない集団全体へのアプローチということで考えているところでございます。

この裏、今度5ページ目になります。この支援センター、どういうことを行うか、具体的なものをここに載せているところでございますが、まず一番上の1番目でございます。実施事業として支援プラン、セルフプランも含むということで、これは先ほど言いました必須業務ということで、この3月1日から実施をしているものでございます。対象といたしましては、妊娠期から3歳までの妊産婦ということでございます。実施方法につきましては、妊娠期から3歳までの妊産婦全員にセルフプランを作成するというものでございます。

2番目、産前・産後サポート事業、通所型でございます。「たがみっこくらぶ」ということで名づけさせていただきました。令和3年4月から実施するということでございまして、対象といたしましては妊婦とその夫、産後半年までの産婦とその夫ということでございます。実施場所としては、交流会館の3階の和室ということ

で実施をしております。方法といたしましては、右側になりますけれども、現行の母親学級、両親学級に代わるものでありまして、気軽にリラックスしながら子育てについて語り合える場、情報の場の提供を行うということで、交流の場ということで、参加者同士が交流を深めてもらうということで、実施をしていきたいという部分でございます。

3番目、産後ケア事業、通所型でございます。令和3年の4月から実施ということでございますけれども、対象としては保健師等が必要と判断した方ということで、交流会館の3階の和室で行います。実施方法といたしましては、交流会館の3階に来所していただいて、産後ケアを受けるということでございます。そのケアの内容としましては、心身回復のための支援であったり、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、育児技術の指導などを行っていききたいというものでございます。この下、米印がありますが、「年間の利用件数が増加した場合は、県助産師会への委」で終わっていますけれども、申し訳ありません。「県助産師会への委託や開業助産師への委託を考えている」ということでございます。増加した場合について、そのような委託も考えているという部分でございます。

4番目、産後ケア事業、訪問型でございます。令和3年4月から実施をするということでございまして、実施方法といたしましては、利用者と日時を調整いたしまして、利用者の自宅を訪問して保健指導、ケアを行うというものでございます。ケアの内容といたしましては、心身回復のケアの支援、授乳指導及び乳房ケアということで、基本的には通所型とほぼ同じような内容を、訪問型でも実施をしていきたいという内容でございます。

それから、その下でございます。継続事業の拡充ということでございます。妊産婦新生児訪問指導事業ということでございますけれども、この事業につきましては、実施方法の欄御覧いただきたいと思うのですが、今まで基本は1回の訪問でございました。ただ、子育て世代包括支援センターを立ち上げる中で、産後の心身のケアを充実させたいということでございます。訪問回数を2回に増やしていきたい、また、ハイリスクの妊産婦、新生児の方につきましては、3回の訪問も検討して行っていきたい。訪問事業も拡充して、子育て世代の育児不安であったりとか、そういうものを解消できるようにしていきたいというものでございます。

この子育て世代包括支援センターにつきましては、右側の事業費予算としては、全体で37万円計上してございます。その下の継続事業につきましては、令和3年度は53万4,000円ということで、計上させていただいているところでございますので、



よろしくお願いをいたします。

すみません。そこで修正がございました。今の資料ナンバー1の5ページが子育て世代包括支援センターの事業のものなのでございますけれども、本年度、要は令和3年度分でございます。前年度、令和2年度であります。前年度のところに令和3年、本年度分のものを入れてしまいまして、申し訳ございません。前年度に記載されている部分を、本年度にそっくり入れていただきたいと思っております。新規事業でございますので、大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書に戻ります。少し飛んで84ページお開きください。84ページの下の方、不育症治療費助成事業ということで、19節扶助費、治療費助成で10万円を計上したところでございます。これにつきましては、資料ナンバー1の6ページになります。治療費助成ということでございますが、これも大変申し訳ございませんでした。6ページの一番上でございますが、今回新規事業でございます。前年度のところに10万円を入れてしまいました。この10万円につきましては本年度、要は令和3年度ということでございますので、前年度の10万円というところから、本年度の10万円に移していただきたいと思っております。大変申し訳ございませんでした。

これにつきましては、別紙の資料6により説明いたしますので、A4の1枚紙でございます。両面の紙になりますが、保健福祉課資料ナンバー6ということで、これをお出しただいて、これに基づきまして説明させていただきます。不育症治療ということで、助成についてでございます。4款の冒頭お話をさせていただきました不育症治療につきまして、妊娠後流産、死産を繰り返してしまう不育症に悩む方に対しまして治療費の一部を助成をし、支援を行ってまいるという部分でございます。不育症とは、妊娠はいたしますけれども、2回以上の流産、死産等を繰り返して、結果的に赤ちゃんを授けられないということをお願いいたします。この開始時期としましては令和3年4月1日、助成対象といたしましては、不育症治療の受診日及び申請日におきまして、夫婦もしくはいずれか一方が田上町の住所を有する方でございます。年齢の基準はなしといたします。

4番目、治療対象といたしましては、不育症と診断するための検査、不育症の診断を受けて行う治療、検査でございます。

治療期間といたしましては、不育症と診断をするための検査または治療開始日から、当該不育症治療等に係る最初の妊娠による出産、流産または死産した日。または医師の判断により治療が終了した日ということで、治療期間としては定めていきたいと思っております。

助成額につきましては、保険が適用される医療費、保険対象外の治療費、院外調剤費用の自己負担の2分の1といたしまして、7番目、助成の限度額といたしましては、10万円を上限とさせていただきたいと考えております。

8番目、助成回数といたしましては、1回の治療につき1回の申請で通算5年までということで、1回の治療期間とは不育症の原因を特定するための検査、治療、出産、または流産、死産までの期間ということでございます。不育症の治療につきましては、その方にもよりますけれども、かなり長い年月がかかると言われております。そういう意味で、通算5年までということでさせていただいているところでございます。

対象経費、9番といたしましては、保険適用及び保険の適用外、あと調剤費が対象ということと。申請期限といたしましては、治療が終了した日の翌日から6か月以内とさせていただきたいと思っております。

裏面に行きます。所得制限、11番はなしと。12番、対象医療機関といたしましては新潟県内の医療機関と。13番、その他ということで、町税等の滞納がないことということで、実施をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の85ページに移ります。85ページになりますが、上から3段目、総合保健福祉センター管理費というところがございます。10節需用費の修繕料でございますけれども、これにつきましては資料ナンバー1、6ページの20番目、ナンバー20ということで上から2つ目になります。修繕料ということで42万4,000円の減となっておりますが、これは保健センターの屋外キュービクル塗裝修繕の完了による減となっております。

続きまして、予算書の86ページお開きください。2目予防費でございます。中ほどでございます。令和3年度につきましては6,030万7,000円。令和2年度と比較いたしまして、385万6,000円の減でございます。右側の予防接種事業ということでございますけれども、その一番下、委託料3,135万8,000円ということで、87ページに個別接種委託料がございます。これにつきましては、資料ナンバー1の21で説明をいたします。資料ナンバー21ということで、個別接種委託料69万2,000円の増ということでございますが、新規事業ということで、ロタウイルスワクチンが令和2年10月から法定接種となったことによる増ということでございます。

別紙資料7により説明いたします。保健福祉課資料ナンバー7ということで、A4の片面の縦長のものがございます。ロタウイルスワクチンにつきましては、令和2年9月議会において、補正予算で対応をさせていただいたものでございます。ロ

タウウイルスワクチンというのは、ロタウイルスによって起こされる急性の胃腸炎でございませう。乳幼児がかかりやすい病気でありまして、感染力が強く、ごく僅かなウイルスでも体内に入るだけで、感染してしまうというものでございませう。一生のうちにも何度か感染はいたしますけれども、初めてロタウイルスに感染したときは特に重症化しやすいということで、まれに脳や腎臓に影響を及ぼすこともあるということで、注意が必要なものでございませう。このことから、予防接種法の施行令等が令和2年1月17日に公布されまして、令和2年10月から定期予防接種として、実施することになったというものでございませう。実施対象者、ワクチン、費用ということで出ておりますけれども、この内容のとおりでございませう。これにつきましては、定期接種化によって財源措置ということで、9割を普通交付税で措置されるというものでございませう。予算計上としては、148万3,000円を計上してございませうので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、ちょっと飛びませう。予算書になります。89ページをお開きください。保健衛生事業ということで右側の説明欄にございませう。345万6,000円の事業全体の予算ございませうけれども、令和2年度と比較いたしますと、319万5,000円の減ということになります。この減の要因につきましては、資料ナンバー1の6ページのナンバー22ということで御覧ください。健康増進計画策定業務委託が令和2年度でございませうましたが、その策定が完了することによりまして、261万9,000円が減となるというものでございませう。大きな要因としては、それが一つ要因となっております。

私からは以上でございませう。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の90ページを御覧いただきたいと思ひませう。3目環境衛生費でございませう。令和3年度予算額2億3,229万7,000円、令和2年度と比較いたしますと631万2,000円の増額となっております。内容といたしましては、合併処理浄化槽補助金のほか、し尿汲取りやごみ収集委託料などに係る関連経費が主なものでございませうして、一番大きなものが加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金ということであります。

それで、まず90ページの右側のほうを見ていただきたいと思ひませうが、一番下、合併処理浄化槽事業の関係です。552万9,000円ということで、ここにつきましては例年どおり5人槽を12基、それから6から7人槽を15基計上しておるということでございませう。

それで、環境衛生事業の関係になりますが、2億2,669万1,000円ということで、ここが対前年で623万5,000円伸びているということでもあります。それで、その主な

増額となった要因につきましてでありますけれども、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金が、657万円増額になっているということでもあります。それで、657万円増額になった要因でありますけれども、まず1つ目として、火葬場費のほうから清掃費のほうに職員人件費を組み替えたことによる増額、これは今まで清掃費1人だったのですけれども、そこを3人にしたということと、あわせて非常勤職員給与も1人分清掃費のほうを増額したということでもあります。あわせて、火葬業務の委託を今度消防衛生保育組合のほうでやっていくということで、ここで1,400万円ほど増えているという形です。それから、昨年から言っておりましたが、不燃物の処理委託料が今度新たに発生してくるということでもあります。これにつきましては、川西の衛生センターのところにストックヤードを建設したわけでもありますけれども、今度鱒田沢が満杯になりましたので、そこに一旦集積をし、そこから山形県の村山市のほうへ運ぶということで、消防衛生保育組合としては年間約600トン想定しておるということでございまして、この経費が約1,800万円ほど増えるということでもあります。あわせて、不燃物の中間ストックヤードで使用します、ミニホイールローダーの購入費を500万円ほどここで計上しているということでもありますし、新たに清掃センターの今後の計画をつくっていく上で、補助金の交付を受けるための循環型社会形成推進地域計画策定委託料ということで、それらも160万円ほど計上されておるということと。あとは衛生センター井戸水の除鉄設備設置工事、これ1,890万円ほどかかるのですが、井戸を掘ったのですけれども、希釈水が必要だということで、鉄分を除去するためのそういう装置をつけるというようなことで、それらの経費が様々積み重なりまして、今言うような形で田上町の負担分として約657万円増えるというような状況であります。

それで、先ほど来委員長のほうからもお話がありましたが、町民課の参考資料のナンバー3をここで御覧いただきたいと思っております。お手元に用意していただけますでしょうか。よろしいですか。それで、過日の一般質問のときに藤田委員のほうから清掃センターの関係のスケジュールはどうだというようなことで一般質問がなされたところでありまして、町長のほうとしましては、今現在構想段階ではあるが、予算委員会のこの場をお借りして若干説明せよということでもありますので、この場をお借りしまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。

それで、まず最初に清掃センターに関わる関係協議の経過ということで、概要を若干まとめたものをつけさせていただきました。一番最初に加茂市長、それから田上町長と懇談をしたのが、令和元年の6月6日であります。その後、一番下、令和

2年12月23日ということで、去年の12月になりますが、ここまでの間、この網かけしているところが加茂の一部事務組合のほうで様々議論した内容であります。それ以外の部分につきましては組合管理者等説明会ということで、その都度私ども町長、副町長含め、財政の関係もありますので、総務課長からも行っていただきながら様々協議を重ねてきたという経過でございまして、今のところ、12月23日の一番下のところになりますが、構想、計画の進捗状況の説明を議会の一組のほうの特別委員会の中で説明をさせていただいて、ごみ処理の方向性の検討結果の説明を受けて、一組のほうの議会のほうの状況としては、延命は費用対効果、処理委託は受託先及びモラルの問題からそれはちょっと難しいだろうと。新規を基本として共同処理の可能性を排除しない方向でのさらなる検討を重ねることで、今のところおおむねの了解が取れているというような状況であるということでございます。

それで、1ページおはぐりいただきまして、今現在構想の段階ではありますが、そのスケジュール感というものを、若干次のA3の表で説明をさせていただければと考えております。まず、今ほど申し上げましたように、今の段階ではまだ構想の段階ということでございます。ごみ処理施設整備構想、これについては将来的なごみ処理量の予測を基にしまして、今後の施設整備の将来構想を評価、決定するものということでございます。それから、一般廃棄物処理基本計画ということで、その構想に基づきまして、この計画の中で、ごみの分別化あるいは減量化の方法について検討をしていくということになる部分でございます。それで、ようやく令和3年度から計画段階というところに入ってまいりまして、今ほど申し上げました循環型社会形成推進地域計画ということで、これにつきましてはごみ処理施設を新たに整備することになれば、国の交付金を活用するため、この計画が必要になってくるというものでございます。それと併せて計画段階では、建設用地の決定をしていかなければならないだろうということでもあります。それらが済みますと、令和4年度からようやく実施段階というところに入ってまいります。建設用地の測量等からいろいろ始まりまして、様々やっていくことになるわけですが、そういう中で、実施段階の下から2つ目のところにごみ処理施設建設工事ということで、このまま順調に推移をしていったということで考えれば、工事は令和8年度頃から着手し、3年程度かかるだろうというようなことで、今のところ見込んでいるということでありまして、それで最終的に一番下の運営段階ということで、ごみ処理施設の運営ということで、何も問題がなく順調に進んでいけば、令和11年度から供用開始ができるのではないかとというようなことで、今のところ一部事務組合のほうで議論され

ているということでありまして、これはあくまでも計画段階でございまして、町長も一般質問で申しましたとおり、これから計画段階に入っていくという状況にあるわけですので、そういうことになれば、随時その都度町民の皆様の方にも様々な形でお知らせをしていきたいというふうに考えておりますので、その辺ご理解いただければと考えているところであります。

それで、予算書のほうに戻らせていただきまして、1ページおはぐりいただきまして92ページです。一番下のところに環境衛生その他事業ということで、12節委託料、自動車交通騒音調査業務委託料ということで7万7,000円ありますが、これ新規で計上させていただいております。ここにつきましては、自動車騒音調査委託料ということで、環境省の自動車騒音マニュアルということによりまして、義務づけられているものでございます。これどこで測定しておるかといいますと、田上交番のところでも今まで毎年県から測定する機械を借りてきまして実施しておったのですが、なかなか県から借りられないような状況になってきているのが最近の状況です。それで、田上交番のところは周辺の状態に大幅な変化がないということで、そういう場合であれば毎年実施しなくても、3年に1回程度の頻度で十分ですよというようなこと言われておりますので、新たに委託料を3年に1回、7万7,000円程度計上させていただいて、実施させていただきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

それで、また92ページの今度4目保健生活推進対策費の関係でありますけれども、令和3年度予算額137万2,000円、令和2年度の予算額と比較しますと、83万6,000円の増額となっているところでありますけれども、その内容といたしましては、消費者行政に係る講師謝礼とか、町民向け啓発パンフレットの印刷代などの経費が主なものとなっております。増額の要因につきましては、地域人権啓発活動活性化事業の受託を県から受けるためのものでありまして、その内容につきましては、今ほど説明しました、町民課資料の一番最後のページを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。資料ナンバー4です。令和3年度地域人権活動活性化事業計画事業一覧ということでありまして、元は法務省の人権啓発活動地方委託事業ということで、国から地方に委託されているということでありまして、県はその受託した事業の一部を新潟・新津・三条地域人権啓発活動ネットワーク協議会に再委託をして、それぞれの市町村で持ち回りをしてやっている事業でありまして、下の表のところになります。平成26年度と令和3年度ということで、前回は平成26年度に実施させていただいているということで、委託の上限費用が平成26年度のときは

120万円であったのですが、令和3年度は何と35万円も減額されて85万円しかないというような状況ではあるのですけれども、内容としましては、前回にやったときには蓮池薫さんの講演会をやったということでありまして、今回町としましては10月か11月頃交流会館で、フリーアナウンサーでしょうか、伊勢みずほ氏の講演会を予定を今のところ考えているということでありまして、人権講演会という部分で言いますと、平成26年は町うちの方から講師をお願いし、講演会をやっておったのですけれども、今のところどなたを町としてはお願いするかというのはまだ未定ですが、11月頃いじめ見逃しゼロスクールと同時開催で、何かしらの講演会をやりたいというふうなことで考えているところでありまして、それから、啓発物資の配布ということですが、これは人権に係る啓発物資を広く配ればなというふうなことを考えておったのですが、なかなか委託費も減額されてくるというようなことで、先ほど言いました人権の講演会のときに、小中学生に何か配布できればいいかなというようなことで考えておるところでありまして、それらの経費が84万9,000円ということで、そのような形でここは増額になっているということでありまして、よろしく願いいたします。

説明を代わります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、予算書93ページでございます。5目新型コロナウイルス対策費でございます。令和3年度220万2,000円でございます。これは皆増ということで、全てプラスとなっております。説明欄でございますが、新型コロナウイルス対策総務事業ということでございます。これにつきましては、庁舎等で使いますアルコール液であったり、あと衛生用品の購入ということで、需用費34万円でございます。

その次の教育対策事業でございます。これは教育委員会の予算でございますけれども、4款についておりますので、私のほうで説明いたします。需用費ということで消耗品でございますが、186万2,000円。これにつきましては学童保育、交流会館、地域学習センター、コミュニティセンター、町民体育館で消毒液、手袋等、衛生用品を購入する費用の計上でございますので、よろしく願いいたします。

それで、最後になりますけれども、保健福祉課の資料ということでA3の横のナンバー8ということで、これをお出しいただけますでしょうか。A3の横の資料でございます。令和3年度当初予算編成方針における削減、廃止する事業というものでございます。予算編成方針を踏まえまして保健福祉課で検討した内容でございますので、ご説明申し上げます。まず、個別事業名ということで、上から商工会健診

での健康づくり普及啓発事業ということでございます。これにつきましては、もともと保健所の事業として、町の事業所の健診ということで行っていたところに、町の保健師等も一緒になって保健指導ということで行っていたのですけれども、これにつきまして、令和2年度の当初予算では1万円でございますけれども、これを廃止していきたくと。右側の令和3年度からの対応ということであります。今言いましたとおり元は保健所の事業でありましたけれども、保健所は実は今手を引いているという状況で、保健福祉課で対応していたということでございます。現在では事業所の健診では健康指導は行っていないため、廃止としていきたくというものでございます。

2番目の食生活改善推進活動事業ということでございますが、これ食推活動時の専門的な栄養指導を、雇上げの栄養士に今まで依頼をしておりました。ただ、これにつきましていろいろ検討したところ、町の栄養士の直営で対応していきたくということで、事業費の減額をさせていただいたところでございます。

3番目、特定健診の結果の説明会でございますが、近年参加者が少ないということで、事業のカバー率が低い状況がございました。それらをいろいろと検討したところ、これを個別指導ということで切り替えて、事業費は僅かでございますが、落としておりますけれども、集団から個別指導に切り替え、実施をしていきたくということでございます。

続いて、血糖検査の説明会。これにつきましては、集団指導と個別指導の併用で実施していたという部分がございました。人員が不足しているというような状況もございましたので、内容を検討いたしまして、これは個別指導のみ実施をしていきたくということで、8万2,000円からゼロということで見直しを行ったところでございます。

続きまして、スッキリ運動教室ということで、これは生活習慣病予防の教室でございました。これにつきましては、公民館、教育委員会の生涯学習係が行っている事業と同様の教室があるということでございます。そういう意味で連携をして共同で行うということで考えました。右側の令和3年度からの対応につきましては、今ほど言いました教育委員会の生涯学習係と連携して事業を、すみません、共同で行います。事業を共同で行う、行が2つあるのですけれども、申し訳ありません。共同で行います。丸が1つ多かったです。大変申し訳ございません。これにつきましては、共同で行いますが、例えば公民館、生涯学習係の事業に保健師が赴きまして、そこで健康指導であったりとかというような形で、一緒になってやっていきたくと



いうことをございますので、まるっきり廃止するというのではなくて、そういう代替の事業を行っていききたいというふうを考えております。

糖尿病相談でございますが、単発で行ってもなかなか事業の参加者が少ないという実態がございました。そういう中で令和3年度からの方針、対応ということで、既存事業でもあります糖尿病教室と統合して実施していききたいということで、僅かではございますが、事業費を削減させていただいたというものでございます。

最後になります。機能訓練事業ということでございます。参加者数が経年的に減少しているというような状況がございます。そういうような状況の中で、いろいろ検討させていただきました。右側の対応ということでございますけれども、実は機能訓練事業につきましては、平成29年に厚労省から機能訓練事業について今の形は存続せず、ほかの類似事業に委ねることを含めて抜本的に見直すと、必要があるということで日本医師会宛てに通知が出ておりました。それを受けまして、日本医師会から各自治体の取り組みが介護保険における地域支援事業等他の事業への重点化が進み、廃止されているということで、都道府県医師会宛てに通知が発出されたという状況がございまして、多くの市町村におきまして、機能訓練事業は廃止となっているのが今現状でございます。このことから、令和3年度からは機能訓練事業を廃止、A型の部分です。全体で集まる機能訓練事業でございますけれども、それを廃止いたしまして、参加された方を今行っている既存事業、例えばコミュニティーデイホームであったりとか、一般介護予防事業、元気はつらつであったりとか、けんこつであったり、あとアクティブシニア教室とか、そういうような教室につないで、事業につないで、身体機能の向上につなげるということで、行っていききたいということであります。決して行き場がなくなるということではなくて、そのような形で別の代替事業で対応して、今までどおり身体機能の向上につなげていききたいと考えておりますので、これら保健福祉課で先ほど説明した以外の削減、廃止するという内容で検討した内容を、ご説明させていただいたところでございます。

4款の説明は以上となります。

委員長（池井 豊君） 4款の説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

13番（高橋秀昌君） まず、保健師を増やすのだけれども、これは正規職員のことを言っているの、それともどうなの。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 保健師につきましては、先ほどお話ししましたけれども、令和2年で増員になっています。これは正規職員でございます。

13番（高橋秀昌君） 分かりました。正規職員ですね。

それから、次に伺います。不育症の公費助成なのだが、これは国の厚生労働省あたりからの特例か何かあったの。

保健福祉課長（渡邊 賢君） これを事業をのせた段階においては、国のほうではどうこうという話は全くございませんでした。ただ、今まだはっきりはしていませんが、国において不育症であったりとか、特定不妊治療につきまして助成をしていきたいというような話もございます。そういう中で、その辺の制度のマッチングというのも今後必要になってくるかと思えます。ただ、このとき、予算を計上したときは国からそういう話は一切ございませんでしたが、町単独でやっていこうという考えの下、予算計上したところでございます。

13番（高橋秀昌君） 私は、その以前から新生児聴覚検査の必要性を訴えて、しかも既に全国の交付税に算入されているということで求めたけれども、それは全くここにはのせず、不妊症の公費助成をのせている。もちろん不妊症……ごめんなさい、不育症、不妊症ではなくて。不妊症とまた不育症違うよね。不育症の公費助成を否定しているのではないのだよ。それはいいことだと思うのです。それで、私田上町のこういう案を見て、全国的にどうなのかなと思ったら、全国では都道府県で、県単位で支援しているところが結構あるのです。ところが、新潟県見ると全くしていません。市町村で見ると、これは2020年、昨年11月の時点なのだけれども、新潟県は実施しない。でも、市町村でいくと新潟市をはじめ6市1村、関川村、これが参加していると。そういう中で田上町が加わるということは、より積極的だというふうには評価をしたいと思います。同時に、当初予算に入れていないけれども、新生児聴覚検査、これもぜひ入れてほしい。これは、随分前からそうした関係する医師の方々が厚生労働省に要請し、厚生労働省が補助金ではないのだけれども、交付税に算入するよということを決めて、実際に入っているよという状況あるのです。にもかかわらず、入れないというのは問題あるのではないかと思うのです。そこで、私も調べてみたら、田上町は新生児の視聴覚検査については情報をちゃんとつかんでいるという情報は入ってきましたが、何件それを、つかんでいる状況について説明してくれませんか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） スクリーニング検査ということで、高橋委員から前から要望ということでなっているところでございます。それで、保健福祉課といたしましてはいろいろ調査をいたしました。そういう中で、出産するときはその医院で受けますかどうかと。ほとんどというか、全員受けられるわけです。それで、近隣

というか、産婦人科に聞いた中では、大体2,000円から7,000円ぐらいの範囲で自己負担があるということも調査いたしました。そこのお医者さんによって金額は違います。検査機器が違うという部分もございます。そういう中で、私どもも5,000円を上限といたしまして、助成をしていきたいという気持ちはございました。そういう意味で予算要求はさせていただいたところでございます。まちづくり財政計画に上げさせていただいたところでございますが、ただぜひやりたいということで、必要性があるということで上げたわけでございますけれども、今後の財政運営という部分があるので、その辺の査定の部分がありました。ただ、私どもとしては査定で落とされたといたしましても、今後必要である事業につきましては、当然ながら毎年でも予算要求はしていくという気持ちでございます。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 悪いけれども、今それ聞いたのではないのだ。ごめんね。それはそれでいいのだけれども、新潟県の市町村は30市町村あるけれども、全て検査数を把握しているというのが資料に出ました。これは平成30年の資料です。恐らく田上町は何件あって、大体住民負担がどのくらいなのかをつかんでいるのではないかとということも含めて説明をお願いしたい。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今の出生数といいますと、令和2年度につきましては40人切るというような感じでございます。そういう意味で、全員の方が検査を受けております。負担の範囲としては2,000円から7,000円の範囲だということで把握はしてございます。

13番（高橋秀昌君） では、しっかりとそこは毎年つかんでいるという理解の仕方いいですね。引き続き財政当局が駄目なんか言っても乗り越えて、何とか総務課長にそんなこと言うなと言って頑張ってください。

終わります。

6番（中野和美君） まず、何点か質問させていただきます。

資料1にあります、細かいところからなのですが、5ページの7節の産前・産後サポート事業のハンドマッサージという指導なのですが、細かいのですが、これたしか認知症にもすごく効果がありまして、そっちのほうにも適用できたらいいのになんて思っていたのですが、実際これ前年度開始されたのかどうかをまずお聞かせいただきたいのと。もう一つは先ほどの不育症なのですが、不育症10万円という予算なのですが、そうしますと年間でたった1人。それも1回という予算なのですが、不育症結構ありまして、おなかの中の子どもは正常で

あっても子宮にとどまらずに流れてしまうということもあるので、これたった1件分しか上がっていないとなると、また補正を組むのかなと考えて見えています。その辺の考え方をお聞かせいただきたいのと。あともう一つ、健康診断のほうで、いつもは乳がん検診、マンモグラフィーだと思うのですが、今回も早々に健康診断の案内が届きましたけれども、乳腺エコーというのはそこに入っていなかったと思うのですが、マンモグラフィー、女性は特に生理だったり、妊娠、出産だったりすると、胸が張ったりしてすごく痛みを伴う検査でもありまして、乳腺エコーですとそんなに痛みがなく検査できますので、その辺を取り入れていくというようなお考えとか。私前にも聞いたような気がするのですがけれども、なかったのかどうかということと、取りあえずその3つをお願いします。

委員長（池井 豊君） ハンドマッサージは認知症予防にもやれという意見についてということでしょうか。

6番（中野和美君） すごく効果あるので、それもいいと思います。

（困っているみたいだからの声あり）

6番（中野和美君） 困っているみたい。それは去年あったのかどうかということですが。ハンドマッサージに関しては。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ハンドマッサージでございます。ハンドマッサージにつきましては、両親学級におきまして、ハンドマッサージということで取り入れているところがございます。その引き続きということで、子育て世代包括支援センターの中でも取り入れていくという部分でございます。

不育症につきましては、10万円という予算計上でございます。10万円限度ですので、1人分になってございますけれども、窓口として上げているというところがございます。当然ながらこれからどんどん出てくるという状況があれば、補正をして対応していくということで、子育て環境を整備していく、子どもが欲しい方には積極的に制度も使っていただくということで、考えているところがございます。

あと、乳がん検診につきましては、長谷川保健師長から答弁させますので、お願いいたします。

保健師長（長谷川信子君） 保健福祉課、長谷川と申します。ただいまご質問の乳がん検診の検査の方法の中で、乳房エコーでしょうか、そちらのほうを対象によっては検診として効果があるというお話をいただきました。確かに今町がやっているのは国、県のガイドラインに沿ったマンモグラフィーという、レントゲン撮影になるのですが、そちらの1方法だけです。対象が40歳以上になっています。今のお

話のある乳房エコーにつきましては、どちらかという若い方、40前の方なんかは乳腺が発達しておりますので、レントゲンの方法よりは効果があると言われてはいます。ですので、今現在はエコーは取り入れてはいないのですけれども、確かに若い方乳がんも増えていますし、そういった若い方にも集団検診を受けていただくためには有効な方法だと思っておりますので、要望も実際出ていますし、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

6番（中野和美君） ありがとうございます。ぜひ乳腺エコーのほう取り入れていただく方向で、検討よろしく願いいたします。

不育症のほうは、それでは窓口ということで10万円計上ですけれども、今後増えてくる可能性は否めないということで、受け入れる体制はあるということで了解いたしました。申請期限が治療が終了した日の翌日から6か月となりますと、流産した後というのはとても精神的に参っていますので、なかなかこういうの申請するという気持ちになれなかったり、いつのタイミングでしていいのかわからなかったりというのがありますので、その辺の指導もよろしく願いいたします。

そして、今回、先ほどの民生費もそうなのですが、こちらの衛生費、保健福祉課に多大な負担がかかっていると思います。今の新型コロナウイルスの対応、これから始まるワクチン接種、日頃よりの健康増進事業、生活苦相談、自殺対策、新規に子育て世代包括支援センターの設置、新規事業も大変多く含まれていて、保健福祉課、保健師の対応がとても大変になってくると思うので、これ私総括質疑にさせていただきたいと思うのですが、保健福祉課のこれからの対応について、先ほど課長の説明の中で事務を増やしていくという説明もありました。どのように対応されるのか、その辺の回答を町長に尋ねます。総括質疑といたしますので、保健福祉課の人的整備につきまして、回答をお願いいたします。

委員長（池井 豊君） では、総括質疑ということで、保健福祉課の人員についての質問をするということでございます。

12番（関根一義君） 度々中座いたしまして申し訳ありません。私は、くどいようですが、何件か質問させていただきたいと思っております。

4款に入りまして、令和3年度予算編成方針における削減、廃止する事業、この説明を受けました。かなり精査をされて、検討されているのだなということを実感をいたしました。

ところで、子育て包括支援センターが今年度から改めてなされますけれども、こ

それが実は当初予算概要説明書を見たときに、なぜこれが3本柱の重点施策に位置づけていないのだろうというのが疑問になりました。しかし、説明を聞きましてははっきり分かりました。ああ、そうかと。これは国の施策なのだなと。国の施策の後追いだなということがはっきり分かりました。ところで、この点についての質問をしますので、お願いしたいと思います。私は、この子育て包括支援センター、そしてその下にあります不育症治療費助成事業、どちらも新規でありますけれども、この2つは保健福祉課としては3本柱に位置づける、福祉の施策の充実というところに位置づけるべきだというふうに思っておりますけれども、その点についての考え方を1点お願いしたいと。

ところで、これについては私の私見でありますから、聞いていただきたいし、見解があればお聞きしたいと思いますけれども、予算編成方針並びに追加になりました追加資料を見ましても、そこに示されている方針というのは私は賛同できます。大いにこういう方向でやるべきだということで考えておりますけれども、予算編成方針で示されているような町長施策だとか。それから追加資料で出されておりますけれども、町長公約だとかという表現については、これは私は政治的感性を疑います。私は、従来から申し上げていますように、町長施策であれ、副町長施策であれ、発意者が誰であろうとも、それが町の施策として練り上げられることが大前提です。そういうふうに私は思っています。したがって、表現的には、あまりいい表現ではないよということを申し上げておきたいと思えます。これは、資料を配付していただきまして、即執行側の皆さんには、私の意見はこうだよということを申し上げましたけれども、反応がなかったので、ここで申し上げているわけです。そういうふうに思えます。

なぜこういうふうに申し上げるのかと。時間がありませんが、簡潔に言いますけれども、組織はどのような組織であってもトップが、あるいは中心的な人たちが提起する事案、施策について、組織というのは一般的に反対者が必ずいます。賛成者も必ずいます。慎重派が必ずいます。そういう意味では、執行側が問題提起をする場合の表現は、政治的に十分配慮すべきだというのが私の意見です。ましてや、これは副町長に伺いますけれども、町長公約などという表現は、これは全くもって不適切。そんなことを言えば、私も過去の町長選は佐野町政とは異にする候補を推薦して戦った経緯があります。そういう立場の私からすれば、そういう表現というのは耐え切れない。これが政治的な配慮だということだと思います。何回も提起していますけれども、改めて出てきた追加資料にも、今度は町長公約との整合性なんて

という言葉が出てきている。何にも活かされていない、私の意向は。こういう私の見解について、副町長、あなたに問うているのですよ。あなたの見解を明らかにしてください。

副町長（吉澤深雪君） 町長公約というのは、何か表現資料にありましたか。

12番（関根一義君） 総務課が示しました追加資料の2ページ、(2)、第5次総合計画、田上町総合戦略の効果的な推進という項目のところに、町長公約との整合性を図りながら、目標達成に向け、施策の進捗状況を云々というふうに。

副町長（吉澤深雪君） そうですね。確かにちょっとこれ。そもそも予算編成方針が内部的な資料だったものですから、ここまでこの表現を出すこと自体にあまり配慮が足りませんでした。この表現については、公にはしないようにしていきたいというふうに考えております。

12番（関根一義君） 分かりました。私もこの追加資料というのは内部資料として、予算編成に関わる指針だというふうに受け止めていますから、これは内部資料だから、そういう表現があったことについてはおわびをするけれども、容認願いたいということであれば、私もそれについては分かりました。今後十分気をつけてもらうということを申し上げておきたいと思います。

（最初の質問の答弁はの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 町長が掲げる3本柱ということでございます。今子育て世代包括支援センター、不育症治療ということで関根委員からお話がありました。子育て世代包括支援センターにつきましては国の施策であります。ただし、当然ながら実施していくのは町で、市町村が行う、田上町が行う部分。不育症治療につきましては、今後国のほうの関わりも出てきますが、町で行う部分。そういう意味では、町長が掲げております安心して子育てできる田上町がございましたけれども、そのような部分は、この一般会計の参考資料には上がっておりませんが、子育てをするという意味では、推進するという意味では、そういう部分に当てはまると私は考えておるところでございます。

7番（今井幸代君） 何点かあるのですが、まず町民課関係から先をお願いしたいと思います。

今ほど清掃センターに関するスケジュールですとか、現在の状況等を説明いただいたのですが、共同処理も排除せず、可能性も含めてというふうな話なのですが、共同処理というのは、ほかの自治体との新たな一部事務組合等を形成するという意味合いなのではないでしょうか。共同処理という考え方というのがどういうことなの

かというのを教えていただきたいというのが1点と。あと候補地の選定が令和3年度の中でされていくというふうになってはいますが、町内の方とこの清掃センターの件で話をしていると、年配の方から次は加茂なのだ、そういう約束を建設当時にしたのだみたいなお話を聞く機会が結構ありまして、住民の皆さんの一部の中には、そういった過去のやり取りがどういったものがあるのか承知しかねるのですけれども、そういった意識がもしかしたらあるのではないかとというふうにも懸念をしています。建設地がどういうふうになるのかということに関しては、既存の場所の建て替えというふうになっていくのか、新たな建設地になっていくのか分かりませんが、丁寧な関係する方々との協議であったりとか、話というのが必要なのだろうなというふうなものは町の方から、田上で清掃センター造るときに、次は加茂なのだ、そういう約束なのだという、約束があるのか否かも分かりませんが、そういった話をされて、そういうふうな意識をお持ちの方が一定数いるのだということ念頭に、地元の説明であったりとか、そういった部分の配慮をしっかりといただきたいなと思います。

町民課長（田中國明君） 1点目の関係でありますけれども、そこについては今各市町村でも清掃センターを新たに造ろうという、また動きも近隣市町村でもありますので、そういったようなのも排除せず、含めて共同処理的な部分を検討したいというふうなことでありました。

それから、2点目の建設用地の関係であります、今どういったようなものを造るにしてもまだ決まっていないということで、そこは全然まだ決まっておられません。ただ、今ほど今井委員が言われるように、確かに私もそういう話もちよっと聞いたこともありますけれども、そこら辺につきましては今後、今はまだ構想の段階でありますので、令和3年度から計画の段階に入っていくということでもありますので、そういう中で新たにどういう方式のどれくらいの大きさのものというものが決まってくれば、必要な用地というのもまた決まってくるということでもありますので、その段階で十分慎重に様々な角度から、対応していければいいかなというふうなことで今考えているところであります。

7番（今井幸代君） よろしくお願ひします。

あと、町民課のほうに最後1点なのですけれども。人権活動の委託事業が令和3年度あるのですが、例えば伊勢みずほさんを予定されておられますが、結構人気のある方だというふうに思います。交流会館3階150人から200人というふうになっているのですが、伊勢みずほさんだったら町外の方も聞きたいというような申込みも



想定されるので、例えば限られたスペースしかありませんから、リモートでの講演を聞くことができるのか、そういったリモート講演、ズームになるのか、ユーチューブの生配信とか、やり方はたくさんあると思うので、リモートでも講演が聞けるような仕組みづくりというのは、ぜひ進めていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） 当然講演をいただいて、相手方の肖像権等もまたあるかと思えますので、その辺につきましては、今この段階でどうということはあれですけれども、その辺も確認しながら、可能なことがあれば検討させていただければなと思えます。

7番（今井幸代君） こういったウィズコロナということもありますので、代理店挟んでいると思うのですけれども、ぜひ、代理店のほうに積極的に働きかけをして、予算増やさずとも恐らく方向的には、今の時代の流れだと受けていただけののではないかなというふうに思えますので、積極的に働きかけをぜひお願いしたいなというふうに思えます。

3番（藤田直一君） 2件、まず83ページの包括支援の件でございますが、要は妊娠をされた方、町内のされた方は恐らく全員を把握した中での支援活動だというふうに私は理解をしています。この表を読む限り、産後における訪問は何回かされるということなのですが、全員を把握した中で、いろんな支援策については、現地に来ていただいて説明をしていきたいというふうに私は解釈しているのですが、私いろんな事情によって来れない人もいると思うのです。そういう人たちへはしっかり町として、いい政策だと私は思っています。ですから、来れない人に対してはやっぱり訪問をして、いろんな目的があって、いいことが書いてあるわけですから、100%の訪問をしてでも、支援策をできるというふうにやっていただきたいというふうに思っている、その辺についてお考え。

もう一点が、92ページの加茂市・田上町消防衛生組合負担金として1億8,571万9,000円ありますが、この内訳もし分かれば。この2点お願いします。

委員長（池井 豊君） 12時になりますが、4款が終了するまで議事を継続します。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 子育て世代包括支援センターでございます。妊娠される方は、妊娠されれば母子手帳が発行されます。そこで全部把握しております。産前・産後サポート事業というのがございますが、当然ながら保健福祉課の仕事はこればかりではありません。ほかの仕事というのは現場第一です。現場を知らなければ事業はできないという部分がございますので、当然ながら現場に行き、産前の方

いろいろな悩みがあれば、お宅にお伺いしてお話を聞いたりして、支援をしていくというのは当然のことです。そういうことも行ってまいりますので、よろしくお願ひします。やっております。

町民課長（田中國明君） 町民課で衛生費についている部分については、まず総務費負担金というのがあります。ここが382万円……

（後から資料下さいの声あり）

町民課長（田中國明君） 分かりました。

委員長（池井 豊君） 藤田委員の言うのは、衛生費とか消防費とか。

3番（藤田直一君） 一昨年はストックヤードもこの中に含まれていたと私は理解しているのです。だから、そういうものも、恐らくそういうふうに理解したな、間違ひなければ。

委員長（池井 豊君） そうではなくて、藤田委員……

3番（藤田直一君） だから、そういうのも含めた何がどうなっているのかというのを……

委員長（池井 豊君） ちょっと待って、藤田委員。藤田委員の質問は、加茂市・田上町消防衛生保育組合事業の中の全体のなのか。それともこの衛生費の中でどういう科目なのか、消防費もあるとか、火葬とか、そういうのもある、それどうでしょうか。

3番（藤田直一君） 要は私は、一昨年のこの組合負担金の中にはストックヤードも含まれていましたので、今回もそういうのも含めてこの内訳が分かれば資料を頂きたい、それだけです。

委員長（池井 豊君） 後で休憩中に藤田委員と町民課長で相談して、どういう資料が欲しいのか、内訳欲しいのか明確にしてください。

町民課長（田中國明君） 実は組合議会が3月24日に開催されることになっておりまして、細かい内容ということであればそれ終わってからでも大丈夫でしょうか。そういうことであればお示しはできるかと思いますが。

3番（藤田直一君） いいです。

委員長（池井 豊君） 分かりました。その方向でお願いします。

8番（椿 一春君） 資料ナンバー6の不育症治療助成についてお聞きしたいのですが、助成の期間等、通算5年とあるのですけれども、上限10万円が1年間10万円で、通算5年までという、50万円のもの申請できるのかどうかというのが分からないところであるので、聞かせてほしいのと。あと10番目の申請期限等があるのですけ

れども、これはあらかじめこれからそういった不育治療を受けますということで、申請してからある期間できて、出産したとか医師の判断により治療が完了した日をもって申請することで、申請期限が6か月以内とあるのですけれども、最初の申請することがあって初めてこの助成金助成受けられるのか。それとも終わって手続をすればなるのか。その辺分からなかったので、2点聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 治療期間というのが長くわたる治療でございます、不育症の治療というのが。そういう意味で、助成限度額10万円というのは1年間10万円ではないです。その期間において10万円を上限というものでございます。すぐやって、すぐ終わるということではありませんので、その期間において上限10万円ということでございますので。治療が終了した日の翌日から6か月以内が申請期限ということになりますので、最初に申請するのではなくて、不育症の治療が始まってずっといきますよね。例えば4年、5年かかる人も中にはいらっしゃるということでございますので、それが終わったという段階、治療をして出産されれば非常にいいことでございます。残念ながら死産、流産ということもあり得ます。その日から6か月以内ということになります。最初に申請するのではなくて、終わってから申請をするという流れになりますので、よろしく願いいたします。

8番（椿 一春君） では、最初に不育症治療助成を受けたいのですということをお願いして、入って治療に当たらずとも、医者でこういう治療を受けていて、結果こうなりましたということで申請すれば、皆受け付けるということで理解してよろしいのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） そのとおりでございます。

7番（今井幸代君） 不育症に関連するのですけれども。この周知なのですから、医療機関への協力というのが重要だろうというふうに思っています。制度の周知等の回り方というのは、どのようになされるのかお聞かせいただくとありがたいです。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 医療機関の周知ということで、近隣でいえば石黒さんであつたりとか、近隣の病院とかでございます。済生会とかもございまして、医療機関にはまず周知をしていって、対象者がいらっしゃれば、そういうのが町から始まったよということで、そこから支援の輪を広げていきたいというふうに考えております。

10番（松原良彦君） 手短に私もお話ししますが、86ページの自殺予防対策事業ということでちょっとだけお聞かせ願いたいのですけれども。毎年のことながら田

上町は、ワースト幾つというのがなかなか消えないで残っているわけですが、今回新型コロナウイルスの関係でまた就職ができなかった、辞めさせられたとか、いろんなことがあるかと思うのですけれども、その点十分気を遣ってしていると思いますけれども、町の対応をぜひお願いしたいと思います。

それで、この中で情報共有会議報償というのがあるのですけれども、このことだけ1点。どんなことを賞状もらってきたのか、何か褒められたのか、それだけ聞かせていただきたいと思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この報償というのは、ご褒美とかそういう意味ではございません。情報共有会議ということで、自殺予防の対策会議を行っております。その中で各委員がいらっしゃいますので、その報償費ということで計上しているものでございますので、お願いいたします。

10番（松原良彦君） それでは、田上町役場から誰か1人そういう会議に出ているということですか、それとも2人ぐらい出ているのですか。1人か2人が聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 田上町役場が出ているということではなくて、田上町で開催する会議です。そこに例えば中央短大の学長先生であったりとか、関係機関の方が来られます。その報償ということで町から支払うものでございます。

委員長（池井 豊君） ほかにないですね。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 4款を以上で締めたいと思います。

お昼のために暫時休憩いたします。

午後零時09分 休 憩

---

午後1時13分 再 開

委員長（池井 豊君） ちょっと早いですが、始めたいと思います。

それでは、5款労働費を説明をお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） それでは、私のほうから5款、6款、7款とありますが、款ごとに区切る形でご説明のほうをさせていただければと思います。

あと、今回参考資料ということで、今ほど委員長からお話ありましたが、クリップ留めしたもの、予算委員会参考ということで資料と。それら附属する別紙の資料が1、2、3、4、5ということで、それぞれカラーのものも含めてあるかと思えますので、いま一度お手元をご確認いただければと思います。一番最初にデマンド

タクシーの関連資料の1の1。あと農地の陥没地点ということでこちらのほう、川前のほうの地図の入っているものと。あと資料ナンバー3の1ということで林道の修繕の関係。資料ナンバー4ということで戦略協議会の資料と。5の1ということで道の駅の関係の収支の関係の資料となります。

では、説明のほう入らせていただきたいと思います。予算書のほうは94ページのほうをお開きください。94ページ、まずこちら5款労働費の1項労働費、1日労働諸費になります。今回こちらのほう昨年度と比較して大きく増額しておりまして、1,544万5,000円の増額です。主なものとしたしましては、公共交通の実証運行の開始となります。

それでは、説明欄に沿って説明のほうをいたしますし、参考資料のほうも併せて御覧いただければと思います。まず、一番最初、ダイヤマークで駐輪場事業ありますが、こちらに関しては、田上駅と羽生田駅に関する経常経費でございます。額のほうは、令和2年度と全く同じ当初予算となります。

続きまして、その下の事業となります。雇用その他事業となります。こちらのほうが昨年よりも増額になりまして、1,544万5,000円の増額ということになります。こちらのほうの内訳になりますけれども、1節の報酬から始まりますけれども、公共交通会議の委員の報酬であったり職員の旅費、こちらに関しては令和2年度当初と同額となりますし、その下のほうになりますけれども、需用費の関係ですけれども、消耗品費で20万円。印刷製本費で20万円ですけれども、それぞれまず消耗品費に関しては、これから実証運行を始めるに当たりまして、マグネットシートを既に配付のほうをさせていただいたのですけれども、これら消耗品がどうしてもマグネットが破損したりすることが想定されますので、消耗品ということで20万円を窓口で計上させていただいておりますし、あと印刷製本費ということで、年の途中か来年度になるかというところもあるのですが、この後実証運行をする中で見返し、見直しをするということで先にお話をしておりますけれども、それに合わせる形で新しくチラシ等を作るための経費ということで、印刷製本費の20万円となります。

その次のページ、今度95ページのほうになりますけれども、18節の負担金補助及び交付金のほうになります。まず、上のほうは地方バス路線対策補助金ということで、こちらのほう参考資料のほうにも入れさせていただいておりますけれども、公共交通の実証運行と併せまして、地方バスの補助金ということになりますが、まず地方バス路線対策については、昨年来と同じく新潟交通観光への補助ということで補助希望額が出ておりますので、464万1,000円の予算を計上させていただいております。

ます。

その下、公共交通の実証運行の業務補助金ということで、1,514万7,000円です。こちらに関しましては、参考資料、別紙資料1の1ということで、こちらのほう御覧いただければと思います。A4の横長で組ませていただいておりますけれども、こちらの資料については、11月の全員協議会で配付させていただいた資料を基に作成させていただいております。そのときに書かせていただいた運行経費の算出の方法について、改めてこちらのほう整理したところでありましてけれども、若干ご説明いたしますが、運行経費ということで表のほうにありますけれども、左側のほう…その前に前提ですね。前提としては、平日の運行ですし、あと料金等こちら記載のとおりです。下のほうに行きまして、運営経費ということで、その中で内訳として運行費と事務費ということで分けてあります。運行費については、こちら計算式がいろいろ入っておりますけれども、要点の部分でいくと。まず1年間での乗車の人員の予想、予定ですけれども、右のほうにありますけれども、8,000名となりますし、1便当たり、1台どのぐらい走るのかという距離の想定ですけれども、8キロ相当ということで、平均約2,800円を想定しています。その下、タクシーメーター運賃というところから右に計算がずっといってまいりますけれども、これらを掛け合わせると、年間での運行費1,859万7,600円になります。それ以外に事務費ということで、各事業所のほうで受付をされるオペレーターの方の人件費まではいかないかもしれませんが、先方と協議する中で1利用者につき100円をお願いしたいというところで話をさせていただいて、100人に8,000名が利用するという前提で、80万円という形でさせていただいております。それに対しまして運送収入、運行収入ですけれども、大人の方を基本としつつ、乗り合いもあるといった前提で計算いたしまして、425万880円が収入として見込まれるという形になります。これら基にいたしますと、一番下、差引きという欄になりますけれども、まず係る経費の①番、1,859万7,600円と80万円を足して、そこから運賃収入、運送収入を引かせてもらって1,514万6,720円で、予算額の1,514万7,000円になります。

その裏になりますけれども、別紙資料ナンバー1の2ということで、表のほうは先ほどの表をさらにもうちょっと圧縮したような形になりますけれども、こちらのほうで見ていただきたいのが一番下のほうで、今回の一般質問でもございましたけれども、乗車率あるいは収益ということで、収支率ということで出させていただきました。収支率ということで、表の一番下になりますけれども、現在想定でいきますと21.69%、20%強こちらの収支率というふうに見込んでございます。

あと、一番最後、ナンバー1の3になりますけれども、こちらのほうもさきの全員協議会で配付させていただいた中であつたかと思うのですが、見づらいなのですが、申し訳ありませんけれども、地図として田上町のちょうど役場付近を中心とした場合、大体8キロで4キロ、4キロというふうに見てあげると、8キロで田上町をほぼカバーできるというような形になります。これが大体1便、7から8キロが多くなるのではないかとということで、1便当たり8キロといった形の想定でのシミュレーションの基になっています。こちらのほうは、資料のほうの説明となります。

あわせて、その下になります。20節貸付金ということで労働金庫への預託金です。こちらのほうは、予算額は令和2年度と同額でございますが、500万円のこちらのほう予算計上をさせていただいております。参考資料のほうに預金あるいは融資の件数等、今まで口頭でご説明したのですが、こちらのほう記載をさせていただいております。融資のほう若干件数あるいは金額のほうは下がっているという状況でございます。

まず、5款については私のほうからの説明は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 5款の説明が終わりました。

この際、委員長からお願い申し上げます。この公共交通実証運行に関しての質疑は、予算に関連した質疑をお願いしたいと思います。運行方法だとか運行形態、乗り方とか、利用方法の質問に関しては、担当課は実証運行しながら修正していくという話でもありますし、担当課で具体的に質問していただければと思いますので、予算に関連する部分でお願いしたいと思います。

それでは、5款に対して質疑を受け付けます。

13番（高橋秀昌君） 別紙資料1の1からなのですが、今課長補佐の説明では1,514万7,000円の支出という言い方をしているのですが、私の記憶では国からの支援金、支援金というのは補助金なのか、私は交付税で見るのか、ちょっとそこは定かでないのですが、3割の助成金なり支援金があるので、有料にすべきだという主張をした記憶があるのですが、ここは全くそれを考慮していない数字が出されたのですが、この点はいかがなのでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今ほどのご質問の部分で、正確にいくと特別交付税で見ただけというふうに聞いています。バスと同じような考え方なのですが、そういったしますと、こちら今回支出だけでご説明させていただいたのですが、歳入としてこれの8割相当額が特別交付税として入ってくるという形になりますので、田上町の負担としては直接的には2割という形になりますので、非

常にざっくりした言い方になりますが、300万円ぐらいが今の試算ですと町負担になるかというふうに考えています。

13番（高橋秀昌君） 3割と考えたのだけれども、そうではなくて特交として80%入るという前提ですね。総務課のほうは、特交で入ってきててもそっちへ回さなければならぬから、大変だろうけれども、事業としてはそういう中身なのだよという理解の仕方です。了解しました。

1番（小野澤健一君） 私は、デマンドではなくて既存の地方バス路線対策補助金、これについてちょっとご質問をさせていただきます。

毎年500万円弱の補助金ということで、県のほうからも相応に出ているというふうには聞いてはいるのですけれども。今の路線バス、状況を見てもなかなか乗っていらっしゃる方を見かけるケースが非常に少ない。したがって、利用状況をお尋ねをしたいのですけれども、年間どれだけの人が、延べ人数になるのだろうと思いますけれども、使っているか、これもし分かればお聞かせいただきたい。これどうということかという、今新潟交通非常に路線バスが本体的にも苦戦をしまして、新潟も減便ということで、なかなか路線バス事業で食べていけるというビジネスモデルが成り立たないと言われていています。田上を担当している新潟交通観光ですか、こちらのほうから例えば実はやめたいのだと、そんなふうな申出なんかもないのかな、これも併せてお聞きをしたいなど。

以上2点です。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） まず最初に、延べ人数なのですからけれども、まだそういうのを調べたことがなくて、乗車密度ということで以前にもお話ししたケースはあるかと思うのですけれども、延べの人数、どのぐらい乗っていらっしゃるかというのは、すみません、把握しておりませんで、それは後ほど調べてお返事をさせていただければというふうに考えています。

あと、2点目のバス会社のほうからやめるという話の部分なのですからけれども、それは今のところ特にございません。公共交通会議にも会社の方も出ていらっしゃいますけれども、特に会社のほうからやめたいですといった、そういったお話は今のところいただいてはございません。

1番（小野澤健一君） では、時間どれだけかかるか分かりませんが、利用状況、これ把握してください。そうすると、その人数でこの補助金を割ると一人頭どれだけかかるかというのが多分出てきます。それがあまり高額であれば、んということ考えていかざるを得ないと思いますし、あとそもそも公共交通、実証運行をやる



中で、路線バスがある状況の中で路線をいろいろ組んであるわけですから、例えば今後そういった新潟交通の路線バスが期待できないということであれば、そういうものも念頭に置きながら、実証実験をやっていく必要があるというふうに私思っているものですから、それで今そういった形で2つの質問をさせていただいた、それが背景でございますので、それ以外の他意はございません。

以上です。

7番（今井幸代君） 頂いたデマンド関係の資料なのですが、2枚目のところで備品購入費のところにはマグネットシート、運行式の開催経費となっているのですが、運行式というのはいつ頃の規模のどのようなものをする予定なのか、説明をお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 運行式ですけれども、今のところ予定では4月1日の第1便からというふうに考えています。今のところ予定しているのは、役場の前または道の駅の前から3車合わせて出発式という形で、いきたいと考えています。かかる経費等なのですが、特ににぎにぎしくするわけではないので、本当に消耗品的なもの、例えば車内で使うような消毒関係だとか、そういったようなものをお渡しするような形ですので、そんな大それた何とか式典ですみたいな、そういう形ではありません。よろしくお願ひいたします。

7番（今井幸代君） しっかりとした、式典というようなものではなくて、出発式みたいな形ですか。4月1日、1便だと8時ですか。3車集合してもらって、3台でこれはこれからデマンド、ゴマンド号運行開始します。行っていらっしゃい、パチパチパチみたいな、そんな感じですか。分かりました。ありがとうございます。

委員長（池井 豊君） 私から質問というか、お願いがあります。せっかくの機会なので、町民に周知という意味でもそんなさらりと出発式しないで、せめて、今日いますけれども、三條新聞に取り上げてもらえるぐらいの運行式をやって、町民にある程度伝わるような形で、また「きずな」に写真撮って載せて、町民に伝わるような形での出発式はやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 当日、簡素という言い方も変だったのですが、今委員長おっしゃったように、なるべく多くの人から知ってもらおうということが大前提になろうかなと思いますので、その辺マスコミの方あるいは町の「きずな」等も使いながら、写真もきちんと写真映えするというか、その辺を意識しながら運行式ということだと思います。ありがとうございます。

委員長（池井 豊君） ほかに質問ありませんか。

(なしの声あり)

委員長（池井 豊君） では、5款についてはこれで質疑を終了します。

引き続き6款農林水産業費の説明をお願いします。

農業委員会局長補佐（宮嶋敏明君） 農業委員会の宮嶋ですが、よろしくお願ひいたします。それでは、先に私のほうから6款の中の農業委員会の関係の予算についてご説明いたしますので、主な内容のものを特にご説明したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

予算書の95ページ、96ページとなりますが、御覧いただきたいと思ひます。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の農業委員会事業の関係ですが、2,410万3,000円の主な内容につきましては、説明欄のほうを御覧いただきたいと思ひますが、農業委員10名、それから農地利用最適化推進委員5名の報酬及び職員2名の人件費等ということで経常経費であります。

続きまして、予算書の97ページのほう御覧いただきたいと思ひます。説明欄のほう、中段のほうになりますが、農業者年金事業の31万円については、農業者年金事務に必要な経費で、経常経費ということになります。参考までに申し上げますが、令和3年3月現在における受給者につきましては62名と。それから待機者は9名、加入者は12名ということであります。

続きまして、予算書の98ページのほうを御覧いただきたいと思ひます。説明欄の上段のほうになりますが、農地流動化地域総合推進事業の12万1,000円については、農地の斡旋などに必要な経費で、経常経費であります。参考までに令和2年度の斡旋事業件数見込みとしては2件で、1回開催しております。

以上が農業委員会関係の予算になりますので、よろしくお願ひいたします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 引き続きまして、98ページ、2目農業総務費からとなります。そちらのほう引き続き御覧ください。農業総務費のほうですけれども、こちらについては、令和2年度と同額となります。こちらに関しましては、各種団体等への負担金の経費で、経常経費でございますので、詳細説明は割愛させていただければと思ひます。

その下、資金関係になりますけれども、負担金補助及び交付金ということで、こちらのほう10万4,000円ということで、昨年よりも5,000円の減でございますけれども、こちらは償還が進んだということで、対象となって借入れされている方は今現在2名いらっしゃいます。こちらのほうが2目の概要となります。

続きまして、3目農業振興費となります。農業振興の関係ですけれども、まず説

明欄のほうを御覧いただきたいと思います。農業振興事業ということで、こちらのほう2,495万6,000円。節のほうからいきますと給料から始まるのですけれども、こちらのほうは職員今3人分の人件費、またそれ以外に各種団体等への負担金等がございます。こちらのほう職員の異動等もありましたので、比較の部分153万円と出ておりますけれども、こちら人件費の部分ですので、こちらのほうも詳細説明のほうは割愛させていただきまして、12節のほうで、今度ページのほうは100ページになります。100ページの説明欄の一番上のほうになりますけれども、委託料ということで、農業振興地域管理システムの保守情報の更新委託料、46万2,000円。これ同額ですけれども、受託している会社としては、令和2年度は新潟市のオリスという会社が受託しておりました。その下、負担金については、これも同額となります。

その他事業ということで133万2,000円です。こちらのほうは、御覧いただくと多分分かるかと思うのですが、有害鳥獣の関係する部分の経費になります。こちらに関して、去年は新津のほうで、新津のクレ射撃場の隣にライフル射撃場を造るということで、15万円計上させてもらったのですけれども、これがその分がないだけで、昨年と全く同額を計上させていただいております。

引き続きまして、下段になります。4目水田農業構造改革対策事業費になります。こちら134万3,000円の減額となっておりますけれども、こちらに関しては、再生協議会の事務費の部分が減額になったのがほぼ全てですので、直接農家の方への影響等はここの中ではございません。

そうしたら、説明欄のほうからご説明いたします。まず、ダイヤモンドの隣の水田農業構造改革の対策事業費ということで3,081万5,000円ですけれども、委託料の44万円。こちらに関しては、人・農地プランの作成支援システムということで保守委託料、こちら先ほど申し上げたオリスという会社が受託をしております。

その下、18節になります。18節の負担金補助及び交付金ですけれども、生産調整の助成金、こちらのほうが一番金額として大きくなりますけれども、2,800万円。こちらのほうは、令和2年度当初予算と同額を計上させていただいております。その下にあります経営所得安定対策推進の補助金ということで225万円。こちらなのですけれども、全額国のほうから経費のほうを見ていただけるのですけれども、去年はシステム改修をするということで、経費のほうを上げさせていただいた部分があるので、令和2年度改修のほうが終わりましたので、通常経費に戻ったという形でこちらのほうが減額になっていて、225万円という形になります。その下の需要に応じた補助金の部分も8万5,000円。これも県から全額の助成という形にな

りますので、予算書の中ほどにある県225万円、その下、8万5,000円というのが中ほどにもありますけれども、そちらと対比していただくと同じ金額が入っているという形になります。

その次が、ページが今度101ページに進んでおりましたけれども、101ページになります。101ページのほうは、今度農地の関係になります。農地費になります。こちらのほうが農地一般事業から説明欄始まりますけれども、こちらのほうまず、農地一般事業のほうから順にご説明いたします。まず、農地一般事業の一番上、10節需用費になりますけれども、こちらのほうは671万3,000円ということで、横場の排水機場に係る電気料をこの1年間の経費を基にして算出のほうしています。

その下、12節の委託料です。委託料の部分で田上郷の排水機場の管理委託料のほうが今回1,045万3,000円ということで、昨年よりも170万6,000円減額になっています。今回減額になっている主な要因なのですが、令和2年度、排水機場に係る防じん機と言われるものがあるのですが、防じん機の操作盤の取替えということで今回事業を行ったということで、修繕のほうが令和2年度で終わりましたので、令和3年度それがなくなりました。それが120万円ですので、それがちょうど下がった形になります。あと、その下、五社川転倒堰の管理委託あるいは電気設備の点検委託料、令和2年度と同額でございます。

その下、18節になります。負担金補助及び交付金ということで、南蒲土地改良協議会の負担金から始まって、幾つか事業の補助金あるいは負担金等ありますけれども、これら全て、101ページのこの部分全部同額となります。

その次のページになります。102ページです。一番上のほうは新津郷阿賀左岸地区推進協議会負担金ということで、こちらについても同額となりますし、新津郷の排水機の維持管理負担金については、減額をさせていただいております。これは、新津郷から見積りをいただいて、昨年度よりも16万円の減額になります。

その下になります。圃場整備事業ということで、令和3年度は、1,200万円を計上させていただいております。昨年度と大きく変わった部分なのですが、こちらについては、参考資料の2ページのほうを御覧いただきたいと思います。2ページ、18節負担金補助及び交付金ということで中ほどにありますけれども、県営の圃場整備事業が本格化するということで、予算のほうがそれぞれ大きく伸びています。その内訳といたしまして、上横場地区が事業費が7,000万円。新津郷田上が1億円。それぞれ負担率、これは決まっておりますので、地元負担、市町村負担は10%になります。上横場地区については10%で700万円。新津郷田上につきましては、地元負

担ということで本来1,000万円なのですけれども、面積がちょうど新潟市秋葉区分と田上町がほぼ半分ということで、今のところ50%の案分ということで、500万円。これを足し合わせると1,200万円ということで、予算を計上させていただいてごさいます。

その下になりますけれども、農地の陥没の復旧対策費補助ということなんです。これに関しましては、川前地区から要望があったのですけれども、先に資料ナンバー2ということで、地図と写真を御覧いただければと思います。

(何事か声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) すみません、別紙です。地図がついているものになります。

(資料ナンバー2かいの声あり)

産業振興課長補佐(近藤拓哉君) ナンバー2です。1枚だけでしょうか。こちらのほうまず場所なのですけれども、川前地区の堤防の信濃川のほう、河川敷のほうになります。陥没地点ということで、この住宅地図の左の側にありますけれども、場所はここになります。後ろのほうにカラー写真をつけさせていただいたのですけれども、3枚あるのですが、うまく撮れていなくて分かりづらいのですが、矢印の方向へ開渠で開いている、見える形ではなくて、中に管が入っている形になるのですが、まず一番上のほう、信濃川の方向、土手方面を望むということで、田上町の信濃川を背にした形で見ているのが一番上の形になります。ちょうど畑のほうから信濃川へ今矢印で流れてくるような形になります。真ん中の写真が信濃川へ流れていく方向になります。真ん中に構造物がある形になっていると思うのですけれども、一番下がそれを今度また横から撮ったような形の写真になります。写真だけですとなかなか現状見づらい部分あるのですが、場所はまずこちらだと見ていただければと思いますし、あと実際現場行ったときも大体の大きさだったんで、2平米から3平米ぐらいの大きさで丸く陥没をしておりました。

もう一回資料のほう戻っていただきまして、参考資料のとじてあるほうに戻っていただければと思います。今回、川前地区で農地が陥没している場所が見つかったということで、こちらのほうにまず一報がありました。その後、地元から復旧するに当たって、町からの支援をお願いしたいということで話がありました。この排水路の経緯なのですけれども、この排水路自体は、昭和の20年代ないしは30年代ぐらいに造られたと聞いてごさいます。地元の方にお聞きしたのですが、なかなかいつというのがはっきり出てこなかったのですが、大体20年から30年代ぐらいだという

話でした。これまでの間にもやはり同じように陥没、このような穴が空くということが起きていまして、一応調べたのですが、平成22年と平成29年に町で修繕の補助をこれまでの間も行っております。今回につきましても場所の部分は前回よりは少ないようではございますけれども、排水路の部分、その部分が陥没したと。恐らく原因といたしましては、土砂が少しずつ流入しているうちに徐々に周りが引っ張られて、排水管が塞がったのだと考えてございます。これにつきましては、これまでの経緯もございまして、地元の要望を受けて、今回3分の2の補助ということでお願いできればと考えてございます。

その次になります。県営の基幹水利施設のストックマネジメント事業です。詳しい説明するのは今回初めてかもしれませんが、こちら参考資料にも記載させていただいたのですが、田上郷の機械類なのではございますけれども、圃場を整備した際に水管理システムについて、機器類ではございますけれども、整備したところでございますが、今20年以上が経過する中で、部品がほぼ底をついた、メーカーも含めて部品がほぼなくなっているといった状況だったり、あるいは本当に部品がないという中で、改良区の職員の方が直接現場に行って操作をしたりといったような今状況になっております。それをこのままにしておくと用水の管理が全くできない、あるいは手動でしなければいけないということが容易に想定されますので、今のうちに県営事業で、かつ国費のほうも入れながら事業のほうを進めたいということで改良区、また県振興局のほうからも話がございました。この事業に関しましては、地元負担ということで田上町の負担としては10%、あと地元負担が15%、これ改良区の負担になるのですが、一方で国、県の負担もいただけるということですので、ぜひお願いしたいというところですし、あと用水の管理だけではなくて、排水機場のコンベヤーではございますけれども、ごみが詰まる、流れてきたらそれを今くみ上げている部分があるのですが、コンベヤーについても調べたのですが、昭和55年に導入してから、ほとんど何も直していない状況で今来ています。どうもお聞きすると、しばしば使っているときに止まる、停止するというのも今あるような状況ですので、この事業の中で併せて行うことができるという県の説明がありましたので、ぜひさせてもらえないかということで、改良区のほうからお話がありました。ですので、用水の部分メインではございますけれども、排水機場の機場の修繕も併せるという形になります。総事業費ではございますけれども、今段階ではございますけれども、2億2,700万円という形になります。町の負担は先ほど申し上げたように10%ですので、2,270万円になります。令和3年度予算につきましては、測量試験費で760万円、10%、76万円を予定してご

ざいます。事業の完了予定は、令和6年度を予定しています。これをするによって今使っている用水の施設システム等が延命、長寿命化が図られるという効果がございます。

引き続きまして、今度予算書のほうが、国調の関係はまた地域整備課のほうになりますので、6目になります。繰出金と国調は飛ばさせていただいて、103ページの6目農地整備費です。農業農村整備事業ということで、70万1,000円です。金額については昨年とほぼ同額でございすけれども、一番大きい部分が委託料ということで、梅林公園周辺の草刈りと側溝の泥上げ清掃になります。65万1,000円。これは昨年と同額で委託料として計上をしております。

その次ですけれども、次は7目になりますけれども、多面的機能の支払い交付金になります。こちらについては、大きく分けると説明欄にも、まず金額は同額の計上でございすし、需用費については、こちらのほうで使わせてもらう事務費の部分の補助、また18節になりますけれども、農地維持支払交付金、資源向上とありますが、農地維持に関しては、農道脇の草刈り等を行うというのがこちらのほうの形になりますし、資源向上のほうは水路や農道の軽微な補修をすることができるということで、これは国からのお金が入る形になっています。真ん中のところに県ということで2,036万3,000円とありますけれども、これが県、国のお金も県を通じて入ってきますけれども、2,700万円のうちの2,036万3,000円が財源として入ってまいります。

一番下になりますけれども、畜産業費ですけれども、こちらのほうにつきましては、これまで酪農家、前は養豚農家も含めて補助のほうあったのですが、令和2年度酪農家の方とお話しする中で、実際1頭しか今回ない。2頭しかないというような状況が続いていますので、補助のほうはいいという言い方変なのですけれども、遠慮したいということでお話がございました。そのため今回こちら、残念なのですが、畜産業費のほうは今ない状況です。

それで、今度豚のほうの豚熱の関係なのですけれども、その辺についても今農家の方とお話はしたのですけれども、今段階補助はまだという話はしております。あと、新潟県内の補助の状況を確認したのですが、分かる範囲で津南、十日町、上越、これらが、金額等はまちまちですけれども、3市町が行っているという状況です。こちらの考えなのですけれども、近隣の市町村のほうは恐らく聞いた限りでまだどこもやってはいないのですけれども、やるという話になった段階、あるいはやるというのがほぼ見えるような状況になる前に、なるべく早くやりたいなと思っ

てはいるのですけれども、一応やるという方向で私はいるのですけれども、もうちょっと状況を見たいかなと考えてございます。何もコメントは今書いてはいないのですけれども、畜産業費が全くないという状況ですので、これは次という表現いいのかどうかですが、今後検討しないと駄目かなと。ちょうどたしかこの去年の委員会だったと思うのですけれども、豚熱の関係のお話、たしか高橋委員だったかなと思うのですけれども、豚熱だったと思うのですけれども、イノシシを媒介、介在とする病気がはやってきているという話をお聞きして、あのときは新潟県が緊急で一斉注射をしたところなのでも、今現在はお聞きしたら全額自費で、3週間に1遍ほどだったというふうに聞いていますけれども、3週間に1遍全頭接種しているというふうに聞いています。そういった意味でいくと、補助は何らかの形で必要なかなと考えるのですけれども、その辺もうちょっと先方と詰めさせていただければと思います。話が違うほう行ったかもしれないのですけれども、申し訳ないです。

次、104ページになります。ページおはぐりください。104ページ、林業です。林業費ということで、まず1目林業振興費になりますけれども、こちら林業振興事業ということで、一番上、説明欄のほう御覧ください。12節の委託料ですけれども、森林のGIS、こちらに関しては森林組合に委託をさせていただきます。

その後、18節ですけれども、負担金補助等についてですけれども、これらについては去年までとほぼ変わらないのですが、中ほどの森林組合の負担金というところで今回8万9,000円ということで、6万円の増額という形にさせていただいています。その要因なのですけれども、今森林組合が所有しているトラック、8トントラックがあるのですけれども、それが導入してから、平成15年に導入ということでしたので、17年を今経過したそうです。正直大分運行するにもかなり難儀な状態になっていて、どうしても入れ替えないといけないという状況で、ぜひぜひお願いしたいと。今回お願いしたいというのが当然田上町だけでなく、三条市と加茂市と構成していますので、構成というか、それぞれありますので、田上町についてはまず全体経費の市町村が10%見させていただいて、田上町の分については、面積割、均等割あるのですが、今回実はリースという形で入れさせていただきたいという話がありましたので、毎月5,000円の負担をしてもらいたいという話が来ました。それで、5,000円の12で6万円という形で、6万円の増額をお願いしたいということです。年数もかなり経過しておりますし、森林組合としても伐木してもそれを搬出する手段がこの後なくなってしまうというのを非常に心配しておりますので、ぜひこちらのほうお



認めいただければと考えてございます。

あと、それ以外ですと、一番下になりますが、森林環境保全整備事業です。こちらのほうについては、これまでしばらく実績がなかった関係もあるので、森林組合と相談をさせていただいて、最低限必要な経費だけ見させていただこうということで、今回5万1,000円で、今までから見ると11万円減額しております。

その下、記念樹の贈呈事業で12万4,000円です。こちらについては、金額の部分は大きく変わりはないのですけれども、周知の方法等を内部で今、最終段階かと思うのですが、検討しております。もともと新築と結婚と出生で配付するタイミングがあります。新築に関しては、区長を通して新築家屋の確認を今までさせていただいております。あそこの地区のどここのお家ができましたという形で教えてもらっていたのですけれども、区長のほうから負担が大き過ぎるということで、改善してもらえないかということでお話がありました。それ以外の結婚あるいは出生に関しても、なかなか従来のはがきを出して返ってくるというのが、年によって大分上下があるという関係もあるので、今までですとこちらで分かる範囲にお手紙を出して、往復はがきでやり取りをするような格好を取っていたのですけれども、それを改善しようと今考えています。具体的な方法となるのですけれども、一つの方法は、例えば出生、結婚のときは必ず役場窓口に来ると思いますので、その際にこういう事業ありますよということで、チラシあるいは申込書をお渡しすると。それで一番簡潔なのかなと思います。今まで正直「きずな」等から拾っていたのですけれども、なかなかそれだとみんながみんなに行き渡らない部分、情報がありますので、その辺は変えたいと思っています。新築に関しても、内部の資料となるかどうかですが、例えば確認申請だったり、そういったもので拾ったほうがより確実と考えていますので、事前の案内の部分については、変えさせてもらおうと思っています。事業の中身自体は変わりませんので、予算上はそんなに大きく変わったようには見えないのですけれども、方法だけ変えさせてもらおうと思っています。

次になります。2目になります。林業整備費になります。林業整備費ですけれども、今回金額が217万6,000円で大きく増額になっておりますけれども、まず説明欄のほう御覧いただきたいと思います。林業整備事業625万8,000円。この内訳ですけれども、今回大きく増額になっている理由ですけれども、105ページになりますが、工事請負費ということで、林道護摩堂線の復旧工事あるいは林道橋、橋の修繕ということで工事費が増えたのが、一番大きい理由になろうかと思っています。

それでは、上のほうからご説明をいたします。まず、105ページになりますけれども

も、12節の委託料です。12節の委託料については、林道環境の整備委託で、90万4,000円です。内容については、参考資料の3ページの中ほどにも記載させていただきましたが、90万4,000円で、委託先フィクスということで令和2年度してございますし、あとその下になりますけれども、林道の清掃作業の委託料、護摩堂の清掃委託料になります。こちらに関しては武田建設のほうでした。

その下、14節の工事請負費です。457万5,000円ということで、路肩の復旧、林道橋の修繕ということになります。そうしたら、別紙資料ということで、場所のほうのご確認と現状を見ていただければと思いますので、資料3の1ということで別紙を御覧ください。真ん中、地図の中ほどなのですけれども、1の1、1の2にありますけれども、これが橋の修繕の場所になります。改良というのが1、2、3とありますが、これは路肩の部分になります。地図の場所ですけれども、左側のほうが、真ん中左が湯川地区になります。その下に湯田上カントリーであります。左側は湯川地内、橋が今ちょうど1の1というのがありますけれども、これをそのまま北上すると、旧小須戸町になります。大沢公園へ抜ける道になります。あと、護摩堂林道がずっと五泉、菅ノ沢まで抜ける道となっています。位置関係は、ちょうど林道の中ほど、3分の1ぐらいの場所になるのですけれども、橋が2つ、路肩崩壊が3か所という形になります。その3か所の部分の写真を添付させていただきましたが、県単改良①、②、③ということで道路の路肩が写っているのですけれども、正直上からなので、分かりづらいのですが、ちょうどアスファルトが今まだ残っているのですけれども、下がほぼえぐれてない状況です。当然危険なので、パイロン等を立てて、今こちら車寄らないようにしてはいますけれども、このままにしておくことと事故等が起きる可能性が予見されるので、今回修繕工事をさせていただければと思います。

あともう一つ、資料のほう一番最後のページになるかもしれませんが、林道の修繕になりますけれども、先ほど2橋、2つ橋があると申し上げたのですけれども、見た目ほぼ一緒なのですが、1号橋、2号橋とありまして、まず1の1、1号橋ですけれども、上のほうの写真を見ていただくと地覆、橋の欄干みたいのところがありますけれども、橋の脇の盛り上がっている部分がずっと縁石のようにしてあると思うのですが、その部分が割れて、今鉄筋が出ている状況です。また、路面のほうは凸凹ということで、恐らく沈下したか何かだと思うのですが、路面が今不安定な状況になっています。1の2ということで2号橋ですけれども、これ下からしか撮っていませんが、桁下がかなりの虫食いというか、穴が空いている状況で、これ

鉄筋が同じく露出している状況です。1号、2号とも共通するのですけれども、このままにしておくとも当然鉄筋が腐食いたしますし、2号橋の右の下の写真になりますけれども、雨水が、あるいは水が浸透している跡が見えますので、間違いなく内部にも浸透して、いずれ重大な損傷につながるのではないかとということで、これ修繕の前段といたしまして、以前に国のほうで長寿命化ということで、5年に1遍点検事業を行っていたのですけれども、その際に指摘された事項になりますので、それに沿って今回行うことになります。

それぞれの部分、もうちょっとこちら参考資料のほう御覧いただければと思いますが、路肩復旧で予算額が154万9,000円。全部で3か所、県単事業に今回乗れるということで内示来ていますので、県単補助ということで事業費の45%が県の負担となります。

また、林道橋の修繕ですけれども、こちらに関して国から50%、橋梁点検の結果によるものですので、国で50%の補助でそれぞれ修繕工事ができるということになります。

あと、その下、負担金関係はここは変わりませんので、説明は割愛させていただきまして、24節の積立金ですけれども、こちらに関しては森林譲与税の関係ですけれども、去年は240万円計上させていただいて、全額積立てをさせていただきました。令和3年度につきましては、今どのぐらいの額が来るかというのが想定がきちんとまだできていませんけれども、200万円プラスアルファが来るのではないかと予想です。そうした中で、多くの方が利用する護摩堂山山頂付近の整備を行って、あわせて看板等を森林譲与税で今回これを作りましたということできちんと表示もする中で、普及啓発活動に充てていければと考えています。使い方に関しては、譲与税の用途については森林に関する整備あるいは人材育成、啓発と国あるいは書物では書いてあるのですけれども、今回は啓発活動ということで考えています。ただ、いずれは例えば教育活動あるいは山を持っている方自身が、山を意識していただけるような活動の資金に充てていければと考えておりますし、またあわせてほかの市町村もいろいろ試行錯誤しながら今やっていると聞いておりますので、その辺意見交換しながら、県からのアドバイスをもらいながら進めていきたいと考えています。

6款は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりましたが、補佐、ちょっと説明が長い。どうしてなのか分からないけれども、詳し過ぎるといってもないのだけれども。

質疑のある方受け付けます。

12番（関根一義君） それでは最初に、一番最後のところから質問していきませんが、林業振興基金、これは基金の積立ては基本的にゼロにするという意向だと思いますけれども、この背景というのは、この譲与税については年度処理をなささいという国の指導があって、今までは基金に積立てで来ましたけれども、今後は基金に積立てしないのだというふうな動きとしてあるのではないかというふうに思っていますが、そういう受け止めでよろしいのでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 直接文書等でそこまで書いてはいませんが、委員おっしゃるとおり、そのような指示ないしは意向が明らかに伝わってきます。

12番（関根一義君） そういう指示が来ていると思いますけれども。それで、過去2年間の積立基金幾らあるのだけ。森林組合基金残高327万3,000円あるね。そういう指導との関係で、この基金残高についてはどのような処理の仕方を考えておられるのかお聞かせください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 現時点で幾らにこれで充てるという具体的な目算は正直持ち合わせていません。ただ、先ほど申し上げたほかの市町村、近隣見ましても、例えば里山の整備だったりだとか、ほかの事業に充てているところもありますので、その辺直接話だけではなくて、現場を見て、その地域もまた直接お話を聞かせていただくかなとこの後考えています。

12番（関根一義君） そうしますと、基金については要するに処理しなくてもいいという判断をしているわけですね。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今段階は。

12番（関根一義君） 分かりました。

それから、もう一点だけ聞かせてください。陥没、これは何。これは占用地でしょう、違うの。これは占用地ですか、どうですか。そこをはっきりしてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 場所については占用地になります。

12番（関根一義君） 占用地は、当然にも占有許可申請をして、占有許可が下りて、耕作をしている用地が陥没したということだと思っただけけれども、占用地に対する町の補助金を投入するというの考え方というのは、それ成り立っているのですか。今後もそういうふうな形でやっていくおつもりなののでしょうか。私のところも占用地がありまして、私とその責任者しているのだけれども、信濃川そのもの側の用地が要するに陥没しているの。それは、私たちは占用地組合で修復しようと思っておりますけれども、そういう案件についても補助対象になりますか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） こちらに関しては、先ほど申し上げた前回、前々回

があったという中で、やりたいということで、やらせてもらえないかという言い方変ですが、やらせてもらえないかということでお話がありましたので、今回受けようかなということで考えてございます。

12番（関根一義君） ちょっとしつこくなって恐縮ですが、過去に川前地区の占用地の陥没があったというのは私も知っているのです。それは、過去2年ぐらい前かな、もうちょっと前かも分かりませんが、それは補助して陥没したところを修復したというのは知っています。今回もまた出てきましたので、今回これは微妙だと思ふのです。要するに河床整理から外れていると思ふのだけれども、この用地は。外れているよね。外れているわけね。当然補助対象にするなんていうことできないので、外れていると思ふのだけれども、そうするとどういう表現すればいいのか。そこまでやってよろしいのかという表現かな、やるべきかという表現かな、ちょっと聞いておきたいということと。もしそれが、私が質問している中身は、それが川前だけではなくて、ほかの河川敷の占用地に同じことが出てきたときに、川前地区の補助対象にしたのと、同等の取扱いができるのですかということとを再度念押ししておきたい。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） まず、場所に関しては占用地。

（間違いのない声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 間違いないと思います。文書を頂いておまして、占用地組合から出ている文書になります。今回なぜせねばならぬという部分のお答えになるかどうかですが、1つは今回構成員の方が十五、六名いらっしゃるという中で、これをしないとこの川前の農地が全て水没してしまうと。ちょうど地形上、多分よくご存じかと思ふのですが、すり鉢状になっているので、どうしてもさせてもらいたいというような話がありましたので、それで今回予算を計上させていただいたという、そういったところでございます。全くの個人でやりたいとか、そういう話では当然ございません。

12番（関根一義君） 分かっているのです。私たちは、川前、上横場、下横場は脱会して入っていませんけれども、曾根と3集落で、地区で信濃川河川敷擁護同盟の田上支部というのがあります。今回私が引き継いだのですが、今まで私がそこの事務長なのです。だから、川前がこういう申請をしているということは、私は内々承知をしています。だから、この是非論を私はここで主張しているのではないのです。こういうことについて認めるということは、ほかの地区がそうなったときも補助対象として考えているのですかということが聞きたかったために言っているのであって、

これは認めていただくということについて、私は異存はないのです。川前地区の皆さんが占用地だといえども、国の許可を取って耕作権を所有していますから、そこが水没してしまって、用地一帯が耕作できなくなるというのは、これは耐えられませんから、そういう取扱いについて異存は私はありません。次のことを聞いているのですが、それも今明確にできないと思いますから、そういうことを踏襲しながら検討させてもらいますということであればそれで結構でございます。

委員長（池井 豊君） よろしいですか。だから、関根委員はほかの地域でもそういうふうに応用するのと言っているのだから、適用するの、それともその都度判断しますのか、明確に教えてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今段階きちんとこうしますというところは持ち合わせておりませんが、やはり実情に応じて対応ということになるのかなと思います。時期も含めてですけども。

10番（松原良彦君） 1点だけお聞きいたします。

一般会計予算参考資料の中の3ページ、自然と調和した安全で快適な暮らしの創造、防災、地域基盤、ここのその下3行目なのですけども、田んぼダム堰板更新、新規、こういうの出ているのんですけども、この予算書のどこに載っているのでしょうか。そこだけ。

委員長（池井 豊君） それ地域整備課のところだそうなので、産業振興課ではないので、その後でまたお願いします。

ほかに質問ありませんでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようでしたら、6款の質疑を閉じたいと思います。

暫時休憩します。

午後2時22分 休 憩

---

午後2時38分 再 開

委員長（池井 豊君） 皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、7款商工費の説明を的確にお願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 的確に、分かりました。よろしくお願いします。

では、引き続き7款になりますけれども、106ページになります。御覧ください。

7款商工費、1項商工費、3目商工総務費からになります。まず、説明欄に沿ってご説明いたしますが、商工総務事業、こちらは職員の人件費、今回4人分で計上し

てございます。職員の数変わっただけで、変更点ございません。

あと、2目になります。商工業振興費のほうの関係になりますけれども、こちら説明欄御覧いただきますと、ほぼ毎年同じものが出ておりますし、信用保証協会の保証料に関しては、今新型コロナの関係の保証料なしといった各種制度がありますので、そちらに流れている件もありますので、減額のほうをさせていただいてございます。

あと、それ以外にその次のページ、107ページになります。説明の資料ですと4ページ目になりますけれども、工場設置奨励金になります。こちらに関しては、昨年比223万円の減で、令和2年度の段階ではまだ確定していませんでしたが、レーザー、丸一それぞれの税額が確定しておりますので、令和3年度まだですけれども、ほぼ見込みはできますので、1,187万5,000円で計上させていただいております。

その下になります。産業活性化ブランド戦略協議会補助金ということで、新しい科目になります。資料を御覧ください。資料ナンバー4番です。こちら御覧いただければと思います。こちらに関しては、農商工連携地域協議会ということで今まで行ってきました。資料にも書いてございますけれども、令和2年度、今回道の駅ができたということもあり、昨年、ちょうど1年前ですけれども、戦略プランということで経営大から作っていただいたプランもございます。これを基にして、方向性としては、中ほどにあります、「道の駅たがみ」を中心としたまちづくりということで、戦略プラン、出口教授からもいただいておりますし、これをまず真ん中に持っていきたいと考えています。今ここまで来ていますので、振り返りになりますが、令和2年度のこれまでの活動と成果ということで、経営大学からも今アンケート2回していただいたり、発表会、一度もうちょっと大きく発表会してもらってもいいかなというような非常に濃い内容の発表をこの前していただいておりますので、こういったこともしておりますし、それ以外に開業の支援あるいはカレーの提供、あるいは若手の農家の方との勉強会などもこの農商工の中でやってきました。一方、ちょっと残念だったのですけれども、去年力説した記憶あるのですが、部会を設けていろいろやっていきたいという話をしたところなのですけれども、それができなかったというのが反省点でございます。

もう一枚というか、裏面になりますけれども、今回できる協議会の概要なのですが、まだまだこれからつくる会になりますので、どういった方が集まるかによってまた変わってはくるのですが、これまでの農商工連携地域協議会が母体となる中でと書いていますが、今もいらっしゃるメンバーがそのままという形では考えてい

ません。

2点目の課題の整理等についてですけれども、せんだって椿委員からのご指摘もありましたが、既に本来であれば終わっているべきところですが、残念ながら令和2年度に行うことができおりませんので、もう一回再確認をした上で臨みたいというふうに考えております。

3番目に、知見のある方から入ってもらって、その方から座長を務めていただいで推進をしていきたいと考えています。そうした中で、商品開発あるいは一次産業を主体とした中での六次産業化ということも検討していきたいということで、一番下に言葉でしか書いていませんが、物のブランド化あるいは地域のブランド化ということで、産業振興の観点からのアプローチになりますけれども、田上町をいかにして売っていくのか、産品を通じて売っていくのが産業振興の役割と考えておりますけれども、結果的に地域のブランド化も一緒に並行する形になりますので、それを意識した協議会の活動を考えていきたいと考えています。

引き続き予算書あるいは参考資料のほうを御覧ください。20節の貸付金になりますけれども、こちら金額が非常に大きい額で、今年度1億1,450万円ということで、計上させていただいております。昨年度と比較いたしますと、地方産業の育成貸付金の部分減額をさせていただいておりますし、参考資料にも書かせてもらいましたが、減額させていただいておりますし。あと不況対策ということで、減額させていただいております。実績等を加味した中で、減額をさせていただいております。金額のほうは大変多うございますけれども、実績等を加味した中での金額であります。

引き続き3目になります。観光費です。まず一番初めが椿寿荘の管理事業になります。椿寿荘については、ほとんどこれは変わりませんけれども、引き続き庭の剪定等をお願いしていきたいと思っておりますし、枝下ろしの業務についても、こちらも庭も大事な資産と考えておりますので、こちらお願いをしていきたいと考えています。ちなみに、今年お願いした枝下ろしの業者は、田上の藤田造園をお願いをしております。記載はなかったかもしれませんが。

あと、すみません、順番逆になりますが、修繕の関係ですけれども、皆様のほうでも多分気になっていらっしゃると思うのですけれども、板塀のところのしっくい部分が今大分落ちていたりしている部分がありますので、今回修繕料の中で、やれる範囲になりますけれども、板塀の修繕をさせていただこうということで、今需用費の部分、修繕料を計上させていただいております。

引き続きまして、今度108ページになりますけれども、護摩堂事業とその後下に護



摩堂管理事業と来ますけれども、分かりづらい表現もあったりするので、その辺細かくなるかもしれませんが、ご説明いたします。まず、護摩堂事業ですけれども、需用費、役務費、これらについては特段大きな変更等はございません。12節のあじさい園の維持管理委託料ですけれども、たしか昨年もそういうお話あったかと思うのですが、どこがどこか明示というか、話をもう一回してもらえないかということもありましたので、いま一度ご説明いたします。あじさい園の維持管理に関しては、山頂のあじさい園の管理のみになりますし、ふれあい広場の維持管理というのが、湯っ多里館の駐車場の脇にある芝生の広場があるのですけれども、そちらの芝刈りだったり、それに付随する樹木の管理の部分になります。護摩堂山・ふれあい広場とあるのですけれども、これもふれあい広場、護摩堂山と出てくるのですが、これは護摩堂山の山頂のほうから中ほど、あと登山口の駐車場、あと一番下にふれあい広場のところにトイレがあるのですけれども、これらのトイレの清掃だったり、あと登山道の清掃、これらが護摩堂山・ふれあい広場の維持管理委託料となりますので、この3つが混在する形で分かりづらいのですけれども、そのようにご理解いただくと助かります。

その次ですけれども、109ページのほうになります。次のページ御覧ください。護摩堂管理事業になりますけれども、資料のほうですと5ページになりますが、護摩堂山の登山道の管理や立ち木の管理等に関する経費となります。今回主な増減の理由ですけれども、施設の修繕あるいはふれあい広場、湯っ多里館の駐車場になりますけれども、舗装等の修繕工事を考えています。まず、護摩堂管理事業の修繕料の270万円ですけれども、70万円については従来窓口ということで設けさせていただいておったのですけれども、200万円の部分については今回手すり等が落ちそうな感じになっておりますので、そちらのほうの修繕、あるいは階段のほうも大分もう傷んでおりますので、それらも含めて今回修繕をしたいと考えてございます。

あと、その下、14節工事請負費です。駐車場の白線補修工事であります。湯っ多里館の駐車場、ふれあい広場の駐車場を全部直すわけではなくて、ポイント、ポイントで穴が大きく空いているところありますので、それらを中心として舗装工事をかけつつ、あと駐車場のライン引きですけれども、全部ではなくて消えている部分、明らかに全く見えない部分がありますので、それらを中心にして今回考えてございます。

その下、ふれあい広場のトイレの改修ですけれども、こちら今回予定しているのは女性のトイレになりますけれども、今全部で5つあるのですけれども、そのうち

2つはもう既に洋式化しておりますので、残り3つ、こちら今回予定をさせていただいております。

引き続きまして、観光事業になります。観光事業で110ページになりますけれども、ここの中で委託料の関係、事業名が書いていなかったのですが、資料のほうは。12節委託料ということで、それぞれの委託先ということで記載をさせていただいております。これは、昨年度全て同額で計上しています。一番大きい額の地域資源活用事業、東京藝大との連携の部分ですけれども、新型コロナがちょうど去年ぐらいから始まって、こちらとの行き来が全然できなかったということで、今段階でのこちらに来ての制作部分全くできませんでしたので、今年の、今これから変更契約最後するのですけれども、非常に残念な結果になっていて、1割も多分進んでいないのかなという、向こうで構想をいろいろ考えてもらったりはしたのですけれども、こちらに来て、あるいはこちらが向こうに行つてができなかったという状況でありました。

引き続きまして、111ページのほう御覧ください。一番下のほうになりますけれども、観光総合、YOU・遊ランドは、これらはほぼ例年どおりでございますので、YOU・遊ランドその他事業です。修繕料ということで155万4,000円を計上してございますけれども、このうち110万円をYOU・遊ランドの遊具の修繕。YOU・遊ランドに行かれますと、一番上にアスレチックがあると思うのですけれども、これまでの間、大規模な修繕をしていなかったということらしいのですが、大分ロープだつたり木の部分の割れが進んでおりますので、これは危険だということで、これから早急にこの予算をお認めいただいた段階で、直しに入りたいと考えてございます。

引き続きまして、112ページです。梅林公園・森林公園の管理事業になります。今回の主な増減理由といたしましては、トイレの洋式化、梅林公園になりますけれども、男子トイレを、全部和式ですので、洋式化したいという、それが1点と。あと遊具で滑り台があるのですけれども、滑り台のほうが大分傷んでいて危ない状況もありますので、事故等が起きる前に未然に改修をしたいということで、この部分遊具の修繕をしたいということで、計上をさせていただいております。

あと、その下のほうの事業になりますけれども、地域おこし協力隊になります。こちらについては、880万円の予算を計上しています。こちらは2名分で、1年間2人が来たという想定で、計算をさせていただいております。全額特別交付税の対象になると聞いておりますので、町の負担は実質ないということになります。今現在

来ていらっしゃる方は、去年10月からですけれども、引き続きお願いしたいと考えてございます。

その下になります。道の駅たがみの管理事業になります。こちら3,040万2,000円になります。こちらに関しては、参考資料先に御覧になっていただいたほうがいいでしょうか。別紙資料のナンバー5の1です。今回こちらも初めて作った資料なので、見づらい、読みづらいかなという気もしますけれども、参考として御覧いただければと思います。まず、こちら町予算で見た場合の収支の内訳になります。まず、一番上が歳入で、諸収入として入ってくる見込みとして、コンビニの光熱水費として101万5,459円ということで、こちら今2月、3月分がまだですので、これからですが、これは見込みです。一番大事なのが歳出のほうになりますけれども、歳出のほう各項目ごとに需用費、役務、委託、使用、負担金等で分けていますけれども、総合計で1,667万6,532円。これも見込みで今出していますので、若干変わるかもしれませんが、おおむね半年間でほぼこの規模で支出が見込まれるといった形で、大体1,600万円から700万円ぐらいの支出が予定されています。

資料のほう中ほどにA4の横でありますけれども、こちらが直売所あるいは飲食を実際に使った方の、それぞれの各月の累計あるいは売上げのそれぞれの数字が出ています。10月、11月だったか、途中までお話ししたかもしれませんが、こういった形で表にしてお示しするのは初めてだと思いますけれども、11月に開業して、お天気にも恵まれたせいもありますが、多かったというところですし、その後1月が一番少ないですけれども、2月持ち直してきて、これは多分気候の関係かと思えますけれども、3月もこれ以上に伸びるのではないかなと考えてございます。今のところ利用者数、この段階で、一番右の下になりますが、5万9,672人ですので、組合とお話ししている中では、大体そうすると15万人ぐらいかなということで今考えてございます。3月分が入っていませんので、まだ年度末はもう少し伸びると思います。

あと、一番最後の5の3になります。またA3の資料になります。収支内訳です。こちらのほうは、先ほどは町から見た場合の収支の部分ですけれども、これは指定管理者から見た場合の収支になります。今段階それぞれ各月の部分が入っておりますけれども、当然開業する前まではまだ売上げがなかったので、直売所での売上げ等は9月まではずっとゼロ、ゼロ、ゼロ、ゼロと。上から2つ目のくくりですけれども、なっておりますけれども、10月以降は売上げが入ってきています。最終的に、今段階ですけれども、一番下の欄の収入引く支出というところで御覧いただきます

と、累計が一番下にありますが、今段階、2月でプラス、3月も恐らく上積みがあると思うのですけれども、やはり半年間実質的な営業をしていませんので、その部分がこの部分の数字に表れているのではないかなと考えています。雑駁でありましたが、これが今現在での道の駅全体のお金の部分、収支の資料ということで今回つけさせていただきました。

そうしたら、もう一回予算書と参考資料を御覧ください。先ほど申し上げたように通年で初めての予算計上になります。そういたしますと、令和2年度の実績がある程度参考にはなると思うのですけれども、また1年間通して初めてになりますので、最終的な決算の段階でどのぐらいになるかというところはまたこれからですが、予算計上をさせていただいた部分の主なご説明いたします。需用費関係については、1,019万8,000円で計上させていただいておりますけれども、この半年間の実績がありますので、それを基に出させていただいております。あと印刷製本費等については、パンフレット等について考えていきたいと思っています。その下の役務費ですけれども、これらも必要な経費ですので、電話代等になります。あと委託料の関係ですけれども、表に一通り今落とさせてもらっていて、空欄があったのですけれども、浄化槽管理委託が今空欄になっているのですけれども、田上清掃事業社にお願いをしたいと思います。あと、貯水槽とか、今空欄の部分、あるいは横の印とバーが入っているところは、これはまだ半年あるいは1年間の間は機器類に関しては無償の期間、保守対応期間がありますので、まだ契約等がございませんでしたので、支出がなかったり、あるいは契約がなかったりといったことになります。

あと、資料の一番最後、下から2段目になりますけれども、運営支援の業務委託33万円ということで、未知倶楽部が受託しています。未知倶楽部自体は、道の駅に関する駅長会だったり、そういった部分の後方支援だったりをしておりますので、運営支援ということで今回入っていただいております。引き続きお願いしたいということで、委託料を計上させていただいております。

あと、予算書114ページです。道の駅たがみの整備事業になりますけれども、整備がほぼ終わったということで、窓口ということで、施設の備品30万円だけこちら残させていただいて、予算を計上させていただいております。

引き続きまして、4目になります。湯っ多里館の管理事業費です。湯っ多里館に関しては、こちらほぼ全部一緒でございます。その下にある湯っ多里館管理その他事業が115ページにありますけれども、備品が去年度と比較すると減っていることになりますけれども、令和2年度ポンプの購入ということで、ポンプを2つ入れさせ

てもらっていますので、買わせてもらっていますので、その部分が令和3年度はありませんので、減額になっているといったところが変わったところになります。

説明は以上となります。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

7款商工費についての質疑を受け付けます。質疑のある方。

1番（小野澤健一君） 私は、予算書107ページに書いてある貸付金の件でお聞きをしたいというふうに思います。

これ預託金を年度当初に預けて、年度末にまた戻ってくるということで、一般財源的には全然、多分数字上で入り払いがあるだけであって、予算措置するとかそういうものとは、またちょっと違うのだらうと思うのですけれども、そこで預託金ですから、当然預託をする、この金額合計で1億1,450万円。これが要は使えないお金という形になると思うのです。本来であれば違う事業に使って収益を上げることができるけれども、預託金という性格上、預けっ放しで何も手をつけられないと、こういう状況だらうと思う。考えるに、これ銀行が多分強い時代に、融資をするに当たって担保ではなくて、預託金よこせという名残でずっと来ている部分だらうというふうに思います。地方産業育成資金は、私の知識ではこれは県の制度融資的なものですから、田上町の判断でやめる、やめないは多分できないのだらうと思うのですが、それ以外の部分については、かなり田上町の意向が反映されているのではないかとこのように思っています。したがって、何が聞きたいかという、預託金の先ほど申し上げたように預けっ放しでそれを運用できないと。例えば福祉に使うとか、あるいは商工振興の何かに使うとか、そういうことができないお金ということで、言葉は悪いですがけれども、死に金と言っても過言ではないのかなというふうに思います。したがって、この預託金というのは、地方産業育成資金以外は金融機関との取決めの中で、絶対しなければいけないものになっているのかどうなのか、これが1つ聞きたいです。もし預託金をしてくれということであれば、融資の金額と預託金の割合、比率の中に不法的なものがないのか。例えば預託金の10倍まで融資しますよと。預託金の範囲内で融資しますよなんていうことになれば、それはおかしい話なわけですよ。預託金自体が要は担保に取られているような形になる。例えば預託金は1,000万円やるけれども、1億円まで融資認めますとか、そういう形でなければおかしい預託金の状況ではないかなと。例えば先ほどあった労働金庫はそうではないですか。500万円の預託金に関してもっと借入額多いわけですよ。だから、そういうふうな観点の中で、労働金庫ではなくて、民間の金融機関とどのよ

うな取決めになっているのか、それをまずお聞かせをいただいて、その答えを聞いてからまた質問させていただきます。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 恐らく委員いろいろご存じかと思うのですが、特に条例でこのようにしなければといったたしか規定はなかったと思います。相對の金融機関と例えば町が100万円出したら100万円以上出してくださいとか、そういったような規定で毎年交わらせていただいています。今回減額のほう、多分あまり今までいじらなかつたのですけれども、制度資金を変えたというのは昨年、たしか小野澤委員からのご提案だつたと思うのですけれども、なるべく金額は変えたほうがいいのではないかという話もあつて変えたところなのですけれども、正直まだ実際では本当にこれでどうなのだと言われると、そこはまたお話かなと思うのですけれども。

1番（小野澤健一君） 強く交渉すると、かなり預託金は多分減るのではないかと私予想しているのです。要は今どうということかということ、昔の名残でこれ固定金利なのです。昔は、民間の金融機関の貸出金利が非常に高いときに、この制度融資というのは金利が低くて固定金利ということでものすごく魅力があつた。したがつて、借りたいという人が多かつたのです。だから、そういう力関係の中で銀行が強かつた。ところが、今銀行はこれだけマイナス金利の中においても収益上がつてこない。融資先を見つけるのが非常に大変なわけですから。田上町も町債を借りるときの利率を見ると、えっ、こんなに安くていいのという多分利率になっているはず。したがつて、今、変な言い方ですけれども、金融機関がそういう状況なので、交渉事をするなら今なのです。先ほど言つたように、地方産業育成資金は駄目なはずです。私も知識として、これ田上町がどうのこうのできないけれども、ほかの部分は例えば財政担当と町長が一緒に行つて、金融機関のどこどこ支店の支店長でもいいと思うのだよね。そういうところに行つて、田上町ちょっと金がなくて、預託金今までどおりこんなに出せない、悪いけれども、半分にしてももらえないかというような形の中で、彼らが果たして駄目と言えるかどうかというのは、私は非常に微妙だと思ふ。だから、その中で3,000万円でも5,000万円でも預託金が減れば、その5,000万円を何かに使えるわけですから、そういう交渉をやるなら今なのです。

だから、これさっきも言つたように、昔は裏返せばこういうことなの。預託金の範囲でしか貸せないということは、もしそこが潰れた場合、町から預託金が来るのだから、それを回収すれば銀行は何も痛手がないわけです。そういうからくりがあるはず。なおかつ信用保証協会までつけていけば、信用保証協会のほうが代弁とい

って債務者に代わって町にお金を出すにもかかわらず、預託金も納めている、信用保証協会の保証もあるということで、ダブルの担保を要求されているというか、そういう矛盾がある。

これはちょっとあれなのだけれども、だから何が言いたいかというと、まず交渉してみる価値は私はあると思うのです。ぜひともその辺、例えば加茂信金が今指定金融機関やっていたらいい。加茂信金からでもそういう話を聞いてみればいい。初めはいやと言うかもしれないけれども、実際できるのでしょうか、どうなのということをやっけていかないと、いつまでも1億何ぼが一般財源として数字に傷まないけれども、結局1億何ぼが要はいつも寝ている形になるので、これひとつ交渉を試みてください。私議員なので、行政側のほうで一緒に交渉するというのが果たしてできるかどうか分からないけれども、私はこれ本当に今後、ほかの市町村がどう考えているか分からないけれども、これって非常に昔からの悪い制度の一つです、今になると。それひとつ検討してもらいたいなというふうに思いますが、これいかがというふうに思いますか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 年に1回ないしは2回金融機関の方が集まる金融協議会というのがあるということも前にも話したかもしれませんが、そういう場所だとなかなか今のようなお話は聞けないかなと思いますので、時期捉えて個別に本当のところを聞いてみようかなと思いますので、それを受けて……

（加茂信金にまず聞いてみての声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 分かりました。

（加茂信金ができればほかだっけてやってくれということ言えばいい。私そう思いますの声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） みんながいるとなかなか多分発言しづらいと思いますので……

（銀行からしてみればやっぱり担保いっぱいもらって……の声あり）

委員長（池井 豊君） 勝手に会話しないでください。答弁者は答弁に努めてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 個々の金融機関、全部ではないにしろ、ある程度どんなのかという意向を聞いた上で、その辺また対応を考えたいと思います。

13番（高橋秀昌君） 私のほうから2つほど。

107ページに工場設置奨励金というのがありますよね。これまでは、町の姿勢は何でもいいから、工場が来てくれれば、とにかく来てほしい、来ればこういうふうに

奨励金も出すし、固定資産税も5年間だったか、3年だったか減額するという措置を取ってきたのですが、私はこれをもう一步進めて、それだけのお金を提供する、それだけの固定資産税をまけてあげるのだからということで、もちろんそういう前提で、そこに働く人たちをぜひとも田上町の人を雇ってほしい。そして、その人たちはパートや臨時ではなくて、正規職員を例えば50%とか、あるいは全員とか、そういうことを誘致する企業にも説明をすると、そういうセールスの仕方に変えていったらどうかということを提起したいのです。町の考え方がしっかりしていれば、経営者というのはそれなりに頭もありますので、町の考え方がなぜそういうことを求めてくるのかが明確に分かれれば、恐らく企業主も町がそこまで考えて住民のために尽くすのであれば、我々も利益のために行くわけだから、力になりましょうということになる可能性が非常に高いというのが私の考え方です。とにかく何でもいいから、来てくれと。来れば幾らでも金出すよだけでは難しいというか、それでは町の主体性がなかなかないのではないかと。あそこの町は頑固だけれども、でも行けばこれだけのことをちゃんとしてくれるし、しかし、そこの町は正規社員として何割かちゃんと出してくれということについては分かったということになれば、非常にスムーズになるということを考えてのです。もちろん景気が非常に悪いですから、そんなことを言っても誰でも来るというわけではありません。やっぱり特別な努力をしなければ駄目なのだけれども、そういうスタンスでぜひ、今すぐお答えできないと思いますが、町長や課長たちとの会議で検討してもらいたいということ、一つ要請しておきたいのですが、いかがでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） ありがとうございます。今現在1人20万円でしょうか、出していると、そういう仕組みはあるのですけれども、正直あまりそれを前面に押し出してやってこなかったという部分もありますので、今の提言の部分、単なる固定資産税の課税免除ありますよだけではなく、従業員の部分もあるのだという話を、きちんと伝えるようにこれからしていきたいと考えております。

13番（高橋秀昌君） 大事な点は理論なのです。思想性。なぜ町がそれをやろうとしているのか。そういうことをきっちり、我が町ではこういう企業と住民との関係をつくっていききたいのだと。そして住民がそこできちっと収入を得られることが町にとっても企業にとっても重要なのだという、その思想性を明確にするということがとても大事なときに来ているのではないかと思いましたので、ぜひ改めて検討お願いしたい、これが第1点。

2つ目は、ちょっと気になったのだけれども、別紙資料ナンバー4の産業活性化



ブランド戦略会議を、「道の駅たがみ」を中心としたまちづくりに変えるというふうには私は受け止めたのだけれども、私はこれ非常に疑問があるのです。なぜ、「道の駅たがみ」を中心としたまちづくりにするのかということです。産業育成ですから、403号線沿いに軒並ぶ飲食店、それから商店、小売店、様々なあるいは製造業、こういうものをどう活かしていくかという視点ですよ。一方、「道の駅たがみ」を中心となれば、指定管理者の業界を中心とした地域活性化をどうするかになっていかざるを得ないのではないかと。私は、率直に言えば、あきんど同士で言えば、「道の駅たがみ」の指定管理者と町の403号線についている小売店、商店は利害関係が対立すると思います。そうでしょう。そういう視点で物を見ていけば、「道の駅たがみ」を中心としたまちづくりをしたいのですねと言え言えほど、私は既存の歴史ある商店、飲食店、こういうものは、飲食店の場合は道の駅で、道の駅での飲食もありますけれども、看板出してくれとか、そういうことがあったとすれば一定の効果あるかもしれないけれども、少なくとも小売店の人たちにとっては、有益だというふうになかなかならないのではないかと思います。そういう視点で私はむしろ道の駅を中心としたまちづくりというよりも、産業育成というものは道の駅も含む産業をどう育成するかという、そういう視点でタッチすべきだと。道の駅を冠に上げる必要はないと、そういうふうには私は考えているのです。もし、このところで気をつけなければならないのは、あきんどが一旦警戒すればもう寄ってこなくなると、ここを肝に銘じる必要あると思うのですが、いかがでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今の部分、非常に大事な部分だと思います。さっき数字でお示しいたしましたが、「道の駅たがみ」、非常に多くの方が今来ているという現状もあります。ただ、残念なのが町内を周回する、さっき申し上げた経営大学の発表の中にもあったのですけれども、町内へ行くというお客様は、あまりいないというアンケート結果になっていました。そうすると、結果的に道の駅に来てそのまま帰ってしまうという状況ですので、せっかく今まで来なかった方をいかに町の中に誘導していくべきかということを考えておりますので、今、高橋委員おっしゃったように、今このようにタイトル掲げましたけれども、「道の駅たがみ」を中心という部分ではありますが、産業という全般で捉えれば、1拠点ではありますけれども、そうではないのだという、その辺は肝に銘じたいと考えています。

13番（高橋秀昌君） したがって、商売やっている人たちに呼びかける方法として、道の駅を中心としたという言葉をやめる、私そう思うのです。産業をどう育成するか、この視点で物を考えていく、捉えていくということが必要だと思います。

3つ目に、私ちょっと驚いたのだけれども、これだけ道の駅が大変はやって非常にいいですよと言いながら、驚いたことにほとんど田上町の町の税金が多いのだよね。一月でいうと390万円。これは全部指定管理者が負担しない。指定管理者は、直接的に収入とそこに関わる人件費を払うと利益が出るという状態ですよ。だから、私これを考えると、道の駅は言ってみれば町におんぶにだっこして運営しているのではないかと。普通に考えたら、道の駅って一般で言えば商売ですから、せいぜい町が土地を無償で貸せる、あるいは建物は建ててやるが、あと維持管理費は全部おたくでやりなさいと、そうやって自力で奮闘すると、これ商売の鉄則でしょう。ところが、ここで見ると、びっくりした。浄化槽の管理費も出し、電気の保安料も出し、清掃も出し、ひどいのは混んでくると交通整理係まで町が負担するというふうに本当におんぶにだっこなのさ。これで本当に自立した商売になるの、率直に言わざるを得ないのです。もちろん道の駅の指定管理者を追いやって出さなさいという意味ではないのです。だから、割合とたくさん来ている割には、実際には公費の負担が極めて大きい。そうでなくても町の財政が厳しいから、保健福祉課なんか減らしているでしょう。それなのにこういうことになったらよいしょ、よいしょと持ち上げていくというのは、どうも財政支出からしても疑問にならざるを得ないのだが、否定はしないけれども、どういうものなのだね。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 私の感想なのでしょうか。私の今私見でよろしいのでしょうか。

（いいよ、いいよ。どんどんしゃべってくれと言っている

町長最後に判断する。担当責任者……の声あり）

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） お客さんは確かにいっぱい来てはいるのですが、その割に結果的に収益の部分でようやくプラスに辛うじて、今なっているというのが今日のお示しした資料かと思います。この現状を踏まえると、先ほど高橋委員がおっしゃったように、ほかの委託料関係だとか、そういったのを町がほぼ全部見ている状態で、かつ売上げの利幅がそれほど出ているかという、それほど出ていないという状況、これ多分ちょっと危険かなと捉えざるを得ないです。ただ、一方で、これは擁護になるのですが、まだ始まったばかりでもあって、でも見ると店員のシフトとか、そういうのもまだ一定していなかったりもするので、これからかなと思うのですが、このままだと仮に例えば再来年なりその先なり、本当に指定管理に移す段階で、非常に心配だなというところが私の中ではあります。

13番（高橋秀昌君） 商売ってそういうものなのさ。そんな甘くないのさ。だから、私

はこれは始めたのですから、否定しません。これは、1か月390万円、400万円近い町の支出がある。それで、予算書でもこれだけあるのだから、始めたのだから、これはやむを得ないとしても、さあ、道の駅はすごいのだ、すごいのだなどという口車に乗る必要はない。もっと冷静に物を見る必要があると。そして、道の駅も含む既存の商店街あるいは飲食店あるいは工場主の人たちと、どう有機的な結びつきを持っていったら、この田上町の産業を少しでも守り、発展させることができるかという、そういうことに腐心する必要があると思うのです。道の駅はもうスタートしたのだから、指定管理者がおまえたち頑張ってやればいいではないかと、我々はこうやって町だって1か月300万円ものお金を出しているのだから、あなた頑張りなさいよと、それでいいです。ほかの既存の歴史ある人たちには、そんなこと町やっていないのだから。あなたのところ売上げが少なければうちのほう応援しますよなんて、町やっていないでしょう。みんな自力でやっているのです。商売ってそういうものなのです。そういう視点で冷静に物を見てもらいたいということを強く求めて、質疑を終わります。

7番（今井幸代君） 何点かあるので、簡単なものからお願いします。

まず、YOU・遊ランドのアスレチックの遊具、経年劣化もひどく、今回修繕の費用も入っているのですけれども、具体的に何の遊具を修繕していくのか。あと建てた時期は全部一緒ですから、段階的に、計画的に大型遊具の修繕は進めていかなければならないだろうと思うのです。そういったもののある程度の期間を持った計画といいましょうか、そういったものがあるのかないのかということ、まず聞かせてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 遊具に関する点検なので、毎年事業所、指定管理者を通じて、遊具の点検ということで上がってはきています。今までは上がる都度、現場のほうである程度縄を張ったりとかしてきたのですけれども、今回全部でたしか18の遊具があるという形になっているのですけれども、そのうちの利用を制限というのが今、利用を控えたほうが良いと出ているのが8つあります。それらについては、今までさっき言った指定管理者で対応はしているのですけれども、我々のほうも今回見に行ったのですが、応急では駄目だなということで、それできちんとした入替えをしようということで、今回予算を計上させていただいております。あと、単年度でいけるかどうかというところが、できれば2か年と思っているのですけれども、今年度であるいはいければ全部いきたいと思っているのですけれども、一応2か年ぐらいかかりそうな感じではいます。

7番（今井幸代君） 18遊具あるうち、利用制限が8つあるという実態に少し驚いているのですけれども、遊具の抜本的な改善って、正直相当お金がかかってくると思うのです。今回110万円が修繕費というふうにおっしゃられていたのですけれども、今回何個やるのかは分からないのですが、本当に抜本的に遊具修繕していこうとなると、1つの遊具当たりに正直これぐらいかかってもおかしくないのではないかなというふうにも思ったのです。ただ、2か年で全体やっていきたいということになると、それは抜本的な改善ではなくて、単なる修繕なのかなというふうにも思うのですけれども、その辺りもしできたら、資料を皆さんたちの中でYOU・遊ランドの設置遊具はこれで、こういうところが駄目になってきていて、優先度としてはこれから手つけていこうとか、多分あると思うのですけれども、そういった資料を少し提供していただけないかなと思うので、資料要求をお願いしたいなというふうに思います。

次に、道の駅関連で、令和3年で皆さんたち自身も少しよく調べてほしいと思うのですが、委託料の中で清掃管理の委託料あると思います。600万円弱です。591万4,000円。これ単純に数字だけ見ると高いなと感じたのです。その背景としては、例えば三条市にある保内の道の駅の清掃管理料なんかを聞いてみたら、200万円ぐらいだったというふうに聞いています。そうすると、単純に比較をすると3倍、面積や集客数等も違いがあるので、一概には言えないとは思いますが、本当にこの金額が妥当なのかどうなのかということ。この1年実績も、10月からオープンして、あと半年すれば1年の実態も出てくると思いますし、この辺りの委託費の妥当性というものを少しよく見ていただきたいなと思います。これは要望なので、捉えていただきたいと思います。

では、資料要求と清掃委託費に関して答弁をお願いします。

委員長（池井 豊君） 課長補佐、資料は提出できますか。その辺資料ありますか。それも含めて。カタログみたいなものということだよ、今井委員。

7番（今井幸代君） もともとの遊具があって、それがいつ造られて、どういうふうな劣化状態になっているとかというのが。

委員長（池井 豊君） 課で制作したやつ。

7番（今井幸代君） そうそう、そうそう。課で制作したやつ。多分上のほうにある木製の遊具ですよ。

委員長（池井 豊君） 課で制作したそのような資料提出できますか、今すぐでなくても。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 資料のほうを整えて、なるべく早めにお渡しできればというふうに考えます。

あと、清掃の部分なのですけれども、これら今半年間、まさに半年になりますけれども、動いてきたところで、今のままでいいのかどうかも含めて検討したいとそこは思いますので、ありがとうございます。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。

ちょっと別な質疑になるのですが、藝大との委託事業なのですが、令和2年コロナがあって、本来何をやるのだったのかというのが、すみません、私もどういったものだったかという内容が少し飛んでしまっている部分もあるので、この辺り具体的な取り組みの内容を、もう少し詳しく説明をお願いしたいというのと。あとこれまでの継続の事業、新規事業という継続事業だというふうに私は捉えているのですが、産業活性化ブランド戦略協議会補助金、この部分、去年もブランド化についていろいろと質問をした部分もありますし、今回示された資料等も拝見させていただいたのですが、なかなか正直まだ私は見えてこないです。というのも、令和元年度に作成した戦略プランというもの、これは経大の先生から作っていただいたというふうになっているのですが、その成果物が具体的にどういったものだったか。そのプランがどういったものだったのか。本来であれば令和2年度にいろんな機関から分析といいたましようか、調査等していきたいというふうに言ったけれども、令和2年度コロナがあってできなかったということなのですが、そもそも戦略プランを作る段階で、そういった分析がなされて戦略プランって作られるものだと思うのです。実際に本当にブランディング、例えば売れる、田上町といえはこの商品、これというものを作っていきたくて本気で思っているのだったら、このようなやり方だとなかなか難しいのではないかなというふうに思っているのです。というのも、ブランディングとマーケティングというのは、必ずセットになっているものだと私は思っています。マーケティングするのだとすれば、きちんとP E S T分析だったりとか、3 C分析だったりとか、S W O T分析だったりとか、そういったものをしっかりとやって、現状や取り巻く環境というところをしっかりと言語化して、可視化して、それを関係者団体とそういった現状を踏まえてどういった方向に持っていくのか。市場が求めている商品はどういったものなのか。それこそ道の駅のP O Sデータだったりとか。コンビニ、ローソンのP O Sデータのデータとか。そういったものの分析踏まえながら、どういったものを本当に我々につくっていくのかということデータを含めて検証して、研究していく必要があるのだと思うのです。令和

3年度、それらは本当はこれまでにやられていなければいけないのだけれども、それらがまだやられていない状況だと思います。令和3年度は、それらのまずしっかりとしたマーケティング分析をしなければ、ブランド化できるような商品はなかなか作れないと思います。そういった現状分析はしていただけますよね。それをしっかりと議会のほうにも報告できるような形で、提供していただかないと困るなというふうに思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 東京藝大との話、私もしばらく話が飛んでしまっているのですが、もともと2つのこれは産業資源ということで、田上の瓦だったり、田上の石という、例えば大沢石だったり、護摩堂石、これらに焦点を当てた中で制作、あるいは粘土であれば子どもたちとワークショップもできるし、非常に粘土がいいから。あるいは石についてもなかなか知られてはいないけれども、江戸時代から続く産業文化だということ聞いていますので、これを具体的なものにしてもらいたいということで、先方とお話をしていました。大沢石については、原ヶ崎の運動広場のところに今仮置きをしておりますので、今ようやく雪から出てきたところですが、あれを基にして加工すると。今現在はまだ東京のほうに塊だけ持っていて、それを基にして今試験をしたりとかしていたのですが、そこまでしか聞いていないもので、具体的なものの成果物はまだこちらには全然出てきていないです。今聞いているお話ですと、最終的にはYOU・遊ランド等、田上町の拠点となるようなところにモニュメントを置きたいなということで、そちらは石のほうですし、瓦についてはどちらかという子どもたちを通じたワークショップの中で、田上にあった瓦屋、20軒ぐらい昔あったかと思うのですが、そういった文化というところも、併せて伝えていければということでやっていたので、当然単年度では終わらないで、2年、3年ということで一応お話をしていたところなのですが、1年目は全く進まないで、1割も多分進んでいないかなというふうに思っているのですが、向こうからこの後成果品というか、レポートが多分来ると思うのですが、今段階はそんな状況です。

あと、もう一つのプランあるいはブランド戦略の関係なのですが、確かに委員がおっしゃるとおり、戦略プランを作るには前段で現状分析があって、だからこういうものが必要なのだというのが、本来あるべきスタイルなのだと思うのですが、どうもその辺りが甘かったというか、その辺りあまりしないような状況で、ある程度人からいろいろ話は聞いたと思うのですが、いろんな方から。プランというのは作り上げていて、ただ書いてある内容自体はそんなに的外れでは当然あり

ませんので、それを活用させていただければと思っています。ただ、おっしゃるとおり、データの部分が裏づけが弱いので、その辺改めてデータ分析、まずアンケート等も含めて、一定数の数の方、あるいは直接インタビューするなりして、田上に対するイメージ等も含めて聞いた中で、進めていきたいと最初の段階では思います。

7番（今井幸代君） まず、藝大の委託事業なのですからけれども、コロナはしばらく続くと思います。続く中で、実際に本当にどこまでやれるのかな。今回令和2年はそれがほぼストップしたような状況になっているのですけれども、今度はウィズコロナであったりとか、アフターコロナというふうになってくるのか分かりませんが、そうなってくると委託して、内容といいましょうか、例えば瓦だったら子どもたちを通じてワークショップなんていうふうな話もおっしゃっていたのですが、それが現地で、この田上の地で実際本当にやれるのか。やれば一番ベストだと思いますが、それがやれないような状況、やろうと思っていた時期にやれなかったとしたらどういったアプローチをしていくのか。そのタイミングを逃して令和3年もやれませんでしたなんてどんどん、どんどん先送り、先送りになってしまうと。これもどうかなと思いますので、実際に令和2年は急遽得体の知れないという形になりましたけれども、令和3年に関しては、そういった現実を踏まえて、どういった取り組みを進めていくのかという部分の藝大とのもう一度内容のすり直しといいましょうか、モニュメントの制作と設置に関してはいいと思うのですが、ワークショップなんかに関してはどういうふうな方向ができるのか、ベストな形が一つだとは思いますが、ベターな形というのもある程度考えておく必要もあるだろうと思いますので、リモートでのそういった取り組みや事業等ができるのかどうかも含めて、少し藝大とも検討を進めていただきたいなというふうに思います。

ブランド化のところなのですからけれども、戦略プランに関しては、私拝見させていただきましたが、多くは語りませんが、瑕疵と言えるような部分もあったというふうに思います。そういった戦略プランといいましょうか、そういうことだけに頼らず、本当にプラン、どこまで田上町のところを落とし込まれているかというところ、正直今論拠に少し足りない部分もあるというふうに補佐もおっしゃられているのだけれども、実態と照らし合わせて、きちんとブランディングやマーケティングに必要と言われる分析をしっかりとやるべきだと思います。3C分析であったりとか、SWOT分析であったりとか、PEST分析だったりとか、そういったものをしっかりとやって、そういった先に、では何をつくっていくのかということに関係

者の中でしっかりと協議をしていく、共有をしていくということが大事な手順だろうと思いますので、そこをしっかりとやっていただきたい。引き続き藝大からもご協力いただくのだと思うのですけれども、そういった部分をしっかりとやりたいのだと町も言わなければやらないと思います。これ非常に面倒なので。でも、そこをきちんとやらないと売れる商品は作れないし、心に残る商品は作れないので、その部分をしっかりと藝大のほうに、関係機関のほうに協力を仰ぐ、皆さんたちに話をしていく必要があるだろうと思いますが、その部分どうでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） まず、藝大の部分については当然ずっとできませんでした。できませんでしたというわけにいかないの、先方からは構わなければいつ行ってもいいですみたいな話もいただいてもいるのですけれども、ちょっと待ってくださいという話をしながら今来たのですけれども、向こうとしてはやる気は当然ありますし、内々の事情ですけれども、その方も退官が近いということもあるので、最後の集大成の事業にしたいという思いも非常に強いので、やる気自体は非常にありますが、いかんせん行き来ができなかったというのが事実です。可能であれば、こういう場で皆さんにご説明したいというふうに教授もおっしゃっていたので、その機会をいただくありがたいななんていう話もしていたぐらいですので、ぜひ、そういった場を設けられるようなときが来れば、設定をさせていただければと思います。その辺藝大のほうとまた打合せ、事務局がありますけれども、向こうと話をしていきたいと思います。

あと、ブランド戦略の部分ですけれども、こちらのほうのオーダーというか、やりたいことがはっきりしないと、向こうも受けができないのだということをおっしゃりたいのだと思いますので、その辺についてはこの後、この予算をお認めいただいた後にすぐにでもお話のほう、向こうに話をし、どういった人選にするのかも含めて、話のほうを進めていきたいというふうに考えてございます。

12番（関根一義君） 何点かあります。時間もありませんから、簡単に申し上げたいと思います。

1つは、今議論になっていますブランド戦略協議会の関係です。補佐のほうから参考資料に基づいていろいろ説明をいただきましたので、大体の概略は理解しているのですが、1つ心配なのは、私が危惧するのは、協議会の構成についてはこれから検討していくのだということだったと思いますけれども、これが充て職的になっては、農業再生会議と同じになりますよということを、申し上げておきたいと思います。危惧しています。情熱ある若手の皆さんの結集をもって、そしてそこにアド



バイザー的な方々の協力を得て有効的な戦略協議会を結成していかないと、これは絵に描いた餅になるのではないかとすることを危惧していますので、私の心配でございますので、ぜひご検討をお願いしたいと思いますが、見解を伺っておきたいと思っております。

2点目、椿寿荘の管理事業に関しまして、ナンバー13、これはちょっと、仮設トイレの問題です。町の観光資源としてある椿寿荘が、仮設トイレで対応しなければならないというのはいかにも寂しい、私はそういうふうに思います。私は、椿寿荘の改修の在り方について近々の課題にすべきだというふうに考えていまして、私個人の財源捻出の考え方についても私は私なりに持っています。ここから金を充当すればできるではないかということがありますがけれども、それはまずさておいて、これは近々椿寿荘をどう維持していくのか。観光資源として維持していく考え方等について研究する、あるいは検討する、そういう場が欲しいというふうに思いますけれども、どう思いますかということをお願いしたいと思っております。

それから、ちょっと多くなって恐縮なのですが、115ページの上から3段目ぐらいのところに積立金、観光施設整備基金元金積立金150万円がありますけれども、これの目的、背景、そして現状の基金の額53万4,000円に150万円積み立てる、この目的性についてどう考えているのかということについて見解をお願いしたいと思っております。

私が期待するのは、地域おこし協力隊の関係です。2名分の予算措置をしましたよという説明がございました。それはそれで大変結構なことです。全額交付対象になっていますと。有効的に地域おこし協力隊を活用したまちづくりを行っていききたいと、こういうことだと思いますけれども、大変共感できる施策が打ち出されたと。現状1名だと思いますけれども、1名追加して、きちっとしたまちおこし協力隊の活躍をつくっていききたいのだということだと思います。私自身も田上町、資源がない、何も無いのが資源だということも言えるかも分からぬけれども、資源発掘だとか、あるいは現状ある資源の有効活用だとか、そういう側面を考えると、この地域おこし協力隊に期待するところは大きいと思っております。ぜひこれは育て、支援していただきたいと思いますというふうに思いますけれども、考え方について、くどいようですが、お聞かせ願いたいと。

以上、何点か申し上げましたけれども、商工関係の質問にします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 4点でしょうか。まず、1点目なのですけれども、協議会の構成、先ほど一旦申し上げたのですが、委員と同じように私もそのように感じていて、やはりいわゆる充て職的な感じだと取りあえず来ましたみたいな感

じになってしまうので、それはやめさせていただいて、あくまでも、さっき若手農業者という言い方したのですけれども、商店の方なり、産工業の方なり、みんなそれぞれ後継者だったり、いろんな悩み多分抱えていると思うのですけれども、そういった方たちが集まれるような、決して大きな人数では多分ないと思うのですけれども、そういう会議にしたいと思っていますので、決して例えば肩書がついていて、この方だという役割にはしたくはないと考えています。その辺は関根委員と同じような考えでございます。

椿寿荘の部分、仮設トイレというのは観光施設に何ぞやという部分なのですからけれども、おっしゃるとおりで、あわせて恐らく椿寿荘全体の今後をいかに考えるべきかという多分問いかと思えます。これに関して、今までそういうのをきちんと議論するということはあまりなかったのですけれども、今回一般質問をいただいておりますけれども、やはりそういうことを考えていかなければならない段階ではないかなと考えていますので、まず内部での話になるかと思えますけれども、いずれいろんな方からご意見聞くような場を設けるような形で、椿寿荘自体今後どうするのだということを考えていきたいと思えます。

その次になりますけれども、115ページの積立金の関係ですけれども、財源になっているものは温泉の使用料ということで、1立米の150円という形で積立てを毎年させていただくという前提でいます。令和2年度については、全く今回は頂きませんということにしてあったので、入ってこなかったのですけれども、令和3年度に関しては当初150万円ということで、元の金額に戻しているところです。これに充てる先ですけれども、今までですともともとつくれた背景が、源泉の浚渫が必ず来るという前提で、その全額にならないにしろ財源に充てたいということで、源泉の浚渫工事費の一部ということでこちらのほうを上げさせてもらっています。

あと、地域おこし協力隊の関係ですけれども、今現在10月から1名ということで、さらに1名追加できればということで、確かに住んでいるとなかなか分からないのですけれども、今来ている森澤さんという方もよくおっしゃるのですけれども、言うのですが、外から見るといろいろもったいないものが転がっているのに、地域にいと分からないのですよねと話をよくして、よくそういう話しするのですけれども、やはりそういう外からの視点、あるいは今回の協議会にも、きちんとまだできていない協議会ですが、協議会をある程度オブザーバーというか、引っ張る、あるいは現地で動くような形で、協力隊の方にもぜひ動いていただきたいかなということで、今内々でお話はしているところでありますので、私も協力隊のほうまた1名

さらに追加していただければ、非常にありがたいなと考えてございますので、委員とまたその辺を考えるのは一緒かなというふうに思います。

以上でございます。

12番（関根一義君） 考え方について分かりました。

それで、私のほうでちょっと追加して話をさせていただきたいと思いますが、ブランド戦略会議、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。農業関係でいえば、町の青年農業者の人たちの集まりということよりも、そういう有志が何名かおられますけれども、これに対する行政の支援というのが、まずないというふうに私は思っています。そういうところの情熱のある、そういう人たちをぜひ活用する視点をお願いしたいということ。

それから、椿寿荘については、先ほど言いましたように、これは答弁は必要ありませんけれども、今後を見据えるというふうなところで、ぜひ検討をお願いしたいということだと思います。私は、今回の予算審査というのは単年度審査にとどまらず、中期的な財政動向の中で、どう展望をつくり出していくのかというのが私たちの使命だと思っていますから、くどく申し上げますけれども、ぜひそういう位置づけをお願いしたいというふうに思います。

それから、地域おこし協力隊はぜひお願いします。

それから、観光整備基金に関連して申し上げますが、基金の一覧表を見ますと、何だ、これはと。基金はそれぞれ目的性があって、将来的な基金を活用した政策展望があって基金化をしていくと思うのだけれども、これはしかし基金と言えないだろうと。これは積立てだよなど。貯金だよなどというふうなものでしか位置づかないような、そういう額が見受けられます。これは、基金の在り方について全体的に整理をして、眠っている財政を目覚めさせて有効活用するという、そういう方向で検討すべきだと私は考えています。これも中期的な財政運営の在り方との関連でそういうふうに考えています。ぜひこれは委員長にお願いしたいと思いますが、町長に対する総括質問で取り上げたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は以上です。

委員長（池井 豊君） 基金の在り方について、総括質疑ということで受け付けました。

6番（中野和美君） 107ページの私も椿寿荘のことで質問です。

今回修繕料として板塀の修繕、これなのですけれども、89万円。長さにしてどのぐらいの長さなのでしょう。七、八年前にも裏のほうの板塀修繕していると思う

のですが、今回はどのぐらいの修繕になるのか。

あと、文化財は見た目も大切だと思っています。今回板塀を修繕しますけれども、しっくい塗りの外塀は修繕の見込みがあるのかどうか、検討されてきたのかどうか、見積りなど取ったことはあるのかどうかお聞かせください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今回の修繕の部分については、道路に面している部分、403号線に面している部分の全部をするわけではなくて、今しっくいのところであけたりしている部分を、部分補修するという形になりますので、何メートル、何メートルという形ではなくて、部分補修と、あと下のほうの板の南京下見というか、板になっている部分があると思うのですけれども、あれも今ずれている部分があるので、あれを直したいという形になります。実は、あれ外から見ると分からないのですけれども、完全に中が土壁なので、やろうとするとかなり難しく、あまり触ると倒れそうな感じなので、非常に繊細なやり方をしないと駄目だと言われてはいるのですけれども、それで本当に部分、部分を直すというような形の予定ではあります。なので、403号線沿いのところだけやらせてもらうという形を予定しています。

6番（中野和美君） 今お話あった触ると倒れそうというのは危険なので、その辺も危険ではないように補強するなどの確認はよろしく願いいたします。今までは、特にしっくい塗りの外塀のほうは、修繕の見積りなどは取ったことがないということでしょうか。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 当然今回予算計上するに当たっては見積りは取っておりますけれども、あくまでも今申し上げたスポット的な部分でということなので今お願いしているので、全体的に見回してどうですかと、そこまではお話ししてはけません。

8番（椿 一春君） 少し質問いたします。

さっきの今井委員と重複するところなのですが、私も清掃費、月額40万円ってどういう仕様で頼まれているのかなというのを思ったところでありまして、委託先も「道の駅たがみの協同組合」に委託されているということで、どういう管理をされているのかなというのが分からぬところなのですが、今回1年目で適正な指定管理料を算出される前の、ともかく初年度はいろんな形を町のほうで経費を見て、それから委託費を決めていきたいのだというふうなことを聞いておりますので、ただ、直売所ですとかイトインと、その辺で指定管理者の仕事で使っている部分と。あと情報発信ですとかトイレ、その部分の本当に道の駅の部分で目的と業務をしっかりと分けして、この部分は指定管理費で町のほうで見なければ駄目だし、この部分

は指定管理料の中で見えていくべきだ、経費というものははっきりさせて、新たな指定管理料の見直しとかをかけたりにして、組合のほうで先ほどの事業努力で、全て変動費に関わるものは、何とか事業をして努力の中でプラス経費となるようなことの体制ができればいいなというふうに思っているのですけれども、その辺で答弁お願いします。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今現在の清掃の関係ですけれども、体制としては1日1.5人という体制を取っています。ただ、当然朝の8時から夕方5時までというわけではなくて、おおむね営業時間中ということで1.5人という形をお願いしています。ただ、エリアというか、範囲がトイレだけではなくて、今使っていないですけれども、冬場だったので、使っていませんが、広場だったり駐車場だったり、あと土日になるとここにも当然お客さんは止まりますので、ここも一定の間隔で見てもらいたいということをお願いしていますので、純粋なトイレの清掃という形ではないです。今のところそういった形でやっておりますし、あと今回「道の駅の協同組合」に委託した経緯なのですけれども、道の駅たがみは指定管理者としてこちら動く中で、指示する、あるいは運営するに当たって、自分たちのほうで受けたほうがやりやすいという部分で、町と協議する中で、では指定管理者のほうで委託料として一緒にさせていただきますというような話をしました。

あと、もう一点なのですけれども、区分け、仕分の部分なのですけれども、確かに委員がご心配のとおり、我々も最初の、建物が分かれてはいるのですけれども、どういう経費案分というか、使い方するのかなというのをしばらく悩んだ時期もあるのですが、営業に係る部分は当然営業に係る部分だということで、そこは割り切らせていただいて、それは向こうのほうの経費で今見ていただいておりますし、こちらのほうの情報発信のほうに係る部分についてはこちらのほうで、例えばトイレの、細かい話ですけれども、トイレトーパーだとか、そういった部分はこちらのほうで見させていただいているというような区分けで今のところいます。

委員長（池井 豊君） 以上で7款を終了します。

暫時休憩しますが、トイレ休憩のみ5分休憩いたします。

午後4時02分 休憩

---

午後4時10分 再開

委員長（池井 豊君） おそろいのようなので、引き続き会議を開きます。

Maxときのスピードでいくそうなので、6款農林水産業費、国土調査から説明

お願いします。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。では、本日最後になりますが、地域整備課の予算のご説明をさせていただきます。

予算書102ページのほうを御覧ください。6款になりますが、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費の中の国土調査事業になります。議会全員協議会の中でも少しお話しさせてもらったのですが、令和3年度事業費としまして、865万1,000円を予定しております。調査地域につきましては、令和2年度に続き上吉田の一部を予定しており、面積については0.02平方キロメートルを今のところ予定してございます。これによりまして、令和3年度末で地籍の進捗率が25.4%になる予定なのですが、実はこの地籍調査は国の負担金を活用しまして今まで実施しておりました。

何回も皆さんのほうにお話ししているのですが……

委員長（池井 豊君） 課長、資料で。

地域整備課長（時田雅之君） では、ご用意させていただきました資料の1ページ目を御覧ください。今委員長のほうから言われました、1ページ目の2の経費の負担のところになります。一応こういう負担割合で、実質町の持ち出しが5%という中で事業を実施してきました。令和2年11月に県を通じて国のほうから、令和3年度以降の地籍調査事業について、負担金の制限をかけるという通知が来たわけなのですが、それを4番の国の動向というところに記載させていただきました。地籍整備の推進に当たりまして、令和3年度以降の負担金事業につきましては、以下の重点対象分野の5分野に関する事業予定区域や計画区域に該当しない場合は、特別な事情がない限り予算の配分は行わないということでありまして、その5分野というのが、一番下の表に書いてあるところなのですが、まず1番、防災対策、いわゆるハザードマップの中のイエローゾーン、レッドゾーン、これが必ず含まれている調査区域もしくは浸水想定区域が8割以上含まれる区域。それと②としまして社会資本整備、新しい道路等を整備する予定がある区域。それとまちづくり、立地適正化計画の中の居住誘導区域ということになります。それと、④番あまりなじみがないのですが、森林の関係で森林経営計画の区域が8割以上含まれる区域。あと5番については、所有者不明空き家が8割以上含まれる区域ということで、この5分野に限っては、負担金事業として実施するという通知が来ております。令和3年度で上吉田地区は完了しまして、予定では引き続き川船河地区に入る予定でございました。なのですが、川船河地区に入る際に、地続きで実施しますと、どうしてもこの5分野に該当する項目がございません。それで、3番の実績等のところで事業費それぞれ年度別で書

いてあるのですけれども、多いときで初年度の2,000万円。それから一番少ないときで令和2年度の800万円。これ国の配分が少なかったの、ここまで落ちたわけなのですが、大体平均しますと1,500万円ぐらいの事業費を、今まで地籍調査事業として実施してきました。今後、国の負担金事業ということでこれが取り上げられない、町の丸々単費で実施するということになると、かなり財政負担が大きくなります。ということで、当課の予定としましては、令和3年度は何とか負担金事業として、上吉田地区の0.02平方キロメートルというのは、この5分野には実は入ってごさいません。なのですが、県のほうと交渉しまして、既に上吉田地区に地籍事業が入っていると、やめるわけにいかないの、令和3年度も実施させてもらいたい。なのですが、この5分野を解釈すると令和3年度の負担金事業としては該当しないのだが、特別な事由ということで、何とかこれを負担金事業として上げてくれないかということで、担当が一生懸命県と協議しまして、取りあえず令和3年度については、負担金事業で実施ができるというところまでこぎ着けました。ただ、令和4年度以降につきましては、予定調査区域からするとこの5分野に当てはまらない、また財政負担が大きくなるということで、今のところ令和4年度以降休止ということで考えております。

その中で予算の関係になるわけなのですけれども、102ページのほう御覧いただきまして、職員手当、それから7節報償費、10節需用費、11節役務費等々、これら通常にかかる経費でございまして、12節の委託料、こちらが令和3年度で実施する委託の経費でございまして、659万1,000円となります。

103ページに移りまして、13節使用料及び賃借料、これシステムのリース料になりますし、あと18節につきましては地籍の推進協議会への負担金。それと26節公課費については、事業で使用する車の重量税のほうになってございまして、令和3年度一応このような形で予算計上はしておりますが、令和4年度以降の休止を考えているということで、今般予算委員会の中でご説明をさせていただきたいと思っております。

委員長（池井 豊君） 続けて8款土木費も説明してください。併せて質疑します。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、8款土木費になります。115ページのほう御覧ください。8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、令和3年度につきましては4,509万9,000円を予定しており、令和2年度と比較しまして、80万2,000円の減額となっております。説明欄のほう御覧ください。まず、道路橋梁総務事業でございまして、こちら次のページにもわたりまして、職員の人件費、それから関係団体への負担金等、こちら経常経費でございまして、よろしくお願いたします。

それと、117ページに行きまして、2目道路維持費、令和3年度1億707万6,000円。令和2年度と比較しまして、1,495万3,000円の増額でございます。ここの2目のほうで一応各種工事費、それから地区要望に対する採択をさせていただいて、予算計上されておるわけでございますが、説明欄のほう御覧いただきたいと思います。まず、道路維持総務事業ということで1,442万7,000円。8節、10節、それぞれ経常経費でございます。

それから、12節委託料、こちらにつきましては、道路維持管理業務委託料としまして977万7,000円、こちら草刈りの委託になります。それと、羽生田・横場線他2路線除草作業委託料、こちら土地改良区に委託しております委託料となっております。

それから、下のほうに行きまして、道路維持その他事業ということで803万3,000円。10節需用費につきましては、経常経費になってございますし、次のページに移っていただきまして、118ページになりますが、17節備品購入費560万円を予算計上してございます。こちらにつきましては、令和2年度に小型除雪車の購入させていただきました。その除雪車に新しく草刈り装置をつけさせていただいて、来年度以降新しい車両で道路除草を行っていきたいということで、そのアタッチメントの経費で、560万円計上させていただいております。

その下になります。側溝改良工事事業、ここからそれぞれ各工事費が計上されているわけですが、予算の説明資料の2ページ目のほう御覧いただきたいと思います。毎年度皆様のほうに配付させていただいておりますが、令和3年度の工事箇所一覧表ということで、ご用意させていただきました。まず、側溝改良工事事業ということで5件で1,244万円。それから舗装補修工事ということで5件で4,190万円。それと防護柵設置工事ということで5件で444万円。区画線標示工事につきましては1件で100万円、これ令和2年度同額でございます。

消雪パイプ工事事業につきましては137万円。こちら要望が結構ありました本田上の田上交番のところの場所と松葉、羽生田地区になりますが、そこに5メートルの延長工事費を上げております。

路肩保護工事につきましては2件で80万円。それと予算書でいいますと120ページに移りますが、橋梁点検ということで40橋予定してございます。こちら金額にしまして660万円。それから橋梁修繕ということで2橋予定しております、こちら金額にして880万円。下に行きまして、予算書のところでは一回ここで切れるので、工事の一覧表はまだ続きますが、一応地区要望の中で工事費として計上させてもらった



のがこのような形になってございます。

地区要望の件数なのですが、小野澤委員の一般質問の中でもお話しさせていただきましたけれども、令和2年度の採択率21.1%に対しまして、令和3年度につきましては、312件の要望に対して85件、率にしまして27.2%で、予算計上させていただいております。

それでは、予算書戻っていただきまして、120ページの一番下になります。3目除雪対策費になりますが、7,815万8,000円を予定しておりまして、令和2年度と比較し、1,523万円の減額となっております。除雪につきましては、令和2年度はかなりの大雪ということで、今後力を入れていかなければならない事業の中で、1,500万円という減額になっているのですが、この中のほとんどが小型除雪車を買った経費が含まれております。それが令和2年度の予算額で1,300万円入ってございます。それと、令和2年度につきましては、シーズン入る直前に1業者が除雪の作業から撤退してしまいました。それで、公共用駐車場の班を持っていたわけなのですが、1業者で行っていたところを、何とか建設業協会にお願いしまして、2社で今まで1つの業者が受けていたところを実施することになり、令和2年度は車道用で22台、歩道用で1台、23台で実施してございましたけれども、令和3年度は今協会にお願いしておりまして、正式に1班確保してくれということで、台数にしまして1台減の車道用で21台、歩道用1台ということで、来年度の体制を考えてございます。

では、予算書のほう説明させていただきますが、3節職員手当、それから7節、10節、11節とそれぞれ職員手当から経常経費になってございますし、121ページの12節委託料、消雪パイプ委託料ということで498万5,000円。こちらにつきましては、消パイ延長、町内約16.7キロメートル、それと公共用施設の駐車場等の点検も含めてございます。

その下になりますが、除雪委託料ということで4,301万7,000円。こちらが例年7回分見ておりますが、令和3年度につきましても一応7回分の委託料の予算を見てございます。

あと、その下、除雪対策その他事業ということで705万7,000円。令和2年度と比較して、事業費1,165万9,000円の減となっておりますが、この事業費の中に令和2年度で購入しました小型除雪車の購入費が入っていたため、大きな予算の減ということになってございます。

予算書122ページのほう御覧いただきたいと思います。続いて、4目道路新設改良費、令和3年度4,253万6,000円を予定しておりまして、令和2年度と比較し、2,889万

4,000円の増額となっております。説明欄のほう御覧いただきたいと思います。道路新設改良総務事業ということで、こちら経常経費となっております。

その下、道路改良工事事業ということで、ここからまた工事費の計上をさせていただいておりますが、まず保明・後藤線、こちらが路肩保護の関係になりまして60万円。それと同じく保明・後藤線、下中村地内になりますけれども、こちらにつきましては、内容は側溝改良と路肩拡幅が交ざっているような工事になりまして、290万円を予定しております。その下、原ヶ崎・中8号線、これ金額大きいのですが、680万円。これが茂野タンス店様から奥に入る水路沿いのところになりますけれども、路肩の部分がかなり崩落しております。特に金子紙器の事務所の辺りに穴が空いているような状態で、その水路沿い、路肩も含めまして改修を行おうということで、今回予算のほう計上させていただきました。年数にして最後まで行くのに4年ほどかかるかと思っております。一応令和3年度から継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、その下、社会資本整備総合交付金になりますけれども、令和2年度に続きまして、保明・後藤線の路肩拡幅工事、予定量が延長300メートル、これ令和3年度実施しますと、機場まで残り約150メートルほどになります。当然のことながら機場まで終わりますと、今度後藤のほうに移っていくわけなのですけれども、こちらのほうも継続的に工事のほうを実施していきたいと思っております。

それでは、123ページのほうに移りまして、2項河川費、1目河川総務費、令和3年度105万4,000円。令和2年度と比較しまして、1,000円の減でございます。説明欄のほう御覧ください。8節旅費、それから10節需用費、18節負担金補助及び交付金、こちら経常経費になってございますので、よろしく願いいたします。

それから、2目河川改良費2,163万5,000円。令和2年度と比較しまして、140万7,000円の増額でございます。説明欄のほう御覧いただきたいと思います。河川改良総務事業ということで665万7,000円。11節役務費、それから12節委託料につきましては経常経費でございますし、次のページに移っていただきまして、124ページになりますが、雨水幹線の維持管理業務委託ということで86万円。その下、同じく雨水管渠の清掃業務委託料ということで60万円。清掃のほうは2年に1回ということで、令和2年度実施しておりませんでした。令和3年度実施していきたいと思っております。

それから、15節原材料費144万6,000円の中のその他ということで、129万1,000円を計上しております。これが田んぼダムの堰板の購入代ということで、枚数にし

て1,680枚計上させていただきました。それで、田んぼダムにつきましては、平成26年度から土地改良区と連携しまして、実施をさせていただいております。圃場整備が終わった田んぼを利用させていただいて、堰板による田んぼダム、大雨時の雨水を貯留させていただくということで事業を行っているのですけれども、現在利用率が77%でございます。5年経過したということで、堰板の腐食が激しく、改良区のほうに代わりがないかという連絡も結構もらっているということで、実施当初の5年をめどに堰板の更新を行うという話もしておりましたので、今回令和3年度で、1,000枚強の堰板代ということで129万1,000円を上げさせていただきました。

それから、その下になります。河川改良工事事業ということで335万2,000円。工事請負費の中の調整池整備、町内ということで250万円計上してございますが、こちらの予定箇所につきましては、本田上工業団地、それからレック団地、川ノ下ですね。それと中店のわかな台団地、それから松葉台団地、あと原ヶ崎運動広場の第1と第2調整池を今までやっていたのですが、それに加えまして地区の要望が強い川ノ下の大原団地、それから羽生田4区の平成の里団地、それから羽生田3区の旧羽生田浄水場前、あと下水のほうで整備しました、バイパス沿いの下吉田川ナンバー3雨水調整池につきましても、今回この調整池整備の中で除草、浚渫のほうを見てございます。

それから、下に行きまして、1つ飛びますが、河川改良浚渫工事事業ということで763万円を計上してございます。こちら各河川の浚渫を毎年実施しているもの。それから令和3年度につきましては、茶園川をまた追加しているのですが、こちらにつきましては令和2年度で緊急浚渫事業債ということで、使用させてもらいましたけれども、令和3年度につきましてもその事業債を適用して、これらの浚渫事業を実施していきたいと考えてございます。

それから、大きなものでいきますと、125ページ御覧いただきたいのですが、17節備品購入費ということで99万3,000円。こちらにつきましては、曾根開田を今管理していらっしゃる曾根保存会というところがあるのですけれども、開田のほうは一応町のほうで、信濃川下流から占用を受けております。私も昔の話で定かではないのですが、あそこの開田のところに民地の田んぼ、それから畑がございまして。国のほうは、河川敷のほうは除草はしないと。除草しないと、当然のことながら草が生えますし、また耕作地のほうにカメムシ等が発生します。曾根の保存会のほうで自分たちで管理をするから、何とか機械器具だけ町のほうで準備をお願いできないかということで始まったと私は聞いているのですが、そこで使用していますトラクター

の後ろにつける草刈り装置、それがかなり広大な面積を草刈りするもので、破損してしまいました。それで、今回草刈り装置のアタッチメントを町で買いまして、曾根保存会に貸与していくということで、99万3,000円の予算を計上してございます。

それから、3項都市計画費、1目都市計画総務費のほうになりますけれども、こちら令和3年度事業費30万円。令和2年度との比較で600万3,000円の減となっております。こちらにつきましては、令和3年度は大きな事業はないのですけれども、令和2年度に大規模盛土造成調査を実施させていただきました。金額にして600万円になりますけれども、町内の中の3,000平米以上の盛土の造成地。それから傾斜角が20度以上等々の地盤の調査を行い、危険箇所を洗い出す調査になります。こちらが第一次スクリーニング調査というものを、国から実施していただいております。第二次スクリーニングから町で調査をかけることになっておりますが、令和2年度でそれらの造成年度、それから優先度調査をしております。成果品はまだ、3月末までの工期になっておりますので、上がってきておりませんが、令和2年度にその事業をやったことから、令和3年度で事業費が落ちますので、その分の600万円分が減額するということになってございます。

それと、126ページのほう移っていただきたいのですが、2目公園管理費になります。予算額が527万7,000円。令和2年度と比較しまして、197万5,000円の減額となっております。説明欄のほう御覧いただきたいのですが、公園の管理の事業になります。公園管理事業につきましては通常経費でございますし、その下の公園その他事業ということで、事業費232万9,000円計上してございます。その中で14節工事請負費77万円。こちらが翠台団地の川名歯科医院の近くに公園があるのですけれども、そこのあずまやが木造のものがあつたのですけれども、かなり腐食して、強風等で倒れてしまったと。それで、公園の中に日陰がない、また、子どもたちも結構遊ぶ公園ですので、何とか日陰をつくってやりたいということで、あずまやの建屋を建てさせていただくということで、77万円を計上させていただきました。

あと、3目下水道対策費につきましては、予算額が1億9,837万9,000円。令和2年度と比較しまして、514万7,000円の減額となっております。こちらにつきましては、明日の下水道事業特別会計のところ、説明をさせていただきたいと思っております。

拙い説明で申し訳ございませんが、説明のほう以上で終わらせてもらいたいと思っております。

委員長（池井 豊君） 8款土木費の質疑に入ります。質疑のある方。

議長（熊倉正治君） 地籍調査の関係、昨日も町民課のほうで少し質疑をしました。事業そのものは、完了すれば面積も増えたり、評価が上がっていけば税収も上がるという観点で議論はしましたが、手間ばかりかかって50万円ぐらいしか増えていないよというような答弁ありました。ただ、この事業そのものは、思い起こせば私当時担当でございました。平成22年、相当県から説明会に來い、來いと言われて、圧力をかけられて、行きたくないのを行った覚えがあります。それで、その後私は定年になってしまいましたが、その説明会の中では手をつけないと駄目なのかなという感じでした。ただ、今日この資料の中にありますが、手をつけていないところとか、休止しているところが結構ありました。五泉市は、あの当時で休止するというような話もありました。どういうわけか加茂と三条は全然駄目なのです。全然話違いますが、下水道の普及率に似ているのです。それで、町も全然していなかったということで、これはやらなければならないのかなということで、私その後、議員させてもらいまして、なったときに一般質問でこれを取り上げました。結果して平成25年から事業化されたのですが、今課長の説明を聞いていると、県も国も相当いいかげんだなというふうに私は思います。そういう方針ということであれば、私はよしとはしませんが、ちょっとどうなのかなという思いがいっぱいあります。それだけ感想を述べておきたいと思いますが、多分飛び地になったり、事業化が再度できるなんていうことは、この状況からいくとないのかなというふうには思いますが、そういう状況になれば、ぜひまた再開をしてほしいなということ、申し上げておきたいと思います。

それと、もう一点、土木費の関係で1点だけ申し上げたいと思いますが、本会議の途中で、建設業協会の要望が上がっていたと思います。町長のところにも同じものが行ったのでしょうし、議会にも来ました。あの中身を見れば、コロナの対策でもありませんが、要するに建設業は大変だということで、ぜひ予算化されれば、特に地区要望の工事の関係とかというのは、ほとんどが町内業者になるのだろうと思いますから、ぜひ8月、9月頃に発注するなんて言わないで、最大限急いで、できれば4月でも5月でも出せるものは、いっぱい出してやるという方向でぜひ町長も考えてほしいし、そういう対策をしていったほうがいいのかと思っておりまして、その辺で見解あればお聞きをしたいと思います。

以上です。

地域整備課長（時田雅之君） 議長からいただきました地籍の関係なのですがけれども、私も今回の国の通知については、ちょっとどうなのかという考えは持っております。

というのは、今まで、議長もよくお分かりだと思えるのですけれども、この地籍につきましては、例えば大規模災害が起きた際に、地籍の調査をかけていけば復元が容易にできる。要は個人の資産の境界をはっきりすることができる。それに加えて、正規の固定資産税の納付ができるということで、国は一生懸命推奨して、そこに町が手を挙げて実施し、今までやってきたところなのですが、私の考えとしては、せっかく上り詰めた地籍事業に対して、はしごを外されたような感じでおります。ですので、ただそうはいつでもこの1,500万円近い事業費を毎年捻出するというのは、かなり財政的にも負担がかかると思いますので、機会を見まして国等に要望ができるときがあれば、町から要望していきたいと考えております。

それと、建設業協会のコロナの関係の話になりますけれども、今日の資料ナンバー2に工事箇所一覧表を皆様にお届けさせていただきましたが、ほぼほぼ第1四半期、第2四半期で発注いたします。第1四半期というのが4月から6月、第2四半期が7から9月、その間でほぼほぼの工事を発注する予定でなっております。ただ、あまり第1四半期に集中してしまいますと、当町指名競争入札をやっておりますので、業者が自分のところの体力よりもいっぱい仕事を抱えてしまうと、工期延長につながるおそれもありますので、その辺はバランス見ながら、第1四半期、第2四半期で集中させて、発注のほうに努めたいと思っております。

議長（熊倉正治君） 地籍調査の関係はそういうことで、当時から比べれば随分言い方がおかしいなという思いがいっぱいございます。それだけでございますが、工事の発注の関係、要望書を持ってこられたときもやっぱり業界の皆さん盛んにそういう言い方をしていました。ということで、体力があるかどうかという問題もあろうかとは思いますが、ぜひ早く工事を発注してほしいということ、再三言われて帰っていかれましたので、ぜひそういうことでお願いしたいなと思っております。

以上です。

1番（小野澤健一君） 私は、2つお聞きをしたいと思えます。

町が管理している河川の浚渫工事について、これだけやるよということでお示しをいただきました。昨今大雨の関係で、国の管理している1級河川と言われるものも全て想定外の中で氾濫をしてきました。一方、田上町の中に県が管理している河川というのは4つございますよね。五社川、山田川、才歩川、大正川。結局田上町が管理している河川を浚渫工事できれいにしても、大本の大きな河川の浚渫がうまくいっていないと、当然のことながら水が合流しないと。下手すれば戻ってくるという事態が考えられるわけでありまして。県の管轄であったとしてもそのところ、

特に私最近見たのは五社川なんてどこが川で、何だか分からないぐらい堆積物がある。JRが通っていたりとか、いろんな問題があるのだよということで経緯は聞いてきているのですけれども、あれだけ傾斜がある河川であれだけ堆積物がたまっていれば、大雨が降ればどうなるかというのは分かるわけ。したがって、五社川だけに限らず、問題になった例えば才歩川であるとか、あるいは山田川、県のそういった浚渫工事の計画をしっかりと把握すること。あと県が管理している河川というのは山ほどあるわけですから、その中で田上町を優先する云々というのはなかなかできないにしても、お願いをすべきときはやはり、町長と一緒にお願いをしてくるというのを、ぜひともやっていただきたいなど。そうでなければ足しげくきたところには、人間ですから、どうしても情が移るといいうい方は変ですけれども、それなりのものはあるのだろうし、全く足も運んでこないということであれば、その程度でしかないということでも分思われるのではないかと思うのです。したがって、今言ったように田上は非常にそういう意味では、河川がある意味では今後の災害の中の非常に大切な部分であるわけですから、ぜひとも今年度は従来以上に足しげく、地域振興局になるのか、あるいは県庁になるのか分かりませんが、定期的に行けという、そこまでは言うつもりありませんけれども、やはり足しげく通う中で、今申し上げたように4つの河川の浚渫工事の計画、こういったものをしっかりと把握する中で、我々に教えていただきたいというふうに思っております。特に五社川は、どう考えても私は川のていをなしていないのではないかなど。本来川の機能を発揮してもらわなければ、田上が幾らやっても、さっき言ったように、水流れて戻ってくるわけですから、下手すれば。だから、そういうことが決してないように、そういった災害を事前に防ぐという意味で、その辺をひとつお願いをしたいというのが1つ。

それから、先ほど課長からも、私が地区要望の件で一般質問した中で、採択率を上げるということで町長から答弁があって、今年は先ほど示していただいた件数にはなるのですが、あと私が聞きたいのは、令和元年度、令和2年度、今令和3年度なのですけれども、これの採択率も非常に大切だと思うのですけれども、金額というのはすぐ分かりますか。例えば令和3年度の地区要望にかけたお金がこれだけ、あるいは令和2年度はこうでした、あるいは令和元年度はこうでしたというのは調べると分かるものですか。もし、分かるのであればそれをお聞かせをいただきたい。大体採択率と金額というのは、ある程度の相関関係を持つのだろうと思うのですけれども。それにしても私が問題にして、地区要望の大切さをあれだけ述べてきたも

のですから、できればその金額を一つ教えていただきたい。これそういう意味で、今すぐに回答はできないということでしょうから、総括質疑の中でこれを問うておきますので、後ほどご回答のほうお願いしたいというふうに思います。

したがって、質問は1つ、県管轄の4つの河川の計画、浚渫計画とか、こういったものを積極的に把握をしていただきたいというふうに私はお願いしました。これについていかが思いますか。

地域整備課長（時田雅之君） ありがとうございます。五社川につきましては、従来から才歩、山田川の改修が終わった後、県については五社川の改修をしてくれと、再三再四町のほうから要望しております。拝見するとご存じだと思うのですが、五社川は堤防両側田んぼなのです。県のほうの優先度としてはかなり低い位置に落ちていました。改修計画はあるものの、休止のまま今まで来ていたわけなのですが、今年度再開に向けて測量調査を……

（今年度っていつの声あり）

地域整備課長（時田雅之君） 令和2年度です。令和2年度は、事業再開に向けまして測量事業を県で実施しております。続けて改修事業が進んでいきますように、また逐一振興局の治水課長のほうに確認を取ったり、何回も行くと嫌われるときもあるので、情で訴えながら何回かに分けて電話したり、顔を見に行ったり、名刺置いたりして、事業が円滑に進むように営業していきたいとします。

（嫌われてもいい。何回もの声あり）

地域整備課長（時田雅之君） 一生懸命行ってまいります。

それと、採択の関係の金額なのですが、これから一生懸命数字出しますけれども、もしかすると総括質疑に間に合わなかった場合、間に合わせるようにしますが……間に合わせます。一覧表を後ほど提出させていただきます。

1番（小野澤健一君） 力強い回答ありがとうございました。ぜひとも課長が1人で行かれるとき1人だと寂しいと思いますので、どうぞ町長と一緒に行って、お願いすべきものはお願いします。田上町は金がないので、県がこれやってくれないと我々町民の生命、財産を守り切れないというような形で、しっかりとお願いすべきはしないといけないと思うのです。五社川のほうは、新津郷の圃場整備の関係で、そっちが違う形で動いて、河川と圃場整備は行政特有の縦割り行政で、お互い互換性がないという中で、そういったものが進んでいくわけですので、この辺今さらその矛盾を説いてもしょうがないと思うのですけれども、川は川、河川は河川でその機能をしっかり果たすと、周りが田んぼだから、周りがイメージ的に田んぼダムだなんて



多分思っているところもあるのだろうと思うのですが、稲作している人はそう簡単には考えられない部分がありますので、ぜひともその辺、河川については、さすが田上だというふうな形になるように、しっかりやっていただければというふうに思いますし、あと地区要望の予算額、寝ないでやれというそこまでは無理は言わないですから、総括質疑に出すわけですから、極力回答できるようにひとつお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

6番（中野和美君） 私また地籍調査のことです。今お話の中で諦めるしかないみたいな方向に行っているの、そこで問題提起したいと思うのですが、これ資料の4番目のところにもあります、以下の重点対象分野の5分野に関する事業予定区域や計画区域等に該当しない場合特別な限りですから、該当している部分が5分野あるのですよね、表出してくださった部分。これを継続して少しずつでもつないでいていただきたいなと私は思います。先ほど課長がおっしゃったように、もし災害があった場合、復旧に関して、復旧しやすくなるのか、それこそ羽生田駅の辺りも浸水したりすることもありますので、大分改善されてはいますけれども、近くの方々は心配しているところがあります。その辺と、災害が起きそうなところ、もしくはこれから町長が新しい住宅地をつくっていきたいなんていう場合は、新しい道路を整備するかもしれないですし、ですからやめてしまうというのではなくて、できることから続けていくという方法もありではないのかと思うのですが、いかがでしょう。

地域整備課長（時田雅之君） 町のほうでは、令和3年度で上吉田が完了しますので、続いて川船地区に入っていきたいと考えているのです。そういった中で、この5分野に該当する地域というのが今ございません。飛び地になってもというお話いただくのですが、飛び地になるといろいろ支障が出てきます。例えば羽生田地域に次飛んで調査区域を設けようとするすと、自分の面積は確定されないのだけれども、立会いには出てこなければならぬ人がかなり多く出てきます。そうすると、立会いに来た人は自分の隣に調査区域が設けられれば、では来年は自分のところに来るのだななんていうお考えをお持ちだと思うのですが、実はそうはなりません。そういった経緯もありまして、公平、不公平感を持たせてしまうと事業にも影響しますし、その辺を考えての令和4年度からの休止ということで考えているわけなのですが、国のほうが条件を緩和してくれないかなということ期待しながら、こちらのほうからも要望して、事業再開に向けて準備していきたいと考えています。

委員長（池井 豊君） 議事の途中ではありますが、委員長より会議時間の延長について申し上げます。

本日の会議は、議事の都合上あらかじめ議事日程の終了まで延長いたします。

引き続き議事を進めます。

6 番（中野和美君） おおむね50年計画していたものをこの10年ぐらいでやめざるを得ないというのは、とても残念な気持ちがしております。今後、町民の財産等を守るためにはとてもいい制度だなと思っていましたので、また再開等に合わせまして、課のほうで見ていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

8 番（椿 一春君） 127ページのバツ目なのですが、住宅管理費のこのバツ目について説明をお願いしますというのと。それから125ページのトラクター備品の貸与なのですが、これ五、六年前だったかにも貸与されたということで聞いておりました、草刈りで困っているというのは、農家組合なんかですと、さきの産業振興のほうと違うのですけれども、農家組合での川ですとかそういったところの草刈りで、だんだん高齢化になってきて、とても大変になっております。これ1団体に貸与するというのであれば、この機械をもっと有効に利用できるような形で考えてもらえればというふうに思うのですが、その2点について回答願います。

地域整備課長（時田雅之君） 予算書127ページのバツ目住宅管理費なのですが、説明落としてしまして、申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、令和2年度まで民間住宅建設事業費補助金ということで、アパートを田上町内で建てるときに1部屋当たり50万円、予算枠として10室分の予算を見ていたのですが、実績がなく、時限立法ということで、令和3年度から予算額を落としたということになります。

それと、トラクターの草刈り機の貸与なのですが、高齢化でいろいろ草刈りが大変だというようなお話は分かるのですけれども、今般曾根の保存会のほうで困っているのは、信濃川下流が管理する河川敷の草のことなのです。下流が刈ってくればいいのですが、河川管理の中で下流がどうしても草刈りをしないと。町も町の予算で草刈りをすることは、かなり金額もかかりますので、できないと。そういった保存会との折衝の中で、保存会所有のトラクターに装着するアタッチメント、それだけ町から貸与いただければ自分たちで草刈りをしますので、何とか貸与をお願いできないかという中で、町が下流から河川敷の部分を占用して、管理は保存会に任せているというような形の話の中でのことになります。先回は、4年ほど前に草刈り機購入したのですけれども、御覧いただくと分かるのですが、かなり面積が広いのです。5反、6反なんていうものではなくて、かなり広大な面積を草刈りすると

ということで、機械の耐用年数が大体7年ぐらいと言われてはいるのですけれども、あまりにも作業面積が大き過ぎてそれがもたないということで、今回アタッチメントの取付け部が破損したということで、予算計上をさせていただいておりますので、何とかご理解願いたいと思います。

10番（松原良彦君） 最後みたいなので、張り切って終わりたいと思います。

私は、田んぼダムの堰板の更新のことについてお話を聞きたいと思います。3点ほどお聞かせ願いたいのですけれども、この土地改良区の申込みは、役員の方が私たちの集落を回ってきました。それで、何枚要るねという、その程度のものでございましたので、そのようにお答えをしたのですけれども、その人が病気で亡くなりまして、土地改良区とよい話ができていたのか、いないのか、また役員が替わりましてこうなったわけでございます。それで、この堰板は引渡しはいつ頃に思っているのか、それであと材質はこのままなのか、この形がそっくり来るのかお聞かせ願いたいと思います。

地域整備課長（時田雅之君） 新しい堰板、いつお渡しができるかということなのですが、4月以降すぐ発注しまして、納期はまだ確認していないのですが、そんな長い期間はかからないとは思っています。

材質なのですが、従来と変わらず木製になります。

10番（松原良彦君） それだけですか。私は、今は田んぼが大きくなりまして、雨が降ると水圧がかかってきてどうにもならないくらい、外すこともなかなか容易でない状況になってくるのです。それで、私は今度来るのにL字形の、ああいうのを挟んで上げやすい、使いやすい、けがをしないようになったような、そういうものが来るのかなと思って期待をしながら待っていたのですけれども、期待は無残にも駄目でしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 予算を計上する前に、土地改良区にどのような形の堰板がいいかということでお話を聞いたのです。そうしましたら、従来どおりの堰板ということで改良区から話を受けていましたので、私どもそのつもりで予算を計上してございます。もし何かいい堰板等があって、改良区とも話がつくようであれば教えていただきたいので、後ほどまた勉強させてください。

委員長（池井 豊君） 松原委員、今話ししていたの、堰板のイメージが共有できていないようなので、後で具体的などんなのだから現場、課に行って伝えるようにしてください。

10番（松原良彦君） 土地改良区のほうもそこまで考えていないみたいなお話ですので、

これは仕方がないなと思って聞きました。それで結構です。

終わります。

7番（今井幸代君） 何点か、これ要望という形になると思うのですが、追加資料で頂いている工事の今年の施工箇所になるのですが、青海地区の青海3号線の側溝改良あるのですが、青海地区でバイパスができたからゆえなのかちょっと分からないのですが、側溝の勾配が逆転しているというような話を少し聞いたりしました。実態が本当にそうなのかどうなのかちょっとよく分からないのですが、そういった話を少し耳にしたので、側溝改良されるようなので、その辺り少しよく見ていただきたいと言うと変なのではあるのですが、現状、現地の辺りどのような形になっているのか、少し確認をしていただきたいなというふうに思います。これ要望になるので、お願いします。

2点目が除雪関係で、今回一般質問も少しさせていただいたのですが、今年から業者のほうからも動態管理システムと申すのでしょうか、システムを入れるということで提案があって導入するということなのですが、具体的にどういった内容のものなのかというのを、もう少し説明をいただきたいというのが1つと。あと、あわせて結局除雪課題って、私なりの除雪に対する課題整理というのは今回一般質問でさせていただいたのですが、町当局としてもきちんと除雪を取り巻く課題というのがどういった形になっているのかというのを、町としても課題整理をしっかりしていただきたいと思うのです。それに対して、どのようなアプローチをしていくのかということ、地域整備課だけではなくて、除雪課題を整理していくと、確実に各課をまたいで連携していかなければいけない部分が出てくるはずだと思うので、町全体の除雪に対する検討会みたいな形で、町全体の組織、協議会と申すのでしょうか、全庁的な検討会議、ワーキンググループなのか分かりませんが、何でもいいのですが、そういったものをきちんと設置して、検討を進めていくべきだと思うのです。そういったことに関しては明確な答弁いただけなかったのですが、令和3年度そういったものをやっていくべきだと思うのですが、それらに関しての考え方がありますか。

地域整備課長（時田雅之君） 動態管理システムの関係なのですが、今ある業者から無料で来年使ってみないかということで打診は受けています。それで、お金がかからなければ、お話しさせてもらったように、全台入れてみようと思っているのですが、簡単に言うとスマホを使ったものでありまして、作業前に除雪車の中にあるタブレットと申すか、スマホタイプのものを開始のボタンを押すと、その作業車の位

置が、町で把握ができるというようなシステムになっています。ただ、それがどれだけの効果があるのか、また入れたことによってどれだけの作業効率が上がるのか分かりませんが、無料なので、一回入れてみて検証したいと思います。

あと、除雪の課題なのですけれども、今井委員より例えば消防団、それから農家組合等も入れた中での協議会というご提案……

7番（今井幸代君） 対外的な見解ではなくて、まずは除雪課題をきちんと整理していくために、まず、皆さんたちで多分除雪の課題の整理って地域整備課でできると思うのです、そこに関しては。ただ、そこに対してどのようなアプローチをしていくかということを検討していくためには、それは恐らく各課をまたいだ横断的な連携や、アプローチがないと難しいのではないかなと思うのです。なので、まず第1段階としては、除雪の課題をきちんと整理すること。きちんと課題整理をした上で、どのようなアプローチをしていくのか検討すること。そこをした上で、外部との協議会の設置とかになっていくと思うのです。まず、令和3年度では課題の整理と、どのようなアプローチをしていくのかということのを、町でしっかり検討するということをしていただけないかということなのです。

地域整備課長（時田雅之君） 整理については、来週係の打合せをして、今シーズンどういった反省点があったのか、そういった洗い出しをする予定ではあります。横断的な内部の関係については、庁議の関係もありますので、またちょっとこちらで検討して対応したいと思います。

5番（小嶋謙一君） 2点お聞きします。

まず、1つはページでいうと116ページのところです。国道403号線整備促進期成同盟会負担金、この金額はともかく、これは町の歩道整備の、中身歩道整備だと私思っているのですけれども、現実に町はどのような対応というか、活動といいますか、歩道整備に対してどのような、課長から前歩道整備のやり方云々というのをお聞きしているのです、それは分かるのだけれども、期成同盟会ということであるものだから、恐らく町は歩道整備のほうを一つ主体にして捉えていると思うのですけれども、今実際どんな動きをしているか、町としては。それがまず1つ。

それと、道路維持、117ページの。次のページ。12節委託料の金額と説明のところの委託料660万円の差額なのだけれども、これはミスプリなのか、それとも660万円どこか飛んでしまっているのでしょうか。要するに12節で1,673万7,000円でしょう。説明のところの委託料が1,013万7,000円ではないですか。

（何ページの声あり）

5番（小嶋謙一君） 117ページ、2目道路維持費です。2目道路維持費の12節委託料、それから説明のところの委託料、この差額はちょっと分からないのだ。

地域整備課長（時田雅之君） まず、403号の期成同盟会の関係なのですが、こちらにつきましてはバイパス本線工事関係の同盟会が主な活動内容になっています。歩道とはまたちょっと違う意味合いになりますが。

それと、12節の委託料の関係なのですが、確かに117ページに委託料1,013万7,000円ありますが、その後段にもまだ委託料が事業費の中にありまして、それらを足しますと、この委託料1,673万7,000円ということになるということでもあります。

5番（小嶋謙一君） その下にあるのは977万7,000円と36万円ではないの。

地域整備課長（時田雅之君） 120ページの道路メンテナンス事業。

委員長（池井 豊君） 小嶋委員、いいですか。

5番（小嶋謙一君） いいです。

2番（品田政敏君） 小型除雪機、私新潟ですので、新潟の同じNRを買ってくれたと思って喜んでいました。そのときにアタッチメントも同じものだから、そのままいけるのだらうと思っていました。そうしたら、今回草刈り装置560万円入っているということ。ということは、前のやつは駄目になったということなののでしょうか。それとも一度に出すのがあれだったので、分けて出したのかというその訳お聞きします。

地域整備課長（時田雅之君） 耐用年数が過ぎてしまいまして、草刈り機も新たに購入しないと駄目だったということでもありますし、なぜ一緒に買わなかったということになりますと、補助金の関係がございまして、草刈り機を一緒に買えなかったということもございます。

委員長（池井 豊君） いいでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 以上で8款を終わります。

本日の審査はこれで終了いたします。

執行の皆様、お疲れさまでした。委員の皆さんはしばらくお待ちください。

副委員長より本日の質問数と総括質疑、またはあと資料の提出について確認しますので、私は請求したのにないか、総括質疑私もしたのにないかという方がいたら後で指摘してください。副委員長、お願いします。

副委員長（渡邊勝衛君） 大変ご苦勞さまでございました。まず、質問数でございますけれども、今日が63件です。それで、昨日の41件を入れまして104件になりましたの

で。

あとは総括質疑ですけれども、今日は4名の方が出ております。関根委員が2件となっておりますけれども、まず関根委員のほうから物件費、委託料適正積算についてということで出ております。

その次に、中野委員のほうから保健福祉課の人的配置の考え方を問う。

その後、関根委員のほうから各種基金の在り方と有効活用について。

最後に、小野澤委員から地区要望に対する予算措置額についてということでございます。

それで、資料のほうは小野澤委員のほうから1件だよな。

(今井委員からの声あり)

副委員長(渡邊勝衛君) 今井委員だね。

(YOU・遊ランドの声あり)

(アスレチックの声あり)

(YOU・遊ランドの遊具の声あり)

副委員長(渡邊勝衛君) ということで1件出ておりますので。

(何事か声あり)

副委員長(渡邊勝衛君) 小野澤委員も言ったよね。

(出し方として、資料に出してもらえば一番分かりいいの  
声あり)

委員長(池井 豊君) 資料も含めてということで大丈夫ですか。

副委員長(渡邊勝衛君) ということで、資料2件になるわけね。

委員長(池井 豊君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって散会とします。

ご苦労さまでした。

---

午後5時24分 散 会

令和3年第1回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第3日)

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年3月18日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 8番  | 椿 一春君  |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉 正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |                   |       |
|--------|-------|-------------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 教育委員会<br>事務局 局長   | 小林 亨  |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 総務課長補佐            | 中野 貴行 |
| 教育長    | 安中 長市 | 教育委員会<br>事務局 局長補佐 | 諸橋 弘樹 |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 教育委員会<br>第2学係 校長  | 長谷川 暁 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 |                   |       |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 8 傍聴人
- なし
- 9 本日の会議に付した事件



議案第 1 4 号 令和 3 年度田上町一般会計予算議定について中

歳 出 3 款 民生費

9 款 消防費

1 0 款 教育費

1 1 款 公債費

1 2 款 予備費

議案第 1 5 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について

議案第 1 6 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について

議案第 2 1 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について

委員長（池井 豊君） おはようございます。予算審査特別委員会3日目になります。2日間とも闊達な質疑ありがとうございました。総括質疑においては、議会だより紙面をどのように編集しようかと、悩まれるぐらいの活発な総括質疑を上げていただき、ありがとうございます。引き続き慎重審査を続けていきたいと思っておりますので、3日目もよろしくお願いいたします。

本日の出席は、13名全員であります。

今日は、傍聴の届出は出ておりません。

これより本日の会議を開きます。

これから審査に入りますが、昨日に引き続き審査を進めてまいります。

それでは、これより9款消防費から説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、改めておはようございます。それでは、9款からということをお願いいたします。

予算書は、127ページをお願いいたします。9款消防費、1項消防費、1日常備消防費でございます。令和3年度につきましては1億9,424万1,000円ということで、令和2年度と比較をいたしますと、458万円の増額でございます。これらにつきましては、加茂市・田上町消防衛生保育組合の負担金ということになってございます。内容につきましては、消防費の関係につきましては、令和3年度におきまして、消防指令車の更新、それから半自動式除細動器の更新ということで、かなり年数も経過をしているということで、購入をしたいということ。それから職員につきましては、新採用を2名採用するという、併せて1名退職もあるのですけれども、それらの関係の人件費の関係での増額。それから令和2年度におきましては、消防庁舎の関係で空調の更新工事を行った関係で、その関係は減額というようなことでございますが、それらを相殺いたしまして、令和3年度におきましては、458万円の増額の1億9,424万1,000円を、予算計上させていただいているところでございます。

続きまして、2目の非常備消防費でございますが、2,171万1,000円ということで、令和2年度と比較をいたしますと、14万3,000円の増額ということで、額的にはそれほど多くはございませんけれども、女性広報班、これは平成23年度からでしょうか、創設をして、いろいろな後方支援ということで、活動していただいております。

れども、消防団からの令和3年度要望でこれを団員化してほしいということで、今回こちらを女性消防班から女性消防団という形で、業務的には今やっている部分と、後方支援という部分では変わらないのですけれども、そういうことで報酬の関係がトータルしますと、10万8,000円の増加をいたします。あわせまして、令和3年度におきましては、新潟県の女性消防団の活性化大会、隔年で実施をしているのですけれども、南魚沼市で令和3年度は開催をされるということで、県央地区では女性消防団というか、女性消防の関係につきましては、三条、燕、今加茂市も募集をしているということでございますけれども、特に田上が非常に活動が活発だということで、県の大会においては、県央地区で田上町の女性消防団が活動内容を発表するというので、それらの関係の経費が旅費、費用弁償等で計上してございます。非常備消防については、主な内容については以上でございます。

それから、めくっていただきまして129ページをお願いいたします。3目の消防施設費でございます。376万7,000円の予算でございます。令和2年度と比較いたしますと、2,283万5,000円の減額でございます。令和2年度におきましては、新潟五泉間瀬線の関係で、防火水槽の移設工事がございました。この関係が1,773万2,000円。それから年次的に積載車を更新をしております。令和2年度は7分団でしたが、令和3年度には計上ございませんので、451万円、それが減額。令和4年度には1分団ということで予定をしております。それらが減額した大きな要因でございます。あとは、経常的な経費になってございます。

それから、めくっていただきまして130ページをお願いいたします。4目防災費です。562万5,000円でございます。令和2年度と比較いたしますと、1億8,344万6,000円の減額でございます。令和2年度におきましては、同報系の防災行政無線の関係で1億7,859万6,000円、移動系の防災行政無線で748万円、これが減額になります。それから、新たに防災無線点検の関係で、保守点検的な部分での委託料が増えるということで、205万5,000円の増額になってございます。

主な部分はそういうものでございますが、あと予算の参考資料ということで追加資料でお配りをさせていただきましたが、そちらちょっと出していただければと思うのですが、既に総務産経の所管事務調査でもご報告をさせていただいているのですけれども、資料の5ページになるのですけれども、予算書でいうと131ページのところの防災対策その他事業で、40万円の予算の計上をさせていただいているところでございますが、令和3年度におきましては、田上町の総合防災訓練、平成26年度以来ですから、7年ぶりでしょうか、そういうことを一応計画しております。防災

行政無線が整備されたということで、計画をしておるところでございます。今のところの日時、予定でございますが、令和3年10月の末頃の日曜日ということで予定をしているところでございます。今回は、この前の渡邊議員の一般質問でお答えをさせていただきましたけれども、特に感染症対策を踏まえた避難所の開設訓練ということで、今までであれば、そういうものがあれば、災害等が発生すれば、すぐに避難所へということになりますけれども、今は垂直避難ですとか、あるいは車の中、あるいはご近所とか親戚等という部分がございますので、そういった部分、そういったしますといわゆる安否確認をどうしていこうとか、そういった部分、こういう部分もこの前防災士のフォローアップ研修などを通じて実施しております。あと、感染症ということで、間仕切り、パーティション等のまた体験とか作成、そういったものを一応実施する予定にしているところでございます。本来であればいろいろ打合せ等していければということなのでございますが、なかなかコロナの関係で、今後の予定といたしましては、まず、今月中には自主防災組織の役員会に概略を話をして、できれば来月に入ったら、まず自主防災組織連絡協議会で話をすると同時に、関係する機関ともなるべく密にならない程度に何回か開催をしていきたいということで、考えているところでございます。予算的には40万円程度ということでございますが、そういう形で実施をしていくということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

説明のほうは、簡単ですが、以上でございます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

9款消防費についての質疑を受け付けます。質疑のある方。

1番（小野澤健一君） すみません。始まる前に聞けばよかったような内容かもしれませんが。昨年度いわゆる消防団の人数、実数と定数ということでお聞かせをいただいているのですけれども、令和3年度何人になっておられるのか。

それから、先ほど説明のあった女性の広報班、これを消防団のほうに切り替えるという形ですけれども、去年の中で消防団の充足率が92.8%ということですが、今後そういった100%を目指していく中で、女性の採用というか、そういったものを増やしていく予定があるのかないのか。たまたま今女性の広報班をいわゆる女性の消防団のほうに組み替えるというだけではなくて、今後、女性の活躍の場というのも含めて増やしていく予定があるのかないのか、この辺ちょっとお聞かせをいただきたいなど。

委員長（池井 豊君） 小野澤委員、質問の中に令和3年度の実数って言いましたけれ

ども、令和2年度、今現在の充足数でいいですね。それとも令和3年度の目標値なのか。

1番（小野澤健一君） すみません。直近のという。

総務課長（鈴木和弘君） 直近のですね。

1番（小野澤健一君） はい、そうです。

総務課長（鈴木和弘君） すみません。今令和2年度末で250名ということで、充足率は89.61%でございます。

それから、女性広報班については、もともとこの人数の中に入れておきまして、新たに団員化するというので、女性広報班ならず、各分団につきまして、昨年ちょっとこの予算委員会、令和2年度でもあったのですけれども、人数の募集がなかなか大変だということで、定期的に毎月それぞれ各分団で回って募集に努めていきたいということで、回答させていただいたかと思うのですけれども、残念ながらコロナの関係もあって、なかなかうまくできなかったということですので、そういった部分は、また引き続き募集のほうに努めていければなというようなことで、女性広報班ならず、そういう形で取り組みはしていきたいと思っています。

1番（小野澤健一君） 実数が250名ということは、定数って279名でいいのですか。

総務課長（鈴木和弘君） 279名ということで、今89.61%ということですよ。

13番（高橋秀昌君） 非常備消防、つまり消防団をどう見るかということがなかなか頭に入らなかったものですから、私がかつて議員をさせてもらった頃に常備消防ができて、そして、何か消防団は常備消防を補うもの的な捉え方は私自身の中にもあったのですが、実はこの消防団に関する法律があることを知りました。そこには、消防団が将来にわたり、地方防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを鑑み、消防団の抜本的な強化を図るために必要な国及び地方公共団体の措置義務というものがあるのだということ、実は最近ようやく知ったというのが実態です。このことについては、私は最近知ったのですが、町当局はもう既に認識されていたのかどうかについて伺っておきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 私もまだ何年もたたないですけども、今ほど高橋委員が言われることは承知はしておりませんでした。

13番（高橋秀昌君） それでは、その点についてお互いに、町執行と私議員であります、議会との関係では、そうした認識、お互いに認識を共有するということをまず第一に提起しておきたいと思います。このことはよろしいでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） はい。

13番（高橋秀昌君） その上で私が関心を持ったものは、それでは消防団員の方々の募集に難儀するということもあるわけですが、1つは消防団員の報酬は一体どうあるべきなのだろうというふうに考えました。かつて昔議員をさせてもらった頃、消防団の団員の報酬を上げるべきだと主張してきた経緯があるわけですが、今回は上げるべきだという前提よりも、どう見るべきかということに、力点を置いて調べてみました。そしたら、こういう統計が出てきたのです。驚いたのですが、全国の市町村単位で、一般消防団員がどれだけの報酬をもらっているかという一覧表が出てきました。大きな市はやっぱり結構報酬は高いのですが、それで新潟県で見たのです。田上町は2万1,000円の報酬、団員ですよ。一般団員は2万1,000円の報酬ということで、それでは30市町村でどういう位置にあるのかなと思って見ましたら、同じ2万1,000円が三条市にありました。三条市、田上町。それで、それよりも少ないところが、3自治体があるのです。つまり下から数えたほうが早いということが分かりました。財政が厳しいとかいろいろ言われますけれども、この法律に基づく消防団はそれに代わるものがないのだよと。それだけに消防団を大事にしなければならないよということ。もう一つはなかなか団員になってくれる方がいないと。定員には到達しないという状況、こういうのを考えていく中で、一つの方策としては、30市町村の中でワースト5とかワースト6とかいう位置づけを、もう少しやっぱり変えていく必要があるのではないかとここを感じました。もちろん報酬を上げたから団員がどんどん増えるということにはならないと思いますが、したがって1つはやっぱり消防団の役割というか、重要性をアピールすることと同時に、消防団に対する報酬も、世間並みに上げていくという努力が必要なのではないかと感じましたので、この点での町の見解を伺っておきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど高橋委員がおっしゃるとおり、私もちょっと県内の、私が見ているのと高橋委員が、私のほうがちょっと古いのですけれども、確かに言われるようにそんなに高いほうではありません。たしか平成30年度に報酬改定ということで、そのとき県平均並みに改定をさせていただきたいということで、平成31年度と令和2年度にかけて引上げをさせていただいたのですが、どうもその後、ほかの市町村も引上げをした関係があって、またどんどん上がって行って差が出ているような状況がちょっと見受けられます。消防団だけではなく、以前は町全体の中の報酬の見直しをということでは取り組んでいたのですが、特に前回は消防団だけまず低いということで、見直しをしていたという経過もあります。今高橋委員がおっしゃるとおり、国からももう少しそういう部分引上げなり、見直しをという要請も

ちょっと出てきておりますので、町全体もそうですけれども、特に消防団の関係については、もう少しまた県の状況を見た中で、場合によっては今後引上げを含め検討していかなければいけないかなというのは、私も含めて担当と協議をしているところでございますので、少し今後研究なり、国からもそういう通知等も来ておりますので、少し検討していかなければいけないかなとは思っています。

13番（高橋秀昌君） ぜひそういう点で努力していただきたいと思います。そこで、私の資料は総務省が出した令和2年12月15日付けのが手に入りましたので、ここでは30市町村のうち阿賀野市が1万4,000円、南魚沼市は1万8,300円、胎内市が1万7,800円、そして三条市が2万1,000円、田上町が2万1,000円という、あとみんなそれよりぐっと高いのです。ということで、検討していただきたいと思います。

それから、もう一つなのですが、火事になったら出るというだけの消防団活動ではないのですけれども、アピールするときに消防団活動の具体的な中身や、それから消防団の役割というものも、ホームページや、あるいはビラ、チラシ、全戸配布などでももう少し工夫をして関心を呼ぶような、そういった手法も同時に検討しながら報酬も変えていくという、そういう視点が大事なのではないかなと思います。私自身が若いときから家にいなかったものですから、消防団の経験がないのです。でも、見ていると、消防団員の方々は、若いときは雪が降ればもうみんな早く出て、消火栓のところをみんな除雪して、消火栓がちゃんと見えるようにしたりとか、そういう活動をしていて、あっ、すごいなといった記憶があります。そういうことから、地域の中で欠かすことのできない消防団の皆さんの活動を、もう少しクローズアップさせていくような努力というのが、すごく大切なのではないかなと感じましたので、一言添えておきたいと思いますので、参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

副委員長（渡邊勝衛君） おはようございます。

それでは、予算書130ページでお願いします。説明欄のところの14節工事請負費でございます。これが65万円ほどあります。消火栓布設替工事ということで、これが何か所であるかと。

それと、18節ですか、負担金補助及び交付金、防火水槽設置場所借地料補助金というのが12万8,000円あります。まず、私有地に設置されている地区と防火水槽の数をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） ちょっと待ってください。すみません。予算については、どこということではなくて、窓口ということで、65万円計上しているという状況でござ

ざいます。

細かな部分、では補佐から説明してもらいます。すみません。

総務課長補佐（中野貴行君） 中野と申します。よろしく申し上げます。

今ほどの130ページの負担金補助及び交付金の12万8,000円。この内訳ということで、防火水槽の設置場所の借地料補助金ということで、12万8,000円ほど計上させていただいているものなのですけれども、この内訳としましては、箇所数は24か所に対して、そこは民地ですけれども、民地に設置しておりますので、24か所設置しているところであります。

（何事か声あり）

総務課長補佐（中野貴行君） すみません。失礼しました。23か所でありますので。

副委員長（渡邊勝衛君） 何地区ですか。

総務課長補佐（中野貴行君） 地区は8地区、23か所でありますので、よろしく申し上げます。

副委員長（渡邊勝衛君） それで、防火水槽の関係をお聞きしますけれども、まず年間借地料として5,000円を町が払っていますよね。それで、まず借地料補助金として、1か所5,000円というようなことで払っているわけですけれども、その前に5,000円を各地区の会計からその所有地の方に払っていますけれども、現状は。それではまたやはり仕事が、昨日も産業振興課のほうで、ちょっと仕事がいっぱいあるから区長の仕事を減らすようという話があったわけでございますけれども、この関係も各地区からではなく、町のほうから借地料として直接払うことができますか。

（各地区からはもらっているんでしょうの声あり）

副委員長（渡邊勝衛君） 各地区からはもらっているのでしょうか。ちょっとその借地料の支払い現状を明確にしてください。

総務課長（鈴木和弘君） 今は考え方としては、地区がお支払いしている金額、それをまずもらって、町のほうも補助基準額という分を決めております。それに対して要するに少ないほうといたしますか、それを町から補助をして払うと。支払った金額と町が決めた金額を比較して、低いほうをお支払いしているというのが実情です。

副委員長（渡邊勝衛君） 今ほど総務課長から話があったわけですけれども、そのお金の関係を直、地区から借地されている方に払うのではなくて、町から払うことはできるのではないのでしょうか。例えば口座の中に入れるとか。金額というのは、毎年決まっていますよね。

総務課長（鈴木和弘君） 町は、あくまでも評価額に対して幾らかという積算、まず補



助金の単価を決めます。地区が払うのは、またその地区との話ですから、幾ら払うか。それをもらったものと町が決めた部分を比較して補助金として支払うということですから、それを直接その人に払うといっても、足りない分は地区から払うなり、そういうことも出てくるかと思うので、やはり一旦払っていただいたものについて町としてはその金額を見て、それで町の基準である単価と比較をして、補助をするという形になっている。今は、補助するというのはそういう形になっています。

副委員長（渡邊勝衛君） 地区から例えば借地される方に金を払うときは、町からお金の金額が来てから払うのではないのでしょうか。

委員長（池井 豊君） ちょっと今混乱しているようなので、これはあくまでも補助を地区に入れて、地区が借地者に払っているという現状だと思うのですが、渡邊委員は、それは区長の仕事を簡略化するためにも、補助という形ではなくて、町から直接借地者に支払いをしたほうがいいのかという提案だと思うのですが、そういうことですよ。

副委員長（渡邊勝衛君） はい、そうです。

委員長（池井 豊君） それに対して見解ちょっと聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） これについては、あくまでも設置しているものについて町から補助を出そうというものですから、直接その人ではなくて、地区がそれを払ったものについて、その金額に対して町の補助金、基準単価に対して、ではどちらが補助、町が補助する金額、それとも相手が支払った金額が少なければその金額しか支払わない。あくまでも借地料を払っている方に対して、町が補助をするという形になっていますから、直接借りている人に町が払うということにはならないと思うので、町が契約しているわけではないですから。

委員長（池井 豊君） この消防設備費のところには入っているけれども、決して防火水槽は町の施設ではないと。町の施設ではないので、地区が払う、町が払う必要性はなくて、地区が払うべきだと。ちょっとこれ町の消防ですよ。渡邊委員、ちょっとまとめてください。

副委員長（渡邊勝衛君） 私のお願いしたいところは、あくまでも、今ほど委員長から話がありましたように、防火水槽というのは町の要は施設ですから、それを考えれば、当然町からのということになるのではないのでしょうか。そうであれば、総括質疑事項にかけます。

委員長（池井 豊君） そうしてください。

（慣例があるんじゃないの、慣例の声あり）

委員長（池井 豊君） 総括質疑としてこれを町長にただすそうです。あくまでも町の施設だということで、それは補助金として出すべきではなくて、町が防火水槽の借地料として地主というか、その人に支払うべきだということで総括質疑したいということでございます。この件は、これで終了いたします。

7番（今井幸代君） よろしくお願ひします。予算書127ページ、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金に関連するのですけれども、病児保育の運営費もこの中に組み…

（何事か声あり）

7番（今井幸代君） それは、9款のときに全部一緒にまとめてやりま……

（いやいや、おかしいの声あり）

7番（今井幸代君） これ……

（消防だけの声あり）

7番（今井幸代君） これ消防だけ。

（病児保育はの声あり）

7番（今井幸代君） 病児保育は……

（3款の声あり）

7番（今井幸代君） 3款だったね。失礼しました。取り下げます。

12番（関根一義君） 総務課長、女性の団への昇格という話ありましたよね。そういう考え方でよろしいのですね。

総務課長（鈴木和弘君） はい。

12番（関根一義君） そうしますと、予算書で要するに団に昇格しますということだけで、取扱い上いいのかという疑問があります。今高橋委員から見せてもらったのですけれども、田上町消防団規則というのを見せてもらっているのですが、これによると団の編成はこういうふうにやるということが規則第4条で定められているということで、団編成については第1分団から第11分団まで設置をするというふうになっているわけです。今回の取扱いは、そうしますと女性分団という取扱いで位置づけをはっきりさせるといふことなのか、その際規則の変更は必要ないのかということについての、取扱い上の問題についてちょっと聞かせてください。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど関根委員がおっしゃるとおり、規則は改正が必要になりますので、改正をする予定に今のところしています。

12番（関根一義君） 条例は関係ない。

総務課長（鈴木和弘君） 条例は関係しませんので、規則のほうで改正をする予定にし

ております。

7番（今井幸代君） 関連してちょっと1点聞きたいのですけれども、消防団に格上げされることによって、今まで女性広報班はあくまでも広報活動がメインの業務であって、災害時の例えば出動であったりとか、そういったものはされておらず、するとすれば後方的な例えば避難所の運営の支援だったりとか、そういったところで、あくまでも災害現場のほうには出動しないということだったのですが、そういったところが消防団に繰り上がることによって与えられる業務、役割が変わるということはあるのでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 今ほど今井委員がおっしゃるとおりに、災害現場というよりは、どちらかというと後方支援ということで、災害であれば、以前中野委員から一般質問でもあったかと思うのですけれども、避難所の運営とか、そういった部分を一応町では考えております。それで、規則のところでもしそういう部分を、あえてうたっていこうかなということでは考えています。

7番（今井幸代君） 消防団に繰り上がることによって、女性と男性私は差別するわけではないのですけれども、やはり危険度といたしましうか、やっぱり担える業務の役割の違いというのは、発生するだろうというふうに思いますので、広報班の現存の皆さんたちが安心して活動できるような、体制というのを団に繰り上がることによって維持できるような形で、今規則のところでもうたうというふうにおっしゃられていましたけれども、しっかりと明文化していただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

13番（高橋秀昌君） 災害時というか、大きな災害ではなくて、火災のときのことで伺いたいのですが、大体私が火災のとき現場に行った場合は、防火水槽がどうかということと。それからもう一つは、その家が今晚泊まる場所があるかとか、そういうのもある程度聞いて帰ってくるのですが、幸いにもみんな親戚がいたり、近所の人に対応してくれたということがほとんどだったので、私自身はそのときに大問題にぶつからなかったのですが、想定されるもので親戚がいない、近所に頼れない、そういう場合の泊まる、宿泊、それから炊き出し等についての規定が、どうなっているのかなということを知りたいのですが、いかがでしょうか。

総務課長（鈴木和弘君） 高橋委員が今具体的にこういう場合というのは、大きな災害であればそれなりに体制はあるのですけれども、ある人がそうやって住む場所がどうかこうだという、そのときにどうするという規定は特にはないです。そういうのはないですが、それは場合によってそういう状況だということによっては対応したこ

ともある、なかったかな。ちょっと記憶がはっきりしませんけれども、教員住宅に紹介というかな、そういうふうなことで対応したことはあったと思います。

13番（高橋秀昌君） 私は、まだ実際に遭遇したことがないので、言わば宿泊がそういう今空いている教員住宅とかいうことであれば安心なのですが、いわゆる食事とか何とかはなかなか、昔の農村地帯であると隣がおにぎり出したり御飯出したりということできるのだけれども、そうでないケースというのはこれ難しいなというのがあったので、もし規定がないとすればぜひつくっていただけないかなと。もしものときのためです。そうすると、安心して町に働きかけて、では炊き出しをとか、食事をとかいうことができるので、それはずっとではないものですから、恐らく数日で済むはずなので、そういった点で対応できるような体制というか、ものをつくってもらいたいなというのを強く求めておきたいと思います。幸いにも今まで経験ないので、ないのと言うのは申し訳ないのだけれども、でも今後あり得るなと思ったものですから、提起しておきたいと思います。

総務課長（鈴木和弘君） 先ほど言ったように、私も昔そういうのがあったなというふうなので、教員住宅を紹介したというのがありますので、少しそういった部分を今後ほかも含めて、ではどうしていったらいいかちょっと研究させていただければと思っています。

委員長（池井 豊君） ほかにありますか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、以上で9款消防費を閉じたいと思います。

続いて、11款と12款併せて説明をお願いします。

総務課長（鈴木和弘君） それでは、予算書の167ページをお願いいたします。11款公債費、1項公債費、1目元金でございます。令和3年度におきましては3億5,963万5,000円。令和2年度と比較をいたしますと3,579万4,000円の減と。併せまして利子につきましては2,337万9,000円。令和2年度と比較いたしますと、1,054万8,000円の減でございます。

元金につきましては、庁舎建設、それから護摩堂湯っ多里館、償還が終了したということで、約7,000万円ほど減額になります。一方では、道の駅関連、それから道路整備の関係、それから防災無線、学校に入れた空調の関係、臨財債、そういった部分の新たな償還が始まるといったことから、元金の金額が令和2年度と比較をいたしますと減額になります。

利子につきましては、元金が終わった部分につきましては当然利子も減ります。

その関係ですと、庁舎の関係で約98万円、湯っ多里館の関係では34万円ほど減額になります。それから、一部令和2年度の補正のときも若干お話をさせていただきました利率の見直しということで、10年間経ちますと利率の見直しを実施しておるのですけれども、幼稚園の建設で220万円ほど、臨財債、平成21年度の借入れ分ですが、その利子の見直しということで、170万円ほど減額しているといったのが主な内容でございます。

最後になりますが、12款予備費、1項1目予備費、令和3年度につきましては、498万3,000円ということで、予備費を計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 11款、12款とも説明が終わりました。

どちらの款でも結構ですので、質疑を受け付けます。

13番（高橋秀昌君） 令和2年度末による起債残高をちょっと示してもらいたいのですが、私の資料のところでは46億6,900万円余りになっていますが、実際の見込みを教えてください。

総務課長（鈴木和弘君） 一般会計予算参考資料をちょっと見ていただければと思うのですけれども、そこの16ページになります。町債残高と公債費の状況ということで、あくまでも平成25年度から数字を載せさせていただきましたけれども、令和2年度は決算見込みということになりますけれども、町債残高につきましては46億4,267万円に、一応これ見込みですが、そういう形になっております。

委員長（池井 豊君） ほかに質問ありますか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） ないようですので、11款、12款を閉めたいと思います。

総務課の皆さん、ご苦労さまでしたでいいのかな。では、席をちょっと移動してください。委員は、自席で休憩をお願いします。

午前9時40分 休憩

---

午前9時42分 再開

委員長（池井 豊君） 休憩中に教育委員会から資料が2つ出ていますので、確認してください。それ用意してください。資料ナンバー1と資料ナンバー2です。クリップ留めの、が来ております。いいでしょうか。

（はいの声あり）

委員長（池井 豊君） それでは、3款民生費から説明をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。それでは、教育委員会関係の説明のほうをさせていただきます。

予算書73ページからになります。こちらのほうで3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、2億7,503万9,000円を計上いたすもので、前年比815万9,000円の減でございます。

こちら説明に入ります前に、本日お配りしました教育委員会資料のナンバー2を御覧いただきたいと思えます。クリップ留めの資料になります。ホチキス留めとクリップ留めと2種類用意してあるかと思えますけれども、クリップ留めの資料の一番上の資料になります。資料ナンバー2ということでお願いいたします。こちらのほうに、令和3年度当初で幼稚園で預かります園児の数を記載したものを配布させていただきました。定員数278人に対しまして、入園児212人ということで予定をしております。充足率といたしましては、右から2番目のところがございますように76.26%ということとなります。年齢別といたしましては、0歳児で15人、1歳児で35人、それから2歳児で32人、3歳児で35人、4歳児で51人、5歳児で44人というような内訳となっております。こちら途中入園を含む数字となっておりますので、お願いいたします。なお、今年度新規に入園する園児数といたしましては、41人という数字となっております。

それでは、予算書に戻らせていただいて、説明欄に行きまして、児童福祉総務事業ということで、1億8,830万5,000円ということがございます。こちら前年比ほぼ同額、8万8,000円の減となっております。こちらのほうでは、幼稚園に係ります内科医、歯科医の報酬、それから園長の報酬、正規職員の人件費となっております。こちら職員数といたしましては、前年度当初比1名減の27名となっております。令和元年度末で異動となりました保健師1名分が前年度の予算書に計上されていたということで、その部分が減となっているというものであります。こちら本日お配りしました資料ナンバー1の一番上のところにも記載してございますので、参考にさせていただければと思えます。

続いて、74ページのほうを御覧いただきたいと思えます。18節の負担金補助及び交付金ということで、加茂市・田上町消防衛生保育組合負担金といたしまして、病児保育園の運営に関する負担金ということで807万2,000円。131万2,000円の増で計上してございます。

あと、そのほかにつきましては経常経費となっておりますので、説明のほう省かせていただきたいと思えます。

74ページの下のほうのひし形になりますけれども、児童福祉総務費その他事業ということで、8,658万7,000円を計上してございます。前年比785万2,000円の減となっております。この減の主な要因といたしましては、保育教諭補助員の報酬が809万7,000円減となっております、5,521万5,000円を計上させていただいております。

あと、保育教諭補助員報酬の下に看護師の報酬で199万4,000円計上してございますが、こちら先ほど話をいたしました保健師の代わりに昨年度看護師1名採用いたしました、補正予算で対応させていただいた部分、今回当初予算で計上させていただいているものであります。

続いて、75ページのほうで子ども・子育て支援事業ということで14万7,000円。こちらにつきましては、田上町子ども・子育て会議委員の報酬と費用弁償ということで、計上させていただいております。

続いて、2目児童運営費でございますが、7,731万1,000円を計上しており、前年比40万1,000円の減となっております。

説明欄のほうをお願いいたします。幼稚園運営事業では、施設運営に必要な経費ということで、7,166万8,000円を計上させていただいております。こちら前年比170万3,000円の減となっております。主な中身といたしましては、資料ナンバー1のナンバー5、6、7ということで記載をしてございますが、10節の需用費のところでは、消耗品費の町費、それから賄材料費ということで、給食の材料費になりますけれども、そちらのほうが大幅な減となっております。賄材料費で312万8,000円の減、消耗品では40万円の減となっております。こちらにつきましては、園児数並びに職員数の減ということで大きく減となっております。

それから、12節の委託料のところでは広域入所委託料730万3,000円を見込んでおります。前年比17万9,000円の減で計上させていただいておりますが、昨年と比べて1名減の8名の3歳以上児8名を見込んでおるもので、全員が加茂市への広域入所となっております。こちらの資料ナンバー1の一番下に載せてございますので、お願いいたします。

それから、予算書77ページまで進んでいただきまして、18節の負担金補助及び交付金の中の、地域型給付費負担金で2,095万2,000円。304万円ほど増えておりますが、こちらにつきましては、ルーテル幼稚園に併設されました小規模保育事業、つくしルームに対する給付費負担金といたしまして、未満児7名分を見込んでおります。そのほか、町外の事業所内保育施設を1名利用されるということで、8名分を見込んでございます。資料ナンバー1の2ページのところで数字のほうに入れてございま

すが、ちょっと見にくい表現になっておりましたが、地域型給付費のところをつくしルーム、それからめだかこども園というものがそちらに該当する数字となっております。ちょっと表示が悪くて申し訳ございません。

また、予算書のその下、施設等利用給付費315万9,000円でございます。44万7,000円ほど増となっておりますが、こちらにつきましては、幼稚園における預かり保育が20名分、それから認可外保育の利用が1名分ということで、予算を計上させていただいております。

予算書に戻りまして、77ページ中ほど、ひし形、幼稚園運営その他事業ということで255万4,000円を計上してございます。前年比155万6,000円の増となっております。増の主な要因といたしましては、修繕料の増ということで、179万2,000円を見込んでおるものでございます。主な中身といたしましては、資料ナンバー1のところにもございますように、砂場の枠の補修、園庭にあります砂場の枠が経年劣化によりましてウレタンカバーが剥げまして、それを修繕するために、プラスチック製のカバーをかけ直すという形で予定をしております。それから、電気関係の気中開閉器、それから非常用予備電源の蓄電池が交換時期となっていることから、経費のほうをお願いするものでございます。

委員長(池井 豊君) これ印字間違いちょっと説明してください、そこ。修繕料の2,208円になっているけれども、二千二百二十……

教育委員会事務局長(小林 亨君) そうですね。すみません。本年度のところすみませんでした。需用費の金額がそのまま入っておりますので、需用費全体といたしましては232万5,000円そのままいいのですけれども……

委員長(池井 豊君) 括弧の中もそういうふうになっている。

教育委員会事務局長(小林 亨君) すみません。申し訳ございません。千が抜けてございました。

(訂正するならもう一回言っただけの声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) 資料ナンバー1のナンバー9のところの説明欄でございましてけれども、修繕料プラス179万8,000円、括弧いたしまして41万円が2,208円という数字になっておりますが、ここの間に千が入る形となりますので、訂正のほうお願いしたいと思っております。申し訳ございません。220万8,000円という形になります。申し訳ございません。

それから、予算書のほう、よろしいでしょうか。

委員長(池井 豊君) はい、進めてください。



教育委員会事務局長（小林 亨君） 予算書77ページ戻っていただきまして、子育て支援センター運営事業308万9,000円を計上するもので、運営に係る経費、会計年度任用職員の人件費、それから消耗品等の経費となっております。コロナ禍ではありますが、感染症対策を行いながら支援センターの運営を行っておりますので、よろしくお願いいたします。

3款のほうは、簡単ですが、以上で説明のほうを終わらせていただきます。

委員長（池井 豊君） 3款の説明が終わりました。

3款のみの質疑に入りたいと思います。質疑のある方。

6番（中野和美君） 資料の説明の中で1ページ目の下から2行目、検便の検査なのですけれども、回数が極端に減っていますが、制度か何かが変わったのでしょうか。定期的にしなければいけない回数が決まっていたと思ったのですが。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらに関しましては、長谷川係長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 教育委員会、長谷川です。どうぞよろしくお願い致します。回数の減になりますが、昨年度の予算については対象として園長、そのほかに臨時職員の回数も含まれておりましたが、今年度からは実際園児の食事の介助に当たる職員の検便の回数を精査しまして、その実績、ほぼ実績に近い数がこのような形となっております。特に制度が変わったということではなく、対象となる人数を精査した結果となっております。

6番（中野和美君） 子どもの介助に関わるということは、食事を提供して小さい子なんか食べさせたりしますよね。そういう職員のスタッフをちょっと精査してということなのですね。結構そのとき、そのときによっては、もう誰が食べさせるか分からないようなところがあると思うのですけれども、その辺は大体決めてあるのでしょうか。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） この食事の介助というのは、お昼の給食とおやつも含まれます。検便をしていない職員については、この介助には充てないということで内部で決めております。

7番（今井幸代君） まず、さっき一旦取り下げた消防衛生保育組合の負担金に関するものになってくるのですが、前年度と比較して少し増えてきているようなのですが、実際、すみません。コロナの感染予防の効果もあって、子どもたちの感染症、インフルエンザですとか、ノロですとか、そういったものも非常に令和2年度は少なかった。もうほぼないように近いような状態だったというふうに思います。そうする

と、病児保育の利用等もこれまでと比較すると相当低かったのではないかな。ちょっと実数がどんな感じだったのか教えてもいただきたいのですけれども、そう思うとこの予算の増というのは、どういった背景から予算増になっているのだろうかというふうにちょっと気になったので、教えていただけるとありがたいです。

あと、実際に町内の登録者数がどの程度おられるのか、令和2年度の数分かれば少しお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 病児保育の関係の実数につきましては、先般消防衛生の関係でちょっとお話を聞いたところ、令和2年度においては、ほぼゼロ、1、2というような月が続いていたということで話を聞いております。これコロナ禍において非常に利用が少なかったという部分が挙げられているということでございます。登録者数については、大変申し訳ございません。今手持ちの資料ございませんので、今不明ということでお願いいたします。

7番（今井幸代君） すみません。単純に予算が増えているので、経常経費はそう大きく変わらないのだろうと思うのですが、予算が今回増えてきているという背景というのはどこにあったのかな。それこそ今局長おっしゃられたように、利用者数でいえば減っている。この感染対策というのは、令和3年度も続くと思うのです。そうすると、一定程度子どもたちで通常的に蔓延するような感染症は、ある程度抑えられていく傾向が令和3年度も続くのだろうと思うのです。そういった中で、131万2,000円の予算増額というのは、どういった背景だったのかなというところが聞きたかったのですが、その説明をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 申し訳ございませんでした。そちらにつきましては、当然利用者数が減っているということで、利用費の収入を見込んでいた部分があるかと思えます。そちらのほうが入ってこないということで、持ち出しが増えるというような形になろうかと思えます。

委員長（池井 豊君） 局長、この消防衛生保育組合の負担金が増えた理由というのを委員が聞いていると思うのだけれども、増えた理由、詳細をちょっと報告、答弁願います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） すみません。今ちょっと資料を持ち込むのを失念しておりまして、詳細今ちょっと頭の中にございませんので、後ほど休憩挟んだ後に説明をさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長（池井 豊君） そうしてください。

7番（今井幸代君） 幼稚園関係も少し伺いたいなというふうに思います。園児も、少

子化も、出生数の減少もありまして、全体的には減ってきています。ただ、今回一番懸念をしているところというのは、かつてこれまで予算や決算等の中で0、1歳児の途中入園ができないなんていうことは、もう今後ないようにしていただきたいということを訴えてきましたし、令和2年度はそういったことはなかったというふうな話を内々では聞いてはいるのですけれども、一方で竹の友幼稚園、田上町のホームページを見ると、令和2年度途中入園は非常に難しい状態になっていますということが既にうたわれているのです。それを見れば田上町の竹の友幼稚園というのは入りにくいよねというイメージ、実態としてはそうなのかもしれないのですけれども、あえてそれを伝えているということに少し不安、心配というか、いかがなものかなというふうに正直私は思っています。というのも、実際何があったかというところ、お子さんが生まれて実家に、田上にもともと地縁、血縁のある方が、親御さんがこっち戻ってきたらどうかというような話をしてみて、子ども夫婦たちが田上町保育所とかで検索をして竹の友幼稚園が出てきます。竹の友幼稚園を見てみたら、途中入園できませんというのを見て、何か田上町の保育園入れないらしいじゃん、意味ないじゃんみたいな形で言われてしまったというような話を聞きました。実際にその情報を見ると、どこまでの本気度になって、本気度が高まって本当に戻ってこようとなれば、また問合せ等あるかもしれないのですけれども、一番最初に目に触れた情報で、既にもう田上町の保育園というのは、途中入園できないのだねというふうにイメージを持たれてしまうという懸念がやはりあるのだなということを、私自身もちょっと町内の方から話を聞いて実感として持ちました。実際に途中入園の難しさというのがどの程度あるのか、現状等含めてちょっとその辺り聞かせていただきたいなというふうに思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） では、園の関係でございますので、長谷川係長から回答させていただきます。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 今ほど今井委員の質問の中で、ホームページの中で途中入園が難しいとかできないという表現があったかどうか、ちょっと後ほど確認をしまして、もしそういう表現がありましたら改正をしようと思っています。途中入園ということでお話ですが、令和2年度の関係です。0、1歳児に限ってのことになりますが、お手元の資料ナンバー2を御覧いただきたいと思えます。この中でたまご組というのが0歳児になりますが、定員が15名、0、1歳児はことり組になりますが、ここも定員が15名になります。3月末現在になりますが、令和2年度、たまご組はもう既に15名ということでいっぱいになっております。こ

とり組に関しては、今定員が15人に対して14人ありますので、1名の余裕がまだあるような形になります。この2月でしょうか、1名途中入園ということで実際子どもが入ってきているような状況です。0、1歳児に関しては、入園の申込みがあったら全て受け入れるという答弁をした関係で、園のほうとしてもそういう申込みがありましたら受け入れるというようなスタンスで今しております。ただ、先ほど今井委員言われたとおり、途中入園の難しさと言われると、園のほうとしては問合せがあったものについては受け入れておりますので、正直そこまではちょっと把握はしておりません。

7番（今井幸代君） ホームページにそういった記載があるかどうかすら分かっていないということが、私からするとどういふことですかって正直思います。そういった記載があるのは、ここ最近の話ではなくて、もうずっとそうなっているので、そういったところの問題意識は、しっかり持っていただきたいなというふうに思います。実際に0、1歳児のほうは、今話を聞くと余裕があと1名あるということなのか。あと1名なのですよ。あと1名しか私は余裕がないのねというふうに思ってしまうのですが、1名あるから1名もあるという捉え方なのか、その辺の感覚がちょっと、保育園に預ける入所時期というのは早まってきている傾向にあると思います。保護者の方たちは、職場復帰を少し早めている傾向がここ最近強いのではないかな。だからこそ0歳の途中入園や1歳の途中入園等があるのだろうというふうに思うのですが、実際にこの申込みできるのって10月ですよ。年度初めの申込みするの。そこから後生まれたお子さんたちというのは、確実に途中入園になるわけです。そうですね。年度初めの申込み。当初入園ではなくて。当初入園するようなケースだと、おおよそ10月末が入園の申込み締切りで、生まれていない子は入園の申込みできないわけですから、11月以降に生まれた子どもたちというのは、赤ちゃんというのは、そこから先にしか入園申込みできないわけですよ。その枠が1つしかないわけですよ。申込みあれば確実に受け入れるというふうにおっしゃっているのですけれども、定員数これで実際にでは2人、3人申込みがあったときの保育面積の確保や保育士の確保というのは本当に可能になってくるのでしょうか。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 今ほどの質問の中で10月以降は、入園の申込みが10月からの1か月間で始まりますが、今の入園のやり方としては、入園のときに生まれていない子どもについては、その後の申込みをお願いしますということで記載しております。ただし、その時点で生まれる前から何月に生まれるのだけれども、1歳になった何月ぐらいにはもう入れたいのだとか、そういうお問合せ

があった部分については、その時点で枠を確保して組んでおります。実際令和3年度の話をちょっとさせていただきたいと思いますが、令和3年度につきましては、0歳児定員が15人になりますが、この中でまだ生まれていない子どもがお一人入っています。問合せがあった関係で、入れたいのだということでお話があった部分も含めた中で枠は取っています。園としましては、そういう事前にお問合せがあった部分についても、入園できるような形で配慮をしております。ですので、今年度残り1名というのが、残り3月まであと2週間でしょうか、その間で申込みがあった場合は、1名は確実に入園できるというような1名になります。ですので、新年度の入園申込みの時点で生まれていないお子さんにつきましても、保護者の方からお問合せがあった部分については、枠を確保して入園できるような配慮は行っております。

7番（今井幸代君） 生まれていないお子さんに対する配慮もなされているということを知って少し安心をしました。ただ、実際に例えばこれまで令和2年度もそういった枠の押さえというのはあったのですよね。実際に枠の押さえをしていない、園としては全く見込んでいない途中入園というのは、どの程度あったのでしょうか。そうなってくると、令和3年度で枠として今あと入れるお子さんは1名、0、1歳児のところは。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 令和2年度が1名です。

7番（今井幸代君） 令和2年度は1名で、令和3年度は。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） あと2週間でもう一人申込みできる。

7番（今井幸代君） ごめんなさい。すみません。ちょっと理解が足りていないみたい。ごめんなさい。もう一度説明お願いしてもいいですか。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 入園の枠の1名というのは、令和2年度のあと残り途中入園できる枠が1名ということです。

7番（今井幸代君） 令和3年度は。

教育委員会第二学校教育係長（長谷川 暁君） 令和3年度につきましては、先ほどの資料ナンバー2を御覧いただきたいと思いますが、ここの令和3年度の備考欄のところちょっと見ていただきますと、ことり組15名中4月入園7名ということで、残り8人は途中入園枠という記載があります。もし0、1歳児で令和3年度今問合せとか全くない方から問合せがあった場合、8人は枠としてあるというようなこととなっております。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。やっと理解しました。令和3年度の予

定をしていない枠が1名なのかと思って、それだと少な過ぎるでしょうという話だったのです。要は8枠ありますということなので、出生数考えるとおおよそ受け入れられる数ではないかなというふうに思います。であるならば、すぐにホームページはそうなっていますので、修正を求めたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、1点ちょっと気になったのですが、幼稚園の運営費関係で、金額少ないのですが、栄養計算システムの保守委託料4万1,000円とあるのですが、これ給食等の栄養管理をするためのシステムだと思うのですが、正直栄養管理のシステムやソフトってたくさんあって、おおよそ栄養管理のソフトとかだと2万円、3万円弱ぐらいで売っていたりするので、そう考えると5年間の保守委託で4万1,000円って結構値段が高いのかなんていうふうに思ったので、それがどういった形のものなのか、そうでなければいけないのか、ちょっと私もほかの施設や状況を調べたわけではないので、ちょっとこの辺り本当に適正なのかというのを、園のほうで令和3年度少し検討していただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの栄養計算システムの関係でございます。

これ導入いたしましたのが幼稚園開園当初ということで、既に10年以上経過しているということで、システムも内部で更新はされているのですが、今後また栄養職員と協議しながら内容の確認を踏まえて、見直し等できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

7番（今井幸代君） 恐らく開設当初だとかういったシステムもある程度高額だったのだと思うのですが、やっぱりそういったシステム自体もソフトも大分流通が進んで価格も下がってきているので、ぜひ検討してください。よろしくお願いいたします。答弁結構です。ありがとうございました。

6番（中野和美君） もう一つ聞こうと思っていたのがありました。すみません。資料のほう1ページのところで、資料1の1ページのところなのですが、このナンバー5のところで需用費、賄材料費というのが大幅に減額になっています。この賄いというのは、私ただ言葉で受け止めるとスタッフの食事の材料費というふうに捉えてしまっていたのですが、これそうするとどういうふうに減額になったのか。それとも弁当持込みにしたのかとか勝手にってしまったのですが、どのような費用になりますでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらにつきましては、そちらにも対象者という

ことで23名減ということで数字を入れておりますが、園児の数、それから職員の数ということで、賄材料費を計上させていただいております。こちら今年度の予算の査定の中でも賄材料費の適正性といいますか、園児から徴収している給食材料費と比較をいたしまして、過大な計上ではないかという部分のご指摘もございましたので、精査をした中で、この金額を落とし込んだという形になりますが、実際園児数も確かに減っております。職員のほうも減っておりますので、賄材料費を計算し直しまして、この金額を計上させていただいたところであります。

6番（中野和美君） 今ちょっと決算の資料がないので、分からないのですが、そうすると決算時にはもっと減になって、今計算したような数字に近かったということで理解してよろしいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今中野委員のおっしゃるような形でございますので、よろしく願いいたします。

委員長（池井 豊君） では最後に、私から。実は今年から大変な年になるという、教育長、認識はあるでしょうか。出生数が平成25年、平成26年は70人いたのです。平成27年、今年小学校1年生に上がる年から40人台に、48人、平成28年が51人、平成29年が41人ということで、要は今年小学校1年に上がる年から激減する年になっていって、これから多分、竹の友幼稚園はそうではないだろうけれども、小学校の統合等も考えなければならない人数の年が続いていくという年になっていきます。そこで、何が聞きたいかというところ4歳児の件です。4歳児がここ60人定員のところ51人いることになっていますよね。平成29年の出生数は41人なのですけれども、竹の友で既に51人いて、三条から1人入っているとなつていまして、ということは移住による子どもの数が増えたというふうにとられると思うのですけれども、我々出生数しかちょっと捉えていないのですけれども、各学年による子どもの数というものを教育委員会というのは捉えているのでしょうか。子どもの数、これから何年後何人が小学校に入学してくるとかという、移住も含めた現在の子どもの数というのを捉えているかどうかというところをちょっとお聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 令和3年度小学校に入学する児童数につきましては、両小合わせて73名。これ予算策定時に拾った数字でございますが、令和3年度で73名、令和4年度で59名、令和5年度で67、令和6年度で47、令和7年度で43という数字となっております。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。この件、もうしばらく静観していかなければならないなというところは分かりました。

では、以上で3款民生費の質疑を終了します。

暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

---

午前10時39分 再開

委員長（池井 豊君） ちょっと前ですが、再開したいと思います。

それでは、10款教育費に行きたいと思います。説明をお願いします。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 10款に入ります前に、先ほど今井委員のほうからご質問のありました病児保育園の負担金の関係でございますが、令和3年度から起債の償還が始まるということで、大幅な増額となっております。大変申し訳ございませんでした。

それでは、10款の説明入りたいと思います。予算書の132ページからになりますので、お願いいたします。132ページから教育費入りますが、すみません、その前に本日お配りしました資料ナンバー3を御覧いただきたいと思います。資料ナンバー2の次が資料ナンバー3ということになっておりますので、お願いいたします。令和3年度の小中学校の児童生徒数の状況ということで一覧にしておきましたので、ご確認願いたいと思います。田上小学校、これ予算作成時の人数となっておりますけれども、215人、前年度比のマイナス5という数字となっております。学級数につきましては13学級、特別支援学級が4学級で、1減となっております。羽生田小学校につきましては、児童生徒数249名で、3名の増となっております。学級数につきましては14学級、うち特別支援学級が3学級で、前年同様の数字となっております。田上中学校につきましては、生徒数が241人で、マイナスの6になりますし、学級数につきましては11で、特別支援学級、通常学級ともそれぞれ1減、2減の数字となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書をお願いをしたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費175万4,000円を計上してございます。前年比9万5,000円の減となっております。

説明欄をお願いしたいと思います。教育委員会費で175万4,000円でございますが、教育委員の報酬等の経常経費でございますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

次に、133ページをお願いをしたいと思います。2目事務局費で5,852万6,000円を計上してございます。前年比36万3,000円の増となっております。こちらにつきまし



ては、主には人事異動による増となっておりますので、お願いいたします。

説明欄をお願いいたします。事務局費5,852万6,000円で、教育長をはじめ、教育委員会の事務局職員5人分、それから管理指導主事、訪問教育相談員の人件費等の経費でございます。1節、2節がそれに当たるものでございます。

それから、134ページに移っていただきたいと思います。10節需用費の関係でございます。消耗品の金額4万5,000円でございますが、こちら大幅な減となっております。資料ナンバー1に説明を記載してございますが、資料ナンバー1の3ページ、ナンバー14を御覧いただきたいと思います。今回法令追録の関係の追録加除を中止いたしまして、80万9,000円の減で、消耗品費の減額としております。今後はインターネット検索等で対応していきたいと考えておりますので、お願いいたします。

それから、3目教育振興費になりますけれども、8,006万7,000円で計上してございます。前年比270万9,000円の増となっております。こちら主な理由といたしましては、4月から予定しております、月ヶ岡特別支援学校への通学支援を実施するための費用として報酬等で105万6,000円。それからスクールサポートスタッフで、1節の事務補助員報酬で76万7,000円計上してございますが、スクールサポートスタッフの配置、昨年までお願いをしておりました理科支援員を廃止ということで、事務補助員のところでは24万8,000円の増となっております。

それから、施設型給付費の関係で180万円ほど増となっております。

説明欄に行きまして、教育振興費、報酬のところでございますけれども、こちらコミュニティースクールに関する学校運営協議会委員、それから地域コーディネーターの報酬、それから先ほど話をさせていただきましたスクールサポートスタッフで、令和2年度の途中からお願いしたものでございますが、令和2年度については補正予算で対応しておりますが、学校の消毒作業等事務補助に従事をしていただく方の費用で、今回76万7,000円を計上させていただきました。そのほかに増の主な理由であった月ヶ岡特別支援学校への通学支援ということで、介助員、運転手の報酬をそれぞれ見込んでいるところでございます。

それから、135ページに行きまして、7節の報償費の中で講師謝礼333万6,000円でございますけれども、この中には外国語指導助手でALTの経費、254万5,000円。それから学校図書司書で59万4,000円。ほかにたけのこ塾の講師謝礼15万5,000円などを見込んで予算を計上させていただいております。

続いて、136ページをお願いをしたいと思います。18節の負担金補助及び交付金の中で、次の137ページの一番上にあります、施設型給付費負担金で4,270万円となっ

ております。ルーテル幼稚園、それから加茂の白百合幼稚園、加茂の葵幼稚園に通園する子どもたちに対する給付ということで、46名分を見込んでおります。

あと、18節の一番下のところ、137ページの中段になりますけれども、学校給食費多子世帯軽減助成で、721万6,000円を計上させていただいております。町立学校3校に在籍する児童生徒及び特別支援学校に通学する児童生徒を対象に、2人以上同時に通学している世帯に対しまして助成するもので、在籍する第2子目に給食費の半額助成、3子目以降は無料とする内容となっております。資料ナンバー1の3ページの一番下にございますように、小学校では第2子半額の対象者を180人、第3子全額補助の対象を35人、中学校での第2子半額助成の対象を15人、第3子の全額はゼロで見込んでおりますので、お願いいたします。

それから、予算書の137ページ下で不登校児童生徒対策事業で、79万3,000円を計上してございます。こちら前年ほぼ同様の金額となっておりますが、適応指導教室に係ります経常経費となっております。

その下、教育振興費その他事業で199万3,000円を計上してございます。前年比27万9,000円減となっております。スクールバスの車検費用、それから修理費等の経費で、経常経費となっております。減の理由といたしましては、タイヤ更新本数の減というものでございます。

続きまして、138ページになります。2項小学校費、1目学校管理費6,426万2,000円を計上するもので、前年比1,815万3,000円の減となっております。主な理由といたしましては、田上小学校の構内道路舗装工事完了により大幅な減となっているものでございます。

説明欄を御覧いただきたいと思います。田上小学校管理費1,814万円で計上しておりますが、前年比153万8,000円の減となっております。10節需用費の消耗品で、教師用教科書及び指導書が120万5,000円減となっております。

11節役務費の通信運搬費、それから手数料の関係で、GIGAスクールに係ります通信費及びシステムの管理手数料で、故障した際の費用を各19万8,000円ずつ見込んでいるところでございます。

それから、12節委託料の中でございますが、例年清掃業務及びガラス清掃委託料をお願いしていたところでございますが、今回予算計上に当たりまして清掃業務の方法を少し変えまして、3校ガラスの清掃業務を同時に行い、3校輪番で回すという形で、予算を計上させていただいております。今回羽生田小学校を実施するために、田上小学校はゼロとなっております。それにつきましては、資料ナンバー1

の4ページの一番上に、清掃業務の関係を載せさせていただいておりますので、お願いいたします。田上小学校は令和4年度に実施する予定となっております。

続いて、予算書の140ページ、田上小学校整備事業で39万6,000円を計上しております。こちら前年比1,633万4,000円の減となっております。こちら先ほど話をさせていただきました工事請負費では、構内道路の舗装工事、それから17節の備品購入費の保健室、管理人室のエアコンが完了したことにより減となっております。令和3年度につきましては、14節工事請負費では、網戸の設置工事で13万円を計上させていただいております。田上小学校の壊れた場所のみとなりますが、工事をさせていただきまます。17節備品購入費では、新入児童用の防犯ブザー、これ例年購入しておるものですが、そのほかに粉末の消火器を5本、それから視力検査機を1台、デジタル体重計1台を計上しておるものでございますので、お願いいたします。

その下の田上小学校その他事業で1,238万6,000円を計上しております。前年比61万3,000円の増となっております。修繕費の増が主な要因でございます。この事業では、特別に支援が必要な子どもたちを日常的に見るための支援員、田上小学校では6名を配置しております。その経費、それからまた修繕費といたしまして、146万4,000円を計上しております。修繕の主な内容につきましては、児童用の机、椅子の天板の張り替え、それから消火栓ホースの取替え、来客用駐車場の区画線の標示を行う予定としてございます。こちら資料ナンバー1の5ページ、22番を御覧いただきますと内容を記載してございますので、参考にしていただければと思います。

続いて、141ページになります。羽生田小学校管理費2,434万2,000円の計上でございます。前年比163万6,000円の減となっております。田上小学校同様、要因といたしましては、教師用教科書及び指導書が154万円減となっております。

そのほか、11節、12節の関係、GIGAスクールの関係、それから清掃の関係ですけれども、12節の清掃の関係、今回羽生田小学校を令和3年度で床ワックス、それからガラス清掃を行うということで、71万8,000の計上をしてございます。

そのほかは経常経費となっております。

それから、143ページまで進んでいただきたいと思いますが、羽生田小学校整備事業で、26万9,000円を計上させていただいております。こちら前年比3万6,000円の増となっております。17節備品購入費で、新入児童用の防犯ブザー、それから図工室の椅子、職員室の椅子の購入を予定しておりますので、お願いいたします。それぞれ資料ナンバー1の5ページの一番下のところ、ナンバー26で詳細を記載してございます。

続いて、予算書の143ページに戻りますが、羽生田小学校その他事業で、872万9,000円を計上してございます。前年比70万6,000円の増となっております。10節需用費の中の修繕料の増によるものでございます。田上小学校同様、支援員の経費を計上してございますが、羽生田小学校では4名を配置するものでございます。

それから、10節需用費、修繕料150万2,000円でございますが、主な内容につきましては、田上小学校同様の児童用の机、椅子の天板の張り替え、それから消火栓ホースの取替え、来客用駐車場の区画線標示で計上をさせていただいております。資料ナンバー1の5ページから6ページにかけて内容を載せてございますので、参考にしていただきたいと思います。

そのほかは経常経費となっております。

そのほか続きまして、144ページに移っていただきまして、2目教育振興費400万7,000円の計上をしております。前年比2万9,000円の増となっております。ほぼ前年同額の計上となっております。

説明欄をお願いいたします。田上小学校教育振興費では、124万9,000円を計上してございます。19節扶助費の要保護・準要保護児童援助費を1名分増やしまして、10名分といたしまして計上してございます。

それから、21節の補償補填及び賠償金で、授業目的公衆送信補償金で3万円を計上してございます。こちら何かといいますと、資料ナンバー3の次のページ、資料ナンバー4を御覧いただきたいと思います。そちらに授業目的公衆送信補償金制度の概要で、4月21日、これ令和2年度4月28日に開始をされたものとなっております。令和2年度につきましては、後ほど説明、ちょっと裏面を御覧いただきたいと思います。従来学校の授業で著作物と言われる著作権法第35条の範囲で使われております著作物ということで、紙でコピーをして配布する分には使ってもいいよということで、ずっと使われていたものがあるのですけれども、今回GIGAスクールの関係で1人1台端末でインターネット経由で同様のものを児童生徒に配信しようとする場合、今までの状態であると駄目であったということなのですが、今回この授業目的公衆送信補償金をサートラスという機関に支払うことによりまして、インターネット上で著作物でしょうか、そちらを利用することができるようになるということで、その一番下のほうにございますが、授業目的公衆送信補償金制度、コロナの関係もございまして、2020年度に限って無償であったということから、2021年度から予算の計上をお願いするものでございます。これを支払うことによって、GIGAスクールで導入した端末で著作物を利用することができるようになるという

ものでございます。

(3校で3万円でもいいのなしの声あり)

教育委員会事務局長(小林 亨君) いいえ。これあくまでも田上小学校分で、これから説明しますが、単価につきましては、小学生の場合1人120円、中学生の場合1人180円の単価となっております。こちらの著作権法の改正によりまして、こういう制度が生まれてきたというもので、それに対して補償金を支払うことで、インターネットを利用した授業で著作物を利用することができるようになるということで、予算を計上させていただいております。

続きまして、田上小学校備品購入費で47万8,000円を計上してございます。その下の総合学習支援事業(田上小)12万5,000円につきましては、経常経費となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続いて、145ページ、羽生田小学校教育振興費で147万1,000円の計上をさせていただいております。扶助費の関係、要保護・準要保護の関係、それから21節の補償補填及び賠償金、これ先ほど田上小学校同様、授業目的公衆送信補償金で、3万4,000円の計上をさせていただいております。

備品購入費、総合学習支援事業(羽生田小)については、経常的な経費で説明は省略をさせていただいております。

続きまして、予算書の146ページ、3項中学校費、1目学校管理費でございますが、3,176万円を計上するものでございまして、前年比38万6,000円の増となっております。主な増の理由といたしましては、指導要領の改訂によりまして、今回中学校の教師用教科書及び指導書で、153万8,000円の計上をさせていただいております。資料ナンバー1の7ページのところにナンバー32から34で載せてございますが、田上中学校管理費で2,187万円を計上しております。前年比208万5,000円の減となっております。資料のほうを御覧いただきますと分かりますように、10節需用費の消耗品で391万円を計上しております。前年比118万3,000円の増となっておりますが、主に教師用の教科書及び指導書の増によるものとなっております。

そのほか、GIGAスクールの関係の通信費とか手数料、それから清掃業務の委託が、減となっている形で予算を計上させていただいております。中学校は、令和5年度で実施をする予定であります。

その他につきましては、学校運営に伴う経常経費となっておりますので、説明は省略させていただければと思います。

続きまして、予算書の148ページになります。中ほどの四角のところでは田上中学校

整備事業、144万2,000円を計上いたすものであります。前年比74万2,000円増となっております。14節工事請負費で28万1,000円でございますが、体育館のステージ裏の窓、ランニングコースになっているということで、転落防止の柵の設置を要望されておりましたので、そちらの工事をしたいということで計上させていただいております。

それから、17節備品購入費では、教務室のエアコン2台あるうちの1台が故障したということで効かないため、1台入替えをするもの、それから職員室の椅子を更新するもの、それから今まで大型モニター1台あったものがリースアップによりなくなったため、不足分を大型モニター1台購入する予算を計上させていただいておりますし、併せてオーディオメーターで、聴覚検査の機械になりますが、調子が悪いということで、1台更新するために予算を計上させていただいております。

そのほか、消火器の期限切れによりまして、2本を更新するものであります。

その次に、田上中学校その他事業で844万8,000円を計上するものでございます。前年比172万9,000円の増となっております。小学校同様、特別に支援が必要な子どもたちのために支援員3名を配置する経費と。それから修繕料で291万3,000円を計上してございます。令和3年度の修繕の主なものとしたしましては、生徒用の机、椅子の天板の張り替え、それからグラウンドのフェンスになりますが、これ吉田口の砂利道の上のフェンスになるのですが、かなり年数を経過して老朽化により、傷んでいるということで修繕の要望がございましたので、側の面を90メートルフェンスの改修を行う予定でございます。

それから、普通教室の黒板修繕、こちらについては薬剤師の検査の中で黒板の輝度の基準といたしますか、黒板の明るさなのですけれども、基準値を外れているということで修繕したほうが良いというものでございまして、令和3年度においては、中学校の普通教室全部の黒板の修繕を行うというものでございます。

それから、浄化槽の鉄蓋、さびて危険であるということから、修繕をさせていただきます。

あとは、武道場の室外機で、基板の中にムカデが入りまして、ちょっと基板がやられて1台動かない状況となっております。そちらの修繕を行うものでございます。そちらにつきましても、資料ナンバー1の8ページに内容を記載してございますので、お願いいたします。

それから、149ページの教育振興費で518万2,000円を計上してございます。前年比21万1,000円の増でございます。要因といたしましては、要保護・準要保護生徒援助

費の対象者数の増で、増額とさせていただきます。

説明欄をお願いいたします。田上中学校教育振興費で439万1,000円を計上するもので、41万6,000円の増となっております。

19節の要保護・準要保護生徒援助費で、14名分、209万2,000円を見込んでおります。前年比47万9,000円の増となっております。

その下、21節補償補填及び賠償金、授業目的公衆送信補償金で4万9,000円。内容といたしましては、先ほど小学校費で説明したとおりでございます。中学生1人当たり180円の金額で計上させていただきます。

149ページ一番下の四角、田上中学校備品購入費、それから次の150ページの総合学習支援事業（田上中）につきましては、経常経費で説明は省かせていただきたいと思っております。

それでは次に、150ページの下ですが、4項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。4,383万3,000円を計上するもので、前年比489万円の増となっております。

説明欄をお願いしたいと思います。生涯学習事業では1,574万6,000円を計上するもので、前年比496万2,000円の増となっております。昨年の人事異動で職員が1名増となり、2名となったことから、給料以下手当の関係、共済費の関係が増となっております。

それから、7節報償費、これ151ページになりますが、講師謝礼で35万8,000円見込んでおりますが、ゆうゆう教室等の事業やセミナーなどの講師謝礼で、35万8,000円計上させていただきます。

あと次、10節需用費の関係の印刷製本費で26万8,000円計上してございますが、このたび、令和3年度中に生涯学習推進計画を策定する予定となっております。その印刷製本費のみ計上させていただきます。そのほかは、自前で計画を作成していきたいということで、見込んだものでございます。

続きまして、予算書の152ページをお願いしたいと思います。社会教育事業で655万円を計上してございます。ほぼ前年同額となっております。6万8,000円ほど増えております。こちらにつきましては、社会教育委員はじめ、社会教育関係各種委員の報酬、それから社会教育指導員、事務補助員の報酬などを計上しております。そのほか、民俗資料館、それから保明交流センターの維持管理費で、計上させていただいているものでございます。

経常経費となっておりますが、18節負担金補助及び交付金で、名木保護管理助成23万5,000円を計上してございます。前年比20万円増としております。この中身とい

たしましては、通常の名木7本の管理助成のほかに、今回お配りしました資料の資料ナンバー5を御覧いただきたいと思います。今回名木保護事業に係る補助金で東龍寺の杉ですけれども、かなり樹勢が弱まってきたということでお話がありました。それで、通常の維持管理費の助成は毎年交付しているわけではありますが、それ以外にもこの樹勢の診断等に相当の経費に係るということから、何かしらの助成制度はないものかということで問合せを受けております。それで、県内同様の状況がないものかということで調査しまして、その結果が裏面になりますけれども、出雲崎町はじめ、阿賀野市、十日町市、新潟県ということで、それぞれ助成をしているケースがございますということでお話があり、教育委員会内部で検討しまして、これなかなか基準が難しかったわけですけれども、調査費がおおむね40万円かかるということですので、その半分程度の助成したらどうかということで、このたび20万円の予算を計上させていただいたものであります。

そのほかにつきましては経常経費となっておりますので、説明は省略させていただきます。

そのページ一番下、成人式事業になりますが、40万2,000円を計上してございます。前年比9万9,000円の増となっておりますが、対象者143人として見込んで予算を計上しております。資料ナンバー1の9ページのところでございますように、増の要因といたしましては、成人式に出席できない人のためにオンライン配信をしたかどうかということで、その関係の経費を若干見込んでおります。

それ以外の経費につきましては経常経費となっておりますので、説明を省略させていただきます。

続いて、154ページ中ほどにあります学童保育事業でございますが、1,152万5,000円を計上してございます。前年比34万2,000円の減となっているものでございます。両小学校で実施をしております児童クラブの運営に係る経常経費であります。減の中身といたしましては、令和2年度にカーテンを設置したということで、それが完了したことから、減となっているものでございます。

それ以外については経常経費となっておりますので、説明は省略させていただきます。

それから、予算書の155ページ、埋蔵文化財発掘調査事業で、961万円を計上してございます。前年比103万円増の計上となっております。県営圃場整備事業に伴う遺跡を把握するための試掘調査ということで、予算を計上させていただいております。また、令和2年度で試掘をした場所、新津郷田上地区になりますが、非常に地盤の



軟らかい場所で、春先の耕作時にトラブルが予想されることから、新潟市秋葉区でも同様の対応としておりますが、重機を待機させまして、春期の農作業に備えた形で重機を借り上げていきたいということで、重機の借り上げ、試掘調査と合わせまして822万2,000円を見込んでいるものであります。資料ナンバー1の10ページのナンバー46番のところに重機等借り上げで、令和2年度では1か月分待機をさせていただきましたが、今田植えの期間が非常に長くなっているということから、1か月半に期間を延長した中で対応させていただくということで、予算を計上させていただいております。

続いて、155ページ下のほうの2目公民館費になります。2,176万5,000円を計上しており、前年比332万4,000円の減となっております。

説明欄をお願いしたいと思います。公民館事業費511万円を計上しております。ほぼ前年同額となっておりますが、公民館長報酬、それから公民館事業に要する経常経費でございますので、説明を省略をさせていただきます。

続きまして、次の156ページ、一番下になりますが、交流会館施設管理事業1,655万5,000円を計上してございます。前年比203万3,000円の減となっております。要因といたしましては、令和2年度で予算計上しておりました図書関係の業務の経費を地域学習センター費に移動したこと。それから光熱水費について、令和2年度の実績に合わせた額で計上したことによりまして減となっております。管理人報酬とか施設管理に関する経常経費というものでございます。こちら資料ナンバー1の10ページのナンバー47から49のところに、主な増減ということで載せてございますので、参考にしていただければと思います。

それでは、予算書の158ページになります。交流会館その他事業で10万円を見込んでおります。修繕の窓口ということで計上させていただいたものです。

それから、その下の文化活動費で33万2,000円を計上しております。これも前年ほぼ同額の金額となっており、文化祭開催に要する経常経費となっております。

それでは、その下のコミュニティセンター事業費で445万円を計上しております。こちらほぼ前年同額と、5万4,000円の減となっております。

説明欄をお願いいたします。コミュニティセンター管理事業については、438万4,000円を計上させていただいております。施設の維持管理のための経常経費となっております。

コミュニティセンターその他事業で6万6,000円。備品購入費につきましても、経常経費をお願いしたいと思います。こちら備品で、消火器の更新により購入をする

ものです。

159ページが一番下になります地域学習センター費1,762万1,000円で、1,890万8,000円の減となっております。主な減の要因といたしましては、令和2年度で備品購入費を計上しておりましたが、それが完了したことによりまして、減となるものであります。

説明欄をお願いしたいと思います。地域学習センター施設管理事業で、1,702万1,000円を計上してございます。前年比659万2,000円の増となっております。施設の運営、維持管理に関わる経費、図書関係の経費で計上させていただいております。主な増減内容につきましては、資料ナンバー1の11ページ下に主な増減理由載せてございます。

そのほかに、資料ナンバー6を御覧いただきたいと思います。原ヶ崎交流センターを改修、また一部増築で対応したものでございますが、原ヶ崎交流センターのときの管理費、それから令和3年度の地域学習センターの施設管理費で経費の比較をした表でございますので、合計といたしまして1,361万円の増の金額となっております。図書関係の経費がかなりを占めておるわけですがけれども、かなり増となっております。

続きまして、予算書の161ページをお願いしたいと思います。地域学習センター整備事業、17節備品購入費で50万円計上してございます。これは、図書代でございます。

その下、地域学習センターその他事業で10万円計上してございます。これ修繕の窓口で計上した金額でございます。

続いて、5項保健体育費に移りたいと思います。1目保健体育総務費147万1,000円、9万4,000円の減予算でございます。

こちら説明欄をお願いしたいと思います。保健体育総務費144万7,000円を計上いたしまして、前年比11万8,000円の減となっております。社会体育に係る経費で、スポーツ推進員の報酬はじめ、大会の旅費等の経常経費となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。すみません。162ページ、7節報償費のところになります。全国大会出場褒賞で16万円を見込んでいるものでございます。令和2年度では、コロナの関係で大会等が軒並み中止となり、今時点での実績が今回2件ということで、来年度なかなか見込みが難しかったものでございますけれども、16万円の金額を見込みまして計上させていただいております。

続いて、163ページの保健体育総務費その他事業で、2万4,000円の計上をしてご

ざいます。スポーツ推進員の任期に合わせまして、ユニホームの購入のための補助で計上させていただいたもので、3名分の金額を見込んでおります。

続いて、その下の総合体育大会費248万7,000円で計上してございます。前年比10万円の減となっております。

説明欄をお願いしたいと思います。佐藤杯駅伝競走大会費で28万6,000円を計上しております。前年比6万円の減でございます。7節報償費の賞品のところ、駅伝大会の賞品でございます。9万9,000円としておりますが、こちら参加賞を見直しまして、金額を減という形にしております。

また、10節需用費の消耗品費のところ、のぼり旗及びポールが昨年風でかなり傷んだものですから、それを更新させていただくというものを計上させていただいております。

その次でございますが、一番下の各種大会費220万1,000円を計上してございます。前年比4万円の減でございます。12節委託料で各種大会費事業委託料、田上スポーツ協会に各種の大会などの大会運営に関わる経費や人件費を含めまして、委託をしているものでございます。4万円の減につきましては、卓球の団体が今活動を中止したということから、その大会に伴う経費を減としたものであります。

それから、164ページをお願いしたいと思います。体育施設費944万9,000円を計上してございます。前年比9万3,000円の増でございます。

説明欄をお願いしたいと思います。町民体育館管理費で408万5,000円を計上しております。前年比ほぼ同額の数字となっております。12節委託料の中の施設管理委託料で132万円ございますが、体育館の管理をスポーツ協会に委託しているものでございます。

そのほかについては経常経費で、説明は省略をさせていただきます。

その下の町営野球場管理費476万7,000円を計上してございます。前年同額となっております。指定管理施設ということで、環境をサポートする株式会社きらめきのほうから、YOU・遊ランドと一体とした管理を行っていただいていることから、管理運営をお願いしているものでございます。

その下の体育施設その他事業で、59万7,000円を計上してございます。前年比10万7,000円の増となっております。修繕費の中で消火器の更新費用ということで増となっている部分がありまして、金額が増えているものでございます。

続きまして、165ページ、4目学校給食施設費5,474万1,000円の計上をしております。こちら前年比96万8,000円の増となっております。増の要因としては、修繕料と

なっております。

説明欄をお願いをしたいと思います。学校給食施設費5,222万4,000円を計上しており、前年比83万7,000円の減となっておりますが、こちらについては、学校給食共同調理場の運営に係る経費で経常経費となっております。正職員数4名、それから社会保険に加入しております会計年度任用職員が5名、それからパートの職員が5名で、今調理場のほうを運営しております。

続きまして、そのほかの金額については経常経費でお願いしたいと思います。166ページをお願いをしたいと思います。学校給食施設整備事業で、19万8,000円を計上してございます。前年比19万8,000円の増となっておりますが、共同調理場の休憩室のエアコンが老朽化をいたしまして、非常に効きが悪いということから、エアコンの入替えを行うものであります。

その下の学校給食施設その他事業で、231万9,000円を計上してございます。前年比160万7,000円の増となっております。修繕の主な内容といたしましては、資料ナンバー1の一番後ろのページになります、14ページになりますが、ガス回転釜のバーナーの取替え、それから消火栓ホースの交換、格納箱の交換、それから調理場の床のグレーチング、さびて不安定になっているということから、それらを修繕する経費として計上してございます。

あと、そのほか給食の配送車に係る経費がこの予算の中に計上されておりますので、お願いしたいと思います。

長くなりましたが、10款の説明は以上となります。よろしく申し上げます。

委員長（池井 豊君） 長い説明が終わりました。

質疑のある方。

8番（椿 一春君） 質問が4点あるのですが、1つが学校のガラスの清掃なのですが、委託費用なのですけれども、これ3校でみんなまとめて発注されるから経費が下がったのか。それとも3年に1回のガラス掃除やるのか、どういうふうなのかちょっと分からなかったのので、教えてください。

それから、2点目が名木なのですが、今名木で指定第1号の樹勢が下がっているということなのですけれども、今現状田上町の名木は全体で何本あるのかお聞きしたいのと。それと管理費が毎年支払われているということを知っているのですが、それ全部に支払われているのか。その辺の現状と、あとこの助成金なのですが、おおむね10年間隔でというふうにあるのですけれども、やっぱりここで10年いうと、10年たたなければ、木も生き物ですから、その措置によってどういうふうな健康状

態か分からないですけれども、本当に必要であれば、毎年本気になって木を保護していくという考えであれば、必要なときに補助してもいいのかなと思うのですが、なぜ10年ということの規定したのかという、お聞かせください。

あとそれから、3点目が地域学習センターの経費なのですが、340万円から1,700万円。約1,400万円も経費が上がっているのですが、やはり経費がかかっている分、町民の福祉のために利用を、たくさん活用してよかったなというふうにしてもらわないと、このままの経費の在り方ではもったいないというふうに思いますので、これからもっと町民への呼びかけですとか利便性。そういったことで、ぜひぜひ利用者がたくさん増えていくような手段を取ってほしいのですが、そうでないとまた、利用者あまりいませんでしたいうと、仕事をする方ですとか、そういったまた見直しを言われると思いますので、そうならないようにその辺の考え方、今どのようにこれから周知とか利用を上げて行って、どれくらいの町民の方、あと近隣の方からの利用を考えているのか教えてください。

それから、4点目が駅伝なのですが、この令和2年はコロナのために町内のチームだけでやったのですが、毎年町外からもたくさんのチームが来ております。今あちこちでマラソンですとか、本当にうまくやると町外からいろんな方が来るようなイベントになっているのですけれども、ぜひとも、コースなのですけれども、いつも田んぼの中で、安全性を見て田んぼの中だと思ってしまうのですけれども、やはり町民の方も選手の応援をしたいという気持ちあると思いますので、ぜひ従来のような403号線、そちらを走るようなコースで皆さんにアピールして、あっ、駅伝やっているぞ、選手が走っているのだというふうなことを、ぜひこの令和3年度実現できるように動いてほしいのですが、その辺の考えを4点聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどの椿委員の質問の1点目、学校のガラス清掃の関係なのですけれども、今回予算の編成に当たり、かなりの削減ということで求められ、教育委員会内部で検討しましたところ、例年床の清掃とガラスの清掃を毎年各校交互でやっていたものがあるのですが、それをガラスというか、同時に契約をさせていただいて、3校ローテーションで回したいということで、要は今年は羽生田小学校で床とガラスやります。来年は田上小学校で床とガラスやります。再来年は田上中学校でやりますということで、清掃を3校で回すような形で対応させていただきたいということで、減った学校、増えた学校ということで予算が計上されているものでございます。

それから、名木の関係ですが、今現在の7本の名木でございます。管理費といたし

まして、1本当たり5,000円を毎年所有者の方にお支払いをしております。10年間隔とした理由ということなのですが、非常に内部でも検討したところなのですが、あくまでも個人の財産という部分でございます。今年樹勢診断をして、すごく経費がかかるというような形がまた翌年度発生したときに、なかなか毎年補助の在り方がどうなのかと。毎年補助をするというのがどうなのかという部分もございまして、その辺いろいろ教育委員会内部で頭を悩めたところでありまして、1回交付したら、通常の管理費は毎年お支払いしているものの、そういった特別な経費に関しては、ある程度線を引いたほうがいいのではないかとということで、今回10年という期間を設けさせていただいているところでございます。

それから、地域学習センターの関係。増となった部分に関しては、主に図書関係の経費ということで、司書の人件費、それから管理員の人件費、それから図書システムの利用という部分で大きなものとなっております。その関係で金額が大幅に増えた部分であります。呼びかけ、利便性を図ってということなのですが、「きずな」をはじめ、いろんな形で町民の方に呼びかけをしていっておりますので、今後、利用がさらに増えることを期待しているところでございます。町としても、図書をメインとした施設で、初めての取り組みとなっております。なかなかどれくらいの利用者をという目標があると言われる部分になると、今のところ大勢の方から利用していただきたいという部分の言葉しかちょっと出てこないのですけれども、小さい子どもから高齢者の方まで、皆さんからご利用していただきたいと考えております。

それとあと、駅伝の関係でございますが、コースを従前のようにできないかということでお話があったわけですが、以前一般の質問でも回答させていただいているとおり、非常に今道路使用許可が難しくなっております。その関係で、長年の経緯を経て今のコースに落ち着いているという形の中で、これをまた元に戻そうということになると、非常に大きな問題が含まれている部分でございますので、教育委員会としては昨年と同様の形のコースで今考えているところでございます。

以上、回答になったかどうかあれですけれども、以上で終わります。

8番（椿 一春君） ガラスの掃除についてなのですけれども、全体に経費を下げろということなのですけれども、教育委員会の中で下げるということなのですけれども、町全体から見ると、ちょっとお金の使い方がおかしいのではないかなというふうに感じております。昨日の交流会館、そこの道の駅の水道料が月40万円です。それを12か月計上しているのにもかかわらず、これ1年間の掃除で30万円から40万円ですよ。

それで、ただでさえ真っ黒になっている学校なのですけれども、そこはきれいな環境で勉強させてあげられればというふうに思いますので、片っぽではいっぱいお金使って、片っぽでは3年間に1回と。ちょっとお金の使い方を工夫してもらえればというふうに思いますので、検討してください。

それから、地域学習センターは大勢の方ということなのですけれども、やはり数値的目標を持ってやらないと。それで、ああ、今年やったことがきちんと目標どおりいったかなとか。大体1,400万円で1人当たりのコストですか、1人当たり100円と見れば、今幾らだか分からぬのですけれども、1万4,000円、その分の人数を引いて、ああ、とてもでは効果があったなというふうに私は考えるのですけれども、そうやってぜひ数値的目標を上げてお願いいたします。

それから、駅伝なのですけれども、何かいろいろ、渡邊委員もいろいろあっちこっち調べていくと、さほど道路許可は難しくないようではないですか。それで、もう一回どういうところが難しいのか教えてほしいのですが。今一番道路許可が難しいとなっていて現在に至っているのです、どういうところで、交通量だとかいろいろある。どういうところが難しいのか。警察に許可取ってももう駄目ですというふうにはじかれるのか、どういうところが難しいというふうに言っているのかお聞かせください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今ほどのご質問ですが、掃除の一方ではという部分に関しては、なかなか私のほうではお答えできない部分でございますので、ご勘弁いただきたいと思えます。

では、地域学習センターと駅伝の関係に関しては、補佐のほうから補足させていただきます。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 教育委員会、諸橋です。お願いします。地域学習センターの目標値なのですけれども、大変申し訳ございませんでした。まだ明確には設定をしていなかった状況です。ただ、今までよりもいっぱいにならなければいけないということでは狙っておりまして、今直近で6日間やったのですけれども、600冊ほど出ております。かなり多い数字です。明確に目標設定をこれから立てていきたいと思えます。

あと、駅伝のコースなのですけれども、前旧道を中心にやっていたということで、道幅がかなり狭いと。安全確保上、なかなか困難だというのが一番の理由なのですが、警察は申請を出せば基本的に許可は出してくれると思えます。ただ、万全な警備、安全対策を取りなさいということが条件になると思えます。私が聞いた中では、

交差点には全て2人ずつぐらいつけろと。あと、例えば車庫だとか出入口があるところに選手と出会い頭に車がぶつからないようにだとか。当然その間、道路上の通行の制限だとかも若干入ってくるはずです。そうすると、かなりの距離にわたって皆さんにご協力とかご不便もおかけいたしますし、充てる人数をなかなか探すのも難しいと。警備会社を頼めば一番いいのですけれども、それもなかなかかなりお金がかかってくるという状況になっております。また、前のコースですと踏切を渡りますので、踏切、今だと403号バイパスに国道403号線も横断しないといけないと。そこもかなりの労力をかけるということで、もろもろの理由がありまして、今のコースに落ち着いたというような状況になっております。

以上です。

8番（椿 一春君） ガラスの掃除、どなたか答えられない。教育長、お願いします。  
教育長（安中長市君） 今まで隔年といいますから、2年に1度だったのを3年に1度にしました。毎年やれば一番いいと思います。今2年です。3年にすると、いや、とても無理なのではないかということになりましたら、また考えていきたいと思うのですが、取りあえず学校と相談をして、まずはそれをやってみようということになりましたので、ちょっと1年、2年様子を見させていただきたいと思っています。市町村によって大分違うのですが、全然そういうことをしていない市町村もあるわけです。そういう意味でいうと……

委員長（池井 豊君） 私語を控えてください。

（こちらの議員の側の声あり）

（私語、私語の声あり）

（教育長、大丈夫ですの声あり）

教育長（安中長市君） はい。教育委員会の方のご意見もいただきましたし、校長先生方のご意見もいただきました。まず、やらせていただいて、あっ、やっぱりこれ駄目だなということになりましたら、また考えていきたいと思います。よろしく願いいたします。途中で言い忘れしました。市町村によっては、そういうことを全然しないところもあります。そういう意味でいうと、2年に1度していたということは、まあまあいいほうだったのだらうと思っています。でも、まあまあでありまして、毎年やるところもありますので、椿委員のおっしゃることはよく分かります。そういうことでよろしく願いいたします。

6番（中野和美君） まずは、今のガラス拭きの件なのですけれども、一応確認しておきたいのですが、今子どもたちがガラス拭きしないのでしょうか。



(しませんの声あり)

6 番 (中野和美君) ああ、そうなのですね。私たち子どもの頃はもうみんなでやったものなので、それをちょっと聞きたかったのと……

(内側はするかもしれないの声あり)

6 番 (中野和美君) ああ。

委員長 (池井 豊君) そこでやり取りしないでください。

6 番 (中野和美君) そうですよ。結構自宅でも1年たつと外側なんか真っ黒になるはずなので、その辺はよろしく何とかお願いしたいと思って聞いていました。

地域学習センターのほうなのですけれども、今現状見てみますと、ほんの入り口のところだけの駐車スペースに、ちらっと新しいラインが引いてあるのですが、それ以外のラインが全く見えない程度のラインしかもう残ってなくて、ちょっと危ないのではないかなと思って、今ほかの学校、小学校等もライン引きをするということだったのですけれども、そのうち地域学習センターも出てくるかなと思ったら、地域学習センターはライン引き特に計上されていなかったようなので、今後利用が多くなってきましたと、今までは保育の先生方の駐車場が専門のようなところだったので、今後利用が増えるとなると、やっぱりライン、地域学習センターのライン引きをお願いしたいなと思うのですが、その辺の考え方はどう考えていらっしゃいましたでしょうか。

それと、地域学習センターの同じく図書の購入料の半減のことでちょっとあれっと思ったのですが、まだまだ図書が入るスペースがたくさんあるわけなのですが、それは今在庫があるのを出さないでいるのか。それともちょっと予算がないから図書の冊数を削ったのか。どんどんこれから増やしていかなければいけないと思って私は見て、まだがらがらのところもありますので、その辺の考えはどうされているのかお聞かせください。

教育委員会事務局長 (小林 亨君) ガラス拭きの関係、今の委託料で計上してございますのがガラスの外側になります。外側の関係、すみません。内、外を含めたガラスの清掃委託をしております。子どもに関しては、今はほとんど外側はしない。内側の一部を子どもたちが対応しているというようになっております。

地域学習センターの入り口の、地域学習センターの駐車場のラインですけれども、確かに近年ラインが見えなくなってきました。今回役場敷地内のラインも引くということではありますが、近いうちに何とか対応を考えたいということで、今後協議をしていきたいと思っております。

図書の関係ですけれども、今現在非常に図書スペース、書架にスペースがあるということなのですが、今まで公民館図書室でおおむね1万冊と言われていた図書の数です。今の地域学習センターは、書架に関しては、3万冊程度収納ができるような形で購入をしております。当然今1万4,000冊程度の蔵書数があるかと思えます。あと、今の倍入っても収納が可能な形で備品を購入させていただきましたので、そこに向けて今後、徐々に増やしていきたいということでもありますので、今あるものを出さないのかと言われると、一部まだ出ていない本もございます。そういったものは順次出していく形で進めていきますし、蔵書数も毎年少しずつではありますが、増やしていきたいと考えております。

6番（中野和美君） 局長、毎年少しずつ増やしていきたいというのに、減らしていることをちょっと心配して私先ほど質問させていただいたので、そうすると少しずつ増やしていきたいけれども、では50万円ずつ程度でしか増やさないのかなとちょっと心配しております。来年度は、もうちょっと図書のほう予算を立てていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。図書の購入費100万円から50万円に減っていますよね。

それと、ではライン引きのほうも安全面もありますので、よろしく願いいたします。

委員長（池井 豊君） まだまだ質問いっぱいあると思うので、ここでお昼のため休憩いたします。

午後零時00分 休憩

---

午後1時15分 再開

委員長（池井 豊君） では、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

10款教育費、質問のある方でさっき手が挙がっていた熊倉議員お願いします。

議長（熊倉正治君） ご苦労さまです。図書費の関係で、ちょっと繰り返しのようになりますが、ちょっと趣旨が私は違いますので。今回の予算を見ると、たしか図書購入費50万円、前年度は100万円、50万円減ということですよ。それで、過去の決算状況を見ると、古い公民館の図書室用ですから三十数万円。ほぼほぼ平成二十七、八年頃からもう三十数万円で、四捨五入をすると30万円ぐらいの予算しか見えていなかったわけですが、私も竣工式、オープンセレモニーに呼ばれまして、何回か見てまいりました。教育長のご挨拶にもあったように、先ほどもありましたが、蔵書3万冊を目指すとされているわけですが、この50万円では少し情けないなというふう

に私は見ておりました。分類がゼロから9まで10分類、それがまた各項目ごとに10分類ずつあるという、図書の分類の勉強もさっきちょこっとしました。そういう意味でいえば、全ての分野でやっぱりある程度の、図書館と言ってもいい機能でありますから。図書館ということを考えれば、各分野ごとにやっぱり必要最低限のものは、多分今の段階で私はないのだろうとっておりますので、そういうことを考えれば50万円なんていうのは、多分財政当局とのやり取りの中で、削られたのだろうなというふうに私は判断をしています。それではやっぱりちょっと情けないなという気が私はします。せめて3万冊を目指すのであれば、それに近づくまでは、やっぱり100万円ぐらいは、予算措置をしておくのが当然だろうというふうに私は思います。そういう意味で、町長、あまり答弁がないようでございますので、私は総括質疑までこの問題を持ち上げる気はありませんけれども、町長ご自身は予算査定の段階でそういった関係を認識されていたのか少し聞いてみたいなどはと思いますが、いずれにしても3万冊を目指すというのであれば、この50万円では本当に、何回も申し上げて恐縮ですが、ちょっと情けないなという気が私はしていますので、その辺も含めて教育長なり町長のコメントをいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町長（佐野恒雄君） それこそこれは、議長のおっしゃるとおりであります。50万円ほどのくらいそろえられるかといえば、大変確かに情けない話であります。当然これから3万冊を目指すということになれば、やっぱりそれなりに予算措置はしていかなければならないと私も思いますけれども、なかなか今回かなりの備品関係等で相当やっぱり経費がかかっているというふうなこともあったのですが、当然それはもちろん分かりますので、これからやっぱり3万冊を目指す中で、当然予算措置を考えていかなければならない、こう思っております。

1番（小野澤健一君） 私ちょっと2つ、3つお聞かせをいただきたい。

まず、ページ数137ページに書いてあります大学等教育資金利子補給72万4,000円。これの受けていらっしゃる方の人数、大学だけではなくて専門学校も入ることですので、その辺分かりましたらひとつお聞かせをいただきたいのが1つ。

それから、私はいずれ一般質問のところで今度述べていこうかなというふうに思っているのですが、昨今、こういったコロナの中で大学生があれだけ難儀をしている状況を鑑みると、やはり田上町もいわゆる少子化の中で人も減ってきている。そんな中で、教育の思想を一段とまた上げていく必要があるだろうというふうに思いまして、町独自の奨学金制度とか、そういったものを設立をする時期に来て

いるのかなというふうな気がいたします。そうでなければ、例えば今成増地区と交流を結んでいらっしゃるようですから、例えば板橋区のところに田上町の人が学校で東京へ行くとかといったときにアパートか何か確保して、そういった形で支援してやるような、そういった方法を今後考えてくる時期に来ているのではなかろうかというふうに思いまして、これについてどのように教育長がお考えになるのかちょっとお聞きをしたい。

それから、ページが今度149ページになりますけれども、新入生についてヘルメットの購入助成ということで4万5,000円上がっています。いわゆる自転車で通学をする生徒のためということですから、昨今、自転車の事故でかなり高額な補償、賠償を命じられるケースがやっぱりありまして、私どもの頃のように気軽に自転車を乗れるという状況とは、ちょっと変わってきているように思います。そんな中で、いわゆる自転車の整備とか点検、これは私ら小学校のときにグラウンドに警察官が来て、自転車の乗り方などの指導を受けた記憶があるのですけれども、こういったものを中学生だけでいいのか。小学生もやったほうがいいのか。そういったいわゆる自転車の講習というか、整備も含めて、こういったものを定期的に行うという体制を、整えたらいかがかなというふうに思います。加茂と田上で自転車協会みたいなのがありまして、点検はたしか無料でやってくれるという話です。これ、からくりがあって、件数によって県の組合の上層部から何かお金をいただけるという形ですので、自転車はとにかく気軽な乗り物ですので、ブレーキが利くとかライトがつかないとかという、そんな中で乗っているケースがありますが、いざ事故があると、非常に大きな負担を強いられるという状況ですので、こういったものを定期的な、年に1回がいいのか、2回がいいのか、どうなのかちょっと分かりませんが、それを整備点検を徹底してやるということをひとつご提案をして、これについてのお考えをちょっとお聞かせをいただきたいということで、以上2点ですか、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） それでは、小野澤委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、大学等の利子補給の関係でございますが、令和2年度における実績といたしましては、大学、大学院で18名。短大、専門学校で7名で、25名の方に利子補給を行っております。

その次の質問については、では。

教育長（安中長市君） 町独自の奨学金についてということなのですが、今、町独自と

いうのは残念ながらありません。小林奨学金というのがありまして、大学に行っている方に対して、奨学金を出しているのはあるのですが、あれは町そのものではなくて、個人の方がお金を町のほうに入れていただいて、奨学金をつくっているということです。その中で、町長、副町長も含めながら町独自の奨学金が必要なのではないかという話は今出ていますので、これからまた検討していきたいと思っております。

自転車の事故の件ですが、私も田上中学校に勤めていたときに、一番怖いなと思っていたのは実は自転車の事故です。皆さんご存じのように、後ろのほうに行きますと、細い道がいっぱいあって、坂がいっぱいあって、見通しがよくなくて、本当に自転車が危ないなというふうに思っています。ただ、自転車通の生徒がいて、その中でどうしていくかということなのですが、行き帰りの事故に関しては、自転車であろうと歩いていようが、文科省、県が入っている学校の中でけがをする、登校途中にけがをする、これは補償があるのです、医療に対しては。ただ、それ以上のことになるといけないので、学校は毎年自転車のこういういい保険がありますよという、ご案内はしています。でも、入るかどうかというのは、個人のことなのです。最後小野澤委員がおっしゃいました自転車の整備、大分前はずっと整備のために業者に来ていただいていたこともあったのですが、それが中断しまして、去年かおとしから、またお声をかけていただいて、町の自転車の業者がただで見ますよと言ってくださって、去年、おとしから見ていただいております。それから、自転車の教習というのですか、毎年自動車学校に行って研修をします。これは毎年行っています。ただ、コロナで去年やったかどうかがちょっと私分からないのですが、おとしまでは毎年やっていたと思っています。

以上です。

- 1 番（小野澤健一君） ありがとうございます。奨学金、そういう意味で今私立の大学行くと、私も行ったほうですが、かなりお金がかかります。したがって、今学生は我々の頃と違って、アルバイトを本当していかないと大学卒業できないと。そういうふうな状況にもなっているわけですので、奨学金、田上も少子化というものをやっぱり抱えているわけですから、人の循環ということを考えて、田上町からそういった奨学金をいただいて学校に行って、その知識をまた田上に帰ってきて発揮できるというのが本来一番私はいいいと思いますし、あと今後予想される医師不足。新潟県自体が非常にやっぱり医者が少ないという中で、田上においてなかなか医学部出身者というか、医学の道を目指す人たちがいない。私の上のほうで、1つ上で

須田医院であるとか、あと今、神田さん、三条総合病院の院長かな。この程度。非常に私は1個上の先輩として、大した人たちだなというふうに思っておるわけですから、そういった意味で、例えば医学部に入るに当たっていろいろなお金を、奨学金貸与して、いわゆるまた戻ってきたらそれは返さなくていいとか。そういう制度も使っている自治体があるように聞いておりました、そういうのを田上町がやれとは言いませんが、取りあえずはやはりお金の面でいわゆる上級学校に行けないとか。そういった人たちのために何とか奨学金制度、思っているだけではどうにもこうにもなりませんし、そうかといって潤沢なお金をつくるほどのいわゆる財政余力も多分ないのかもしれないかもしれませんが、米百俵の精神ではありませんけれども、今お金をかけなければなかなか優秀な人材ができないというような状況の中で、これは一考していただきたいなというふうに思っております。

それから、自転車の整備については、本当にそのとおりですから、気軽に乗れる部分、何かあれば事故が多いということですので、ぜひともこういった整備点検のところにある意味で力を入れる中で、そういった不備の自転車を乗り回すことがないようにひとつ管理というか、徹底をしていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

5番（小嶋謙一君） 教育長にお聞きしますけれども、たけのこ塾のことなのです。それで、もうこの塾始まって10年近くなるのでしょうか。それで、できたとき私もそばにいたから分かるのだけれども、今の実態、開催頻度、それから両小学校でやっているのかということと。3番目が児童クラブの生徒も希望する児童がいたら、たけのこ塾と一緒に学ぶことができるのかというの、この3点ちょっとお聞きします。

教育長（安中長市君） たけのこ塾、1週間に1回やっています。すみません。人数がきちんと出てこなくて申し訳ないのですが、田上小が五、六人だったでしょうか。羽生田小が十数人ぐらいだったでしょうか。そういうふうに記憶しております。来た子は、私も時々見に行くのですけれども、本当に一生懸命やっています。もう担当している先生が感心するぐらい一生懸命やっていて、活動内容はすごくいいなと思っています。本当は1回ではなくて、2回、3回に増やしたいところがあるのですが、残念ながら先生をなかなか確保できないでいます。何で確保できないかといいますと、これ大変ちょっと難しいのですけれども、今皆さんもご存じのように年金をもらうのがだんだん遅くなっています、先生方もそうなのです。今年退職される方は、あと4年ぐらいたたないと年金がいただけないと。そういうことで、今、新潟県の小中学校の教員は再任用制度ということで、教員を辞めても一応正職とし

て、学校に残れるという制度ができています。残り方は、フルで残る、または午前中だけ、こういう勤務の仕方をしてしています。そうしますと、なかなか年金がもらえないから、もうちょっとやりたいなという方が大変増えてきまして、今まででしたら60を過ぎまして、いや、まだ少し余力があるからそういうのを手伝おうという方がいたのですけれども、今はなかなか見つかりません。自分が再任用制度終わると、いや、もう60過ぎて何年か働いたので、そういうの、いやという方が多くて非常に苦慮しています。週1回、2時間、1時間半程度なので、それに正直言ってそのときその日を、束縛されるということが嫌だなというところがあると思います。今まで説明をさせていただいたのですが、もし、そういう方を見つけましたら回数を増やすことも考えますし、また、これは去年もおととしもやりましたけれども、夏休み中にはそういう方に児童クラブに入らせていただいて、その方々に児童クラブに入らせていただいて、10日間程度なのですが、児童クラブの中で、指導していただいたこともあります。放課後児童クラブの方がもちろん塾に入ることは可能です。ただ、たしか上級生だったと思うのです。4年、5年、6年ぐらいで開設をしていますので、そここのところが少しずれているかもしれません。町長の放課後クラブのお考えもありまして、拡大したい、拡大したいと思いながら、また来年度その方に、今やっけていただいている方に、何とか残っていただくのが精いっぱいということで、ちょっと力がなくて申し訳ございません。

以上です。

5番（小嶋謙一君） 1人の先生で2校見ているのですか。

教育長（安中長市君） おととしまではそれぞれ違う先生だったのですが、1人お辞めになってしまって、どうしても先生が見つからず、1人の方で火曜日と金曜日でやっけていただいています。

7番（今井幸代君） すみません。いろいろちょっとあるのですけれども、まず令和3年度から特別支援学校の通学支援が始まるということで、非常にうれしく思っております。実際に申込みの希望等を取っておられるというようなことも伺っているのですが、実際申込みの状況がどのような形に今なっているか、教えていただきたいのと。併せて対象の方とお話しする機会が少しありまして、今までの保護者の方が送っていたルーティンと、通学バスを利用するとルーティンが大きく変わりますよね。そういったところに対する不安であったりとか、今この時点で申込みするかどうかちょっと悩んでいる、将来的には使う方向を自分は希望しているのだけれども、今このタイミングで希望すべきかどうかということ、悩んでおられたりするよう

なこともあったりしたので、今現在の申込み状況と。制度としてはしっかりと維持をし続けていっていただきたいものだなというふうに考えているのですけれども、その辺りちょっと利用状況、申込み状況や保護者の皆さんたちの捉え方等、どのようになっておられるのか、教育委員会として見解聞かせてください。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 特別支援学校の通学支援の関係、利用申込みということで、今通学している方4名対象者おりました、ご案内したところ、3名の方から申込み出ております。制度の維持の関係は、こちらも努力していきたいと考えております。

7番（今井幸代君） 最初、支援員の方おられるのですけれども、支援員の方もお子さんとはやっぱり初めましてになってくると思うのです。そういったところで、最初保護者の方がもし希望があれば一緒に乗って、ある程度慣れてルーティン化するまでしっかりと対応できるような形ですとか。教育委員会もそういった対応を取ってくださると思うのですが、改めてその辺の対応は取れるのか。支援員の方と児童との始業式初めましてということになるのか。それとも事前にある程度会う機会であったりとか、面談をする機会であったりとか、接触をする機会というのがあるのかなのか教えてください。

教育長（安中長市君） 一番最初の1回目だけは、三本保健師と一緒に乗ります、支援員以外に。三本保健師がこの申し込んだ3人の方の親御さんとも子どものこともよく知っていますので、今、今井委員が言われましたけれども、ほんのあと2週間ですけれども、もう申込書は出ましたので、何か不安なところがないか、こういうことはどうなのかということで、また事前に三本保健師から保護者と連絡を取らせませす。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。特別支援学校のことには分かりました。

次の質問なのですけれども、両小学校の学校運営費等に関わってくるのですが、プールにまず関してです。令和2年度は、コロナの影響でプール授業を中止した学校もあるというふうに承知はしているのですが、プール授業に関して羽生田小学校でいうと、ちょっと保護者のほうから、数年前に着替えの盗難がありましたよね。実際に羽生田小学校は非常にオープンになっていて、今それこそ児童ポルノではないのですけれども、例えばプール授業をしているような写真を、羽生田小学校なんかだと大分簡単に撮られてしまうような造りになっていて、非常にちょっと不安感、そういった着替えの盗難もあったりしたことも加えて、ちょっとプール授業に対する不安感というものが保護者の方、特に女の子をお持ちの保護者の方から聞かれる



ケースが増えてきていました。例えばなのですけれども、学校のプールも大分老朽化してきている部分もありますし、加茂の温水プール等を授業の場として活用するというのも一つの手段でないか。そういった盗撮であったりとかといった部分も防げるという部分もありますし、そういった活用の方法等もあるのではないかなと思うのですが、それらの学校としての捉え方であったり、そういった危険性といいたまいますか。というところに関して、どのように捉えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

教育長（安中長市君） 都会の学校ですと、もうプールに外の方がちょっとでも見えないうように、みんなフェンスを張ったり、目隠しを貼ったりしています。確かに羽生田小は、外からもちょっと敷地に入っていけば、少しでも入っていけば見れてしまうような状況です。どういうふうにしていったらいいかということなのですが、実はプール、特に羽生田小のプールが大分傷んでおりまして、1年空いたためにどれぐらい活用できるかということもあります。シャワーが壊れているので、シャワーの修繕費も計上させていただいたのですが、実は学校と今相談しているのは、加茂のプールに行ったほうがいいのか。それともどっちかの小学校で合同でやると。合同でやると先生方の目がいっぱいになりますし、指導も行き届きますので、そういう方法もあるのかなということで、これから4月に入りまして、夏に向かって検討していきたいと思っています。ありがとうございます。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。プールのほうは、課題の共有というのはしていただけているというふうなことで捉えて、学校と教育委員会と十分検討していただきたいと思います。

次に、GIGAスクール関係になりますが、自分も、すみません、コロナの二次補正のときに、もっと気づいておけばよかったという反省点も含めてなのですが、学校の机、子どもたちが使っている机というのは非常に小さいです。実際に教科書とノートを広げると、もうそれこそいっぱいスペースがありません。その中にさらにタブレットが入ってくるというふうになると、果たして本当に授業が円滑に進められるのかということ是非常に危惧しています。実際にちょっと子どもたちの何人かに、今やっている授業、机の上にタブレット入ったらどうかな、場所あるって言ったら、場所ないよ、無理だよ、今のままでも教科書とノート広げると入らないから教科書とノート重ねているのになんていうふうに話をしている、そうなるってせつかく道具は導入したけれども、結局場所のスペースのなさから、利用される頻度が非常に少なくなってしまうたり、そもそも授業に影響が大きく出てくるのではな

いかというふうな懸念があるのですが、その辺りの捉えですとか、そういった部分というのはどのようになっていくのでしょうか。

教育長（安中長市君） 小学校も中学校もこれぐらいの机で、確かに机は広くないです。教科書があって、問題集があって、ノートがあると。もうそれだけで精いっぱい、そこにいわゆるタブレット端末を置くのは大変難しいなと私も思います。多分使い方としては、ロイロノートがノートの代わりになってノートは一旦しまうのか。それともロイロノートが教科書になるので、ノートは置いておくけれども、ほかの教科書とか資料集は机の中に一旦入れるのか。そんな形でしか今はできないかなと思っています。やりながら考えていきたいと思っています。

7番（今井幸代君） 教科書がロイロに代わるというのは、すみません、ちょっと理解がなかなか難しいのですけれども、デジタル教科書の内容がロイロに入っているわけではないですよ。

教育長（安中長市君） ないです。

7番（今井幸代君） 教科書がロイロになるというのはどういうことなのでしょう。

教育長（安中長市君） 残念ながら机の上がこれだけしかありませんので、自分のこの中も机の代わりに使うという意味で、お話をさせていただきました。あとは、しょうがないから重なっても、教科書の上にまた資料集が重なるかもしれませんが、大変申し訳ないですが、今の現状では、机の上で作業をしていくしかないと思っています。

7番（今井幸代君） そう思うと、もしかしたらロイロ入れる前にデジタル教科書のほうが、先だったのではないかというふうなことも少し思ったのです。ノートがタブレットに完全に置き換われるのかというと、それは私は無理だろうと思います。書く作業というのは、タブレットで書き込むというのは感触も違いますし、筆圧のかけ方もあたりるので、ノートがタブレットに切り替わっていくというのはないだろう。そういった中で、果たして本当にデジタル教科書、限られたスペースの中で有効的に授業推進をしていくということを考えると、もしかしたらロイロノートではなくて、デジタル教科書というほうが本当は先だったのではないか。津南町なんかはデジタル教科書を導入されているようですので、そう考えると果たして本当にどちらが正しいかということはまだ分からないのですけれども、そういったことももう少し議論の中に展開されていく必要があったのではないかなというふうな実感は正直持っています。

実際にタブレットなのですけれども、基本的にはクラウドに情報を保存していき

ますよね。しかしながら、授業でこういった活用をして、どのような使い方をしていくことすらちょっとまだ見えていないし、保護者も子どもたちも全くどうなっていくのですかと聞かれることだけはたくさんあるのですけれども、私自身も明確に地域の皆さんの質問に答えられないような状態が続いています。実際に例えば校外学習だったりとか、ふだんの授業の中で何か写真を撮ったりとか、動画を撮ったりとかして、一回端末に保存されると思うのです。そのデータを消去するという作業は、基本的に端末にはデータは保存しないですよ。そうなったときに消去ということは本人がしていくのですか、それとも先生方がされていくのか、その辺りの情報の取扱い方に関して少し説明願いたいなと思います。

委員長（池井 豊君） 今井委員、あまりにも細かい運用の件については、この予算委員会の質疑にふさわしくないところに入ってきていると思うので、それは個人的に聞くような形にして、予算に関するところに集中していただきたいのですけれども。

教育長（安中長市君） ロイロノートがいいのか、デジタル教科書のほうがいいのかという話ですけれども、30市町村にいろいろ聞きました。デジタル教科書を入れるところもあるのですが、ロイロノートというような、そういうソフトではなくて、デジタル教科書を主体にしていこうという市町村は2つぐらいしかありません。大体のところはそういった学習ソフトを入れると。その中でもロイロノートを入れるところが一番多いのではないかなということで、私どももいろいろ考えてロイロノートにしました。デジタル教科書をどうしていくかということに関しては、これからの課題だと思っています。

もう一つ何でしたっけ。すみません。

（何事か声あり）

教育長（安中長市君） それに関しては、明確なお答えがなかなかできないで申し訳ないですけれども、前もお話をしたとおり、年間指導計画の中に、ICTをどういうふうにするかという計画をこの3学期中にある程度つくって、それをやりながら変えていくと。今、タブレットを先生方に配られて使い始めている中で、どうやって授業に使っていくかなということをお互いに検証しながらやっていくと。そのために先月は県教育センターの方から数人来ていただいてご指導もしていただきましたし、こちらからもいろんなところに研修に行きたいと考えております。

7番（今井幸代君） いまだにどのように活用していくのか。環境は整ったけれども、結果どういふふうな子どもたちの授業にGIGAスクールで設備投資したところが活かされていくのかというところが、やっぱりいまだ全体像が見えないといいまし

ようか、しっかりしたものが見えてこないのです。一体どういうふうな形になったら安定的に、安定的にというか、全体的な活用の方法であったりとかというのが、この1年で令和3年度でしっかりと見えてくるのでしょうか。

委員長（池井 豊君） 今2人っきりでやり取りをやっているような、個々の話題についてやっているような状態で、ちょっと予算審査にふさわしくないような状況に今なっています。この件の質疑を打ち切りたいと思いますけれども、今井委員、よろしいですか。どうしても聞きたいですか。

（教育の中身というのは、我々があれこれ指示するんじゃなくて教育委員会が学校長の責任の下でやるんだから、教育の中身をどうするかこうするかというのは俺たちの感想になる。環境を整える観点の点はいいいよの声あり）

委員長（池井 豊君） いや、それはいいのだけれども、ともかくあまりにもほかの委員が全然参加しないような感じの2人っきりの個々のやり取りを教育長と2人でやっているような今状況に陥っていますので、ちょっともっと大局的に質問していただきたいと思いますが。

7番（今井幸代君） では、GIGAに関してはだんだん細かくなってくるので、個別にちょっと伺いたいと思います。お邪魔したいと思います。

ちょっとまた別件になるのですが、田上小学校、羽生田小学校のそれぞれの、田上中学校含めて、児童数等を示していただきました。令和3年度の入学者数は73名ということで、今後の入学者の見込み等も先ほど説明があったのですが、教育長、これまでも学校の在り方に関して、やはり議論を進めていくべきではないですかという話をさせていただきましたが、教育長は、教育委員会の考え方は、一貫して複式学級というふうな形が見えてこないうちはその話はしないと、その議論はしないというふうな考え方だというふうに承知をしております。しかしながら、保護者は、実際に令和7年度ですか、43人、半分に割れば20人、20人です。そういった中で、学校の在り方として本当にこれで大丈夫なのかしらという不安感というのは、皆さん本当に大きく持っておられます。統廃合せよと言っていることではなくて、きちんと学年単学級というふうな実態がもう既に田上小学校では1年生、4年生、6年生で出ていますよね。羽生田小学校は5年生で。そういった形になっていて、そういった単学級の影響が不登校の実態にも、それなりに因果関係があるのではないかとも思うのです。全く関係ないとは言えないのではないかなと思います。そういったことを含めて、学校の在り方というものを本当に議論すべき時期ではな

いですか。ましてや総合計画を今年度、令和3年度つくります。そういった中で、その議論を進めるということ自体は、教育委員会は考えはないのでしょうか。

教育長（安中長市君） 確かに子どもの数が減っています。各小学校が学年20人ぐらいになるということがもう目に見えています。そうすると、確かに活力の面では少し弱くなるかもしれませんが、それがいいかどうかというのは分かりませんが、考え方でどちらの市町村も、各学年が20人ぐらいのところが一番学力が上がるのです。これ数字のことなので、本当の意味ではないかもしれませんが。学力調査とかいろいろな点数で出るのは、20人ぐらいのクラスが一番上がるのです。でも、それだからいいというふうに私は思いません。学校は、子どもたちの相互の活動の中でお互いに成長していくということですので、20人というのはどう考えてもやっぱり少ないなというふうに思う方がおられるのも間違いのないと思っております。今日あしたそのことについて、私のほうからということはないのですけれども、間違いなくどこかの時点では、そういうことを考えていかなければいけないなというふうに思っています。

2番（品田政敏君） 簡単に確認を、まず3点ばかり。

民俗資料館の清掃の報酬という格好で上げられています。これは、私的には民俗資料館のものというものは、地域学習センターのほうに全部引っ越すのだというふうに考えていましたが、その辺と。その中にちょっと説明の中に、保明地区のとかなんかいう話をちらっとさっき聞いたのですが、私の聞き間違いか何か。保明地区か何かにも何かあるのか、そこの辺がまず1点。

それから、成人式、今度令和3年度、オンライン等々、リモートでもやってみたいということですが、取りあえずこの土曜日はその計画があるのかなのか。

それから、3点目、全国大会の報酬言っているみたいですが、基本的に線引きはあるのか。北信越か何かにもあったような気がしますし、簡単に言うと全中、インターハイ、インカレ、その辺と、あと全国大会というふうな枠なのか。そこの辺の確認をしたいと思います。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 民俗資料館の清掃ということで予算を計上してございます。民俗資料館自体はそのまま残ることになっております。地域学習センターに運ぶのは、旧公民館にある埋蔵文化財等の遺品をそちらに運ぶということで、ご理解いただければと思いますし、保明交流センターという建物がございまして、維持管理費を計上してあるということで説明をさせていただきました。

成人式の関係でございまして、この週末に行います成人式についても、リモート

配信のほうはやる予定でおります。

全国大会の関係、線引きについては、あくまでも予選を通して上がっていった中で、全国大会ということで出場された方に、町から褒賞を差し上げるという形で対応しておりますので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） もう一つ、このいわゆる民俗資料館も含めてだったのですが、私、今回金額が大きいだけでも、埋物資料で一生懸命やっていると。金額的に多いのですが、結局何か重機の借り上げとか何かの金額だけですよね。ただ、私はもう前々にも局長にも言っていた経緯ありますけれども、いわゆる保存したデータそのものが、私もこれが終わって見せてくれ、見せてくれ言うのだけれども、いや、紙がないとか、いや、あれがないとかってずっと渋っているみたいですよ。それは、図書の問題にしたってそんなのですけれども、ここは金が、そういう予算と。いわゆるパソコンと要員がいれば、そんなの簡単にできるみたいなこと言うのだけれども、これは通常の職員の中でやることだと思っていますし、その辺が本当にどういうふうに考えておられるのか、再度確認したいと思います。

委員長（池井 豊君） 埋蔵文化財のデータについてでしょうか。局長、いいですか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 埋蔵文化財の関係ですけれども、確かに試掘調査、本発掘とこれまでずっとやってきておまして、それぞれ報告書はまとめてございますので。ただ、その中の今度資料という話になりますと、補佐から回答させていただきますので、お願いします。

教育委員会事務局長補佐（諸橋弘樹君） 諸橋です。この間の試掘の結果につきましては、つい先週ぐらいに報告書できました。ただ、分類ですとか物自体、かけらだとかというのは、まだごさっと置いてあるだけの状態ですので、報告書であればいつでもお見せすることができると思いますので、後ほどいらしていただければお渡しします。

副委員長（渡邊勝衛君） 今ほど特別支援学校に関する事で今井委員から1点ありましたので、私のほうからもう一点お願いしたいと思います。

送迎の関係のバスの関係でございますけれども、運転手のほうからできれば、大体運転手を入れて5名ぐらいでの行動になりますので、マイクロバスではなくて、ハイエースが空いていたら、そちらを使わせてくださいという話が来ているのですけれども、今の段階での見解はどうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） この事業を計画するに当たり、当初専用の車両ということでも考えておったわけですけれども、まずはスクールバスを活用した中で、

対応をとということでございますので、その方向で今考えております。今年度のような大雪になった場合には、その際に町当局のほうとちょっと相談をさせていただいて、使用させていただくケースも考えられますというお話はさせていただきましたので、ただ基本的にはマイクロバスを使うということで考えております。

6 番（中野和美君） 今年理科支援員というか、補助員を削りますということだったのですけれども、去年までは計上されていて、ずっと薬科大学の学生なんか手伝ってもらって、実験とかを一緒に子どもたちとやってもらうというようなやり方をしていたと思うのですけれども、去年もきっとコロナであまりできなかったということで、今年も削減になっているのですが、もう今後やらないのか、それともコロナだからやらないのか、その辺また復活する可能性があるのか教えてください。

教育長（安中長市君） この理科支援制度については、一番最初に導入したときは大変私は意義があるものだと思っていました。中学校にも小学校にも何回も何回も入っていただきました。ところが、学校のいろんなカリキュラムの関係で、まず小中学校が来てくださいねという日と学生と全然合わなくなってしまったのです。そうこうしている間に来る回数も少ない学生が出てきて、年間に1回、2回来ていただいても、そのたびにいろいろな説明をしなければならなくて、中学校は、申し訳ないけれども、もう要らないと二、三年前から言われていたのです。去年も実質ゼロだと思っています。小学校は、来るならお手伝いさせてくださいということになりましたので、これは確かに補助金も少しあるのですけれども、一旦ここでやめさせていただいて、また、どんな形が学生たちから手伝っていただけるのか。実は公民館の活動も入っていただいていますので、そちらのほうとか。また、違う形で学生たちの力を田上にいただきたいということで、理科支援は一旦やめたいと思っています。

6 番（中野和美君） 理科の研究ってとても子どもたちの興味をそそる部分もあると思うので、これをきっかけに理系に関心を持つ子どもたちも出てくるというふうに私は思っていて、とてもいい企画だったなと思っているのですが、ではそんなことでまた復活できるような、やり方を変えてできるようでしたらよろしく願いいたします。

委員長（池井 豊君） 以上で10款の質疑を打ち切ります。

教育委員長からちょっと報告がありますので、お願いします。

教育長（安中長市君） お疲れさまでございます。

4月に入った小中学校の入学式なのですが、この間園、校長会で相談をさせてい

ただ、本当に議員の皆さんには申し訳ございませんが、卒業式と同じようにご案内はしないということになりました。取りあえずなるべく保護者を入れたい、なるべく、在校生全員は入らないのですけれども、子どもたちを入れたいということで、もう来賓は本当に少なくさせていただきました。ただ、入園式、竹の友幼稚園と中学校は議長から代表して出ていただきますし、小学校はそれぞれ議長、副議長から出ていただいてということをお願いしたいと思います。本当に申し訳ございません。

委員長（池井 豊君） 以上で終わります。

では、執行の皆さん交代してください。自席で休憩してください。

午後2時00分 休憩

---

午後2時03分 再開

委員長（池井 豊君） 再開いたします。

それでは、特別会計の審査に入りたいと思います。議案第15号、下水道事業特別会計の説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） お疲れさまでございます。

では、令和3年度田上町下水道事業特別会計の説明をさせていただきます。予算書189ページを御覧ください。令和3年度の下水道事業につきましては、令和2年度で田上終末処理場の改築更新事業、それから大道郷地区の浸水対策が一通り完了したことによりまして、歳入歳出それぞれ予算総額3億3,000万円ということで、令和2年度と比較しまして5億4,000万円の減額、率にしまして62.1%の減にさせていただいております。

それでは、1ページはぐっていただきまして、継続費の第2表の関係になります。2款下水道費、1項下水道事業費、公共下水道事業、特環汚水の関係になりますが、総額で2,480万円の継続費をお願いするものでございます。歳出でもまた後ほど出てきますが、公営企業会計の移行業務の委託料で、令和3年度、令和4年度、令和5年度にかけて移行業務を行うものについての継続費ということになってございます。この移行業務につきましては、3年間で総額4,600万円予定しておりまして、ここの継続費に上がっている分については特環汚水の分ということになって、集落排水会計でもまた再度こちらの金額が出てまいります。案分の仕方なのですが、事業計画区域面積による案分で、下水道につきましては全体事業費の54%、それから集落排水事業につきましては全体事業費の46%を比率案分で委託を出させていただきたい



と考えております。

続いて、第3表の地方債になります。最初に、下水道事業債で620万円。先ほどの公営企業会計移行に伴う620万円の起債の分でございます。それと、下水道資本費平準化債で1,500万円。一応予定では、令和4年度まで平準化債を借りることができまして、それ以降は一応なくなるという予定でおります。

それでは、歳入に入らせていただきたいと思います。予算書195ページのほう御覧ください。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業負担金1,000円の予算をお願いするものでございます。令和2年度と同額になりますが、下水道事業の受益者負担金で窓口予算になっております。

続いて、2項分担金、1目下水道事業分担金、令和3年度につきまして1,000円の予算ということで、窓口予算になってございます。

それから、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料7,331万3,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、58万8,000円の減額となっております。まず、1節現年度使用料ですが、7,301万8,000円。下水道使用料であります。大体一般家庭の平均で月20立方ということで見てございます。それから、2節滞納繰越分で29万5,000円。

予算書1枚はぐっていただきまして、2項手数料、1目下水道手数料6,000円といたすものでございます。1節督促手数料で1,000円。2節登録手数料で5,000円、それぞれ窓口予算になってございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金1,760万円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、2億4,636万5,000円の減額とするものでございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金で、長寿命化計画が一応令和2年度で終わったわけなのですが、今後、長寿命化計画に代わります発展的な計画で、ストックマネジメント計画を令和3年度、それから令和4年度と作成に着手いたします。その関係で事業費に対する補助率10分の5を歳入として見込んでございます。

続いて、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金1億9,837万9,000円といたすものでございます。一般会計からの繰入金ということになってございます。

予算書197ページ移りまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金50万円といたすものでございます。繰越金でございます。

6款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金1,000円といたすものでございますが、窓口予算でございます。

6 款諸収入、2 項預金利子、1 目預金利子1,000円とするものでございます。預金利子、窓口予算になってございます。

6 款諸収入、3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入25万円といたすものでございます。排水設備等を整備する際に100万円を限度として貸付けを行うのですが、それに対する銀行への預託金となってございます。

ページはぐっていただきまして、198ページをお願いいたします。6 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入1,874万8,000円といたすものでございます。1 節雑入、窓口予算になってございますし、2 節の消費税還付金で、1,874万7,000円を見込んでございます。

7 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債2,120万円といたすものでございます。1 節の下水道事業債で620万円。公営企業会計の移行に係る起債の分になりますが、起債充当率が100%、それと借入れ後の交付税措置で、約2分の1が措置される形になってございます。2 節下水道資本費平準化債で1,500万円。先ほどちょっとお話ししましたが、一応令和4年度まで平準化債が続く予定で予定してございます。

それでは、歳出に移らせていただきます。199ページをお願いいたします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費701万1,000円といたすものでございます。

説明欄を御覧いただきたいのですが、下水道事業で、経常経費になってございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ページはぐっていただきまして、200ページをお願いいたします。1 款総務費、2 項維持管理費、1 目管渠維持費1,737万1,000円といたすものでございます。

説明欄を御覧ください。さほど令和2年度と変わりはないのですが、11節役務費、手数料の167万2,000円とするものについては、中継ポンプの清掃の関係の経費になりますし、あとは令和2年度とほぼ同額を計上してございます。

ページ移りまして、201ページになります。2 目処理場管理費で、6,558万4,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、560万7,000円の減額となっておりますけれども、昨年度と比較して、10節需用費の中、修繕料で770万円。昨年880万円を計上していたのですが、故障の関係もそんなに多くはないだろうということで、少し修繕費を減額してございます。12節の委託料、下水道施設維持管理業務委託で3,479万3,000円計上してございますが、令和2年度と比較しまして、147万4,000円ほど減額してございます。あと、大きなものにつきましては、令和2年度について電気設備の点検という項目がありました。令和2年度予算で205万7,000円ほど上げておったのですが、改築更新の関係で機器類を更新したことによりまして、

こちらの点検が不要になりましたので、落としてございます。

ページおはぐりいただきまして、202ページをお願いいたします。2款下水道費、1項下水道事業費、1目下水道事業費5,889万4,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、5億2,185万1,000円の減額となっております。

説明欄を御覧いただきたいのですが、まず公共下水道の特環汚水の関係になります。2節から4節まで人件費の関係となっておりますし、ページ下段に移っていただきまして、203ページで12節委託料ということで4,140万円。こちらに公営企業会計の移行業務委託料で620万円と。あとストックマネジメント計画策定業務委託料で、3,520万円計上してございます。公営企業会計は起債事業になりますし、ストックマネジメントにつきましては、交付金が該当しまして、補助率が10分の5一応歳入で見てください。

それからあと、公共下水道事業の雨水につきましては、ほぼほぼ人件費の関係になりますので、説明は省略させていただきます。

204ページに移っていただきたいと思えます。3款公債費、1項公債費、1目元金1億6,006万4,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、554万9,000円の減となっております。公共下水道事業、特環汚水、それから雨水、その関係の元金償還金を計上してございます。

ページ下段移っていただきまして、205ページになります。2目利子になってございますが、2,045万円といたすものでございます。こちら令和2年度と比較しまして、751万1,000円の減額で、汚水、それから雨水の関係による起債利子の償還分の予算を計上してございます。

最後になりますが、206ページを御覧ください。4款予備費になってございますが、62万6,000円の予算計上をしておりまして、令和2年度と比較して58万8,000円の増額となっております。

それから、207ページ以降につきましては、給与費明細書の関係の表を添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

説明は以上になります。

委員長（池井 豊君） 質疑の前に、ちょっとストックマネジメントってこれ何だったっけ。何か一般会計のところでもちよろっと話出たような気もしたけれども、ストックマネジメントについて皆さん共有させてください。

地域整備課長（時田雅之君） ちょっと読みます。令和2年度まで処理場の改築更新事業を実施させていただいております。長寿命化計画に沿いまして各事業を実施して

まいったのですけれども、今後につきましては、長寿命化計画の発展版ということでストックマネジメント計画で。中身は何するかといいますと、処理場内部の土工、例えばフェンスだとか舗装だとか。それから処理場本体の躯体、それと汚水管の管路更新の計画をつくって、それに沿って更新していくというような内容になってございます。

委員長（池井 豊君） だそうです。

質疑ある方。

13番（高橋秀昌君） 要はストックマネジメントというのは、長期的視点で、どんどん老朽化していくから、それを今のうちから計画をして、どういうふうに投資をしたらうまくいくかという計画書を作るのをいうのだね。

地域整備課長（時田雅之君） はい、そうです。

13番（高橋秀昌君） 片仮名って難しい。そこで、私も一般質問で公営企業会計の業務の関係質問させてもらいまして、町長のほうからは、いや、高橋のは、下水道に関しては、複式簿記であれば八十数%の利用料金なのだよという回答を得たのだけれども、私はここですごく心配しているのは、八十数%だけれども、水道は九十何%なのです、利用料金は。それでも大変なわけだ。十分余って返るという状態ではないわけなのに、八十数%で安心はできないなというふうに感じたのです。そこで、課長とも議論させてもらって、課長のほうからも資料頂いて、一番心配するのは、公営企業会計をすることによって、簡単にこちらの資本、いわゆる一般会計などからの資本導入ができないのではないかとということに心配したのです。私も調べてみたら、やっぱり公営企業法によれば利用料金が原則なのです。それで運営すると。勝手に一般会計から入れるなというのがあったのです。さらに、課長が県にも問合せをして調べていただいて分かったことは、公営企業法では雨水処理に関しては公費入れてもいいよと、だけれども汚水は自費なのだよという考え方がもう確立してしまっているみたいなのです。となると、田上町というのは、雨水は処理基本的にしませんから、下水道は。汚水だけですから。そうすると、汚水になると一般会計から入れられないと。結果として、住民負担を強化するという方向にならざるを得ないというのが、公営企業法によるものだということが改めて分かりました。ところが、この次なのです。田上町は、幸か不幸か3万人以下の人口のために公営企業法によるその部分は適用しませんと。つまり何でもかという、公営企業法による3万人以下の下水道処理をやる団体はあくまでも任意なのだ。つまり義務ではないと。やるかやらないかは法律的には任意でやるのですよと。その自治体が任意

でやる限りにおいては、条例で定めなければ駄目ですよとなっているために、先ほど言った汚水処理は、全部住民負担しなさいというものは適用しないよとなったのです。これはいいことだと思って、ではどこで適用させるのだねといったら、公営企業法ではなくて、地財法、地方財政法で6条のところで適用させるのですよと、こうなったのです。私もそれならいいかなと思って読んだら、結局公営企業法と同じことしか書いていなかったのです。それで、何だ、ぬか喜びだということが分かりました。そうすると、やっぱり今国は汚水は全部自己負担しなさいと。いわゆる住民負担しなさいということ、今後もさらに強めることが予測できるのです。そうすると、任意でやる、3万人以下の自治体が任意で条例をつくってやるということは、ここから抜けていく方法は、やっぱり私が提起した条例の中に、町長の意向によって一般会計から入れることができるという一項を入れていくということになれば、法律上は田上町の議会で議決した条例を、違法だとは言えなくなるわけです。それがよく分かったのです。さらによく理解することができた。そして、そういうことから、やっぱり町長と課長、あるいは課長会議でそのところをもう少し詰めて、ここの条例の文の中に、住民負担をどんどん強化しなくてもいい仕組みをつくっていく必要があるのではないかということ。課長が県に問い合わせられて、資料も頂いたものですから、さらにそこを突っ込んで調べてみたら、やっぱり条例の中に書き込むしかないなというふうに確信を得たのですが、この点で、課長、私の認識に誤りがあるかどうかちょっとお答え願えますか。

地域整備課長（時田雅之君） 高橋委員おっしゃるとおりで間違いございません。それで、一般質問でもいただきました条例の中に基準外繰入れ、その件についての文言を入れるということなのですが、その件につきましては、条例制定の関係もちょっと準備の必要がございますので、これから一生懸命研究もしますし、検討もさせていただきます。ただ、高橋委員にお渡しした資料の中には、一応2市の取扱いの件について記入してあるかと思えます。

13番（高橋秀昌君） 新潟市と長岡市ね。

地域整備課長（時田雅之君） そうなのです。私どもとしては、今段階は地方公営企業法の第17条の3によって、基準外繰入れを一般会計から受け入れることができる根拠と考えております。ただ、それが効力が弱いようであれば、確かに高橋委員おっしゃるように、条例の中に今後住民負担の関係も考えて盛り込むことも、検討していかなければいけないかなと思っておりますので、今後またいろいろ研究してまいりたいと思えます。

13番（高橋秀昌君） あと、実は新潟市と長岡市は3万人を超える人口なので、だから公営企業法に丸々該当してしまうわけ。そういう中で今やりくりしているわけです。田上町というのは、幸いにも任意団体だったわけ。そこが抜け目のない方法をつくれる可能性を持っているのだということを感じたのです。そこのやっぱり長岡市と新潟市はあくまでも参考なのだが、そこはもう3万人以上なので、公営企業法にばっちり入ってしまう。うちは地方財政法の中で入れるのだが、公営企業法と文言が同じですから、そこのところの違いがあるということ、やっぱりつかむ必要があるのです。私も勉強しますので、ぜひ研究していいものをつくっていきたいと思っていますのですが、そこでちょっと伺いたいだけでも、この条例っていつまでにつくらなければ駄目なのですか。

地域整備課長（時田雅之君） 移行の開始を令和6年度と予定しておりますので、令和5年度中に条例の関係は提案したいと思っております。

12番（関根一義君） 高橋委員と課長のやり取りは、公営企業法に移行するということ、前提にして、よりよい条件をつけるためにどうするかという議論していると思うのだ、私は。

（そうなんだの声あり）

12番（関根一義君） 私は、そもそも論があります。高橋委員のほうからも話がありましたとおり、聞いて初めて分かったのですが、田上町は3万人以下だから、任意団体として取扱いだということだとしたら、国の方針に従うか従わないかというのは町の判断でよろしいと。こういうふう立つべきだと思うのだけれども、その点はどうなっているのですか。義務感はないと思っているのだけれども。

地域整備課長（時田雅之君） 本来であれば会計を移行するという作業はかなり職員も負担がかかりますし、1人ではできないと思っています。できることであれば特別会計のまま運営していければとは思っておりますけれども、一般質問の中でもちょっとお話ししましたが、施設を持っている以上、更新、それから修繕というのは必ずかかってきます。この地方公営企業に移行しない限り、それらの修繕や更新についての、社会資本整備総合交付金を受ける要件にはならないということになっていますので、やむなく私どもも移行に着手をしたいということで、今回予算のを計上させていただきました。

12番（関根一義君） そこまでの背景は分かりました。その上で聞きますけれども、そうすれば要するに移行しなければならない期限というのはないと思うのだけれども、どうなのですか。期限が定められているということは、そもそも論からしたらそれ

はおかしいと。それは、移行しなければ、社会資本整備総合交付金、この対象外にするよということまでは分かったけれども。しかし、要するにいつまでに移行しなければならぬという義務感は、私たちにはないという判断をするのだけれども、その辺はどうですか。

地域整備課長（時田雅之君） 今回の件につきましても一応一般質問の中にも入れておいたのですが、先ほど私ストックマネジメント計画を令和3年、令和4年にかけて作成するというお話をさせていただきました。その計画ができますと、今度は、早ければですよ。早ければ令和5年度に実施設計を組みます。早ければ令和5年の実施設計に基づいて、令和6年度から更新、修繕の事業に着手していくわけなのですが、この地方公営企業の会計に移行するには、最低3年かかると言われています。そうすると、早くて令和6年度からのストックマネジメント事業を交付金に該当させようとする、タイミング的には、令和3年度から公営企業会計に移行する仕事に着手しないと間に合わないということで、今回予算を計上させてもらったわけです。

12番（関根一義君） そこまでの背景と国の動きについては大体理解できました。しかし、私はこういうふうに思います。要するに公営企業会計に移行するというのは、これは私たちにとっては、町にとってですよ。私たちというのは私のことではないです。町にとってこれ大きな政策転換です。私は、そういうふうに理解しているのです。だとしたら、これは公営企業会計に移行するということを、もっとやっぱり議論する場が保障されなければならないというふうに私は思っています。ですから、いきなり要するに予算で計上するなんてことは、そもそも私はこういう大きな政策転換をするという事案については、そういうやり方はあまりにも急過ぎると。公営企業会計に移行しなければならない動向があるということに対して、ある意味ではもっと時間をかけて議論した上で、しからば要するにスケジュール的にはこうだよと。財政的な措置も必要になるよという段階を踏んで、提案するべきものだと私は思っているのだけれども、この点に関する見解はどうですか。

地域整備課長（時田雅之君） そのとおりだと思います。私のほうで早めに全協ないしほかの機会の中で、令和3年度からこういった事業に着手させていただきたいというお話はしておくべきだったかなと今反省してございます。

12番（関根一義君） 大きいからちょっとくどくなると思いますけれども、よろしく。  
（はいの声あり）

12番（関根一義君） こんなこと言ったら何言うか忘れてしまったな。  
（休憩してから言うかね。休憩してから言いますかの声あり）

り)

12番（関根一義君） そうしますか。

（いいですかの声あり）

12番（関根一義君） ぜひお願いします。

委員長（池井 豊君） ちょうどいい時間になってきたので、休憩に入ります。

午後2時35分 休憩

---

午後2時48分 再開

委員長（池井 豊君） 皆さんおそろいですので、再開いたします。

関根委員の質問から再開です。

12番（関根一義君） 思い出しました。課長があまり爽やかに丁寧に答えるので、ありがとうございました。ごまかされそうで、課長に。課長ペースに乗りそうで。それで、最後の質問というかな、2つぐらいありますけれども、1つは公営企業に移行しましたということ的前提にして進めるとします。移行した暁に一般会計からいわゆる現在ある下水道会計に繰り入れます。これをしてはならないという要するに法律はありますか。これひとつ教えてください。

もう一つは、流れからして、あるいはこの文章の表現からして読み取ると、集落排水も対象だなと。懇願して公営企業会計に移行させるのだなというふうに読み取ったけれども、それはそういうことなののでしょうか。もしそういうことだとしたら、なぜ集落排水も含めた移行を国が強く求めているのか。この背景というのは何ですか。

この2点聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） まず、繰入れの話からお答えさせていただきます。

毎年総務省から4月1日付けで特別会計、それから公営企業会計に対する繰入れ基準の通知がございます。その中では、一応法的根拠に基づいた一般会計からの繰入金というのはこれしかありませんよという通知になっております。そのほかの部分については、基準外繰入れということで、そこの市町村の財政と協議して、不足分の繰入れをいただくような形になってございますが、してはならないという書き物はないのです。この法律、先ほど言いましたけれども、地方公営企業法の17条の3を適用すれば、基準外繰入れとして、一般会計から補助として、今の繰入れという意味合いの中で、名称は変わりますけれども、補助金ということで繰入れをすることはできるというものはあります。ちょっとややこしいのですが。



(できるんですか、本当にの声あり)

地域整備課長(時田雅之君) と解釈しております。

それとあと、集落排水の関係なのですが、この後集落排水特別会計のご説明させていただきますけれども、集落排水についても、今回この下水道事業の特別会計と併せて公営企業会計に移行したいと考えております。今、下水道事業特別会計、それから集落排水事業特別会計という2本立ての特別会計になってございますけれども、移行後は1つの公営企業会計にまとまる予定でおります。なぜ集落排水も下水道と一緒に公営企業会計に移行しなければならないのかというところになるのですが、今集落排水の関係については、農水省からの補助金等が適用されるわけなのですが、今段階では地方公営企業法に移行することを検討しているということが、補助を受ける要件になっております。それとあと、先ほど来ちょっとこの事業に対する起債の話をさせてもらいましたが、令和5年度までこの地方公営企業会計に移行する際に借り入れた起債については100%充当。また交付税2分の1措置という恩恵を受けられるので、遠からず集排の施設についても、また更新、それから修繕というものが必ずかかってきますので、財政措置が手厚いうちに下水道会計と一緒に集排についても移行しておけば、国庫補助を漏らさずにスムーズに受けることができるという観点で、今回一緒に上げさせていただきたいということでございます。

12番(関根一義君) 課長の考え方は分かりました。分かったけれども、私が心配するのは、これを関係地域、集排の区域、この住民に下ろしたときにすぐ出てくるのは、私の想定していることです。予想していることです。特環と違った意味での町からの要するに財政補助をもらっているのだと。それを1つにされるとということは、住民負担が強いられるのではないかと、これは必ず出てくるから。いや、第1発目だよ。1発目に必ずそれが出てくると思う、私は。だから、そういうことで心配しているのだけれども、それだけ心配していてもしょうがないのだけれども、話を聞けばみんな外堀を埋められてしまった。国交省は国交省で埋めてきた、農水省は農水省で埋めたなんていうことになって、この話に乗らないと社会資本整備総合交付金出さないぞなんて恫喝してくれているのだから、これは損するから、私も。住民の皆さんに向かっておまえ今度来なくなるだろうなんていうふうになったら、それは耐えられない。住民も耐えられない。委員の私たちだって耐えられないです、そんなこと言われたら。ということで、あえて私は言いますが、基本的な構えが間違っていたよって冒頭話ししましたけれども、それで私はこれで進めることについて

はこれはやむを得ないと思う、私は。ただし、あと3年あるのだから、十分な議論ができるように、これは菅総理大臣に言っている言葉ではないです。丁寧な説明しなさいなんていうのは、これは私は佐野町長に言っているのだから。丁寧な議論を保障してくれと。それは、要するに課長も実務担当課長として、それは頭の中に十分入れてもらってやってほしいというのが1つと。それからもう一つは高橋委員が提起したこと、これはやりましょう。やらなければ要するに前へ進めないではないですか。条例化をしようではないかと。住民負担が簡単に及ぶような、そういう体制だけは避けようということについては、これは町長の答弁をいただきたい。そういう議論を丁寧にするということと、要するに可能な限り住民負担のないようなことについて、検討することについては分かったということなのかどうなのか、その見解をいただいて、私はこのとおりにやることについてしようがない、もうここまで来たら。私は、副町長に確認しました。この件について全協で説明したことあったかいうふうにしましたら、副町長、いや、なかったのだというふうに正直に言ってくれたので、そのことをここでぶり返したってどうにもならないのだ。どうにもならない。だから、どうにもならないところまで追い込んだのだから、あなた方が私らを。だから、最後の2点だけちょっと見解を聞いて、私だけではなくて、委員の皆さんの判断を仰ぐ以外ないではないですか。

町長（佐野恒雄君） この公営企業会計の移行というのは、本当に、先ほど課長も話をしておりました。大変ないわゆる労力といたしますか、かかるわけありますから、私も個人的に申し上げれば、本当にそれこそ今まで特別会計で来たこのやり方で、私はいいのではないかと個人的には思いますけれども、今時田課長からもろもろの説明がありましたが、本当にやむを得ない状況に確かに今あるのだろうと思います。そういう中で、高橋委員からお話があった条例の制定を通して、何かそこに抜け道ではないですけれども、いわゆる住民負担といたしますか、それが少しでも、少しでもというか、そうした形が取れるような検討というのですか、これは行政として、しっかりやっぱりやっていかななくてはならない話かなというふうに思っております。

12番（関根一義君） 私は、分かりました。

委員長（池井 豊君） いいですか。丁寧な説明をしてくれるのですね、町長。

町長（佐野恒雄君） はい。

委員長（池井 豊君） ということで。

ほかに質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） なければ、下水道特別会計の質疑を終了します。

では、引き続いて集落排水特別会計の説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） 続けて、令和3年度田上町集落排水事業特別会計予算のご説明をさせていただきます。

予算書221ページをおはぐりください。令和3年度の田上町集落排水事業特別会計としまして、歳入歳出それぞれ8,150万円としまして、令和2年度と比較して600万円の減額、率にして6.9%の減とさせていただきました。集落排水事業につきましては、整備も終わりまして、事業としては、ほぼほぼ維持管理が主な事業となっております。令和2年度について、機能診断、要は今の施設がどれだけ老朽化しているか、それから更新の度合いがどのくらい必要なものがあるかという委託事業を出しております。まだ成果品については上がってきておりませんが、それらを拝見しまして、今後施設がより長く利用でき、お金がかからないような形で、継続して維持管理に努めたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書224ページを御覧ください。第2表、継続費になってございます。下水道事業特別会計同様、公営企業会計に移行する業務としまして、令和3年度から令和5年度の継続事業総額4,600万円のうち、集落排水事業につきましては、2,120万円の継続費をお願いするものでございます。

それから、第3表につきましては、今ほどの移行業務に係る起債の借入れについて、令和3年度につきましては530万円を限度とし、借入れを行いたいというものでございます。

それでは、予算書227ページおはぐりください。歳入になります。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農業集落排水事業分担金1,000円といたすものでございます。窓口予算でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目農業集落排水使用料、予算額1,520万9,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、23万8,000円の減額としてございます。1節の現年度使用料1,517万6,000円。平均の汚水量としまして、横場地区23立方、それから保明地区、こちら若干多いのですが、平均で26立方ということで数字のほう出してございます。それから、2節滞納繰越分で3万3,000円を計上させていただきました。

続いて、2項手数料、1目農業集落排水手数料、予算額1,000円といたすものでございます。督促手数料で窓口予算となっております。

ページをおはぐりいただきまして、3款繰入金、1項繰入金、1目繰入金6,068万

6,000円の予算といたすものでございます。一般会計の繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額30万円といたすものでございます。令和2年度と同額とさせていただきます。

それから、5款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金、予算額1,000円といたすものでございます。分担金の延滞金で窓口予算になってございます。

それから、5款諸収入、2項預金利子、1目預金利子、予算額1,000円といたすものでございます。預金利子でございます。

次のページ移っていただきまして、3項雑入、1目雑入、予算額1,000円といたすものでございます。

それから、6款町債、1項町債、1目下水道事業債、予算額530万円といたすものでございますが、継続費、それから地方債の第3表でも計上させていただきました、公営企業会計への移行に伴う起債の借入額を計上させていただきました。

それから、バツ款ということで国庫支出金、こちらにつきまして先ほどもちょっとお話しさせていただきました機能診断、令和2年度で行っておりますが、それらの事業が令和2年度あったのですが、令和3年度につきましては国庫補助事業ございませんので、バツ款ということにさせていただきます。

それでは、歳入に移らせていただきます。230ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額133万6,000円といたすものでございます。通常経費ということで、説明欄に書いてございますが、説明は省略させていただきます。

それから、2項施設管理費、1目管渠維持費、予算額848万5,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、36万円増額してございますけれども、内容については、令和2年度とほぼ同様の額を上げてございます。

それから、2目処理場維持費で、予算額1,870万5,000円。あまり変化はありませんけれども、10節需用費の中の修繕料で308万円を予算計上してございますが、令和2年度と比較しまして、こちら修繕料170万円ほど減額してございます。そういったところが一番大きな要因になりますし、あとページはぐっていただきまして232ページになります。2款集落排水費、1項集落排水事業費、1目集落排水事業費、予算額530万円といたすものでございますが、公営企業会計の移行業務に当たる委託料を計上させていただきました。

3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額4,166万2,000円といたすものでございます。集排で借り入れた元金の償還額を記載しておりまして、予定では公営企業

会計で借り入れる起債を加味しなければ、起債の償還は一応令和12年度で終了になる予定であります。今回企業会計への移行ということで起債を借りるのですが、それによりまして1年ずつ償還終了年度が延びまして、最終的には令和15年度ぐらいには終わる予定であります。

それでは、2目利子、予算額549万4,000円といたすものでございます。令和2年度と比較しまして、131万9,000円の減額となっております。

最後のページになりますが、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額51万8,000円といたすものでございますし、令和2年度と比較しまして2万6,000円の減額となっております。

説明のほうは以上になります。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 質疑もないようなので、質疑を打ち切ります。

続いて、水道事業会計予算について説明をお願いします。

地域整備課長（時田雅之君） それでは、本日最後になりますが、議案第21号、令和3年度田上町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書347ページを御覧ください。予算第2条に令和3年度田上町水道事業会計における業務予定量の記載しておりますけれども、給水戸数4,500戸、それから年間総給水量155万1,200立方、1日平均給水量は4,250立方と予定してございます。

予算第3条におきます収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益を2億4,454万4,000円。それから水道事業費用を2億5,860万円と定めるものでございます。

ページはぐっていただきまして、348ページお願いいたします。予算第4条の関係になりますけれども、令和3年度につきまして資本的収入については予定はございません。支出についてになりますけれども、建設改良費2,822万1,000円、企業債償還金5,428万5,000円と定めるものでございまして、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額8,250万6,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額208万円。それと過年度分損益勘定留保資金8,042万6,000円のほうで補填するものでございます。

予算第5条には、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めておりまして、

続く6条につきましては、議会の議決を得なければ流用することができない経費として、職員給与費を定めたものでございます。

第7条におきまして、たな卸資産購入限度額で593万2,000円と定めております。

それでは、予算書はぐっていただきまして350ページをお願いいたします。予算実施計画におきます主な増減についてご説明のほうを申し上げます。最初に、収益的収入でございますが、1款水道事業収益2億4,454万4,000円で、令和2年度と比べ611万4,000円の減とさせていただきます。1項営業収益は2億3,595万4,000円で、令和2年度と比較しまして、569万2,000円の減であります。その主な内容につきましては、水道使用料の減によるものでありまして、令和2年4月から12月分までの一般家庭における平均使用量の水量につきましては、21立方でございます。

それと、2項営業外収益につきましては予算額859万円で、令和2年度と比べ42万2,000円の減としてございます。その主な理由につきましては、2目水道加入金の減によるものでございます。

ページはぐっていただきまして、352ページをお願いいたします。続いて、支出の部になりますが、収益的支出につきましては、1款水道事業費用について2億5,860万円とし、令和2年度と比べ1,140万円の減とさせていただきます。

1項営業費用、1目原浄水及び配給水費につきましては1億2,223万7,000円で、令和2年度と比べ848万円の減としてございます。その主な内容につきましては、次のページの14節委託料になりますけれども、計装設備及び中央監視装置の保守点検の中で、令和2年度に比べ令和3年度の点検項目が少なかったことにより減額としてございますし、15節手数料につきましても、令和2年度の水質検査実施前の見積り合わせにおいて、金額が少なく済むことが分かりましたので、令和3年度についても金額を落としてございます。

それでは、ページはぐっていただきまして、354ページをお願いいたします。上から3段目、25節受水費につきましては、年度の日数が令和2年度、令和3年度、同じ日数でございましたので、受水費については増減がございません。

それから、2目総係費につきましては、予算額1,832万4,000円とさせていただいておるもので、令和2年度と比べまして、445万6,000円の減とさせていただいております。その主な理由につきましては、16節賃借料におきまして、水道の会計システム、それから料金システムについて5年のリース期間が終了し、新たな機械を入れることなく、再リースをしたことによって賃借料が減額となっているもので、それぞれ金額を落としてございます。

それから、1ページおはぐりいただきまして、356ページをお願いいたします。3目減価償却費につきましては、予算額9,305万4,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ45万円の減額となっております。

4目資産減耗費は令和2年度と同額でございますし、5目その他営業費用につきましては予算額298万8,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ8万8,000円の減額としております。内容につきましては、一般会計へ支出する金額が減額したことによるものですが、これ課長の人件費の30%分を一般会計に支出している分の金額になってございます。

それと、2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、予算額890万8,000円とさせていただいております。令和2年度と比較し、113万8,000円の減額とさせていただいております。

2項2目消費税及び地方消費税につきましては、予算額840万3,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ317万7,000円の増であり、3目雑支出につきましては令和2年度と同額となっております。

それでは、ページ1枚はぐっていただきまして、資本的収入及び支出の部に入らせていただきたいと思います。令和3年度の資本的収入については、収入はございません。

その下、359ページになりますけれども、資本的支出になります。1款資本的支出8,250万6,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ1,242万9,000円の減とさせていただきました。

1項建設改良費、1目配水設備費につきましては1,800万4,000円で、令和2年度と比べますと56万3,000円の増額としてございます。令和3年度の工事予定箇所につきましては、まず配水管等布設工事におきまして、川船河地区で1件予定してございますし、配水管等布設替工事で川船河地内で1件、それと吉田新田地内、清水沢団地になりますが、そちらのほうで1件予定してございます。

それから、2目水源及び浄水設備費につきましては、予算額488万4,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ、990万9,000円の減額としてございます。工事予定箇所につきましては、水源設備ということで川船河の浄水場ナンバー2、取水井戸ポンプの更新を予定してございますし、浄水設備工事につきましては、羽生田調整池のテレメータ盤の交換を予定してございます。

それから、10目事務費につきましては、こちら職員の人件費でございます。予算額533万3,000円とさせていただいております。令和2年度と比べ218万7,000円の減額

としてございます。

ページ1枚はぐっていただきまして、360ページを御覧ください。3項企業債償還金、1目企業債償還金につきましては、予算額5,428万5,000円とさせていただいておりまして、令和2年度と比較して、89万6,000円の減額となっております。

ちょっとつづり方がおかしいのですが、次の361ページ、こちらキャッシュフローの計算書になりますけれども、こちらを御覧ください。令和3年度の予定キャッシュフローの計算書になってございますけれども、こちらにつきましては、地方公営企業法により資金計画が義務づけられたものでございまして、企業における現金収支を業務活動によるもの、それから投資活動によるもの、また財務活動によるものの3つに区分して表示したものでございます。御覧いただきたいのは、下から2段目の資金期首残高でございますけれども、こちらが2億2,796万円としてございますが、この金額は令和2年度末の現金残高の予定を記載してございます。

それから、続く362ページ以降につきましては、地方公営企業法第25条、それから同法施行例第17条の関係によりまして、定められる資料を添付してございますので、後でご確認いただきたいと思います。

説明は以上になります。

委員長（池井 豊君） 質問のある方、挙手願います。

1番（小野澤健一君） 2つ質問させていただきます。

水道事業といえば、当たり前ですけれども、安定供給のためにも必ずそれが一番大事だと。そのためには、定期的に設備更新、これ必要になってくると思うのです。例えば老朽化であるとか不具合とか、そういったものに対する本来であれば予防的保全をやればいいのだろうけれども、事後的保全になるかどうか分かりませんけれども、そういった中で、特殊なやっぱり企業会計のやり方で収益的収支であるとか資本的収支、それから後でお聞きしますけれども、内部留保というのがあって、この中でお金をやりくりしていくというやり方です。キャッシュフローの今ご説明の計算書を見る限りにおいては、ちょっとミスマッチがあるということを私は思っています。というのは、営業活動によるキャッシュフローと投資活動によるキャッシュフロー、これ足したのをいわゆるフリーキャッシュフローというのだけれども、これでもって返済金を賄い切れていないということですよ。したがって、預金の残高が毎年減ってきている。今回要は一応予想として1,300万円ほど減る予定だということになりますと、現預金の残高が底をつくのは割り算をするとあと何年という形で出てくるわけです。最終的にはやはり現金があるかないかというのが企業の生



命線であることは間違いないので、この辺予測は予測、結果は結果、決算書の中ではもう少しはっきりしたのが出てくるのでしょうかけれども、預金が減ってくるものに対する危機感、これやっぱり持っていただかないといけないのかなと。さりとて、やるべきものをやらないでいくというわけにはいかない。したがって、何が言いたいか。2つなのですが、減価償却の額を9,300万円ということで見積もっていますけれども、私は感覚としてちょっと少ないような気がするのです。これどういうことかということ、減価償却の額と投資活動によるキャッシュフローの中で有形固定資産の取得によるキャッシュフロー、これを比較をしてどっちが大きいかというのを見たときに、投資活動による固定資産取得によるキャッシュフローのほうが多い場合は、投資を積極的にやっているということになるのです。これは、見ると明らかに減価償却のほうが多いということは、投資をあまりしていないという状況にあるわけです。そうすると、先ほど申し上げたように安定供給のためには定期的な設備更新が必要になってくるにもかかわらず、ちょっと減価償却の額が少ないのではないのかなという気がするのです。これについての多分こうだからああだという基準はないのかもしれませんが、何か見解があればそれをお聞きをしたいのが1つ。

それから、先ほど申し上げたように最後の生命線は現金ではあるのですが、その場合に内部留保というものが、収益的支出であるとか資本的支出が足りない場合は、要はそこらからいわゆる補填をするというやり方になっていると思うのですが、内部留保の額というのが私はちょっとよく分からないので、お聞きをしたいと思うのですが、予想バランスシートの中で余剰金の合計というのがいわゆる内部留保に該当するのかなのか、これはちょっともし分かれば。あるいはこのバランスシートの中ではなかなかちょっとその数字がないのですということであれば後でもいいのですが、ちょっと幾らぐらいあるのかお聞きをしたいなというふうに思うのですが。

以上、2点。

地域整備課長（時田雅之君） まず、キャッシュフローにおける現金の減り具合の中で、投資が少ないのではないかというお話なのですが、確かにそうなのです。キャッシュフロー、資金期末残高で令和3年度末における現金については2億1,496万3,000円となっております。一応水道会計の中で、一定の資金を持っていることが必要だと考えておまして、その理由としましては最近頻発します地震とか災害とか、そういったときにおける復旧費として、2億円ぐらいの手持ちが必要ではないかということで運営をしてきました。その中で、これ令和2年度末と令和3年度末単純に比

較しますと1,300万円現金が減っているわけなのですけれども、水道会計につきましては今赤字の状態になっております。それで、投資したい更新事業はたくさんあるのです。例えば耐震管の布設であったり、年数の古い例えば交換の水道管を硬質塩ビ、耐震管のポリエチレン管に替えたり、いろいろすることはたくさんあるのですが、やっぱり現金の手持ちがちょっと気になりまして、予防保全というところまでは本当にやっぱり実際いっておりません。漏水箇所を確認し、それを修繕することが今手いっぱいあります。現金を伴わないこの減価償却費というものの取扱いの関係でいいますと、令和12年頃になりますと減価償却だんだん減っていくのでございますが、その辺のバランスのほうもちょっと考えまして、安定供給に向けてちょっと頑張っていきたいと思っております。

それと、補填の資金の関係につきましては、ちょっとここでは読み取れないので、もしでしたら後でお願いしたいと思います。

1番（小野澤健一君） ありがとうございます。決して田上のこの水道会計が悪いとは思わない。現金残高がほぼ年収分ありますので、多分ほかの市町村あたりと比べると、いいほうではないかなという気が実はしています。ただ、先ほど申し上げているようにいわゆる設備投資、減価償却を伴う設備投資というのは現在ではなくて未来に対する投資ですから、それが滞った場合というのは、いずれ必ずどこかでしっぺ返しが来るということなのです。したがって、現金残高が減るのは非常に怖いけれども、怖いがために設備投資をもし抑えた場合は、必ずどこかでやはり水道管であれば水道管は年々やっぱり老朽化していくわけですし、機械もそうだし、そのタイミングを誤らないでほしいなというふうに思っています。それはなぜかということ、田上町の住民、どこにいても水道が安定的に供給をされると。これが一番大事なわけですから、あるところに水が出ないとか、あるところに水が漏れているとか、そういう状況ではやっぱり困りますので、その辺しっかりと保全とか、そういったものやっていていただきたいなという思いで質問をいたしました。

以上です。

12番（関根一義君） 課長、大事なことを言ったのだけれども、ちょっと聞き逃したので、ちょっと聞かせください。

課長は、要するにこのことを言っていたのかなと思って後で慌ててチェックしたのだけれども、353ページの一番上、委託料のお話したのではないかなと思っていたのですが、要するに見積りを取ってみたら減額することが可能だったので、減額しておきましたよというふうな説明を先ほどしてくれましたよね。このことを言っ

たのだろうか。どこ言ったのだ。

地域整備課長（時田雅之君） 水質検査の。

12番（関根一義君） あっ、水質検査のところ言ったのか。どこですか。その下ですか。

地域整備課長（時田雅之君） 下水道です。15節の。

12番（関根一義君） 15節のその下だね。委託料の下だね。

地域整備課長（時田雅之君） はい。

12番（関根一義君） これを言ったのですか。

地域整備課長（時田雅之君） はい。

12番（関根一義君） ああ、なるほど。

委員長（池井 豊君） では、私のほうからちょっと1点。

135ページの受水費がさっきの説明では、令和2年度と一緒にというふうな話だったのですけれども、ちょっと考え方として、企業団から同じ量の水もらうと。田上町は、人口が年間100人ぐらい減少して、水の使う量は減っていきますよね。水を使う量が減っても企業団からの水は同じ量をもらい続けるという考え方なのかということ。だから田上で水をつくるのと企業団から買ったほうとどっちが安いのかということとか、そこら辺も併せてちょっと聞かせてください。

地域整備課長（時田雅之君） 企業団との契約の中で責任水量というものがございます。最低これだけの水量は田上町から買っていただきたい、買わなくてもそこまでの料金は取られるということです。それにおいて我々それを超過しないようにある程度配水管網を調節しながら、毎年同じ金額の受水費になるように調整しながらやっているのですけれども、そういった類いで受水費は同額にしています。

それとあと、今後買ったほうが安いのか、それとも井戸を、ちょっとそこまで詳しく費用の関係をはじいたことはないのですが、長くなれば長くなるほど井戸を掘って、自前の水源を確保していたほうがもしかすると安くつくかもしれません。ただ、今田上の井戸水というのは、急速ろ過器という装置をかけて、ごみを取って各家庭に末端給水のほうを行っています。その急速ろ過機の維持管理が結構かかるのです。ですので、どうでしょう。どっちが高いか言われると、もしかするとそういう観点から話をすれば、自前の井戸水のほうがもしかすると割高になるかな。ちょっとそこまで詳しくははじいたことありませんが、一応そんな考えであります。

委員長（池井 豊君） というのは、これ人口減少社会で、例えば、今はいいのだけれども、これが人口が7,000人ぐらいで落ち着くような状況になったとき、果たして企業団からの水なんて要らないみたいな状態になったら、自前の水道だけでやってい

けるとかですとか、またはいろんなシミュレーションが必要になってくるのではないかなと思うのです。また、自前の井戸やめて企業団からの水だけでやっていくとか、何か人口シミュレーションと水道の給水量のどういうふうにやっていくかという、将来計画みたいなのをちょっとどこかで考える必要性があるのではないかなと思っているので、そこだけ指摘しておきます。答弁要りません。答弁要りませんって。ちょっとそう思っただけなので。ここの局長は、何か水足りないなんて言っていましたけれども、まあいいです。ということで、私の質問は終わります。

ほかに質問はないでしょうか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、以上をもちまして水道事業会計の質疑を終了いたします。

執行の皆さん、ご苦労さまでした。委員の皆さんは、もうしばらくお待ちください。

それでは、副委員長のほうから今日の質問数と総括質疑、資料請求等についての報告してもらいます。

副委員長(渡邊勝衛君) 大変ご苦労さまでした。3月18日の質問数は45件、3日間の合計で149件になります。

あとは、総括質疑でございますけれども、今日1件がありました。防火水槽設置場所借地料補助金についてでございます。それを入れまして、昨日まで7件ですので、今日1件で、8件でございます。

以上です。

委員長(池井 豊君) 何か私は総括質疑求めたつもりなのですか、資料求めたつもりですという漏れはないでしょうか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして本日散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後3時37分 散会

令和3年第1回定例会  
予算審査特別委員会会議録  
(第4日)

- 
- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和3年3月19日 午前9時
- 3 出席委員
- |    |         |     |        |
|----|---------|-----|--------|
| 1番 | 小野澤 健一君 | 7番  | 今井 幸代君 |
| 2番 | 品田 政敏君  | 8番  | 椿 一春君  |
| 3番 | 藤田 直一君  | 10番 | 松原 良彦君 |
| 4番 | 渡邊 勝衛君  | 11番 | 池井 豊君  |
| 5番 | 小嶋 謙一君  | 12番 | 関根 一義君 |
| 6番 | 中野 和美君  | 13番 | 高橋 秀昌君 |
- 4 委員外出席議員
- 議長 熊倉 正治君
- 5 欠席委員
- なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- |        |       |               |       |
|--------|-------|---------------|-------|
| 町 長    | 佐野 恒雄 | 保健福祉課長        | 渡邊 賢  |
| 副町長    | 吉澤 深雪 | 会計管理者         | 山口 浩一 |
| 教育長    | 安中 長市 | 教育委員会<br>事務局長 | 小林 亨  |
| 総務課長   | 鈴木 和弘 | 産業振興課長<br>補佐  | 近藤 拓哉 |
| 地域整備課長 | 時田 雅之 | 保険係長          | 江川 哲也 |
| 町民課長   | 田中国 明 | 福祉係長          | 山本 泰史 |
- 7 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 渡辺 明
- 書記 中野 祥子
- 8 傍聴人
- 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件

- 議案第 1 号 田上町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第 2 号 田上町介護保険条例の一部改正について
- 議案第 1 4 号 令和 3 年度田上町一般会計予算議定について
- 議案第 1 5 号 同年度田上町下水道事業特別会計予算議定について
- 議案第 1 6 号 同年度田上町集落排水事業特別会計予算議定について
- 議案第 1 7 号 同年度田上町国民健康保険特別会計予算議定について
- 議案第 1 8 号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議案第 1 9 号 同年度田上町訪問看護事業特別会計予算議定について
- 議案第 2 0 号 同年度田上町介護保険特別会計予算議定について
- 議案第 2 1 号 同年度田上町水道事業会計予算議定について
- 総括質疑

---

午前9時00分 開 議

---

委員長（池井 豊君） それでは、予算審査特別委員会4日目の審査に入りたいと思います。今日は非常に天気予報も夕方まですごくいい天気だというような話なのですが、皆さんも3日間の審査でお疲れとは思いますが、心晴れ晴れ気持ちよく最終日、質疑を繰り広げていただければと思いますし、午後には総括質疑、それから採決となりますので、慎重審査をよろしくお願ひいたしたいと思います。

本日の出席委員は13人全員でございます。

それでは、これより会議に入ります。昨日に引き続き審査を進めてまいります。

最初に、資料請求された分の資料が提出されているので、その説明を行いたいと思います。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） おはようございます。産業振興課の近藤です。よろしくお願ひいたします。先日予算特別委員会の中で、5款と7款になりますけれども、2つ追加資料ということでありましたので、今日ご用意いたしましたので、資料配付と併せて若干のご説明をさせていただければと思います。資料のほうは2枚になります。

まず最初に、産業振興課追加資料1ということで、生活交通のバス路線対策補助金関連資料で、A4縦のこちら1枚を御覧ください。先日のご質問の中で、1人当たりどのぐらいバスのほうをご利用された場合に町の負担が出ているのかという部分で、資料提出ということでお話がありました。それに沿う形で資料、こちら表を作ったのですが、まず上は、令和2年から平成30年の3か年分になりますが、基礎的な資料ということで御覧いただければと思います。バス路線の系統それぞれでございますけれども、一番多いのは令和2年、平成31年、平成30年いずれも一緒でございますけれども、湯っ多里館の部分と加茂市の幸町、加茂市役所を結ぶ部分が一番多い形にはなりますけれども、こちらが田上町ではメインになりますけれども、例えば令和2年ですと、右から2つ目の列になりますけれども、7,880人ということですが、これら分かりづらいので、それをまとめたものが中ほど下のほうの表になります。令和2年、平成31年、平成30年、それぞれの輸送人員ということで、お客様の人数をこちらに載せさせてもらっています。令和2年ですと8,076人、令和元年、7,188人、平成30年が1万4,227人になります。それぞれの年の町の歳出負担額ありますので、

そちらのほうを割りますと、大体1人当たり599円、521円、559円で、おおむね500円から600円が町の負担になります。

あと参考までに輸送人員が大きく上がったり下がったりしておりますけれども、真ん中の令和元年につきましては、バスが減便になった関係が一番大きく影響して、約半分ぐらいに人数が下がっていると思いますし、その後、今度7,000人から8,000人と増えておるのですけれども、こちらに関しては、役場へバスの路線が延伸したこの関係で、人数が増えたというふうに考えてございます。ご質問のありました部分、表でいきますと、町負担分の金額、黒の大きいゴシックになっておりますけれども、数字を参考にしていただければと思います。

引き続きまして、資料の2で、YOU・遊ランドの遊具の状況です。表、裏になります。先日ご説明した部分と若干重複するかもしれませんが、令和2年度実施した遊具の点検の結果を確認する中で、全部で18基あるということで先日お話ししたところですが、18基あるうち8基につきましては、修繕が必要ではないかということで、今判定が出ておりますので、表にまとめてございます。表でナンバー1から後ろにわたってナンバー18まであります。これがYOU・遊ランドの現在の遊具の状況です。それぞれ分かりやすくいくと、右から2列目になりますけれども、修繕内容ということで、ナンバーワンのところに滑面とロープ交換、その後にバーが入っておるのですけれども、それぞれ修繕内容に項目、活字が入っている部分が修繕が必要な部分になります。今回あくまでも物を全て、例えば遊具を1つ入れ替えるとかではなくて、部分、部分の箇所での入替えになりますので、ご理解いただければと思います。

今段階、備考欄になりますけれども、令和2年度の修繕実施、あるいは平成23年交換とかいろいろ書いてあるのですけれども、既に令和2年度の修繕実施で、ナンバーの5番とナンバーの8番、ナンバーの11番、この3点については令和2年度の修繕で今実施しておりますし、8基あるうちの今3基、令和2年度の予算の中で今行っておりますので、残る基数は全部で8台の遊具を、令和3年度の予算の中でさせていただければと考えてございます。

なお、平成23年の交換につきましても、備考欄にありますけれども、その際も全ての交換ではなく、部分、部分で必要な箇所に応じて修繕をしてきた経過がございます。YOU・遊ランド自体、平成6年に開業しておりますけれども、平成6年の開業から既に20年以上経過しておりますので、修繕を適宜していかなければいけない部分でもありますし、今調べている限りで一番直近ですと、平成23年に全体を見



回した中で、修繕を行っている状況でございます。

説明は以上でございます。

委員長（池井 豊君） 資料の提出であります。資料提出要求した委員はいいでしょうか、これで。

1 番（小野澤健一君） 資料どうもありがとうございました。

生活交通バス路線、これについてお聞きをしたいのですが、この表を見ていくと、例えば令和2年度の一番上、系統で4061、白根から庄瀬、それから経大というのがありますけれども、これというのはこれずっと見ていくと、全体の輸送人員が1万5,692人、全行程が21.7キロ、そのうち田上を通る分が0.2というのは0.2キロなのだろうか、0.2キロなので、それを案分をすると21.7分の0.2を輸送人員に掛けると144.63人になると、こういう算式でいいのでしょうか、それだけ。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今小野澤委員のおっしゃったとおり、そのような形で表は算出しております。

6 番（中野和美君） この資料を見て思い出したのですが、平成23年に修繕をしたときに、砂利とか足場の補修もしたと思ったのですが、今回あれから10年ぐらいたっておりますが、そのような修繕は大丈夫だったでしょうか。砂利とかいろいろ足したり、くぼんでいるところに土を埋めたりしてはいたけれども。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今回点検していただいた中で、その辺の部分は出てきていませんでしたので、必要になれば、雪が解けてまた状況が変わっているようであれば、当然必要な部分、また対応を考えたいと思います。

7 番（今井幸代君） YOU・遊ランドの遊具の資料ありがとうございました。

令和2年度から令和3年度も含めて修繕をしていくということは分かったのですが、まず1つ、利用の中止がなされている遊具が、今回の修繕によって利用可となるのか否かということがまず1点と。

あと平成6年に開業して、木製遊具なので、劣化も大分進んできているということで、きちんと台帳といたしましょうか、台帳あるのですか。台帳のようなものをきちんと作って、今後、計画的に本当に抜本的な入替えとか改修とかを、検討していかなければいけない時期に差しかかってくると思うのですが、その辺りの考え方であったりとか聞かせていただきたいというふうに思います。もし、仮にそういった状況に来ているのであれば、この令和3年度の遊具点検というの、点検自体は基本的には、国交省とかの公園の遊具とかの管理基準とか、何かそんなようなのがたしかあったような気がするのですが、そういったものに照らし合わせて点検等

をされておられるのではなかろうかとは思いますが、そういったところに照らし合わせて、例えばある程度の期間を設けて、計画をしていくということも令和3年度、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、その辺り聞かせてください。

産業振興課長補佐（近藤拓哉君） 今回修繕することによって、おおむね使えないという状況あるいは注意しながら使うという状況から、完全に使えなくなるという状況に変わると考えてございます。あと、どうしても今委員おっしゃったとおり木製という部分がございますので、経年劣化、もう二十数年たっておりますので、今後も計画的に直さなければいけないと思います。遊具だけではなく、ほかの建屋等もございますので、その辺今後の在り方、今まで指定管理者で点検等を当然行ってきてたのですけれども、こちらとしてもどのような形でYOU・遊ランドを維持、活用していく中で、遊具だけではなくて建物関係も今後考えていきたいと思っております。

委員長（池井 豊君） いいでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 産業振興課、ご苦労さまでした。

それでは、これより国民健康保険特別会計の審査に入ります。

町民課長、説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、国民健康保険特別会計の当初予算について説明をさせていただきます。

最初に、概要について説明をさせていただきたいと思っておりますので、皆様のお手元にあります令和3年度国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計当初予算参考資料をお手元に準備していただけますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、表紙をおはぐりいただきまして、まず1ページです。予算の概要になります。令和3年度田上町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額につきましては、13億400万円ということをごさいますして、令和2年度と比較いたしますと2,600万円、率にして2.0%の減額を計上させていただきました。

現状の田上町の国保の特別会計におきましては、県が財政運営の責任者となったことから、比較的安定しておるということで認識しておるところであります。しかしながら、今後被保険者の高齢化などによります医療費の増大等が見込まれるという状況から、医療費の動向に今後も注視をしていく必要があるだろうというふうなことで考えているところであります。そのような状況の中でありまして、令和3年度の国民健康保険特別会計といたしましては、医療費抑制の事業としまして、被保険者の節目年齢、40歳、50歳、60歳、70歳の歯科検診事業、これを新規に取り組ん

でいきたい。それから、任意の予防接種費用の助成、これは令和2年度で補正をさせていただいて対応している部分であります、それらの継続。それから、特定健診受診率向上を目指した特定健診未受診者の受診勧奨事業というようなこと。それから併せて、これも令和2年度から始めました、健康ポイント制度を継続事業としてやっていきたいということで、それら関連予算を盛らせていただいているということでもありますので、よろしくお願いいたします。

それで、その下の田上町国民健康保険被保険者の状況でありますけれども、まず世帯数であります。令和3年度、1,585世帯、令和2年度と比較いたしますと47世帯の減。それから被保険者数でありますと2,677人、96人の減というようなことで、この人員については、新潟県が推計をしていただいた数値ということになります。それから、保険税に関する部分でありますけれども、1人当たり調定額、令和3年度、9万5,900円ということで、令和2年度と比較いたしますと、1,600円の減という状況で算定しております。この減の状況につきましては、それぞれ被保険者の所得の減少を見込んでの結果ということでございます。それで、その表の一番下になりますが、1人当たり保険給付費の関係でございますけれども、令和3年度、35万2,708円ということで、ここは令和2年度と比較いたしますと、1万1,021円増額を見込んでいるということでもあります。

それから、1ページの一番下の国民健康保険財政調整基金の関係でありますけれども、令和2年度で約2億3,200万円ほどの残額を見込んでいるということでございます。会計の状況としてはそういう状況であります。

それでは、令和3年度の歳入につきまして説明をさせていただきたいと思いますが、2ページのほうを御覧いただきたいと思いますが。歳入の状況というところの一番下の表でございます。まず、国民健康保険税であります、予算額2億77万円ということで、これ対前年で比較いたしますと、令和2年度と比較いたしますと1,424万1,000円の減ということでもあります。ここにつきましては、先ほども申し上げましたが、所得の減、それから被保険者の減ということで見込んでおるところであります。

それから、2つ飛びまして、県支出金の関係でございます。令和3年度予算額としまして9億9,966万3,000円、令和2年度と比較いたしますと237万7,000円の増額であります。ここにつきましては、特定健診受診率が田上町、若干向上してきているということでありまして、保険者努力支援分の特別交付金の増額による増ということでございます。

それから、1つ飛びまして、繰入金の関係でございますが、9,937万6,000円、令

和2年度と比較いたしまして、1,392万5,000円の減額ということでございまして、ここにつきましては国民健康保険事業納付金の減少に伴いまして、財政調整基金からの取崩し額の減額による減ということでございます。

歳入については以上でありますので、1ページおはぐりいただきまして、歳出のほうを説明させていただきたいと思っております。3ページになります。同じくページの一番下の歳出の状況というところを御覧いただきたいと思っております。まず、保険給付費の関係であります。令和3年度、9億8,416万9,000円ということでございまして、これは県の推計によるものでありまして、前年同程度の見込みということでございます。

それから、国民健康保険事業費納付金でありますけれども、令和3年度、2億8,747万1,000円、令和2年度と比較いたしますと、2,803万7,000円の減額ということになってございます。これなぜここまで大きな減額になっているかという要因につきましては、国が示します前期高齢者交付金の増額、要は国から来るお金が、県に入るお金が余計になったことに伴いまして、ここが減っているという状況でございます。

それから、その下の保健事業費の関係であります。2,162万5,000円、令和2年度と比較いたしますと、2,666万3,000円の増額でございます。この増額の要因といたしましては、新たな事業といたしまして保険者節目年齢に対する歯科検診事業と、それから継続受診対策を目的としました、健診結果配布事業費ということで、ここについては今までよりも、より分かりやすい健診結果を皆様のほうにお届けしようということで、新たにその辺の部分を取り組んでいきたいということで増額となっているものであります。

それから、最後になりますが、令和3年度におきます国民健康保険の事業の運営方針といたしましては、1点目としまして保険税の適正な賦課。それから2点目といたしまして保険税の収納率の向上。3点目といたしましては医療費の適正化。それから4点目として保健事業の推進という、以上の4点に重点を置きながら、国保の事業運営を行ってまいりたいというようなことで考えているところであります。

以上で概要についての説明を終わらせていただきまして、それでは予算書243ページをお開きいただきたいと思っております。それでは、まず1款国民健康保険税の関係になります。1目一般被保険者国民健康保険税ということで、令和3年度、2億76万2,000円、比較いたしまして1,421万7,000円の減額ということでございまして、これは先ほど申し上げましたが、被保険者数の減、それから所得の減ということで、こ

の分で減額しておるといふことでもあります。ちなみに、所得の減少としましては新型コロナウイルスの影響もございまして、国保の会計としましては3%程度減少を見込んでおるといふ状況であります。

それから、おはぐりいただきまして、244ページであります。4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の関係でありますけれども、先ほど申しました9億9,966万3,000円ということでもあります。これにつきましては、新潟県からの提示に基づくものでございまして、1節普通交付金9億8,041万4,000円、それから2節特別交付金ということで1,924万9,000円ということでもございまして、この2節の特別交付金が先ほど説明させていただきましたとおり、特定健診の受診率の向上に伴いまして増額になっているということでもございまして、よろしくお願ひします。

それから、245ページ、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の関係でもございまして、ここにつきましては、1節から4節につきましては、例年同程度の繰入れとさせていただいております。5節の財政安定化支援事業費繰入金の関係でもございまして、1,500万円の予算計上させていただいております。これにつきましては交付税に80%算入されてきてまして、残りの20%を一般財源を付け足して、国保の会計でいただくというものになりますけれども、これについて例年高齢化の影響ではないかというふうなことで主管課のほうでは考えておりますが、年々増額になってきているということで、ここについて200万円の増額を見込んでおるといふ状況でもございまして。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、246ページをお願ひしたいと思います。2項基金繰入金、1目国民健康保険財政調整基金繰入金の関係でもございまして、令和3年度、900万9,000円ということでもございまして、比較いたしますと1,563万1,000円の減額ということでもあります。これも先ほど説明させていただきましたが、国民健康保険事業費納付金の減少による繰入金の減額ということでもございまして。

以下の歳入につきましては窓口的な部分も多々ありますので、経常的な関係になりますので、省略をさせていただきまして、歳出のほう、248ページをお願ひしたいと思います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の関係でもございまして。予算額367万円、令和2年度と比較いたしますと、105万1,000円の減額となっております。内容としましては、国民健康保険事業におきます義務的な経費でありまして、経常経費でもございまして。105万1,000円の減額ということでもあります。その要因としましては、個人番号カードを活用しました、オンライン資格確認シス

テムの改修が終了したことに伴います委託料の減額ということでございます。

それから、2目の国民健康保険団体連合会負担金の関係であります。令和3年度、83万2,000円、比較いたしまして4万3,000円ということですが、ここにつきましては、第三者求償事務の受益者負担金ということで、その部分で4万3,000円増額になっておるということでございます。

それから、249ページでございます。2項徴税费、1目賦課徴收費の関係でございますけれども、予算額255万6,000円、令和2年度と比較いたしますと87万5,000円の増額となっております。内容といたしましては、保険税の賦課及び徴収に係る経常経費ということになっております。この増額の主な要因といたしましては、税制改正に伴いますシステム改修委託料が若干かかるということで、その分増額になっておるということでございます。

それから、続きまして3項運営協議会費、1目運営協議会費の関係でございますが、これにつきましては、国民健康保険運営協議会の開催に関わります経費、それからそれら先進地視察等の研修旅費等でございます。これも例年同額でございます。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、250ページ、お願いしたいと思います。2款保険給付費の関係になりますけれども、ここにつきましては、1目一般被保険者療養給付費ということで8億4,580万1,000円、比較いたしますと67万1,000円の減ということでございまして、被保険者2,677名分のものを見込んでいるということでございまして、ここにつきましては、新潟県からの提示によるものでございます。なお、その考え方としましては、平成28年から令和元年までの1人当たりの伸び率を基に県のほうで推計をいたしまして、それを田上町に示してくるという内容でございます。

それから、その下の2目から5目までの関係でありますけれども、これは全て今ほど説明させていただいたとおりでありまして、例年同程度の規模ということでございます。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費等の関係でありますけれども、ここにつきましても大幅な変動はなく、例年同程度ということでお願いをしたいと思います。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、252ページであります。4項出産育児一時金の関係でありますけれども、これにつきましては、令和2年度実績としては3名でございますけれども、5名分の出産育児一時金を計上させていただいておるというところでございます。

それから、5項の葬祭費の関係でありますけれども、ここも同額計上であります。ここも世帯当たり5万円の30件分を想定しておるということであります。

それから、6項の傷病手当金の関係になります。ここにつきましては、令和2年度補正をさせていただいて計上させていただきましたが、15万円を当初予算で計上させていただいておるということでもあります。これにつきましては、田上町、実績としてはまだございませんが、そういう形で予算を計上させていただいているということでもあります。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、254ページでございます。3款国民健康保険事業費納付金関係になりますけれども、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分ということで1億9,500万円、令和2年度と比較いたしますと1,652万1,000円の減額ということでもあります。ここも新潟県より提示をいただいている部分でありまして、減額の要因といたしましては、先ほども説明しました国からの前期高齢者支援金が増額となって、新潟県に入ってきたという関係でここは減額になっておると、当然被保険者数の減額等もありますが、そのような形でここは減額ということになっております。

それから、2目の退職被保険者等医療給付費分ということでもありますけれども、129万円、令和2年度と比較いたしますと、171万9,000円の減額であります。これにつきましては、もう退職の制度自体はなくなっておるのですけれども、令和元年度に一般から退職に振り替えたものがございまして、それらのものを令和3年度で精算させていただくということで、令和元年中に一般のほうから退職のほうに振り替えさせていただいた方が6名ほどいました。その精算ということで、予算を計上させていただいているということもございます。

それから、続きまして、2項の後期高齢者支援金等分でございます。7,116万7,000円、令和2年度と比較いたしまして、443万3,000円の減額であります。これにつきましては被保険者数の減と、それから過去2年分の精算がございまして、それに伴う減ということもございます。

それから、3項の介護納付金分でございますけれども、2,001万2,000円、令和2年度と比較いたしまして、536万3,000円の減額であります。ここにつきましては被保険者数の減と、それから国の調整交付金の増額によりまして、ここは減額という状況でございます。

続きまして、255ページの一番下の保健事業費の関係でございまして、2目の健康づくり推進事業費の関係であります。令和3年度、705万6,000円、124万7,000円の

増額ということでございまして、1ページおはぐりいただきまして、256ページのほうでありますけれども、ここにつきましては右側の説明欄のところでは歯科検診委託料ということで、これが新たに13万5,000円ではありますけれども、節目年齢で実施していきたいという部分でございまして、それから、その下の人間ドック等につきましては、例年同額を計上させていただいておりますし、新たにインフルエンザ予防接種、それからおたふく風邪予防接種ということで108万円を計上させていただいております。ちなみに、節目年齢の方々といたしましては、対象となる方が約240名ほどいるということでございます。それから、インフルエンザ、昨年度補正をさせていただいて、実施させていただきました。その実績といたしましては、インフルエンザは113名の方が受けられております。それから、おたふくは1名というような状況でございました。

それから、続きまして、特定健康診査等事業費ということでございまして、1目特定健康診査等事業費でありますけれども、1,406万3,000円、141万円の増額ということであります。増額の要因となりましたものは、新たに特定健診の際に事務補助員をお願いしようということで、事務補助員の報酬を今回計上させていただいております。これにつきましては、健康ポイント等の対応等もございまして、少しお願いしたいという部分であります。

それから、257ページの1目の一番下のところに未受診者勧奨事業委託料354万3,000円、これは昨年から予算計上させていただいているA Iを使うという部分でございまして。

その下に継続受診対策事業委託料ということで75万9,000円、今回新たにこれを新規で計上させていただきました。これにつきましては先ほど申し上げましたとおり、もっと皆様から自分の体、自分の健康に関心を持っていただくということで、より皆様方が健診を受けられた方の数値なり、それに対する対応の仕方なんかも記載したような、より分かりやすく、より皆さんから見ていただけるようなものに改めていきたいというようなことで、そういうことでまた受診率の向上も図っていきたいという考えから、そのような事業を今回させていただきたいという内容でございまして。

それから、残り5款、6款、7款等につきましては経常的な経費になりますので、私のほうの説明は以上で終わらせていただきます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。質疑のある方。



13番（高橋秀昌君） まず、当初予算の参考資料のページ1のところの、けちっぽいような言い方で申し訳ないのですが、予算の概要のところ、保健事業というのは医療費の増大を抑制するためにという表現があるのですが、私は本来そういう視点で見ると、被保険者の健康維持のための予防措置であり、結果として医療費が抑制されるものなのだと。これが正しい国民健康保険の考え方だと思いますので、この文章を見ると、あくまでも医療費を抑制するためにやるのだという捉え方は、正しくないのではないかとということだけ、ごめんなさい、指摘をしておきたいと思います。

2つ目に伺いたいのですが、私、記憶が定かでないのだけれども、2年ぐらい前かな、1年前だったかに住民の保険料を削減しましたよね。それで、それをたしか5年間という前提で行うということやって、今、期間の途中だと思うのでありますが。そこで財調を見ると、令和3年度、恐らく年度末ではなくて現在ではないかと思うけれども、2億2,300万円余りの財調があり、その財調をこの予算書でも使って国保の会計の中に入れるということなのですが、どうもこの予算書を見ると、年度末でも2億円を超える残が生まれるのではないかと想像できるのです。だとすると、もう少し5年間という幅、この前の話は5年間、事実上引き上げないということと引下げを行ったわけですが、もう少し引下げを増やせるのではないかとというふうに予測できるのですが、この点ではいかがなのでしょう。

町民課長（田中國明君） 1点目の視点につきましては、私どものほう、またそういう視点で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

それから、2点目の財調の関係であります、令和2年度末で2億3,200万円ということでございます。ここにつきましては、税率改正をする際にここまで令和3年度の見込みの残高としましては、約1億8,000万円ということでお示しをさせていただいていたかと思っております。そうしますと、令和3年度の末でいきますと、令和3年度の当初予算が始まって、補正も何も財調から入れることがないよということになれば、1ページの表の2億2,300万円になるということで、今のところ想定しております。

そうしますと、高橋委員ご指摘のとおり、当初見込んでいたよりも約4,800万円ほど国保の会計としては余裕といいますか、そういう状況になるということでありまして、結構大きな差であるなというふうなことでは考えているところであります。その上で、町長からは、そういう状況であれば少し保険税率の引下げ等も検討せよ

というようなことで話はいただいておりますのでありまして、ただし、今新型コロナウイルスの状況もございまして、収入が乱高下する可能性もあります。それから、被保険者数もかなり減ってきておるといような状況の中で、今の段階でどうこうというのははっきり申し上げられませんが、令和3年度の本算定が終わり次第、その辺のところが可能かどうかという検討を進めていきたいというふうなことで考えております。その内容につきましては、過日開催しました国民健康保険運営協議会のおきましてもそういう議論もなされまして、できれば税率の引下げ等も視野に入れて、広く被保険者に行き渡るような形での対応を考えていただきたいという意見もいただいておりますので、十分これから検討をさせていただければと考えておるところであります。

13番（高橋秀昌君） 既に町長がそういう示唆をしておったということですので、好意的に受け止めておきたいと思っております。

そこで、次に伺いたいのですが、歳入のところでは今回特別交付金。つまり田上町が予防医療に関して努力を行ったことによる、交付が増えたのだという説明がありました。ここでは単純に1,900万円ですが、これは1,900万円増えたわけではないのだろうけれども、この部分というのはもう少しそういう努力を、努力というのは予防の部分で努力をすることによって、さらにこの交付が増えるという可能性を持っているものなのかどうか、この点で伺いたいのですが。

町民課長（田中國明君） 今ほど言われた部分は、予算書の244ページの4款県支出金の2節特別交付金の部分を指されて言われた部分であろうかと思っておりますが、この中には総体で1,924万9,000円ということになっておりますが、内訳としましては保険者努力支援分、それから県繰入金2号分、それから特別調整交付金、それから特定健診等負担金、それから傷病手当金という5つの項目に分かれておまして、今ほどうちが増えたという部分はこの保険者努力支援分というところで、ここが令和3年度は638万2,000円ということで、ここが令和2年度と比較いたしますと124万8,000円増えるだろうという見込みで、予算を計上させていただいておりますのでございます。

（128万の声あり）

町民課長（田中國明君） 124万8,000円です。それで、ここ……

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） それなりに大したことはあるのです。

ここがなぜ上がったかということではございますが、特定健診受診率の向上、年々僅

かでも上がってきているわけです。田上町の中で努力して、例えば特定健診に来ていただく、それ以外に医療機関から提携をいただく、様々そういったことでこの改善が図られてきたというような部分、それからあとは健康ポイント制度にも取り組んできました、令和2年度から。そういうような形でこの交付金が増えてきたということでありまして、そこを努力することで、ここもまた今係長に確認しましたら増えてくるということでもありますので、その辺のところをまたできることを、やっていきたいなというふうなことで考えているところであります。

13番（高橋秀昌君） 分かりました。ここで特定健診分の努力分で124万8,000円増えたということについては、承知いたしました。

そこで、新年度の歯科検診委託料がここに率直に言うと13万5,000円しか載っていないので、ものすごく努力したのかなと思うと、何か少ないなというイメージはあるのですが、この新規事業をもう少し詳しく説明、どういうことをやろうとしているのか、それで対象件数をどのくらい見込んでいるのか、どのようにして住民に喚起をするのか、この3点について説明お願いしたいのが1つ。

2つ目は、こういうことが成功すると、これに対しても県が今言った四十数ページのところの評価をして、県から国保に対する支援金が増えていく条件の一つになり得るのか、この2つについて伺います。

町民課長（田中國明君） 細かい詳細な部分になりますので、係長から答弁させていただきますので、お願いします。

保険係長（江川哲也君） おはようございます。町民課の江川です。よろしく申し上げます。

歯科検診の保健事業につきましては、令和2年度、後期高齢者の医療でも実施しておりますが、加茂市の歯科医師会と協力をいたしまして、節目の年齢の方につきまして、各医療機関を受診していただいて、1回分の検診料金を全て、こちらで賄うという状況になっております。想定している人数でございますが、節目年齢で令和3年度、241名いらっしゃるという状況の中で、後期高齢もしくは保健福祉課で実施している歯科検診事業の実績からいきますと、15%ぐらいという形になっておりますので、こちらの想定としては20%ぐらいということで、受診を見込んでおります。

実績によつての補助金関係のことにつきましては、今はっきりしていない部分ではあるのですが、1つは先ほど課長から言いました、保険者努力支援事業で100%補助の部分受けられるか、それが受けられないということになると、県で行っている

歯科検診の助成事業というものがありますので、その事業を使って補助を受けていきたいという形で、今考えておる次第です。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私のイメージは違ったので、昔ですが、ほかの町でお医者さん、歯医者が出前で歯の健康診断を回っていたものを田上的には治療ではなくて、とにかく行ってもらえば、今行っているお医者さんに定期的に通うことによって歯の状態を見ていく、それに対する支援なのだという受け取り方をしたのですが、今の説明だと、単に歯医者に通っているものだから、そこに通院すると、そのときの1回分についてだけ支援するという、単純にそのように受け取ったのだけれども、それでよろしいでしょうか。

町民課長（田中國明君） 予防のための1回分の検診ということであります。

13番（高橋秀昌君） 予防のための検診。私ごとで悪いのですが、3か月に1回ずつ歯医者には私は行って、常に自分の歯の状態を診てもらって、悪ければ、例えば歯石がたまっているよと、そういうのであればそれで処置をするというようなことをやってもらっているのですが、そういうものに対して1回だけ支援するという考え方なのでしょうか。それとも、そうではなくて、新たに設定を行って、こういう項目とこういう項目について検診をお医者さんがしてくれたら町として支援金を出す、それを予防事業というふうな捉え方をするというものなのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 定期検診ということですので、どちらでもできるというような考え方です。

6番（中野和美君） 私は、傷病手当金のことでお尋ねしたいのですが、傷病手当金、田上町、特に新設された新型コロナウイルスに関しましては、まだ罹患者も少ないということで、対応する方も少ないのかもしれないのですが、他の市町村でもこういう傷病手当金はあると思うのですが、ほかでは利用があるのかどうかなど分かりましたら教えてください。

町民課長（田中國明君） 他市町村の状況まで、大変申し訳ありません、調べておりませんので……待ってください。すみません、係長資料持っていましたので。県内全体で支給を申請した方が国保の方でいますと、8名いらっしゃるという状況でありまして、実際に全部で3市でしょうか、30市町村中3市で手当金の支給があったという状況であります。

6番（中野和美君） そうすると、とても少ないという数字なのでしょうか。ありがとうございました。

13番（高橋秀昌君） 先ほど最初に言った健康のためのものなのだという、1ページ目について、課長は今訂正されましたよね。これは外に出す文書ではないけれども、こういう位置づけを変えるのであれば、しっかりと議会議員に対して、あるいは役場職員に対して、文字自体を作り直して出すということも含めて、今の課長の答弁だけではなくて、町としてはそういう課長の答弁どおりなのだよという視点を明確にする上でもそれは町の姿勢になりますので、この参考資料についても訂正をすることを求めたいのですが、いかがですか。

町民課長（田中國明君） それは、新たにこの1ページ目だけを差し替えて……

（そういうことですの声あり）

町民課長（田中國明君） 分かりました。

委員長（池井 豊君） ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 以上で国民健康保険特別会計を閉じます。

引き続き後期高齢者医療特別会計の説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） それでは、また後期の概要について説明をさせていただきたいと思いますので、先ほどの当初予算参考資料の4ページ目を御覧いただきたいと思います。

それでは、後期高齢者医療特別会計の、まず予算の概要であります。令和3年度の後期高齢者医療特別会計の予算の総額といたしましては、1億4,300万円ということとございまして、令和2年度と比較いたしますと200万円、率にして1.4%の増額となっているところでございます。増額となった要因につきましては、被保険者数の増加に伴います保険料の増額ということとでございます。

それでは、また歳入についてご説明を申し上げますので、下の歳入の状況という表を御覧いただきたいと思います。まず、後期高齢者医療保険料でありますけれども、令和3年度、9,903万7,000円、215万1,000円の増額ということとあります。これにつきましては被保険者数の増によるもの、それから今回軽減割合が若干また変更になるということとございまして、それらに伴います増額ということとあります。参考までに、見込み被保険者数としまして後期高齢者が2,075人、令和2年度と比較いたしますと47人増えるという見込みでございます。

それから、繰入金の関係であります。4,362万2,000円、15万1,000円ということで、ここにつきましては事務費繰入金、システム改修等に伴う事務費繰入金の減額ということとでございます。

それでは、また1ページおはぐりいただきまして、今度は歳出の状況でございます。歳出の状況ということで、またそこに表がありますが、総務費ということで令和3年度、84万3,000円、比較増減で123万円の減額ということでありまして、これが先ほど申し上げました、電算システムの改修委託料の減額に伴いまして、今回減額になるということでございます。

それから、後期高齢者医療広域連合納付金の関係でありますけれども、1億3,988万5,000円、284万8,000円の増額ということでありまして、これにつきましては保険料納付金の増、それから保険基盤安定負担金の増ということで、284万8,000円の増ということになります。

それから、保健事業について、5ページ目の一番下の(4)のところにありますけれども、人間ドックの費用助成を国の補助金、広域から1万円をいただきまして、田上町で5,000円プラスして実施しておるところでありますけれども、令和3年度から国の補助制度が廃止になるということで、人間ドックの経費が今度今までの1万円ではなくて、6,199円しか来ないというようなことになっています。それで、その分については一般会計のほうでお願いをし、田上町としては1万5,000円を維持していくというような考え方でおるところであります。

それで、6ページ、参考資料、保険料率の関係であります。令和3年度は特定期間でありますので、令和2年度と同じ保険料率ということでありますが、その下の保険料軽減制度に係る見直しということのものがございまして、ここにつきまして若干説明をさせていただきたいと思いますが、令和3年度は今まで所得33万円以下の方については7.75割の軽減を受けられておったのですけれども、令和3年度はそこが7割の軽減しか受けられなくなるというような改正がなされるということであります。それに伴います田上町で影響を受ける方というのは452名いらっしゃると、ここは広域連合のほうの見込みであります。そのような状況があるということをご承知おきいただきたいというふうに考えております。

概要のほうは以上で説明を終わらせていただきまして、それでは予算書270ページをお願いしたいと思います。1款1項後期高齢者医療保険料の関係であります。1目、2目合わせまして9,903万7,000円、これ先ほど説明させていただいたとおりでございます。特別徴収保険料としましては、年金から天引きする分については80%分、それから普通徴収保険料としては2割分ということで、それぞれ按分で今のところ見ておるところであります。それで、今回215万1,000円増えるという部分については被保険者の増と。それから先ほどの軽減が受けられなくなる人がいらっしゃ

るので、それらの影響があるというふうに説明をさせていただきましたが、その改正の影響につきましては、1人当たり約3,000円程度の負担が増えるかなというふうなことで見込んでおるところでございます。

それから、3款繰入金、1項一般会計繰入金の関係でございますけれども、1目の事務費繰入金につきましては1,078万9,000円ということで、86万9,000円の減額ということでありまして、ここにつきましてはシステム改修に伴う事務費分の減ということであります。

それから、2項の保険基盤安定繰入金3,236万4,000円、73万1,000円の増額でありますけれども、これにつきましては、広域連合の通知によるものであります。基本的には被保険者数が増えているというようなことで増えておるところでございます。

それでは、歳出のほうの説明をさせていただきますので、273ページを御覧いただきたいと思っております。1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費の関係でありますけれども、26万2,000円ということで、6万6,000円の減額ということであります。ここにつきましては保険証の郵送料等、事務的な経常経費が主なものでございます。

それから、2項徴収費、1目徴収費の関係でありますけれども、58万1,000円ということで、令和2年度と比較いたしますと116万4,000円の減額でございます。これにつきましては保険料等の徴収に関わる経費でありまして、減額の要因としましては、先ほど来申し上げておりますとおり、税制改正に伴うシステム改修が完了したことによりまして、ここは減額となっておりますということでございます。

それから、274ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金の関係でございますが、1目後期高齢者広域連合納付金でありますけれども、1億3,988万5,000円、令和2年度と比較いたしまして284万8,000円の増額でございます。ここにつきましては、先ほど来申し上げておりますとおり被保険者数の増、それから軽減が見直されることに伴います徴収額の増ということで、納付金額もこれだけ増えてくるという内容でございます。基本的に後期の会計につきましては、納めていただいたものを広域連合のほうに納めるという事務になりますので、以上簡単ではありますが、私のほうの説明を終わらせていただきます。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） たしかこれ私、昨年はこの分、後期高齢者については反対したよ

うな気がする、値上げするからということで。私これ、いたちごっこだなと感じているのです。つまり国は、今、国会で窓口負担を1割から2割に上げようとしているわけでしょう、倍に上げると。そうしながら、一方で国の負担率、国庫負担をそんな上げない。そうなってくれば、当然75歳以上というのは若者と比べると5から6倍の受診件数があり、病気になりやすいにもかかわらず、国が国庫で負担をしなければ、今度当然に小さな会計の中でやるわけですから医療費が増える。そうすると保険税が増えていくと、悪循環を繰り返すだけになるのです。ここを打ち破っていくには、どうしても国の国庫負担を広げてもらうという以外にないのだと私は思うのです。その点で、事あるたびに町の町長からそういう要請を上げて、県全体としても国に対して、国庫負担を増やせということを求めるしか道はないのではないかと思います。これ私、ずっともし議員で10年いたら、どんどん、どんどん増えるばかりだということがどうしようもない。私の提起によって町長が納得したとしても、下げるわけにいかないというのが現実の今の仕組みなのです。それをすごく痛感しているのが今回の審議の中で感じたのですが、その点で事あるたびに国庫負担を増やせということを、ぜひ町長が会議に出たときに直接言う、あるいは課長が出たときには直接言う、そういうスタンスを持ってもらいたいとすごく感じるのですが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） 様々今制度が、非常に高齢者の数も多くなってきている中で、そういうふうにお金がかかるという現実からは、なかなか逃れられないのだろうなというふうなことで私自身は考えているところであります。

そういう中で、どういうふうな制度構築をしていくのかという部分が一番大きいのだろうなというふうには思っていますが、そういうふうにも高橋委員が言われるようなことで、国の役割においてやっていただくということは当然のことだというふうには考えてはおるのですけれども、ただ、かといって一つの新潟県の中での見通し、あるいは様々そういったような部分を考えていくと、なかなか難しい部分もあるのだろうなと。そうではありますけれども、今言われたことをそれぞれの立場でまた発言ができればなというふうなことで考えているところであります。

13番（高橋秀昌君） 課長の立場としてはそういう答弁しかできないと感じるのだけれども、ここはヨーロッパでも、恐らくヨーロッパの事情を全部分かっているわけではありませんが、長生きすればその分医療費が増えるというのは、当たり前のことなのです。でも、それを若いときに税金を払い、つまり若者たちは、ほとんどお医者さんへ行かなくても保険料という形や税を払ってきたわけでしょう。そういうも



のは国がしっかりと捉えて、そして国庫、国の予算そのもので、高齢者の医療に対する責任を持つということが必要だと思うのです。私が今言っているのは、何でもかんでも無料にしないでという主張ではないのです。保険料を払っているのだから、負担の部分については、国が面倒見るといふ仕組みを本当に構築していかないと、世界でも例を見ないような、言わば長生きできる日本でありながら、一方で貧しい高齢者を迎えているという、これ大変な事態だと思うのです。そういう点で、行政としては限界あるかもしれませんが、ぜひとも機会あるごとにそういう国の負担を増やすようにということ、強く要求することを求めまして、質疑を終わります。

2番（品田政敏君） お聞きしたいのですが、国民保険と同じように交付金がありましたよね。受診したということにプラスアルファというか、金額少ないですが。後期高齢者のこっちは、例えば長生き、いきいき何とか教室とか、もうこういうのもやりましたとかいうので、交付金なんていう制度はないのでしょうか。

町民課長（田中國明君） 今ほど品田委員が言われるような、そういう制度は後期高齢のほうでは交付金制度ございませんので。

委員長（池井 豊君） 町民課長、品田委員が言ったのが、国保の県支出金みたいに、今回特定健診が健診率が上がったからというようなのがあったのだけれども、それと同様に健診率が上がったから、県支出金が増えるようなことがないかというふうな質問だと思うのですけれども、そういうことですよ、品田委員。

（そうですの声あり）

委員長（池井 豊君） お願いします。

町民課長（田中國明君） 保険者自身が新潟県でやっているものですから、今言うような部分の交付金等はございませんので、よろしくお願いします。

委員長（池井 豊君） 了解しました。

ほかにありますでしょうか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 以上で後期高齢者医療特別会計の質疑を終了します。

せっかく保健福祉課が上がってきたので、訪問看護の説明くらいまで行きましようか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 皆さん、おはようございます。それでは、休憩に入るかと思いましたがけれども、訪問看護事業特別会計ということで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

予算書281ページをお開きください。予算書281ページです。令和3年度の訪問看

護事業特別会計でございますけれども、歳入歳出予算で3,900万円と定めるものでございます。令和2年度と比較いたしまして、200万円の減とさせていただきます。

訪問看護事業につきましては、訪問看護サービス、医療、福祉、介護との連携を要としております。非常に重要な役割を担っている訪問看護でございます。在宅でのみとりを含めまして、例えば末期がんの緩和ケアであったり、医療依存度の高い利用者に対します専門性を活かしましたサービスを提供いたしまして、精神疾患、認知症の利用者の増加、介護者の高齢化などに対して、他職種と連携いたしまして支援ができるよう、今後も訪問看護の質の向上を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入に移ります。286ページをお開きください。歳入でございます。1款訪問看護料、1項訪問看護料でございます。目としては療養費、利用料でございますけれども、令和2年度と比較いたしまして増減はございません。これにつきましては、例年と同じく医療保険利用者分でございます。月100件、年間でいいますと1,200件の訪問を見込んでございます。増減はございませんが、説明をさせていただきました。

続いて、2款でございます。2款につきましては、介護保険の利用者分ということになってございます。2款につきましても増減はございませんけれども、月275件、年にいたしますと3,300件の訪問の見込みで、予算を計上してございます。

続きまして、287ページの4款です。上から2つ目です。4款の繰入金、1項1目繰入金で、令和3年度は100万円予算計上させていただいております。基金からの繰入れでございますけれども、財源調整の繰入れでございます。歳出で説明をさせていただきますが、令和3年度におきまして訪問車、訪問するために使う車を1台入替えを行いたいと、後で説明をさせていただきます。その購入のために基金の取崩しを行うというものでございます。100万円取り崩すことで、令和3年度末の基金の残高の見込みでございますが、約1,600万円ほどになる見込みでございます。歳入は以上になります。

続きまして、歳出に移ります。予算書289ページをお開きください。289ページ、歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。令和3年度は、3,759万4,000円の予算計上をさせていただきました。令和2年度と比較いたしまして、183万5,000円の減になってございます。右側の訪問看護事業で給料、一般職4人でございます。今回、定年退職の方が1人いらっしゃいます。その代わりといたしまして、新しく採用される方がいらっしゃいますので、人数としては4人は変わ

りませんけれども、その差額で、減額が生じているという部分でございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、1枚めくっていただきまして、290ページになります。290ページの説明欄でございますが、訪問看護その他事業がございまして、ずっと下に行きまして291ページになります。291ページの11節役務費6万8,000円、17節備品購入費120万円、26節公課費で4,000円計上しておりますけれども、3つにつきましては、先ほどお話しいたしました訪問車、訪問するために使う車の入替えに係る経費ということでございます。軽自動車、四駆のものでございますけれども、1台入替えを行いたいというものでございます。今使っているものが平成16年式で、既に17年経過している部分、あと距離としては約8万キロなのでございますけれども、今現状としては四駆の部品の経年劣化がありまして、走行中に異音がすると。修理するには、10万円ぐらいかかる部分がございますので、このたび1台入替えを行いたいということで、予算計上させていただいたところでございます。

訪問看護の説明につきましては以上となります。よろしく願いいたします。

委員長（池井 豊君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時30分 再開

委員長（池井 豊君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

訪問看護特別会計の質疑のところからスタートします。質疑のある方。

高橋委員、さっき手挙げていた。

13番（高橋秀昌君） 私解決しました。財政調整基金を聞きたかったのだけれども、直接聞いたら分かって、そんなに多用する中身ではないということも知りましたので、了解です。

委員長（池井 豊君） ほかに質問のある方。

では、私から。せっかく作ってくれた参考資料なのですからけれども、一番下の表とかな。令和3年度、令和2年度とあって件数全く一緒なのですからけれども、令和2年度がこの件数だということだと思えるのですけれども、実績ってどのくらいだったのだろうか、分かりますか。まだ締めていないか。分かりますか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 令和2年度、まだ今3月でございますけれども、2月末現在のことをお話をさせていただきます。

まず、医療保険による訪問件数でございますけれども、令和3年の2月末現在、

月平均が医療保険といたしましては140件でございます。医療保険につきまして、毎日行かなければいけないという方も出ております。土日も含めて、そういう方が令和2年度いらっしゃいましたので、今のところ2月末ということで月平均140件となっておりますし、介護保険の部分でいきますと、月平均が253件、2月末現在でございます。どちらかというところ、介護保険は若干減少はあるかもしれませんが、ただ、医療保険の医療依存度が高いという方が増えているというのが、今のところの特徴でございます。

委員長（池井 豊君） では、それでこの目標値は同じでいいということですね、予算措置。了解しました。理解しました。

ほかに質問ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（池井 豊君） では、訪問看護事業特別会計の質疑は閉じます。

続けて、介護保険特別会計の説明をお願いします。

（町民課の声あり）

委員長（池井 豊君） 町民課があるか。町民課長、さっきの。

町民課長（田中國明君） すみません、今ほどは国保、後期の会計、ご審議いただきましてありがとうございました。

それで、先ほど高橋委員のほうからご指摘のありました参考資料のところの順番が逆ではないかという部分の差し替えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私のほうはこれで終わります。ありがとうございました。

委員長（池井 豊君） ありがとうございました。そうですね、勘弁ね、付き合わせて。

では、介護保険、お願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、最後になります。介護保険特別会計予算を説明させていただきます。精いっぱい説明させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、予算書305ページをお開きください。令和3年度田上町介護保険特別会計予算でございます。予算総額といたしましては、14億500万円と定めるものでございます。令和2年度と比較いたしまして、3,100万円の減になってございます。

介護保険特別会計につきましては、毎年のごとくでございます適正な介護給付と併せまして、総合事業の実施、それから要介護状態にならないよう介護予防、あと認知症予防教室を引き続き取り組みます。また、成年後見制度、在宅医療と介護の連

携を推進いたしまして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる基盤づくり、地域包括ケアシステムと呼びますけれども、その構築を図るということで、生活支援体制の整備に向けた検討も、さらに引き続き行ってまいりたいと考えておるところでございます。

介護保険の説明につきましては、昨日お配りいたしました、令和3年度介護保険特別会計当初予算追加資料ということで、このようなものをお配りしております。予算書とこの資料に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書の312ページ、お開きください。歳入でございますけれども、歳入に入ります前に、追加資料のナンバー1をお出しいただきたいと思います。ナンバー1、グラフがついているものです。ございますでしょうか。

(A3のやつだろうの声あり)

保健福祉課長(渡邊 賢君) A4の財源構成です。A4の円グラフがついているものでございます。

それでは、資料ナンバー1で、財源構成をご説明をいたします。これは毎回出しておりますけれども、財源構成という、これはもう歳入がこれという、基本的にはこういう形になります。まず、上の保険給付費の財源構成でございます。保険給付費につきましては、この下に書いてあります要介護認定者などの施設入所、通所介護、訪問介護、ショートステイなどに係る経費となっております。保険料が50%、公費が50%になっておりまして、左側の保険料の50%につきましては第1号被保険者23%、第2号被保険者が27%の割合でございます。公費の50%につきましては調整交付金、国でございます5%、その他国が20%、県が12.5%、町が12.5%となっておりますけれども、その下に米印であります、介護保険施設及び特定施設の給付につきましては、国が15%、県が17.5%の割合になってございます。

その下の丸でございます。地域支援事業の財源構成。地域支援事業というのは市町村事業ということで、平成29年度から始まったものでございます。左側に表の円グラフの上に介護予防・日常生活支援総合事業がございます。上に記載させていただきましたが、要支援1、2の方。またチェックリストによる方の通所介護、訪問介護、あと介護予防教室などの経費でございます。保険料が50%、公費が50%ということになってございますが、保険料につきましては、1号、2号とも保険給付費と変わっておりません。公費につきましては、国が25%、県が12.5%、町が12.5%の負担割合となっております。右側の包括的支援事業・任意事業。上に記載いた

しましたが、成年後見制度に係る事業であったり、認知症予防に係る事業、在宅医療、介護連携に係る事業、生活支援体制整備に係る事業などの経費でございますが、これにつきましては保険料は23%、1号被保険者分が23%となっております。公費としては77%、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%、このような負担割合となっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入から説明をいたしますけれども、歳入歳出の説明につきましては増減の主なもの、また新規という事業がありますので、一緒に配っておりますA4の資料ナンバー2の資料、ホチキス留めの資料でございますけれども、そちらも併用いたしまして説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。では、資料ナンバー2で、それをお出しいただきたいと思っております。

それでは、予算書312ページ、歳入でございます。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料でございます。令和3年度、2億9,802万4,000円でございます。令和2年度と比較いたしまして、244万6,000円の減額となっております。要因につきましては、資料ナンバー2の1番、1ページの1番目です。理由ということで、右側の説明欄でございますが、消費税の引上げに伴いまして、介護保険料第1段階から第3段階の方ですけれども、軽減強化をよるものでございます。令和2年度当初予算と比べまして、基準額に対する割合が変更されたことによる減額でございます。1、2、3とその段階がございますが、基準額に対しまして第1段階は0.375、令和2年度でございます。それが令和3年度では、基準額に対する割合が0.3、405名の方がいらっしゃいます。第2段階は、令和3年度では基準額に対して、0.5になってございます。287人でございますし、第3段階では、令和3年度においては基準額の0.7で345人でございます。被保険者数の合計といたしましては、4,261人でございます。

この下に制度改正というものがございます。介護保険法施行規則の改正によりまして、基準所得金額が変更されるというものがございます。これは7、8、9、この3つの段階の方が変更されるということでございます。第7段階におきましては、令和2年度、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方、これが令和3年度では、210万円未満の方で10万円変わってきます。第8段階につきましては、200万円以上300万円未満の方になっておりますが、これが令和3年度では210万円以上、320万円未満の方に変わってきます。第9段階では、300万円以上の方が320万円以上の方で、規則の改正によりまして変わってきます。これによりまして、右側に矢印が書いてあります、ちっちゃい字で申し訳ないのですけれども、要は33人が第8段

階から第7段階に移行となりますし、12人の方が、第9段階から第8段階に移行となります。制度改正がございましたので、よろしく願いをいたします。

続きまして、予算書に移ります。予算書313ページ、御覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、一番下の5目でございます。介護保険保険者努力支援交付金、令和3年度200万円で、令和2年度ではゼロでございました。これは新しく創設される事業でございます。3月議会の補正予算でもございましたけれども、資料ナンバー2の2ページ。1枚はぐっていただきまして、2ページの2番でご説明を申し上げます。2ページの一番上になります。3月議会で補正したというものでございますが、令和2年度に創設されたというものでございます。介護予防、健康づくりなどに資する取り組みの評価を行うと。それによって市町村ごとの評価指標により、算出した点数を基準として、交付されるというものでございます。令和2年度の実績でいいますと、870満点中、田上町は460点。県平均452.5点でございましたので、田上町は県平均よりも上というものでございまして、それによって積算され、200万円が交付されるということで、予算計上させていただいたところでございます。

続きまして、ちょっと飛びます。予算書316ページをお開きください。7款の繰入金になります。1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金でございます。令和3年度では、1,215万4,000円予算計上してございます。令和2年度と比較いたしまして、561万2,000円の増でございます。説明につきましては、資料ナンバー2の2ページ目の3、中ほどでございますが、説明をさせていただきます。1款の保険料で説明いたしましたけれども、これにつきましては消費税の引上げに伴いまして、介護保険料の1から3段階の軽減強化によるものでございます。令和2年度当初予算に比べまして、基準額に対する割合が変更されたことによる増額でございます。財源につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1で交付されるものでございます。基準額、それから人数については、記したとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、その下でございます。予算書でございます、すみません。予算書の316ページの5目その他一般会計繰入金、令和3年度、940万7,000円を予算計上してございますが、令和2年度と比較いたしまして、90万9,000円の減でございます。資料2の2ページの4でございます。4に、一番下でございますが、その他一般会計繰入金でございますが、介護保険事業計画策定業務委託料で、令和2年度取り組んでまいりましたけれども、それが減になったことによる減額でございます。

続きまして、予算書に移りまして、7款でございます。7款繰入金の2項基金繰

入金、1目介護給付費準備基金繰入金、令和3年度では、953万2,000円を繰り入れるというものでございます。令和2年度比較といたしまして、1,328万4,000円の減でございますが、財源調整のための繰入れになってございます。これによりまして、令和3年度の基金残高見込み、あくまでも見込みでございますが、約1億6,000万円ほどになる見込みでございますので、よろしくお願いいたします。それでは、歳入は以上ということになります。

続きまして、予算書318ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。令和3年度、335万9,000円でございます。令和2年度と比較いたしまして、90万9,000円の減でございます。これにつきましては、右側の説明欄、一般管理費で12節委託料がございます。113万9,000円でございますが、105万4,000円の減ということで、令和2年度に比較して減となっております。資料ナンバー2の3ページ、歳出の1番でございます。先ほど歳入でもお話しいたしましたけれども、介護保険事業計画策定業務委託料で、令和2年度に取り組んでまいったところでございますが、それが終了したということで、その減額になってございます。

続きまして、予算書に移ります。1枚めくっていただきまして、320ページ、お開きください。320ページ、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、2目でございます。地域密着型介護サービス給付費で、令和2年度、6,300万円を計上してございます。令和2年度と比較いたしまして、300万円の増になってございます。地域密着型介護サービス給付費でございますけれども、資料ナンバー3の2で説明をさせていただきます。地域密着型介護サービス給付費でございますが、認知症対応型共同生活介護、認知症のグループホームでございます。令和2年度、93件を見込んでおりましたけれども、令和3年度では114件と。21件の増で見込んで増額とさせていただいたところでございます。

続きまして、次のページでございます。予算書321ページであります。中ほど3目の施設介護サービス給付費でございます。令和3年度、6億円予算計上してございます。令和2年度と比較いたしまして、2,600万円の減にしてございます。資料ナンバー2の3ページの3で説明をいたします。経費につきましては、要介護認定者の入所の費用と、施設入所に係る給付費になってございますけれども、減の要因といたしましては、説明欄でございますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームになりますけれども、令和2年度と比較いたしまして45件の減。介護老人保健施設につきましては、111件の減が見込まれますので、減額とさせていただいたところでご



ざいます。

それから、予算書しばらく飛びます。予算書328ページになります。予算書328ページ、2款保険給付費、4項高額介護サービス等費、1日高額介護サービス費でございませう。令和3年度では、2,300万円を計上してございませうけれども、令和2年度と比較いたしまして、200万円の減になってございませう。資料ナンバー2の3ページの4番で説明をいたしませう。一番下になりますけれども、これにつきましても令和2年度と比較いたしまして、261件減で見込んで減額をさせていただいたというところではございませうので、よろしくお願いをいたしませう。

続きまして、予算書、若干また飛びます。330ページをお開きください。予算書330ページの下でございませう。6項の特定入所者介護サービス等費、1日特定入所者介護サービス費でございませう。令和3年度、4,500万円を計上しているところではございませうが、令和2年度と比較いたしまして、600万円の減でございませう。資料ナンバー2の4ページの5で説明をさせていただきます。600万円の減でございませうが、説明欄にございませうが、在宅で介護を受ける方との公平性の観点から負担能力に応じた負担となるよう、令和3年8月から制度が見直されるということになってございませう。国から説明があったものでございませう。改正内容といたしましては、第3段階を1と2の2つに区分をするという部分。それから施設入所者の食事の助成につきましても、第3段階の②につきましてもは1日710円を上乗せする。ショートステイの食費の助成につきましてもは、第2段階が1日210円。第3段階で①は1日350円。第3段階の②につきましてもは、1日650円を上乗せをするということになります。それから、助成の要件となる預貯金の基準を所得段階に応じて設定をするということではございませう、第2段階は600万円以下。第3段階の①は550万円以下。第3段階の②は500万円以下ということにするものでございませう、現在は一律1,000万円になっておりませう。

表がございませうけれども、令和3年度は8月からということになりますけれども、どのように変わっていくかということで表に表してみませう。まず、第1段階につきましてもは、令和2年度は生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、3月現在では4人いらっしゃいます。基準としては、令和3年度は変わりませうけれども、預貯金等の基準、1,000万円、変わりませう。人数としては4人、影響は出てこないという部分ではございませう。第2段階につきましてもは、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入額80万円以下という部分がありますけれども、今39人の対象がいらっしゃいます。令和3年8月から基準の変更はござ

いませんけれども、預貯金等の基準としては1,000万円から650万円に。人数としては38人で、非該当の方が1人出てくるという状況になります。第3段階につきましては、令和2年度では世帯全員が市町村民税非課税かつ本人の年金収入等80万円超の方、96名、3月末でいらっしゃいますが、これが①、②ということで、2つに分かれます。①といたしましては80万円超120万円以下。②としては120万円超ということで、預貯金金額としては、それぞれ550万円、500万円に変更になってきます。人数といたしましては、①としては29人、非該当となる方が5人。②としては54名と。非該当となる方が8名出てくる制度改正が8月からございます。よろしく願いいたします。

それでは、予算書、今度332ページに移ります。3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。令和3年度、3,352万2,000円の予算計上してございます。令和2年度と比較いたしまして、52万8,000円の増でございますけれども、予算書の説明欄、通所型サービス事業費がございしますが、そこをずっと下に行きますと、18節負担金補助及び交付金960万円、通所型サービス事業費になってございます。資料ナンバー2の5ページの6番でお話をさせていただきます。5ページの一番上になりますけれども、これにつきましては基準型の通所サービス、令和2年度と比較いたしまして、41件増で見込んでございますので、増額とさせていただいたところでございます。

それから、予算書334ページをお開きください。334ページにつきましては、2項一般介護予防事業、1目一般介護予防事業でございます。説明欄の一番上、介護予防普及啓発事業費が出てございます。資料ございません。口頭で説明をさせていただきます。介護予防普及啓発事業費につきましては、けんこつ教室、転倒予防教室、それから元気はつらつ教室で認知症の予防教室、それからアクティブシニア教室で、筋力トレーニングであったり、ストレッチ体操を行ったり、それらを行うことによって筋力の維持、向上を行うというものが入ってございます。私ども保健福祉課といたしましては、当然ながら毎年これらの全ての事業において、事業評価を行っているところでございます。令和3年度当初予算作成に当たりまして事業評価を行ったところ、これらの事業につきましては、元気で活動的な高齢者が多く参加されているという実態がございします。それらの方は、ほとんどの方が全ての教室に参加されているという状況がございました。このことからいろいろと事業評価を行った中で、元気はつらつ教室、認知症予防の教室でございますが、令和3年度からは前期1コースで6回、後期2コースで12回、合計前期、後期合わせまして18回としてい

きたいということで、令和2年度と比較して、12回減とさせていただいたところでございます。

また、元気はつらつ教室につきましては、スタッフといたしまして看護師、保育士を雇い上げております。単価につきましては、町で定めた単価を使用して、支払っているという状況がございます。ただし、現状といたしましては職種にかかわらず、ほぼ同じ業務をやっていると。要は看護師とか保育士という業務ではなくて、みんな同じ業務を行っているというところから、経費削減の観点からも十分検討を行いまして、町で定めた看護師、保育士の単価を使うのではなくて、謝礼の一律支給で、対応をさせていただくことにいたしました。削減といたしましては、約70万円ほどでございます。

なお、今後はこの教室につきましては、先ほど私お話しさせていただいたのですが、活動的で元気な高齢者の方が参加されているという部分がございます。ですが、この活動的で元気な高齢者に加えまして、今後はあまり外に出ないという方がいらっしゃるわけでありまして。そういう方をターゲットという言い方は悪いですが、対象にいたしまして、そういう介護が今後必要になってくるであろうという。高齢者に対しても力を入れていきたいということで、より一層の介護予防の充実を進めていきたいと考えております。その事業のまずというか、一つとなるものにつきましては、次で説明をさせていただきます。

今の事業の予算書の下でございます。一番下の説明欄の地域リハビリテーション活動支援事業費がございます。予算額としては6万円と出ております。6万円という僅かな事業でございますけれども、事業について説明をさせていただきます。説明につきましては、資料ナンバー2の5ページの7番で説明をいたします。新規事業の地域リハビリテーション活動支援事業、先ほども申し上げましたが、6万円という事業でございますけれども、この事業は何だかといいますと。要支援認定者などの軽度の認定者の方につきましては、本来適切なリハビリ等の対応次第で自立に向かえるはずなのでございますけれども、一旦介護認定を受けてしまうと、そのまま悪化していくという傾向があります。それは介護に頼ってしまって、自立をしていけないというか、そういうような傾向が町でもあります。これは全国的に言えることなのです。そういうところで、要支援認定者など、軽度のそういう認定者を対象といたしまして、それに関わる方たち、ケアマネであったり作業療法士、あと保健福祉課内にあります地域包括支援センターの職員と一緒にになりまして、そういう方々のお宅に訪問いたしまして、自立に向けたアドバイスを行いたいということで、

今までは元気な高齢者という形で視線は向けていた、そればかりではないのですけれども、そういう方々にもこれから自立できるような支援ということで対応していきたいということで、このたび地域リハビリテーション活動事業というものに、令和3年度から取り組んでまいりたいという部分でございます。

それから、予算書の335ページでございます。3項包括的支援事業・任意事業費、2目の在宅医療・介護連携推進事業費でございます。令和3年度、36万7,000円でございますけれども、令和2年度と比較いたしまして、13万3,000円の減でございます。資料ナンバー2の5ページの8番、一番下になりますけれども、そこでご説明をいたします。在宅医療・介護連携推進事業費につきましては、今国等でも言われておりますけれども、施設介護から在宅医療、介護が大切なのだということで前から言われております。そういう意味で、在宅医療介護連携推進協議会を平成27年度に立ち上げまして、田上町単独で行っておりました。協議会につきましては、医師会長であったり施設の施設長、また、ケアマネの方等々参加していただいておりますし、各研修会、他職種の研修等をずっと行ってまいったところでございます。それによりまして、顔の見える関係づくりというのをまず第一にしまして、医療、介護の連携を進めていったところでございます。そういう中で、加茂市が今までそういう組織がなかったという部分がございます。医療、介護という部分におきましては、加茂市と田上町というのは一つの地域であります。そういう中で、加茂市にもお声がけをさせていただいて、加茂市もぜひ一緒になってやっというということで、令和2年度から取り組みを始めております。そういう中で、加茂市との関係者、職員、福祉事務所とか医療の職員であったりとか、加茂市の介護施設の方であったりとか、その方たちと合同で会議を行ったり、研修会を行ったりという事業で行ってきているところでございますけれども、追加資料の説明欄にもございますが、そういう中で協議会の委員の削減を行っていったりとか、加茂市と合同で行うということになったところでありますので、加茂市と共通の委員については順番に1回ずつ支出するというので、そのすみ分けを行いまして、田上町が全部負担するのではなく、田上町分、加茂市分ということで、負担を二分をしていくという部分で減額としたところでございます。この医療と介護の連携というのは非常に大事な事業でありますので、ぜひとも加茂市と一緒にこの地域、見える化、医療の連携、介護がさらに進むように、今後とも努力してまいりたいと考えております。

介護保険の説明については以上となります。よろしくお願いたします。

委員長（池井 豊君） 説明が終わりました。

質疑のある方。

13番（高橋秀昌君） 今課長の説明の中で明確になっていないのだけれども、高齢者で元気な人の取り組みをやめて、新しく地域リハビリテーション活動をやるのだという趣旨の説明を受けたような気がするのだけれども、これもう一回説明してくれない。それで、やめるのは何も資料の中に入れていないのだよね。そういうのはどこに書いてあるの。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 資料の中では、すみません、うたってございません。やめるのではないのです。やめることではないのです。

（やめないのの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） やめないのです。回数が減となります。

お話しさせていただきますけれども、資料にはございません。保健福祉課、介護保険の中で、一般介護予防という教室につきましては、けんこつ教室がまず1つございます。これは転倒予防の教室でございまして、地区の開催としては8か所やっています。これが12回あります。月1回開催になっております。あと町は、1か所で月2回開催しております。これは変更ございません。

次がアクティブシニア教室、スポーツ協会に委託を行っております。年144回行っております。これも変更ございません。

変更になるものが元気はつらつ教室でございまして、令和2年度につきましては、前期コースが1コースありました。これが10回、令和2年度です。後期コースが2コース、10回が1コースですので、2コースあるので20回、合計30回行っております。これらを事業評価をいろいろした中で、元気はつらつ教室については、令和3年度につきましては前期1コースで6回、後期が2コースございまして、これが1コースごとで6回ですので、6掛ける3回で18回、前期が1コース6、後期が2コースあります。ですので、1コース6回ですので、前期が6回、後期12回、合計で18回ということで、12回減とさせていただいたところでございまして。この減とさせていただいた理由が、3つの教室とも皆さん元気なお年寄り、活動的なお年寄りが全て参加されている。参加されている方は、ほぼこの3つの教室に全て参加されているという状況がございまして。そういう中で、元気なお年寄りを、支援を終わらせるということではなくて、元気なお年寄りの支援、今までの活動の支援に加えまして、今度はなかなか外に出られないお年寄り、そういう方にも目を当てていって、支援をしていきたいと考えたところでございまして。ですので、元気なお年寄りの部

分の元気はつらつ教室については、回数は減りますけれども、町職員も行いますので、その部分を今度外に出られないようなお年寄り、介護がこれから必要になってくるであろうお年寄りに対しまして、いろいろと支援に対してのアドバイスであったり、こういうふうにしていったりということ、自宅を訪問してお話をしていきたいというのに、若干振り分けていきたいという考え方でございます。

13番（高橋秀昌君） 福祉関係というのは、こういう細かいところの変更というのはしっかりと資料に出すべきなのです。口頭だけでべらべらと言ってしまうというのは、こういう福祉って非常に細かい部分があるわけではないですか。それが見えないまま通過してしまうという危険性があるので、今後については、こういう変更については、しっかりと資料に載せるということをやってもらいたいと思います。

2つ目に聞きたいのは、元気はつらつ教室の30回を18回に縮小することについては、まさに元気なご老人の皆さんたちが、それはそうだったらやむを得ないとか、そういう同意を受けているのですか、どうですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この教室につきましては、新たに募集するわけでございます。結果的にまた募集をして、その方、令和2年度で参加されていた方が、また新たに参加するということもあろうかと思っておりますけれども、基本的にその方が継続して教室に行くということでは考え方としては違いますので、その方たちには、今参加されている方には、回数が減るよという話はしておりません。新たに募集するというので、そのような形のお話はしてございません。

13番（高橋秀昌君） そういうのは行政的な手法でしょう。だって高齢者の皆さんの中でこういうのを楽しみ、あなたたちは毎年募集するとは言うけれども、では毎年違う人が参加しているわけではないのでしょうか。恐らく継続して参加する人のほうが多いのではないですか。違うの。

保健福祉課長（渡邊 賢君） もちろん継続して参加される方はいらっしゃいます。基本的に新規で参加される方も多くいらっしゃいますので、本年度これをやったから、またそのままスライドして令和3年度ということではないです。中には当然継続して参加される方はいらっしゃいます。

13番（高橋秀昌君） いやいや、私はそういう趣旨で言っているのではないのです。いいですか、30回やっているのを18回にする、私は後退だと見ているのです。ところが、あなたの言い分は、毎年募集するのだから、その都度いろいろ変わるのだからと、こういう言い分なのだよね。では、聞くけれども、この3年間で元気はつらつの30回で継続している人、新規の人、調べているか、人数言って。

保健福祉課長（渡邊 賢君） その人数については、今資料を持ち合わせておりません。

13番（高橋秀昌君） 持ち合わせていないということは、あるということなのね。持っているということなの、それとも調べていないということなの。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今現在では調べてございません。

13番（高橋秀昌君） そうすると、どういうことになるかというと、あなたたちの言い分は、毎年新規に募集するのだと。だから、30回が18回に減ったって、別に新たに来る人もいれば継続して来る人もいるのだから、影響がないのだという言い方なのです。しかし、私はそう見ていないのです。つまり福祉の一部を削って、縮小して、新しい事業をやりましたなどといったって全然自慢にならないのです。分かりますか。よく国がやる手法なのです、それは。教育部分のこの部分を減らしておいて、別なところで足して新規事業ですとやる。福祉部分でもそうなの。町はそんなまねをしてはいけないの。もしどうしても財政上無理があるのなら、少なくともこうした30回に参加する人、令和2年度に参加する人たちに、こういう事情で新年度はとって30回できなくて、悪いけれども別なところでお金使いたいだけけれどもという合意を得なければ駄目でしょう。あなた、最先端、最も住民に近いところの福祉の責任者でしょうが。そういうことをやらないでにおいて、何か言い訳っぽく30回よりも18回に、こういう数字さえも資料に出さないで、口頭でべらべらべらと言ってしまって、新規にやることだけのご丁寧に書いておくと。私は、アンフェアだと思います。それは、こういう手法をやめるべきだと。手法というのは、こういう同じ福祉の予算の中で一方で減らし、一方で増やすというやり方、もしやるのだったら、町長に談判して、回数はそのままやってくれと、それで新規もこういうことをやりたいのだと町長を説得するしかないのです、あなたは。総務課が1割減らせと言ったから減らしましたなんて、こんなのは何にもよくないと私は思います。こういう手法については、もう既に予算化しているわけですが、少なくとも福祉関係で減らす場合は必ず資料に出す。もちろん増やす場合も出す。そうやって議員の皆さんがしっかりとその状況が見える状態にしていく必要があると思うのです。まず、その点では改めてもらいたいが、いかがですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） このたびの教室の関係につきましては、口頭の説明だけになってしまったという部分では、本当に申し訳なかったと思っております。今後、資料等につきましては、こういう部分については出していきます。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 私は課長に言ったのではないかと思うのだけれども、私のところ

に匿名の人のメモ書きがあったのです。町はどうも減らすみたいだとか、廃止するみたいだとかというのがあって、前に今議会のとき聞いた記憶があるのだけれども、住民は敏感なのです。つまり私たちは相手にされないのではないかと、減らすことで。そういうふうにしたがるのです。ぜひ町長、予算書にこうなっているのだが、私は直ちに直せと主張したいけれども、予算がこうなっているわけですから、これ書き換えるわけにはいかないで、年次途中でももう一度財政とも協議をして、率直に言えば、そんな大きな金ではないはずなのです。こういった部分は削るにしても、極めて慎重になるべきだということをお伝えしておきたいと思います。

以上、質疑終わり。

7番（今井幸代君） すみません、制度的な部分の質問になるのかもしれませんが。頂いている資料で4ページ目の特定入所者の介護サービス費でもろもろの食費関係が負担額が変わるということで、預貯金等の基準が令和2年度、全ての階層で1,000万円だったものが、令和3年度では、それぞれの階層に合わせての基準額に変更されているのですが、単身者の場合の金額になっているのですが、これって例えば夫婦の方とか、そういったものの加算というか、世帯で見たりとか、そういったものというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 細かいものになります。係長から説明いたします。

福祉係長（山本泰史君） それでは、私のほうから回答させていただきます。

現在、令和2年度なのですけれども、全ての階層で単身者の場合1,000万円。ご夫婦の場合になりますと1,000万円プラスされまして、2,000万円になります。令和3年の場合なのですけれども、それぞれの階層別になりました。ご夫婦の場合には、ここに1,000万円プラスされることになります。ですので、第1段階であれば2,000万円、これは変わらないということです。第2段階は650万円に1,000万円足されまして1,650万円。第3段階の①が1,000万円足されて1,550万円と、そういった形に変わります。

以上です。

7番（今井幸代君） では、配偶者加算のほうはそのまま生きているということで、ありがとうございました。

次の質問なのですが、地域リハビリテーション活動支援事業、令和3年度からの新規事業、非常に期待しています。というのも、要支援の認定を受けられた方たちの通所のリハと、本来であれば受けられる介護サービスがあるのだけれども、なかなかサービスの利用につながっていない。特に男性の場合だと、なかなかそういっ



たところに行くことに抵抗がある方が多かったりとか、そういった実態を聞いてもいましたし、町内でもそういった話は聞いていたので、そういった方たちがきちんと自宅のふだんの生活の中で、少しでも身体機能の維持ができるような働きかけをしていくというのは、非常に重要なことだと思います。期待しています。実際にケアマネの方ですとか、作業療法士で包括支援センターの職員の方がそれぞれ一緒に対象者のお宅に行くのですけれども、具体的なアドバイスの内容というものがどういったものになってくるのでしょうか。例えば作業療法士の方もおられるので、その方の特性や状況に合わせた、リハビリのメニューを考えてくれるというようなものなのか、どういったアドバイスの内容になってくるのか、もう少し具体的に説明していただけるとありがたいのですけれども。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この資料にもありますけれども、今、今井委員おっしゃいました作業療法士、あとケアマネ、うちの包括のセンターの職員と一緒にやってということになっております。具体的な内容についてはこれから行うものでありますけれども、一つの例といたしましては、リハビリ、作業療法士がその方の状況を見た中で、例えば関節痛、あと身体障がいがある場合、どのような形で運動の指導をしていけばいいかとかという部分、あと認知症の方も中にはいらっしゃる部分が出てくると思います。そういう方には、対応方法を世話役、例えば世話役というのはご家族の方、そういう方にこういう形で指導という言い方はあれですけれども、対応をお話をしていくと。あと定期的な体力測定であったりとか、そういうような形でお話をしていくという内容になるかと思えます。ですので、そういうような状況を提供、お話をしていく中で、介護状態になったとしても自立できるような体制をご家庭でできるような形で助言、アドバイスという形でしていくというふうになります。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。ちなみに、これは1回訪問して、少し状況、お話聞いたりして、アドバイスをしたり、場合によってはリハビリのメニュー等も考えてくださったりされると思うのですが、1回行った後、その後というのは継続的に訪問されるようなものになってくるのでしょうか。それとも1回訪問したら、その対象の方というのは終わりというふうな形になるのか、事業の対象者にとっての継続性というのは、どういうふうになっていくのかお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 当然継続してまいります。1回行って、はい、分かりましたという話には当然なりません。ですので、ある程度の継続性を持たせて進めていくという事業でございます。

7番（今井幸代君） 例えばこれって申込、申請、それともどういった形になってくるのか、対象者をどういうふうに見出すのかということと。その対象者に対するサービスの提供は、どのように始められていくのかということと、継続的というふうにおっしゃられたのだけれども、それは例えば一月に1回訪問していくというような目安があるのか、それとも訪問時のときにその状況や家族を含めた全体的な状況を見て、訪問した中で、では次はいつ伺いますねというような話になるのか、その辺すみません、もう少しイメージしたいと思うので、説明をお願いします。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 保健福祉課としては、高齢者訪問という形で行っているところでございます。その中で、そういう方というのは大体把握できているという状況がありますので、申込みされる方もいらっしゃるかもしれませんが。ただ、基本的にはこちらで訪問している中で気になるような方、そういう方に対して、強制ではないのですが、こういう事業があるからどうでしょうかという形でお話をしながら訪問していくという部分でございまして、頻度ということになると、当然ながらご本人、ご家族とお話をしていく中で、どのような頻度がいいかという形になっていくと思います。ですので、毎週ということはないかもしれませんが、その方の状況によって月1回になるかもしれませんが、2週間、3週間に1回になるかもしれません。そのようなご希望をお聞きしながら進めていくということで、あくまでもその対象となる方、どのような希望があるか、ご家族と決定をしていきたいと思っております。

7番（今井幸代君） ありがとうございます。では、基本的に対象者というところに関しては、通常の高齢者訪問の中である程度選定がなされているということで理解しました。この対象者となるような方というのは、実際何人ぐらいを想定されているのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） はっきり何人というのは今申し上げられませんが、数人ぐらいだと思っております。ただ、これからこの事業を拡大していきたいという思いもありますので、徐々に、徐々に増えていくかもしれないということもあります。今のところ数人程度という考え方で今思っております。

8番（椿 一春君） 私も新しい地域リハビリテーションの事業のことについて、大体今井委員の質問で分かったのですが、事業費が6万円というのはあまりにも何をやるのかなというのがありまして、例えばケアマネジャーにしても地域包括支援センター、あと作業療法士も動けば何かしらただではないではないですか。これケアマネとか、作業療法士のほうにそういった加算のものがあってこの事業をやっ

ているのか、そこを1点聞かせてほしいのと。

あと今説明なかつたのですけれども、これ私、毎年注目をしているところなのですが、一番最後、337ページの5目の生活支援体制整備事業費の、これ社協に対しての委託の業務なのですけれども、第6期の介護計画の一番末期のところからスタートして、今第7期が終わろうとしていて約3年がたっているのですけれども、これあまり活動の中身が見えてこないのですけれども、今どのようなところまで進んでいるのか。実際の令和2年度、今これぐらいのところまで進んできて、さらに令和3年度はこういう活動を目指しているのだという、その辺を聞かせてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） まず、初めの地域リハビリテーション活動事業でございます。6万円の予算でございます。この内訳といたしましては、今のところ想定ですが、田上園の作業療法士の方を考えておりまして、その方の報酬ということで、5,000円の12回分を予算計上している、これだけでございます。当然ながら、地域包括支援センターの職員は町職員でございますので、業務として行く部分、あとケアマネジャーというのが、例えばその人のケアマネジメントをしておりますので、その方との一体の業務ということでございますので、作業療法士の方の報酬ということでの載せているというだけの、それが6万円と。事業費は僅かでございますが、計上しているという部分でございます。

あと予算書337ページ、下の生活支援体制整備事業費ということでございます。椿委員おっしゃるとおりに、社会福祉協議会に委託をしている事業でございます。平成30年度から委託をして、3年が経過しようとしているところでございます。今現在では、令和2年度におきましては、協議体で第一層の協議体があるわけでありまして、委員が10人ほどいらっしゃいます。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、会議というのは開催はできませんでした。ただ、そうはいうものの、委員長をしていただいております新潟医療福祉大学の青木先生がいらっしゃいますけれども、その先生と社会福祉協議会、そして町から社会福祉士が担当になっておりますので、一緒になってどういう形で進めていけばいいかということで、協議をさせていただいているところでございます。今現在としては、その協議体の皆様、民生委員であったり、地域でボランティアで活動している方、地域のサロンで活動している方、それらの方と情報共有は今できている状況でございます。ただ、ここから先が一番の山場というか、難所というかということになるのです。ここから先どういう形で、私初めに言いましたけれども、地域包括ケアシステム、地域のお年寄りがいつまでも住み慣れた地域で生活していくか。これを、その体制

をつくるのが生活支援体制整備事業なのであります。そういう中で情報共有をして、  
どういう形で進めていこうかという部分がこれからの課題になっております。

ただし、今、前から私お話をさせていただいておりますけれども、一般会計で地域たすけあい事業がございします。そのボランティア団体が幾つかございしますが、  
そういう方、代表の方も協議体の中に入らせていただいているのです。そういう中で、  
そういう方たちを何とか活かした形で、生活支援体制整備事業を進めていけないか  
という検討も今行っているところでございします。現実、今ボランティア団体で行っ  
ているところというのは、まさに生活支援の体制なのです。そういう意味で、その  
方々を、そういうのを広げていきたい。一般会計でいえば地域たすけあい事業にな  
りますが、そういう地域のボランティア団体を広げていきたいという考え方がござ  
いします。長くなりますけれども、今地域ボランティアを考える会ということで、任  
意で設立をさせていただいているところで、今6回ぐらい会議を重ねているという  
ところでございまして、私も2月に参加させていただきました。その中で、その地域  
たすけあい事業に参加されていないボランティアの地区の方、そういう方も今その  
会に出てきていただいて、一緒になって話をさせていただいているところでございま  
す。こういう今活動をされていない地域がどんどん増えていく、そういうための仕  
掛けづくりを行っていく、それがこの生活支援体制整備事業であると思っております  
ので、そういう中でも地域のボランティア団体とのまた意見交換であったりとか、  
そのような形で仕掛けづくりをさらにつくっていく、そういう形で進めていければ  
いいなと思っておりますので、令和3年度からも引き続きそういう形で、検討して  
まいりたいというふうに思っております。

8 番（椿 一春君） 会議ですっと終わっているということがもう3年続いているので  
すけれども、委託料に対して年度末になって実績の精算とかって実績に合わせてす  
るとか、その辺はどうなっているのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 委託料につきましては、四半期ごとに支払っておりまし  
て、その都度報告書を出していただいております。当然、町の職員もその事業に絡  
んでおりますので、きちっとそういう中では会議というか、全体会議ではないです  
けれども、打合せということで行っております。そういう中で報告をいただいでお  
りますので、それに基づいて支払っているという状況でございします。

8 番（椿 一春君） これそもそもこの事業が始まる時、介護保険での生活支援とい  
うものはあまりやらないほうがいい、その代わりこういった新しいボランティア団  
体でつくったもので、個々の生活支援をしていこうという考えの下でこの事業が進

んでいるかと思うのです。だから、あまりこれボランティア、ボランティアというのではなくて、せっきくの500万円のお金があるのですから、実際に有償で助け合いの生活支援ですとか、そういった方を選任して、実際に活動して、そこに有償で賃金払って体制づくりをしていったほうが、よっぽど早いのではないかと思うのです。あまりにもボランティア、ボランティアと言って、ボランティアというのなかなかできる人とできない人といえるのです。そういったボランティア、ボランティアばかり言っていると、いつまでたっても話合いどうしようで、そうすると、もう3年もたっているのに、その辺もうちょっと切り口を変えて検討してもらえればというふうに思います。

以上です。

保健福祉課長（渡邊 賢君） ボランティア、ボランティアと私はよく言っております。なぜ言っているか。それは、有償は有償で有償ボランティアになるかと思えます。ボランティアの意識というのは、その方が無理なく、そしてそのボランティア活動をやったときに本当にありがたい、ありがとうと言われるのです。それが楽しみなのです。そういう意味で、ただ単に人を雇ってこうやってやっていくという活動ではなくて、地域のボランティア、地域福祉ということを推進していきたいということで、生活支援体制整備事業を行っているところであります。いろんな考え方は当然あるかと思えます。ただ、ボランティアの育成、ボランティアイコール地域福祉の推進というのが、もう基本であると私は考えておりますので、椿委員の意見も参考にはさせていただきたいとは思っています。ボランティアの育成というのは、非常に大事なことでと考えておりますので、その辺もご理解をいただきたい。そういう意味でこの事業をさらに進めていきたいという考え方でございます。

8番（椿 一春君） 何回も質問してあれですけども、ボランティアというと本当に重責になっていて、雪かきの本田上地区ですか、ああいったところは本当ボランティアでやっていて、すばらしい活動をしているところもありますけれども、ただここでたしか有償ボランティアもボランティアという形ですけども、賃金をもらいながらやっているわけでありまして、私ごとになりますけれども、地域のスマイルというものでボランティアを募ってきても、幾らかの対価として得られるものがあると積極的になりますし、全く何もなくてというと、本当にモチベーションだけでこれをつくっていかうというのは、ものすごく大変だと思うのです。だから、多少ボランティアの育成は大切だというのは私も共感できますけれども、あまりにもボランティアだけを当てにして、地域の生活、高齢者の地域を支えるための体制をつく

ることが一番の目的ですから、ボランティアを育成することではないのです。その辺もうちょっとよく考えて検討してもらえればと思います。

委員長（池井 豊君） ここは意見の一致が見られない議論が続いているので、課長は課長で町の方針をしっかりと示したところで、意見の一致は見られないと思うのですけれども、椿委員、見解聞きますか。課長からもう一回見解。

（何事か声あり）

委員長（池井 豊君） いいですか。でも、参考にすると言った。

保健福祉課長（渡邊 賢君） この生活支援体制整備事業費580万6,000円ということでございます。この内容につきましてお話しさせていただきますが、これにつきましては、生活支援コーディネーターというものが社会福祉協議会にあります。その人件費分、プラス事務費、事業費ということが一緒になって、580万円というような予算になっております。

（詳細も言ってくれない。コーディネーターに幾ら払って、どのぐらいの事業をやって、どうなっているんだというのが見えないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） まず、人件費分といたしましては、生活支援コーディネーターで2人いらっしゃいます。ただし、1人分は全体の60%、約270万円です。もう一人は40%、約250万円でございます。事業費分ということで、協議体の委員の謝礼などが26万7,000円。それから事務費で事務用品、コピー用紙で31万円。そうすると合計で580万円。今約という言い方をしたので、このぐらいの金額になるかと思えます。ですので、この事業で全てそういうような形で使われている、人件費が主なのですけれども、生活支援コーディネーターという方がボランティアの、この事業のいろんな団体を調整して、意見を聞きながら会をまとめて進めていくということでございます。そういう内容でございますので、意見の一致が見られなかったということで、私、椿委員が言うのは私もそれはよく分かっております。ただ、ボランティアの育成というのは大事なことであるというのは私も考えておりますので、その辺はそういう考え方がありますので、何とかこう、でも向かう先は一緒だと思うのです。地域のお年寄りをどうやって見守っていくか。どうやって支援していくかという向かう先は同じだと思うのです。ですので、その辺は考える先は同じだと思っておりますし、今後どのような形でできるかという部分も椿委員のご意見、参考にさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長（池井 豊君） まだやるというか。椿委員、シンプルにお願いします。

8番（椿 一春君） ようやくお金の使い道が分かったのですけれども、60%、40%、約2名の方が担当して、約1人分の方がコーディネーターとして事業をやっているということで、そこでその人の具体的な成果が何にもないということが一番問題だと思うのです。その事業報告書というものを提示してもらえませんかでしょうか。

委員長（池井 豊君） 課長、この予算委員会でここまで来ているので、ここでというわけにもいかないと思うのですけれども、いつか全協の場か何か分かりませんが、事業報告書というのを提出できますでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 事業報告ということで、四半期ごとに出てきておりますので、それはこの場ではなくても、後日という部分ではそれは出すのは可能でございます。

13番（高橋秀昌君） 今の件でお伺いだけでも、課長はすごくボランティア、一生懸命言っているのだが、この中に地域ボランティアの人が活動すると、町が定めた謝礼金があるではないか。そういうのもこの中に入っているの。これはまた別なのね。分かった。単なる、ではほとんどが人件費によるコーディネーターによる様々な思案というか、協議というかだけなのですね。分かりました。終わり。

6番（中野和美君） 私は、322ページの住宅の改修費のことでお尋ねします。

予算なので細かい金額までいいのですけれども、前年と同金額ということで、大体毎年の件数はどのくらいあるのか、順調に申請件数はあるのか、増えているのかいないのか、もし増えていないのであれば広報の必要があると思うのですが、1回もらっても、介護度が上がると、またもらえるという制度もあるはずなので、その辺どうでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 住宅改修でございます。すみません、令和2年度、12月末の数字で申し訳ございません。39件でございます。ちなみに、令和元年度は43件で、大体そのくらいの件数で毎年推移をしているという状況でございます。

6番（中野和美君） そうしますと、介護保険から出る上限が20万円だと思ったので、今回450万円を20万円で割ると22回分なのですが、それ以上の件数が出ているので、そんなに大きな改修はあまりなく、10万円程度の改修が平均なのかなと感じていますが、どんなでしょう。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今中野委員おっしゃるとおり、大体平均して10万円ぐらいの、マックスというのはいりませんが、10万円ぐらいの平均した額となっております。

委員長（池井 豊君） いいですか。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員長(池井 豊君) では、以上で介護保険を終了いたします。

執行の皆さん、お疲れさまでございました。

本日の審査はこれで終了となりますというか、予算の審査はこれで終了ということになります。

執行の皆さんが退室するまで、自席で休憩をお願いします。

午前11時50分 休憩

---

午前11時51分 再開

委員長(池井 豊君) 再開いたします。

それでは、本日の質疑数及び累計の質疑数や総括質疑の数を報告願います。

副委員長(渡邊勝衛君) 大変ご苦労さまでした。本日は質問数が24件です。昨日まで149件でしたので、合計173件となります。総括質疑は、昨日までの8件ということになります。

委員長(池井 豊君) それでは、午後1時15分から総括質疑を行います。委員長から総括質疑をする方をお願いがあります。

できるだけ1回の質問で質問をするようお願いいたします。ただ、執行の答弁によっては、町長の答弁によっては再質問を妨げるものではございません。その分ちゃんとまとめて質問をお願いいたします。

総括質疑の順番は、提出された順番にやっていきますので、複数やられている人もまとめてではなくて、順番にというような形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) それでは、午後1時15分まで休憩といたします。

午前11時53分 休憩

---

午後1時15分 再開

委員長(池井 豊君) では、再開します。

三條新聞から傍聴の申出が出ておりますので、許可しました。

それでは、予算審査特別委員会に付託されました10案件、4日間審査し、委員の皆様から173件の質問、8件の総括質疑がございました。

それでは、総括質疑を行います。1人ずつ行っていきます。



5番（小嶋謙一君） 私は、予算の編成方針と施策の展開についてということで、町長に質問いたします。なお、この予算審査を通した中で、私なりのいろいろ考えなり、そういうこともまた併せて延べて、加えて質問していきたいと思います。

最初の質問であります。令和3年度の予算編成が第5次総合計画重点プロジェクトを積極的に実施する中で、整合性を図るにとどまっていることについて、町長はどのように捉えているのかということであります。令和3年度予算は、端的に言えば私は住民サービスの現状維持であると捉えています。皆さんの中では、いや、維持ではなく、後退だとする人もいるかもしれませんが、私は現状維持であると評価しています。現状を維持していくことは重要で、なかなか容易なことではありません。そういうことで、予算説明には執行の皆さんの苦勞の跡もうかがわれました。しかし、予算を通して、新型コロナウイルス収束を見越した町の将来へ向けた投資につながる施策が乏しいことは残念です。

2番目としまして、町の産業振興に関わる予算が減らされていることに、町長はどのような考えを持っているかということです。拠点整備後の投資効果を上げるための予算が、産業活性化ブランド戦略協議会補助金100万円だけでよかったのか、町長の考えを問います。唯一産業活性化ブランド戦略協議会の補足説明で、協議会の委員の選考に当たって、これまでのような充て職から選ぶのではなく、現場の声を具体的に聴取できる人を考えているとのこと、私はこの点期待しています。

3番目としまして、予算編成の考えや根拠を住民に分かるように説明することが必要であるということです。これまでも広報「きずな」やホームページに通知表やグラフを並べるだけでなく、編成に当たった根拠を明記することと、「編成に当たっては議会との協議を重ねた」という一文も入れることを申し入れたいと思います。

以上、3点であります。

町長（佐野恒雄君） それでは、小嶋委員の質問にお答えいたします。

予算の編成が行財政の効率化が優先しているとのことのご意見でありますけれども、地方自治法では、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されております。行財政の効率化は、これを具現化するものであると認識しており、行財政の効率化を優先しない予算編成はあり得ないということを基本的な考え方としております。

それはそれとして、はじめに町長政策の推進が総合計画重点プロジェクトとの整合性を図るにとどまっている感が否めないとのことのご意見であります。令和3年度予

算編成に当たり、新しい田上町をつくる3本柱に掲げる政策については、しっかり予算化できたと自負いたしております。中でも公共交通実証運行、ごみ処理施設整備基本構想策定につきましては、町民の皆様からも大変多くの期待の声が寄せられておりますので、しっかりと取り組んでまいります。

なお、限られた財源の中で私が掲げた新たな政策を実行するためには、スクラップ・アンド・ビルドとして既存事業の統合、廃止などの見直しは不可欠であると思っております。このことから、予算編成方針として私が掲げた政策を実行するための事業を適正に予算化するとともに、既存事業の抜本的な見直しを図るよう職員に指示し、予算編成を行ったものであります。

次に、産業振興に関わる予算についてのご質問であります。産業振興に関する予算に関しては、令和2年度と令和3年度を比較しますと、商工費は5,610万5,000円の減と大幅に減額をいたしております。その内容は、令和2年度は道の駅の開業に関する経費など臨時的な経費を予算措置したことから、大幅な増額となっております。令和3年度は、それらの予算額が減額となり、また制度融資に関する予算額につきましても、より実態に合った金額に変更いたしました。これらのことが大幅に減少した要因であります。一方で、必要な事業につきましては、十分な精査の上、予算計上をしており、今回の予算編成が町の産業に対してマイナスになるとは考えておりません。また、拠点整備に関する事業が完了した中で、その後の投資効果につきましては、「道の駅たがみ」には大変多くの方々を訪れていただいております。こうした方々をいかに町内へ誘導していくかということが必要であるというふうを考えております。産業活性化ブランド戦略協議会はまちづくり、産業振興、町のブランド力向上を目指し、農業、商業、工業の関係者が集まり、検討を行っていくための協議会であります。今後産業のPRを含め、道の駅の情報発信施設の活用について指定管理者と町でも当然検討いたしますが、新しい協議会においても検討していきたいと考えております。予算額につきましては、令和3年度はまずこの金額で動き出し、今後の活動状況に応じて、次年度以降の予算額を検討していきます。

次に、節減に努めた行財政について住民に説明が必要であるのご意見ですが、令和3年度の町政運営に臨む私の考えにつきましても、施政方針でお示したところではありますが、予算の内容等につきましては広報紙、町ホームページなどを通じて、できるだけ分かりやすく説明をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（池井 豊君） 次の質問に行っているいいですか。再質問。

5 番（小嶋謙一君） 最後一言なのですけれども、令和4年度の予算編成では、このたび私の一般質問の答弁にあったワークショップの意見を参考にするなど、将来の投資へつながる施策も加味した予算であることを切望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（池井 豊君） 小嶋委員の総括質疑を終わります。

続いて、小野澤委員から本田上工業団地の現状と今後の見込みについての質問です。

1 番（小野澤健一君） 小野澤です。質問をさせていただきます。

私は、これ町税の安定確保の観点からという形になります。本田上工業団地の現状と今後の見込みについてお伺いをいたします。町税の安定確保は、行政運営を行う上での資金的裏づけとして重要です。したがって、町税の構造的特徴をしっかりと把握し、安定確保に向けた施策を講じなければなりません。田上町の町税の大半を占める町民税、固定資産税の構造的特徴として、町民税に関しては、個人の占める割合が9割を超えています。すなわち人口減少と相まって、毎年定年退職等により税収は逡減、毎回減っていくと、逡減する構造的課題を抱えています。固定資産税に関しては土地が約3割、建物と償却資産で約7割となっています。地方であるために地価の影響はある程度限定的ではありますが、減価償却を伴うものが約7割と高く、毎年逡減する構造です。以前の一般質問で、これらの税収の落ち込みをカバーする施策をただしたところ、本田上工業団地への企業誘致に尽きる旨の町長回答があった経緯があります。現状、企業誘致の進捗状況は芳しくなく、危惧しています。そこで、町長にご質問をいたします。

1つ目、既往誘致企業の、既往というのは既に誘致が終わっている企業の町民税と固定資産税の年間税収額は幾らですか。

そして、2番目、従業員の町民雇用者数は何人ですか。

3番目、県内の工業団地は、その多くが長期にわたり売れ残りを抱え、厳しい財政状況を余儀なくされていますが、田上町では具体的にどのような企業誘致活動を行っているのかお聞かせください。

次、現時点での空き地面積の実数と全体に占める割合は幾らですか。

最後の質問、数社の見込み企業があるようですが、契約締結見込み度はどの程度ですか。

以上でございます。

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤委員の本田上工業団地の現状と今後の見込みに

関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の既往誘致企業の町民税と固定資産税の年間税込額と町民雇用者数についてであります。本田上工業団地に進出している企業の税負担額は町民税、固定資産税、軽自動車税等総額で2,800万円強となっており、町内居住の従業員数は約40名いらっしゃいますが、本田上工業団地において操業を開始するに当たって、新規に町内の方が何名新たに採用されたかまでは把握をいたしておりません。

次に、2点目の企業誘致活動、空き地面積、契約見込みについてであります。令和元年度から販売を再出発する形となり、私自身が県、金融機関への訪問、依頼を行い、販売に向けたPR活動を積極的に行っていました。しかし、令和2年に入ってから新型コロナウイルスの影響により、直接的な営業活動は自粛せざるを得ませんでした。できる範囲の活動となり、新潟県発行の企業立地ガイド、日本立地センターへの情報提供を通じての産業用地ガイドへの掲載、そして新しい工業団地パンフレット作成などを通じた広報活動、PR活動を中心とするとともに、県担当課との情報を密にして情報交換を行っております。

なお、景観整備のために令和2年度から除草剤散布を改めまして、草刈りに変更いたしました。景観の向上によって、現地を訪れる購入希望者のイメージ向上に配慮いたしました。

現時点での販売可能面積ですが、4.19ヘクタールで、全体に占める割合は55%です。現時点での交渉の状況ですが、具体的なお話をすることは今できませんが、ある程度契約に結びつく段階になりましたら、速やかに皆様にご報告させていただきたいと思っております。

以上であります。

1番（小野澤健一君） どうもありがとうございました。

私がこれで本田上工業団地を取り上げたのは、税込の落ち込みのカバーというものもあるのですけれども、今後10年間の田上町を語るに当たって、工業団地、これ失敗しますと、かなりの金額を一般会計から入れていかなければ駄目になると。借入金の返済条件もテールヘビーといいまして、最終年度一番多く、4億円だか5億円たしかあったと思うのです。したがって、この返済期間が終わるまでの間に何とかでも、町長言われたようにトップセールスをされていらっしゃるということですから、一日でも早くそれを埋めていかないと。町民の大切な、本来福祉とかそういったものに使うべきお金が、こういったところに充当せざるを得なくなるということ非常に危惧をしております。

それから、あとは私もああいう、本当に一日も早く埋まってもらいたいという思いがありますので、一言付け加えておきますけれども、銀行を使ってください。銀行もああいうマッチングというのは非常にやります。銀行というのは、例えばある自分の取引企業がそこに出た場合、建設をするわけですから、建設資金を出すのです。したがって、町に指定金融機関の加茂信がある。それから前やってくれた協栄がある。それから私がいた第四北越があるということで、あと大光もあるか、そういった金融機関からの情報を得るといことになりますと、意外に見落としていたような案件も出てまいりますので、金融機関やそういうのを使うのはただでございませうから、ぜひとも町長等が行って、支店長などに会って、そういう情報があったらくれということ、言われるだけで大分違うのではないかと思いますので、そういう施策も一つ、もしよろしければお使いになられたらいかがというふうに私は思います。

以上です。

委員長（池井 豊君） それでは、3つ目の質問に行きます。

私のほうから、経常経費のかかる新施設の実質効果はということで質問させていただきます。「田上町交流会館」、「道の駅たがみ」、「田上町地域学習センター」の3つの新しい施設で、経常経費が増加するということが見込まれております。この3月議会において、経常経費が増加することがあたかも町の一般会計に対して大変な負担になり、影響を与えるという心配がされるような雰囲気が蔓延されておりました。しかしながら、私はこの3施設は町民に本当に幸福をもたらす、すばらしい施設であると。そしてまた、経済的にもいろんな効果をもたらすものがあるのではないかとこのように思っております。そこで、具体的な予測を聞かせてください。予測で結構でございます。

1、まず交流人口の数です。「道の駅たがみ」の来場者数の見込み、それから「田上町交流会館」の利用者数の見込み、それから「田上町地域学習センター」の利用者数の見込みをお聞かせください。

それから、この3施設の経済波及効果、特に「道の駅たがみ」が中心になると思うのですが、経済波及効果としてここでの売上げだけではなく、町で買物をするだとか、ガソリンを買うだとか、自動販売機でジュースを買うだとか、そういうのも含めてどのくらいの経済波及効果があるのかをお聞かせください。

それから、3番目として、実質的な効果として、さっきの経済波及効果に現れにくい「田上町交流会館」、「田上町地域学習センター」では、例えば町民の文化度が

アップするとか、文化的なサークルが幾つかできるとか、それから「田上町地域学習センター」においては町の小中学生の学力がアップするとか、模擬テストの1番の学生が出るとか、そういうふうな実質的な効果をお聞かせください。經常経費が増えても、その分町民の幸福度が上がりますと言い切れるような体制にさせていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

町長（佐野恒雄君） それでは、池井委員の質問にお答えいたします。

最初に、經常経費がかかる新施設の実質効果についてのご質問であります。まず、1点目の交流人口の数につきましては、令和元年9月にオープンした「田上町交流会館」の使用実績は、令和3年2月末現在で2万8,550人、月平均で1,586人の方からご利用いただいております。また、令和2年10月にオープンした「道の駅たがみ」につきましては、令和3年2月末現在、それぞれこれはレジ通過者でありますけれども、直売所で4万4,410人、月約1万1,000人、飲食コーナー等で1万5,262人、月約4,000人。コンビニエンスストアで8万3,513人、月約2万1,000人、「道の駅」合計で14万3,185人、月約3万6,000人です。先日3月8日にオープンした「田上町地域学習センター」においては、8日から13日までの6日間で図書貸出人数として164人です。これら3施設を合計しますと、17万1,899人の方からご利用をいただいております。

2点目の経済波及効果につきましては、「田上町交流会館」及び「田上町地域学習センター」に関しては売上げというものがないため簡単に見込めませんが、「道の駅たがみ」の直売所及び飲食コーナーに関わる部分に限定してお答えいたします。経済波及効果につきましては、売上げのほか、そこから派生する従業員の方の給与など非常に多くの要素を含め、算出すると、この2月までの間で仮に算出したところ、直接効果、第一次、第二次波及効果と積み上げると、おおむね5,000万円でした。ただし、これはあくまでも「道の駅たがみ」での試算であり、町内全体での波及効果は加味していません。ご質問の趣旨は、恐らく町全体への波及効果を問うているのかと思いますが、これに関しては今後指定管理者と運営を進める中で、町内事業所等への影響などと併せ、研究をしてまいりたいと思っております。

3点目の実質の効果について、「田上町交流会館」のオープンによる文化活動のアップについてですが、私は明らかに向上していると感じております。利用実績は、新型コロナウイルス感染症の影響によって2か月間の使用停止期間があったにもかかわらず、前公民館の利用実績とほぼ変わらない入館者数になる見込みですし、令和2年度の多目的ホールを利用した町民主催のコンサート、発表会が10件、無料の

展示スペース、町民ギャラリーでの展示会が15件、延べ237日間にわたり開催されるなど、これまでの公民館では見られなかった文化活動が可能となり、新たに生まれている状況であります。新型コロナウイルス感染症の終息後は、さらに発展していくことを確信をいたしております。

「田上町地域学習センター」につきましては、おかげさまをもちまして、今月の8日、ついにオープンを迎えました。開館後6日間の貸出冊数は、この前お話があったかと思いますが、799冊、164人の方に貸出しを行いました。これは、前公民館図書室の約2か月分の貸出冊数となります。学習スペースとして利用する学生はまだ少ないのでありますけれども、少しずつ増えている状況です。学力や教養は短期間で変化するものではありませんけれども、その環境は明らかに向上したと思っております。本に親しむ学びの場として大いにご活用いただけることを期待をいたしております。これら3施設を建設したことによって多くの方々が訪れ、まちのにぎわいや活性化につながり、町民の皆様にも喜ばれ、幸福を感じていただけるものと思っております。

以上であります。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。経済波及効果については、ぜひ算出ができるようにして、いつか発表してもらいたいと思っておりますし、あと「田上町交流会館」においては町民ギャラリー等の来場者もすごくいると思うので、そこら辺の数もしっかりカウントしていただきたいと思っておりますし、「田上町地域学習センター」においてはぜひ教育長、田上の子どもたちの学力がアップしたと。経常経費はかかるけれども、学力アップしたと。喜ばれているというような形を何とか図れるように努力していただきたいと思っております。以上で私の質問は終わります。

次に、関根委員から物件費（委託料）の適正積算についての質問です。関根委員、お願いします。

12番（関根一義君） それでは、総括的な質疑をさせていただきたいと思っております。町長に提出しました質問事項について不正確な表現もありますので、訂正しながら質問しますので、よろしくお願いします。なお、私のほうで付け加えて口頭で私の質問した趣旨について述べたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長から紹介がありましたように、物件費（委託料）ですけれども、この適正な積算について質問をいたします。当初予算の追加資料によれば、費用対効果などの観点から安易に一者随契にせず、費用削減に努めることとしています。

次が正確な表現でございませんでした。私の言いたいのは、予算編成に当たって、

各課の予算積算の結果についての評価を町長に伺いたいということでありました。繰り返します。予算編成に当たって、各課における予算積算の結果について、その評価をいただきたいということでもあります。

私になぜこの委託料を総括質疑に取り上げたのかということについて、申し上げたいと思います。1つは、予算編成方針並びにその指針について、基本的に賛同するという立場からです。その上で、予算編成に示されております物件費（委託料）に関し、この件については過去にも議論がありました。5年前あるいはもうちょっと前かも分かりませんが、議論をいたしました。しかし、この委託料については委託すべき業務が専門的であり、あるいは特殊であるために、その適正化議論は深まりませんでした。こうしたことから、私は今回の委託料の適正化について、ある意味では懐疑的に捉えたから、このような質問をいたしました。

繰り返しになりますが、私は令和3年度予算を単年度そのものとして審査に臨んではいません。将来的に、あるいは中期的に捉えることが大切と考え、町長も何度か強調しておりましたけれども、大型ハード事業を終えた今日、厳しい財政展望があるがゆえにということを利用して、行政サービスを後退させることができないとの地方自治体の責務を強くしているからであります。その意味で予算編成方針を高く評価していますが、一方、この方針がどのように実践されたのか、強い関心を持って審査に参加しておりました。先ほど申し上げました委託料の積算の結果について、町長はどのように評価しているのかという質問もその一つであります。ぜひとも町長の所見を伺いたいと思います。

町長（佐野恒雄君） それでは、関根委員の質問にお答えさせていただきます。

令和3年度予算編成におきましては、令和2年度までは事業費の5%削減を目標、予算書上の事業区分での削減を目標としておりましたが、なかなか実現が厳しいことから、令和3年度においてはもう一段上の、予算書上の目単位での削減を指示したところであります。その中で、物件費（委託料）でありますけれども、例年の予算編成方針においても積算に当たっては、費用対効果などの観点から事業内容を十分精査するとともに、複数の業者から見積りを徴すなどにより費用の削減に努めるよう職員に指示いたしておりますが、令和3年度予算における臨時的経費を除いた委託料の総額は3億6,400万円となり、令和2年度に対し550万円の増額となりました。この要因といたしましては、地籍調査業務において事業費減少による削減はありましたが、「道の駅たがみ」、「田上町地域学習センター」、防災行政無線などの新規事業の実施により増額となったところであります。こうした状況ではありますけ



れども、引き続き行財政の効率化を図るよう指示してまいります。

なお、予算編成につきましては、各課からはそれぞれ十分に努力をしていただいたと思っております。

12番（関根一義君） ありがとうございます。町長が捉えた評価結果でございますので、尊重したいと思えます。

私は、委託料の適正化というふうなことを一口で言いますけれども、これは非常に難儀だというふうに思います。ほかの案件についての事業見直しだとか、そういうものとはまた性格を異にしまして、非常に難儀をするということだと思います。私もよく過去においても議論してきましたから、そのことについては自覚をしているつもりです。業務委託内容が、先ほども申し上げましたけれども、専門的な分野が多いということだとか、それから特殊的な分野が多いだとかということをもって、それはある意味では、委託料の適正化に向けて見直しをするということについては、難儀をしているということは十分承知しています。しかし、町長が言われましたように一旦掲げた要するに課題ですから、それについては今後も努力をしていくというふうなことを表明されましたので、私はそれで今後のそれぞれの立場で見直しを図っていく、適正化を図っていくということについては、期待を申し上げて終わりたいと思えます。

委員長（池井 豊君） 次に、中野委員から保健福祉課の人的配置の考え方を問うということをお願いします。

6番（中野和美君） 総括質疑をさせていただきます。

私は、保健福祉課の人的配置の考え方を問うということで、総括質疑させていただきました。昨年よりの新型コロナウイルスの対応、これから始まりますワクチン接種、日頃よりの健康増進事業、生活苦相談、自殺対策、新規の子育て世代包括支援センターの設置など保健福祉課の担当業務が増幅する中で、令和2年度と同じ人数での業務対応が果たして可能であるのか。職員一丸となって取り組むとの課長答弁で課の意気込みが伝わってまいりました。しかしながら、職員が激務により心身ともに疲弊してしまわないか危惧しております。今後の保健福祉課の職員の人的配置の考え方を問います。

町長（佐野恒雄君） それでは、中野委員の質問にお答えさせていただきます。

保健福祉課の人的配置の考え方についてであります。委員ご心配されるとおり、確かに保健福祉課の業務は通常でもなかなか多彩で、量もかなり多く、さらに年々業務量も増えておる状況であります。さらに、今通常業務のほかに新型コロナウイ

ルス感染症の予防、感染拡大防止対策とともに新型コロナウイルスワクチンの接種業務という、かつて経験したことのない、膨大な業務に取り組んでおるところであります。ワクチンの接種体制につきましては、業務内容について共通の認識、理解を持つよう円滑な協力体制を図れるように、迅速な意思決定ができるよう全庁的な体制を確保できるようにプロジェクトチームを立ち上げ、取り組んでおるところであります。また、接種業務において必要とされる人員体制には、会計年度任用職員の採用、またはコールセンターの設置には、人材派遣会社からの派遣を予定をいたしておりまして、万全の体制で臨んでいきたいと考えております。限られた町の職員数でありますけれども、できるだけ職員の負担を軽減できるように配慮してまいりたいと考えております。

以上であります。

6番（中野和美君） 全庁的体制でプロジェクトチームを立ち上げ、万全の体制で当たりたいということ、まずはそのお言葉を期待しております。そして、やっと今いろんな行事、イベント、大きな行事が一つ一つ田上町片づいていってはいるのですが、ほんの直前ですと産業振興課にもすごく負担かかっていましたし、平行しまして教育委員会も大変な負担がかかっておりました。そのために本当につらそうといたしますか、心配しながらずっと見ておるのですけれども、今回またそのようなことにならないように、ぜひ配置のほうをよろしく、負担にならないようにご配慮お願いいたします。

以上です。

委員長（池井 豊君） 続いて、関根委員から各種基金の在り方とその有効活用についての質問です。

12番（関根一義君） それでは、2つ目の総合的な質疑を行います。

各種基金の在り方と有効活用について、予算審査の過程でそれとした議論がなされたということではありません。しかし、林業振興基金でしたか、そのような議論もありましたし、そのほかの項目間のところで基金に関する議論もありましたので、それに関係して、私から基金の在り方と有効活用についてという提起をいたしますので、町長の見解をお願いしたいと思います。何度も繰り返しますから多くは必要ないと思いますが、厳しい財政状況の中においては、基金の確保というのは町政の運営上不可欠であると思います。ある意味では、町政運営の潤滑油だというふうにも思います。基金が確保されなければ、町政の円滑な運営は不可能だというふうな状況も想定されると思います。したがって、ここにも書きましたけれども、

基金は財政運用上貴重な財源として位置づけるべきだし、目的に沿った有効活用が可能な額が確保されているのかといえば、そうは思えない基金が存在しているということだと思います。何を指しているのだということを具体的に言うつもりはありません。本当にそうなのかというと、否定的に捉えざるを得ないという基金も存在していると思います。私は、基金が名目的な貯金であってはならないというふうにも思っていますので、次の質問を行いたいと思います。

1つは、基金の使命と在り方、有効活用について検証が必要な時期に差しかかっているのではないかと。総体を見た上で、有効活用の検証が必要になってきているのではないかとということをお聞きしたいです。

それから、2点目ですけれども、何回か繰り返していますけれども、またそれかという感じで受け止められるかも分かりませんが、減債基金の位置づけ、活用について、財政の中期展望に立ってどのように考えているのか、改めて明らかにしていただきたいです。これは、当然にも減債基金5億8,000万円ぐらいありますけれども、その有効活用、将来的な活用方について考えておられるだろうというふうに思いますから、それをお聞かせ願いたいというふうに思います。過去において、この点についていろいろ議論をさせていただきましたけれども、この大型事業を実施するに当たって、有効活用はされてこなかったということをお聞きしたいです。

3点目ですけれども、財調基金の在り方が町長の答弁によって明らかにされました。財政計画の5年後の財調の残額は3億円を確保したいと。これがある意味では、町としての財政規律だというふうな見解も明らかにされました。私はずばり言わせてもらえば、本当に3億円でいいのですかという思いなのです。例えば今冬を考えてみた場合、今冬はどういう、要するに財調からの一時支出がなされたかと。流用がなされたかといえば、雪害で1億2,000万円ですか、3,000万円ですか、の基金が取り崩されて、要するに災害対応をされたということなどを考えたりしてみますと、私は3億円というのは最低限確保すべき額だろうと。必要な額としてはプラスアルファが必要だというふうに考えておいて、今私はここで何億円確保すべきだということを申し上げませんが、そういう立場に立つべきだというふうに思っています。私はここにも書いてありますように、過去においても現在においても、私は町の財政担当の経験と知見については高く評価をしています。一生懸命やってもらっている。そして、きちっと成果を上げてもらっているということについては、高く評価をしています。したがって、必要な額というものについて専門的に取り組

んできている。過去の経験を行ってきている財政担当の意見なども町長は把握していただいて、適正額をさらに上積みをするということが必要だろうというふうに思います。財政計画が5年後、3億円というのは最低限の条件だというふうに私は捉えます。通常的に確保しておくべき額というのは、そのプラスアルファが必要だと。そのことによって、こんなことを言うと言い過ぎかも知れませんが、いかなる事態が発生しても、行政サービスを後退させないという潤滑油になるのだということですので、そのように捉えておりますが、町長の見解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

町長(佐野恒雄君) それでは、関根委員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

はじめに、基金の使命と在り方、有効活用の検証についてお尋ねであります。基本的には各基金とも設置目的に沿った運用を行っております。ご指摘いただいた観光施設整備基金につきましては、平成30年度からごまどう温泉源泉使用料を財源として毎年積立てを行っており、令和元年度にはごまどう温泉浚渫工事を実施した際に、その財源として取崩しを行った結果、令和2年度末の基金残高は53万4,000円の見込みとなっております。これにつきましては、新型コロナウイルス対策の一環として令和元年度、令和2年度とも源泉使用料を免除していることから、2か年分の積立てを行うことができなかったことによるものであります。今後、新型コロナウイルスによる湯田上温泉の経営状況にもよりますが、基本的には今までと同様の方針で積立てを行ってまいります。状況によっては追加の積立てについても検討したいと考えております。いずれにいたしましても、委員言われる名目貯金とならないように配慮してまいりたいと思っております。

次に、減債基金の位置づけ、活用方法についてお尋ねであります。令和3年度予算における公債費につきましては、庁舎建設等の起債の償還が終了したことによって、ここ数年の中でも最も金額が少ない状態ではありますが、令和4年度以降は、まちづくり拠点整備事業をはじめとする大規模事業の償還が始まることから、約4,000万円から5,000万円程度増額となる見込みとなっております。このことから、まちづくり財政計画におきましては、令和4年度から公債費の財源として取崩しを行う予定といたしております。

最後に、雪害等を考慮した財政調整基金の適正額の検討についてお尋ねであります。財政調整基金の残高につきましては一般質問でもお答えしたとおり、まちづくり財政計画においては、5年後の最終年度の残高について3億円を下回らないこ

とを一つの基準として作成をしておりますが、令和2年度のような大雪となった場合、不足となる財源手当につきましては国庫支出金、特別交付税等が追加に交付はされますけれども、全額を賄えることはできません。最終的には財政調整基金からの取崩しにより対応しているのが現状であります。こうした状況でありますので、雪害等を考慮した財政調整基金の適正額を示すということは、非常に難しいことについてご理解をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、今ほど関根委員おっしゃられるように、その3億円の維持ということは、もう最低のことなのだというのは肝にしっかりと銘じて、今後の財政運営に努めてまいりたいと思っております。

12番（関根一義君） 再質問の段階では、減債基金について訴えたいと思っております。

改めて昨日の晩、減債基金条例を読み込んでみました。コピーして持ってきましたけれども、私は減債基金の5億7,000万円か8,000万円かぐらいあると思っておりますが、これを眠った貯金にすべきでないというふうに思っています。私の個人的な考え方を申し上げますから、もし参考にできれば参考にさせていただきたいと思っておりますが、場合によったら減債基金の名称変更をしてでも、有効活用に踏み込むべきだというふうに私は思っています。昨日議論になりまして、私も強く感じましたけれども、例えばの話ですから、例えば椿寿荘の改築の話がありました。椿寿荘は、町にとっては観光資源の有効的なものの一つです。話をいろいろ聞かせていただきますと、椿寿荘の館長は大変お客さんを誘致するのに努力をしておられて、大きな成果を上げておられるのだという話も聞きます。しかし、あまりにも椿寿荘に対する力の入れ具合が、行政としては不足しているのではないかということを感じました。だとしたら、私は、乱暴な理論ですよ、乱暴な理論は百も承知で言いますがけれども、減債基金5億7,000万円あるのだから、これを使って町の観光資源に、てこ入れをしたらどうなのだとことを思ったのです。これは、そういう議論を聞かせていただいて、私が感覚的に捉えたことですから、これが正しいかどうかというのは分かりませんが、そういう意味で、眠っている資金を眠ったままにしておくべきではないということ強く申し上げておきたい。町長から将来的な活用については、これから発生するであろう公債費の対策費として考えているのだということが明らかになりましたから、大きな前進だというふうに捉えますけれども、それでも私はそういう活用方法を考えてもいいのではないかとという意味で、在り方と有効活用というふうに表現しましたから、ある意味参考にさせていただきたいということを一応申し上げます。

2点目ですけれども、長くなり恐縮ですが、調整基金です。3億円でとても足

りない。私は、町長がこれから財政状況がさらにさらに厳しくなっていく中であって、行政サービスを落とさないというところに立つとしたら、余裕のあるときに財調の必要額を確保しておくことはどうしても必要になってくるだろうと。これは、私は財政運用の基本をなすかも分からないという受け止めなのです。予算編成だとか決算だとかというところに力を入れて、要するにコントロールしていくというのも大事だけれども、もう一方では財調をどれだけ確保して、どれだけ町政のために活用していくものかという視点が、どうしても必要だろうというふうに思っています、これは私は声を大にして訴えたいと思う事柄なのです。ですから、専門家が、スタッフはそろっているわけですから、その英知を町長はきちっと把握して、そして今後の対策に活かしていただきたいと、今幾らにすべきだという議論は私はする気はありませんから、町長のこれからの財政運用に期待をいたしますということであります。

以上で終わります。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

続けて、地区要望に対する予算措置額について、小野澤委員よりお願いします。

1 番（小野澤健一君） 私のほうから一般質問でもお話をしたのですけれども、地区要望に対する予算措置額についてお尋ねをいたします。

先日の私の一般質問に対する町長からのご答弁では、令和3年度予算における採択率は、過去2年の採択率を上回ることを目指してということでご回答をいただきました。通常は採択率と予算措置額は相関関係、大体正比例関係であると思っておりますけれども、予算措置額についてお聞かせをください。また、令和元年度、令和2年度の予算措置額は幾らだったのでしょうか、推移をお聞かせください。

以上です。

町長（佐野恒雄君） それでは、小野澤委員の地区要望に対する予算措置額についての質問であります。

工事の工種によっては1件の採択によって多額の工事費を要する案件や、簡易な修繕等では金額がかからないもの、また、直営による修繕で可能なものもありますので、選択率が増えたことによって、必ずしも予算措置額も上がるということには結びつかないということをご理解いただきたいと思います。令和3年度を含め、過去2年分の採択率と予算措置額につきましては、令和元年度が要望数277件に対しまして採択数が52件、率にしますと18.8%となり、予算措置額については2,298万4,000円で、令和2年度においては、要望数285件に対しまして採択数が60件、率に

して21.1%となり、予算措置額については6,215万8,000円。令和3年度の要望数が312件で採択数が85件、率にしますと27.2%となり、予算措置額は4,855万2,000円となっております。今ほどの数値につきましては、委員皆様のところ資料として配付しておりますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上であります。

1番（小野澤健一君） どうもありがとうございます。令和3年度の平均で見ると、大体1年度で4,500万円ぐらいの金額なのだなということで思います。それを踏まえて、またご質問いたします。

私は、採択率が町長のご指示でこういった形で27.2%と年を追うごとに上がってきている、この努力は非常に大切なのだろうというふうに思います。したがって、各区長から町のほうに要望という形で出すわけでございますので、その採択の可否の理由、こういったものを示してやると。これはどういうことかということ、町民に対する行政側の説明責任の一環だろうと私は思うのです。だから、できないものはできない、できるものはできるということになるのでしょうかけれども、区長も私、話をすると、町に対してこういう要望を上げたのだけれども、できなかったと、あるいはできた、その説明ができなくて非常につらいのだという声を聞くのです。したがって、あなたのところはこれはやるけれども、これはできない。できない理由はこうなのだというフィードバックをやらないと、町長が答弁で言われた区長とのコミュニケーションというのは、こういうのが一番大事だと思いますので、ぜひとも今回からそういう形で、区長に対して示してやる必要があるのではないかとこのように思いますので、併せてお願いをしたいというふうに思います。

それから、あと町長言われるように採択率と予算措置額、金額は工事の内容によって大幅に違ってくるわけですので、残念ながら相関関係というわけにいかないと思います。したがって、毎年地区要望に対して、大体幾らぐらいの予算を計上していくのかというのをある程度明確にしていかないと、先ほどいろいろ話の中で財政が今後どんどん、どんどん厳しくなる中において、どうしてもこういったものが後送りというか、そういう形になっていくのを非常に危惧をするわけです。公共事業の一環でもあるわけですので、私が提唱した優先順位の基準表を作れというところまでは、町長のお考えにはまだなっていない、それはそれでいろいろ考え方がありわけでありましてけれども、そういった形で継続的に地区要望を満遍なくこなしていくのだという、そういったものを予算額、ある程度5,000万円なら5,000万円。4,000万円なら4,000万円毎年取って、その中でやりくりをしていくのだというふうな予算を、

ぜひともつくり上げていただきたいと。そういう形で整々粛々と地区要望に対しては応えていくというやり方を取っていただければというふうに思いまして、私からの要望として質問を終わりたいと思います。

委員長（池井 豊君） ありがとうございます。

最後に、防火水槽設置場所借地料補助金について、渡邊副委員長より質問があります。

副委員長（渡邊勝衛君） それでは、私のほうから質問事項、防火水槽設置場所借地料補助金について。質問の内容といたしまして、各地区にある防火水槽は町有地または私有地に設置されております。私有地に設置されている方に対しては、年1回区長から防火水槽設置場所借地料補助金として1か所5,000円を支払い、領収書を地区から町に提出し、その後、地区の口座に入金があります。17日も産業振興課から記念樹贈呈事業として、新築の場合、区長から回ってもらう手間が大きく、改善を求められております。質問といたしまして、防火水槽設置場所借地料補助金として12万8,000円が上がっておりますが、私有地に設置されている地区と防火水槽の数を町長に尋ねます。

2番目、町から借地として協力をしていただいている方の口座に入金することを提言しますが、今後の対応について町長に尋ねます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） 渡邊委員の質問にお答えいたします。

はじめに、私有地に設置されている地区と防火水槽の数についてお尋ねですが、本田上で2基、中店で4基、湯川で5基、後藤で1基、曾根で2基、羽生田で4基、下吉田で4基、原ヶ崎で1基となり、合わせて8地区、23基の防火水槽が私有地に設置されております。

次に、借地料の補助金を直接町から入金とのご提案でありますけれども、地区での支払いが始まり、その後、町へ補助要望を受けた経緯もありますことから、これまでどおり各地区への補助金として、対応させていただきたいなというふうに考えております。

以上であります。

副委員長（渡邊勝衛君） ありがとうございます。それでは、2回目の質問させていただきます。

一応、町長は現状でというお話があったわけでございますけれども、私、今この工程を見ますと、まず町から地区へ文書が渡されます。それで、それから地区の会



計から地主へ金が払われます。その後、地区から町へ領収書が来るかと思えます。それから、町が地区へ金を払うというようなことで4工程になっているかと思えます。それで、私が提言したのは1工程で済むということで、私は提言させていただきました。それで、改善というのは非常に重要かと思えます。改善をすることによって経費がかからない、コストが下がるというような状態であります。それで、例えば私が1回の工程でいいのではないかとお願いしたところなのですけれども、それに関して問題があるようでありましたら回答願いたいと思えます。

以上です。

町長（佐野恒雄君） どういう問題があるかは私自身も把握はいたしてはおりません。しかし、年1回借地料としてお金をいただきに上がるわけではなくて、お金を払いに行く、借地料をお支払いにいく形であります。できればそういう形でお願いできればなと思っております。

委員長（池井 豊君） 以上で総括質疑を終わります。

最後に、委員長から2つぐらい申し上げます。

本予算審査特別委員会においては、今回執行から懇切丁寧な資料を提出していただいたことに感謝申し上げます。ペーパーレス社会とは反するようなことなのですけれども、それ以上に予算の内容が深く理解できる資料の提出があったことにより、より深く審査できたと思っておりますので、感謝申し上げます。

それから、もう一つ、お願いがございます。今回の審査で173件の質疑、8件の総括質疑がございましたけれども、予算の執行に当たっては、この予算審査特別委員会で出た質問や意見を活かし、予算執行に役立てていただくことをお願い申し上げます。

執行の皆様、大変お疲れさまでした。委員の皆様は、しばらくお待ちください。休憩いたします。

午後2時21分 休憩

---

午後2時23分 再開

委員長（池井 豊君） 再開いたします。

最初に、議案第1号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第1号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第2号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。議案第2号は原案のとおり決定されました。

続いて、議案第14号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

13番(高橋秀昌君) 私は、賛成の立場から討論に参加します。

その理由は、振り返ってみてください。令和2年度の予算のときは、私が提案したことが一つも入っていないことで反対しました。今回も入っていないのです。しかしながら、町長の政治姿勢に今回は非常に趣を置きました。1つは地域医療です。県央医療をどう守っていくか、特に加茂病院をどう守っていくか、この点で私は100点とも言えるような、町長の住民の立場に立った答弁をされたということが1つ。

2つ目には、原発です。これについても地域の皆さん、住民が本当に安心・安全ということの立場から原発に対して発言をした町長の姿。

そして、3つ目は昨日起こったのですが、下水道の公営企業化に関することです。これは、町長といえどもこれを避けることができない。もし避けたら、全く補助金は来なくなるという状況であります。そういう中で、委員会では私の個人的見解という括弧づきはありましたけれども、できることであればこの公営企業化ではなくて、これまでどおりにしたいと。と同時に、公営企業会計をやらざるを得ない状況の中では、条例でもって住民の負担が強化されないようにこれから研究していくという、この3つの特徴的な姿勢を示しました。これは、国や県に迎合しない町長として、私は極めて優れた政治姿勢だと判断します。

一方、今度の予算の中では、安易に福祉関係で弱い立場の人に負担を強いる、例えば緊急通報の値段を上げるとか、そういうような、あるいは紙おむつに対しても減らすとか、こういった弱点があります。ですからこういう部分については、これは補正予算でも町が考え直すことができる条件として、ここには厳しく指摘をしつ

つ、全体として町長の政治姿勢を評価した上で、賛成するという立場を取りたいと思います。詳しくは本会議で行います。

委員長（池井 豊君） 賛成討論でした。

1 番（小野澤健一君） 高橋委員が賛成なので、私どうやっていいか分かりませんが、書いてきたので、これ読みます。

先日行った私の一般質問の論旨からして、本来は反対の立場で討論に参加するのが筋だと思いますが、極めて不本意ながら、これから述べることを強く意思表示をして、賛成の立場で討論に参加いたします。

4 日間に及ぶ予算審査特別委員会では、予算の詳細に対する質疑が行われました。中身を精査しても、私が主張する町民の暮らしの基盤である、田上町の社会経済の疲弊に対する有効な施策が見当たりませんでした。現状の認識が私と町側で大きく相違していることを改めて感じた次第です。

しかし、一方で国の第三次補正、約9,000万円に基づき、新年度早々に補正予算措置により施策を検討する予定にあること。疲弊し切った田上町の社会経済に対して、予算成立の遅延によるこれ以上のダメージを与えることは適当でないとの大局的見地に立ち、遺憾千万ではありますが、賛成の立場を取りたいと思います。

改めて申し上げますが、経済的施策の要諦は切れ目のない施策の実施を鉄則とし、予算計上、財政出動に関しては当初大規模にし、浸透状況を勘案しながら徐々に縮小していき、経済的離陸を促す必要があります。そのための予算を令和3年度当初予算に計上しないことは、飛行機に例えれば離陸のたびに滑走炉に入る手前でエンジンを停止させることと同じであります。補正予算において、この代償に見合う施策の実施を強く要望します。

以上。

委員長（池井 豊君） 反対の討論はありませんか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（池井 豊君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

議案第15号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もございませんので、討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第18号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結します。

これより議案第19号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり決定されました。

次に、議案第20号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり決定されました。

最後に、議案第21号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言を願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

委員長(池井 豊君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり決定されました。

これをもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

本会議における委員長報告につきましては、副委員長と相談の上取りまとめを行いたいと思いますので、委員長にご一任願いますようお願い申し上げます。

これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

---

午後2時28分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年3月19日

予算審査特別委員長 池 井 豊